大正十三年十月出版

續群書類從

第貳拾參輯下

東京

續群書類從完成會

續群書類從第貳拾參輯下目次

武家部

續群書類從第貳拾參輯下目次畢

續群書類從卷第六百五十五

新編追加

武家部一

神社篇三ヶ條

神事祭禮條一

一諸社祭之時非職之輩好二武勇一之類。礫飛之一次刄傷殺害之條。固可レ被レ加二制止一也。而依レ令レ禁二遏此事一。世間飢饉之由。京中雜人風聞云々。泰時在京之時。殊雖レ加レ制。全以無二其儀一。是則好二武勇一之輩。寄二事於左右一令レ搆二申一歟。甚不レ足二信用一。但於二礫飛一者非二制之限一。至二武藝一者可レ停二止之由所レ候也。仍執達如レ件。

寬喜三年四月廿一日　武藏守判
相摸守判

一可レ與二行諸社幣物不法一事。建長五。七。十二 宣旨

抑以レ聖承レ重敬レ神爲レ本。資レ明繼治世(供イ)爲レ先。而祈年。月次。神今食以二諸社祭幣帛一作二神物等一。追レ年有二不法之聞一。偏是有司存二擁怠一。而不レ備二職掌一宰吏專二雜濫一。而如レ忘二式條一。縱雖レ非二本數一。守二建久二年符旨一。惜令二遵行一祈年穀以下。伊勢幣。寧分所納物。延二年季一充國々等。猶致二對捍一。當日晚陰纔以進濟。因二茲陣役之營入二夜景一。發遣之儀送二半更一。神事之陵夷職而

總撿挍保己一集
男源忠寶校

斯由。自今以後專存如在。殊致謹愼。

一可慥進發同使事

抑請取幣物置私宅。徒過日限付本社之由。有其聞。四位五位守結番。慥令勤仕。不誤行程。不違日限。雖爲遠所可參着。

一石淸水放生會以前殺生禁斷事。

左辨官下　五畿內諸國

右左大臣宣。奉　勅。漁獵鷹鵜之制者。格符前後之誡。而愚怯之民偏背嚴制。放逸之輩剩爲伎藝。匪啻身後之罪因。殆多眼前之感報。云彼云是可懺可禁。就中放生會以前自八月一日至于十五日。專爲每年例事。下知京畿諸國。殊加禁遏之施行。須全飛沉之生命。若令違犯者。慥仰所部官司。任法禁斷。但於神社有限供祭者。不在制限矣。

弘安二年十二月十五日　大史小槻宿禰 判

權右中辨平朝臣

一石淸水放生會以前殺生禁斷事。官符案如此。早守符旨可施行之由。可被下知河內。攝津。信濃。紀伊。日向國地頭御家人等之狀。依仰執達如件。

弘安三年七月廿三日　相摸守 判

陸奧彥三郞殿　諸國守護人同前

一可如法勤行諸社神叓等事

祭。豐年不奢。凶年不儉。是禮典之所定也。而近年神事等。或陵夷背古之儀。或過差忘世之費。神慮難測。人何有益(冥カ)。自今以後。恒例祭祀不致陵夷。臨時禮貴(典イ)勿令過差。

神殿修造條

一香椎社造營事

筑前國怡土庄。爲料所可造營之由。被定下年記之處。于今不終其功云々。云未作之分限。云當社之所士。可尋注進。

一肥前國河上社事。

如高木伯耆彥六家定代申狀者。當國段米被寄附之處。或奉行人借用。或領主米借間。有名無實云々。仍云借用云未進。譴徵納之。急速可令造之。

神司法度條三

一宣旨事。寬喜三年六月九日

近曾山僧神人等。寄事於面々沙汰。有振於所所風聞。其旨趣有由緒。經上奏可隨理非。而或稱寄附神領押妨甲乙之庄園。或號供(神脫カ)用物煩遠近之屋舍。殆有施恥辱者。又有及佗傺輩。爲世爲人不可不禁。自今以後可令停止。若背鳳御(銜イ)猶致狼藉者。縱雖爲神人宮仕。爭遁皇憲朝章。令解其職。仰有司幷武家速糺罪過則無禍。凡於在家亂責負累物者。處々緣林於行路點定運上物者。准之白狀。早任其愆(アヤマリ)可行其科者。斷罪本主及得語人。宜下知本社本寺。守此嚴制莫失墮矣。

一西國住人等。號神人構支於左右。好寄物功物之沙汰。致狼藉間。守護所地頭代等及相論之時者。忽及喧嘩云々。不致沙汰者定彌乘勝歟。甚不便也。神人於致狼藉者可解却神職。若非職之輩募神威令濫行者。可被處罪科之由。可被觸申別當貫首也。抑向後自由濫吹。尋取神人交名幷(並イ)在所注文。可被召仰守護人地頭等隨訴訟出來爲致穩便之沙汰。存此旨可被申沙汰之狀。依仰執達如件。

天福二年三月一日　武藏守判

駿河守殿　相模守判

一諸社神人等。付在京武士宿所。或振神寶或致狼藉事。動有其聞。支(尤イ)寶者最不便也。於理訴者。縱雖不(僞イ)濫惡。何無其沙汰。至無道寄沙汰者。永存懲傍輩。可被召下張本於

關東也。存此旨可被申沙汰之狀。如件。

延應元年四月十三日　前武藏守　判

修理權大夫判

相模守殿

越後守殿

一諸社神人狼藉事、就甲乙之訴訟。糺明之處。罪科難遁之時、雖相觸本所。不事行之間。有煩于成敗云々。最(尤イ)不便也。狼藉輩無遁方者解却其職。隨召給其身。可被進關東也。凡三ヶ度相觸之後。不叙用者。可令注進給。依他事雖訴訟出來。永不可有御沙汰也者。可被存其旨之狀。依仰執達如件。

延應元年四月十四日　前武藏守　判

修理權大夫判

相模守殿

越後守殿

一諸社神人幷神官等、令書起請文時。於他領社不可書由事。

右於京都者不嫌自社他社。於北野社可被書也。

仁治元年十二月十六日　武藏守

一可令停廢諸社新加神人事。

抑諸社之氏人數加增。格條所制。科法不輕。各仰本社惣官等。於本神人者令注進交名幷(竝イ)請文。至新加之輩者槪解其職。

佛舍篇三ヶ條

佛事法會條一。

一鎌倉中諸堂供料事、文永元

寺用未下之間。多致無供之勤云々。寺務幷雜掌共以不法也。於引付糺明子細。早速可令尋沙汰。

一鶴岡八幡宮幷鎌倉中諸堂供僧事弘安八。四。八。

於引付勘其人。可申定評定其後當奉行可

申御寄合

一御内領内寺社別當供僧等事、以鎌倉常住僧被補之處。恣貪佛神用。不遂結解。令懈怠恒例勤之條。甚不可叶冥慮。自今以後。件僧徒補彼職事。一向可令停止。但住其所。興隆佛法。勤行神事者、非制限。次同執務之仁。引募料田。小破之時不加修理。及大破後。申賜公文。可遂造營之由。申之者可令改易所職之狀如件。弘安七年八月日

一可令如法勤行諸堂年中佛事等事。奉行人行一

諸堂之勤。恒例有限。而供僧等纔雖有勤修之名。更無抽誠信之志。被補其職之始雖有法器之淸撰。被補其職之後。多用淺﨟之代官。然間以尫弱手代勤嚴重御願。太不可然。禁忌幷現所勞之外。用代官事。一切可停止。兼又供料不法未下相積之由。諸堂有訴訟。云雜掌云寺務。乍知行有限之役何可遁避應輸之濟物乎。於引付雖有其沙汰。猶以不事行歟。殊可有嚴重之沙汰之由。重可被仰下引付。此上有不法雜掌者。隨奉行人注申可被改易其職矣。

堂舍造營條

一鎌倉中諸堂修理幷寄進取領事。弘安七。十一。二十七

五方引付可申沙汰之由。先日被仰下之處。無沙汰云々。修理事者。頭人加見知嚴密可注申。小破所々爲別當之沙汰。可修理之由。可相觸所領事。急速可申沙汰。次法花堂事爲五番引付頭人之奉行。修(終カ)造營之功間。於五番可有沙汰。次新釋迦堂事。同前。大慈寺者可爲二番引付。

僧徒行狀條三

一僧徒裹頭横行鎌倉中事

可令停止之由。可被仰保々奉行人

一念佛者事
於道心堅固輩者。不及異儀。而或喰魚鳥。招寄女人。或結黨類。恣好酒宴之由。遍有聞。於件家者。仰保々奉行人。可令破却之。至其身者。可被追却鎌倉中也。

一諸堂供僧等或臨病患。附屬非器弟子。或立名代之後。落隨世間。猶貪其利潤事。
曆仁元。十二。七兵庫頭貞員奉行
右云彼云此。共以背佛意歟。縱雖爲師讓。不可被免許非器之輩。雖爲器量之仁。不可被用濫僧之讓。自今以後者。固守此炳誡。撰法器拔群之人讓之。專戒行。敢不可違越矣。

一僧徒兵杖禁制事。度々被下綸旨畢。而動違亂之輩出來。云々。尤可有御制止之由。申入所々貫主別當殿後。猶爲自由濫吹者。任法可令致沙汰之狀。依仰執達如件。

延應元年四月十三日　前武藏守判
修理權大夫判
相模守殿
越後守殿

一被止鎌倉中僧徒從類太刀腰刀等事。仁治三。三。三
右僧徒之所從常致鬪亂。多及殺害。云々。武士之郎從猶以不及如此之狼藉。何況於僧徒之所從等哉。是則好而召仕武勇不調之輩。專不加禁遏之故也。於自今以後者。僧徒兒共侍中間童部力者法師。横雖劍。差腰刀。一向可停止之。若背此制止。及刃傷殺害者。宜被處主人於過怠。堅存此旨。不可違犯之由。可被相觸供僧等之旨所候也。仍執達如件。

仁治三年三月三日　前武藏守泰時
大御堂執行御房

若宮別當御坊
大夫法眼御坊以上三ヶ所各別書下之。

追仰件輩鈕刀者。仰付小舍人。隨見令拔取之。可施入大佛之由、被仰下畢。同可被仰聞其旨也。

一勝長壽院僧房連々有鬪亂事。度々及殺害云々。武士之郎從猶以不及如此之狼藉。何況僧徒之從類哉。則好而召仕武勇不調之輩、不加禁遏之所致也。加之三昧僧等偏好事酒宴。併疎其節之由。有風聞。非啻破戒行。剩背尋常之法。自今以後僧徒之兒共侍中間童部者法師。橫雄劍差腰刀一向可停止之。若猶不拘制止及刄傷殺害者。宜被處主人於過怠。堅存此旨。更不可違犯之由。各可令相觸給之由所候也。仍執達如件。

仁治三年三月三日　前武藏守泰時

謹上　大藏卿僧正御房

一鎌倉中諸堂別當職事。同前。イ

右於寺務職者以德闌功積之人。可被撰補之處。不謂器量。不顧若﨟。恣稱有師範之讓。管領一寺。非啻招當時之嘲。甚不叶佛意。於自今以後者。一向停止讓補之儀。宜依時儀矣。

一可爲諸寺務者。以四ヶ年任限事。

抑有封之寺。已有治爲被置執務者。爲令莊嚴也。起畢日功稱修治力。補任之後。更無其實。只犯用資財。徒破壞堂塔。因茲任眞觀符。以四ヶ年爲遷替期。若有殊功者。可被延任。於致緩怠者。不秩滿可被改其職。

一鎌倉中僧徒官位事。　正應元。八。

恣昇進之條。甚濫吹也。自今以後。不蒙免許。任叙者。可被懸其科於師匠。且寺社供僧違犯者。殊當可註申也。

一稱二念佛者一。着二黑衣一之輩。近年充二滿都鄙一。横二行諸所一。動現二不當濫行一云々。尤可レ被二停廢一候。於二關東一者。隨レ被二仰付一可レ致二沙汰一候。此事　宣旨雖レ及二度々一。未レ被二對治一。重遍可レ被二宣旨一之由。可レ被レ申二入二條中納言家一之狀依レ仰執達如レ件。

文暦二年七月廿四日　武藏守判

駿河守殿

掃部助殿

一山僧請取寄沙汰事

先度被レ誡二仰下一之處。近年無二沙汰一之間。狼藉過法之由風聞云々。直雖レ經二訴訟一無二沙汰一哉。而如レ此濫吹太不レ可レ然。如然之時者。云付沙汰輩云請取之致二沙汰一山僧言二上子細於公家一。可レ被レ召二下其身於關東一也。

政所篇五ヶ條

沽却商買條一付請所事

一買地作毛事

一同地直錢事

兩條被レ成二下知一分。不レ可レ有二相違一。

一沽却地事

於下不レ載二國名字於證文一之地上者。糺二返本錢一可レ令レ進二退地主一也

一永年買地事。付質券所レ取流所領事。文永四。十二。廿六。評。

於下賜二御下知及御下文一所々上者。不レ論二年紀ノ遠近一。可レ停二止本主ノ濫妨一。不レ帶二御下文等一所々者。廿ヶ年以後辨二本物ノ直一可二請取一歟。

一凡下輩不レ可レ買二領買一地事。(當留イ)延應二。四。廿五。同日。廿五。廿九。

右以二私領一令二沽却一事。爲レ定二法一之由。先度雖レ被二書載一。自今以後者縱雖レ爲二私領一。於二賣渡凡下之輩并借上等一者。任二近例一可レ被レ收二公彼ノ所領一也。又雖レ爲二侍已上一非二御家人一者。不レ及二知行一。又以二山僧一爲二地頭代官一事。可レ被二停止一之由。被レ載二事書一畢。

一河內國橋島庄地頭代。右衛門尉爲保申。名主百姓等。沽二却有レ限名々庄田一由之事。
訴狀副具書等遣レ之子細見レ狀。爲二住人身一。不レ令レ知二地頭一。田地賣買之條。事實者所行之企。太無二其謂一。早尋明糺二返彼下地等一。可レ被レ至二所當公事一也。且自今以後。可レ被レ停二止公田沽却一之狀依レ仰執達如件。

弘長元年十二月廿七日　相模守 左京權太夫

陸奧左近大夫將監殿

一洛中屋地幷近國買地事。
於二屋地一者。前々少々雖レ有二沙汰一。自今以後。屋地及買地者。共以沒官領之外不レ可レ及二沙汰一。但於下帶二仁治以往成敗狀一之輩上者。准二西國堺事一可レ有二其沙汰一。

弘長二年五月廿三日　武藏守判

相模守判

陸奧左近太夫將監殿

一式部十郎左衛門尉職綱申。備前國長田庄非御家人輩。幷凡下人買得領名事。
右雖レ有二凡下人等申二子細一。所詮任レ被レ定置一之旨一如レ元職綱可レ令レ領知一之條。如レ件。

文永五年二月二日　相模守　判

左京權大夫判

一請所事 永仁五。六。一評云
不レ可レ違二沽却之地一間。不レ及二沙汰一。

一賣買地事 同評
可レ糺二返作毛幷直錢一之旨。被二裁許一之處。不二叙用一之由。訴申輩有レ之云々。於二作毛一者。任二先下知狀一。可レ糺二返之一。至二直錢一者。准二負物一不レ及二沙汰一。次一年作地事。被二裁許一之分者。可レ被二施行一。次構二置質券一賣買地之米穀錢貨以下者事。買主可レ爲二進退一。

一賣買物直事。同評。
難レ准二負物一。仍可レ有二其沙汰一。

一請所事永仁七。二。
寛元以前請所者。不レ可二顛倒一之由。先度雖レ被二定下一。御口入他之外。於二承久以後請所一者。自今以後可レ爲二本所進止一。

一政所納物并年貢結解事。正應三廿八
爲二勘定一問注所器量公人兩輩。可レ被二撰申一歟。

一關東御領事。非御家人并凡下之仁。或稱二相傳一號二請所一。或帶二沽券質劵等一。多以領地之由。有二其聞一。尋二明越中越後兩國之當知行之交名一。田畠在家員數可レ被二注申一之狀。依レ仰執達如レ件。
弘安七年五月廿日　駿河守　判
尾張入道殿

一可レ禁二制絹布類短狹一事。弘長奉行政所。
近年以來絹布類狹織短裁猥充二疋段一之間。併以二寸法不足一。商人等猛惡也。不レ可レ不レ誡。自今以後短狹物等。不レ可二賣買一之。若猶背二禁遏之法一者。仰二奉行人等一殊被レ加二懲肅一可レ被レ沒二收其物一。

一材木請賣事
可レ停二止之一。

年紀本錢返條二

一本錢返并本錢不返及年作等事。
不レ論二年記遠近一以二本錢一可レ請二取一也。

一替錢事。永仁五。六。一。内評云
可レ有二尋沙汰一。但可レ加二利分一之由。雖レ載二證文一。不レ足二許容一。以二本物一可レ弁二償一。

一借物并預物事　難レ准二負物一。仍可レ有二其沙汰一。

一替錢事。利分者任二證文一可レ有二其沙汰一。永仁五評定

負物出擧條三

一借物事。可レ有二其沙汰一。但可レ加二利分一之由。書二載證文一者不レ及二沙汰一。

一可レ禁二斷私出擧利過二一倍一并擧錢利過二半倍一事。

右同狀偁出擧之利。令格相存。而下民之輩至于過期。廻利爲本。過責爲先。未經幾歳忽及數倍。殆煩王臣家。動妨諸庄園。如斯責之漸在朝家。且仰京畿諸國等。且任弘仁建久格。雖過四百八十日。不得過一倍。於擧錢者。宜限一年以半倍利。縱雖積年紀莫令加增。縱雖出於證文（書イ）莫令叙用。若猶有違犯者。令負人觸訴使廳。糺返文書。沒官其物者。以前條々事。宣旨到來之節。下知先畢。守狀跡可令禁斷焉。宜下旨其篇雖多。於件三ヶ條者。嚴制殊重。若有違犯之輩者。不日可注進交名之狀。依鎌倉殿仰下知如件。

嘉祿二年正月廿六日　武藏守平判

相模守平判

一擧錢利分事。不及私了見。任宣旨之狀可令成敗給之狀。依仰執達如件。

寛元二年六月廿五日　武藏守　判

謹上　相模守殿

一私出擧々錢利分者、不可過一倍之條。前々令沙汰畢。縱雖積年紀不可加增。雖出文書不可叙用。若猶有違犯之輩者。就訴訟仰奉行人可被糺返文書。縱雖出證文勿令叙用矣。

一諸人所領百姓負物事弘安七。五。廿七。評

就訴人之申狀被懸負人在所之間。有難澁輩之時。不知子細之領主。致非分之辨歟。於自今以後者。或領主或代官。非加署狀者。不及尋沙汰。

一雜人利錢負物事弘安七。八。十七。

不經訴訟過十個年者。任式目不及沙汰。

一諸人所領百姓等負物事弘安八。四。十六。

或領主或代官。非加署狀者。不可及尋沙汰之由。去年雖被仰下之。自今以後者可被

レ止二此儀一也。

一負物事明年至二酉收一可レ閣レ之。

一利錢出擧事 永仁五。六。一評

右不レ及レ尋二成敗一下知以後。縱雖レ申二子細一。非二沙汰之限一。

一利錢出擧事 永仁六。二。廿八

不レ可二尋成敗一之由。同雖レ被二定下一。於二向後一者子細同前。

一利錢出擧事 永仁三

右甲乙之輩。要用之時。不レ顧二煩費一依レ令二負累一。富有之仁專二其利潤一。窮困之族彌及二佗傺一歟。自今以後不レ及二成敗一。縱雖レ帶二下知狀一不二弁償一之由。雖レ有二訴申事一非二沙汰之限一矣。次入二質物於庫倉一事不レ及二禁制一。

一問注所申。鎌倉住人等利錢事

不レ可レ懸二地主一。以二下部一直可レ加二催促一。

質券質物條四

一以二御恩所領一入二負物質券一事 延應二。四。二十。

右沙汰出來之時。過半分以上致レ辨者。差二日數一令レ辨二償之一可レ被レ糺二返彼券契一也。其辨不レ足二半分一者。須レ充二給所領於他人一也。

前縫殿頭文元朝臣所領紀伊國高安庄沙汰時。被レ定レ之畢。

一鎌倉中擧錢近年號二無盡錢一不レ入二置質物一之外。依レ不レ許二借用一。甲乙人等以二衣裳物具一置二其質一。盜人亦令レ賣二買贓物一者。所犯忽可レ令二露顯一之間。竊以二贓物一入二質物一令二借用一之處。被盜主見二付質物一之時。錢主等稱二世間之通例一。不レ知二其仁幷在所一之由。申レ之云々。所存之旨甚以不當。於二自今以後一者。入二置質物一之日。可レ令レ尋二知負人交名在所一。若沙汰出來之時。至レ不レ引二手次一者可レ被レ處二盜人一也。以二此旨一面々可レ相二觸奉行保内一之狀。依レ仰執達如レ件。

建長七年八月十二日　相摸守　判

陸奧守　判

伊勢前司殿

一以所領入質券令賣買事為御沙汰煩之間被棄破之。文永七。五。九臨時評。

右御家人等以所領。或入質券或令賣買之條。侘傺之基歟。自今以後不論御恩私領一向停止沽却并入流之儀。可令辨償本物也。但非御家人之輩事者。被載延應制之間不及子細歟。

一賣買質券所領事文永五。七。四。評定

右給御下文者。不及子細。雖不給御下文。過廿ケ年者。不及沙汰。本物事。先可糺返也。次本所進止所職事。依其所事御家人等致訴訟之時。於六波羅令執沙汰。分限有定准歟。可依其左右也。

一見質事。不可取利分。可辨本物也。文永五。七。一評

一以所領入質券令賣買事。

一以所領和與他人事

右二ケ條被弃破畢。早可被存其旨之條。依仰執達如件。

文永七年五月九日 番頭人遣五方頭人狀同之

相模守　判

左京權大夫判

尾張前司入道殿

一質券所領事文永十。七。十二。評

今日以前分事。不論質券見質。雖不辨本錢。止錢主之沙汰。本主可全領知也。被成御下文者。不及沙汰。但正嘉元年以來。御下文者。就理非致越訴之條。非制之限。入質之地者。今年中以後可令返之。

一石原左衛門五郎高家與鎌倉住人慈心相論腹卷事

右訴陳之趣枝葉雖多。所詮以件腹卷令入置無盡錢質物之處。慈心抑留之由高家雖申

之一倍已後經訴訟之間非沙汰之限矣。者
依仰下知如件。

弘安二年十一月卅日　平　判

散位藤原朝臣判

沙彌　判

一質券賣買地事

右於向後者不及沙汰。但被成安堵御下文
幷下知狀分者。今更不可有相違。

正安二年七月十日　陸奥守　判

相模守　判

上總前司殿

一質券田地同作毛事　永仁五。八。十。評

右或不辨本錢之以前。押作所領。或雖辨本
物不請取之。令領作云々。云彼云此太無
道也。然者本主雖押作。不弁本物之以前者。
至件作毛者可爲錢主之進止。又錢主雖耕
作之。辨本物之後者。於作毛者可爲本主
之進退也。

一質券賣買地事

右以所領或入流質券。或令賣買之條。御家
人等侘傺之基也。於向後者可從停止。至
以前沽却之分者。本主可令領掌。但或成給
御下文下知狀。或知行過廿箇年者。不論公
私。今更不可有相違。若背制符有致濫妨
之輩者可被處罪科。次非御家人凡下之
輩。質券買得地事。雖過年紀。賣主可令知
行。

正安二年七月五日　陸奥守　判

相模守

上總前司殿

一質券賣買地事　永仁六。二。廿八。

或成給御下文幷下知狀。或過知行年紀之地
外。不論公私領。可返付本主之由。被下制
符畢。今更不及改變。但自今以後者。不能禁

過。任前々成敗之旨。可有沙汰。

賣人質人條五

一人倫賣買事。禁制重之。而飢饉之比。或沽却妻子眷屬助身命。或容置身於富德之家。渡世路之間。就寬宥之儀。自然無沙汰之處。近年甲乙人等。面々訴訟。有煩于成敗。所詮於寬喜以後。延應元年四月以前事者。訴論人共以京都之輩者不能武士口入。至關東御家人與京都族相論事者。任被定置富家之旨。可被下知。凡自今以後。一向可被停止賣買之條。依仰執達如件。

正應元年五月一日　前武藏守　判

相模守殿　修理權大夫判

越後守殿

一寬喜三年饑死之比。爲飢人於出來之輩者。就養育之功勞。可爲主人之由被定置畢。凡人倫賣買事禁制殊重。然而飢饉之年許者被免許歟。而就其(其イ)時減直之法。可被糺返之旨沙汰出來之條。甚無其謂歟。但兩方令和與。以當時之直法。至糺返者非沙汰之限歟。

正應元年四月十七日　平　判

散位　判

前甲斐守判

前山城守判

前大和守判

沙彌　判

一人倫賣買停止事。云代々新制。云關東施行。已以重疊。而寬喜飢饉之境節。或沽却子孫。或放券所從。寃活命計之間。被禁制者却依可爲人之愁歎。無沙汰之。今世間復本之後。甲乙之輩。鎭令違犯云々。甚以無其謂。於自今以後者。早可令停止之。如延應元年六月廿日仰。當市庭立札。可令觸廻國中。若猶不拘御制者。可令注申在所幷交

名之狀。依仰執達如件、

延應二年五月十二日　前武藏守判

和泉國守護所　修理權大夫

一人倫賣買事

右人勾引幷賣買仲人之輩者。可被召下關東。被賣之類者隨見及可被放免其身也。且以此旨可被觸路次關々也。

仁治元年十二月十六日　前武藏守判

相摸守殿

越後守殿

一人倫賣買事。

守延應　宣下狀被停止也。去年重被仰下畢。然者不可違前々延應例也。自今以後一向可被停止也。

一人倫賣買直物事。寬元三。二。十六。

於御制以前事者。本主可被糺返。至御制以後沽却者。直物糺返直物。但本主分直物者可被付祇園淸水寺橋用途。又於其身者不可返給本主。可被放免也。

一寬喜以來飢饉養助事。

無緣之非人者不及御成敗。於親類境界一期之間雖令進退。不及賣買。又不可及子孫相傳也。

一養子事。號進退者。不可及賣買。如本可爲養子也。

一人質事。

奴婢爲質物令入置于人許事不可有利乎。但可依證文。於質所令生子者。辨錢令出其身之時者。彼子可爲主人之進退。

一人倫賣買錢事。被寄進大佛畢。而自國々運上之事。有其煩之由。小學申之。然者爲地頭之沙汰可送進之由可令下知給之旨候也。仍執達如件、

建長七年八月九日　實綱判

勸甚 判
寂阿 判
太田民部大夫殿

一可令禁制人賣事。
右構(稱イ)人商專其業之輩多以在之云云。可停止之。違犯輩者可捺火印於其面矣。
正應三年　陸奥守 判
相模守 判
出羽二郎左衛門尉殿

一取流土民身代事(延イ)正應六。五、廿五 同廿日以奉行人。豐州被仰下畢。
右對捍有限所當公事之時、爲令致其弁、取身代之條。定法也。而或依少分之未進。或以吹毛之咎取流身代之條。最不便也。縱雖經年月償其負物請出彼身代之時者。早可返與之。無力于辨償可令流失之旨。其親其主令申之時、相計身代之分限、(免イ)諒傍例於近鄉之地頭代、給與彼直物。取放文之後可令進退之矣。

一人質事。人倫賣買之御制以前。致訴訟於給問狀者、任證文可流質人也。次御制以前。雖入流之、御制以後至經訴訟者、早致一倍之辨。人質事。不可及沙汰。凡御制以後。人質事者。一向可從停止也。以此趣可令奉行給之旨。被仰下候也。仍執達如件。
建長六年五月一日　勸甚 判
筑前々司殿　實綱 判
太田民部大夫殿　寂阿 判

一質人事 永仁五。六。一。評
於見質者。不及沙汰。至人質者。可依券契矣。

一爲訴訟人所生男女子事
妻女懷孕後。經三ケ月令賣其父之後。所生之男女子者。被付父哉否事。懷孕實否。假令以着帶爲此證歟。以三ケ月之證據爲其父之由。被定行之條。頗以爲謬濫乎。

一依不償負累為質物被押取子息所從等雜人事。

如式目者奴婢雜人事。無其沙汰過十ケ(箇イ)年者。不論是非不及改沙汰云々。者被押取質人之後不經訴訟。不致其弁。空過十ケ(箇イ)年者。件質人可為物主之進退也。過十ケ(箇イ)年之負物者。致一倍之弁可被糺返質人歟。

一土民去留事

右宜任民意之由。被載式目畢。而或稱逃毀抑留妻子資財或號有負累以強緣沙汰取其身代之後。如相傳令進退之由。有其聞。事實者甚以無道也。若有負物者遂結解無所遁者。任負數致其辨不可成其身以下妻子所從等煩焉。

一人倫賣買事。禁制重疊而寬喜飢饉之時。被相宥歟。於今者任綸旨可令停止之由。重可被下知之由。被仰下也

延應元年五月六日　基綱　判

信濃民部入道殿　師員　判

侍所篇六ケ條

謀反殺害條一　付及傷打擲

一京都及傷殺害人事　文曆二

右為武士之輩。於不相交者。可為使廳之文曆二年七月廿三日被遣六波羅條々御教書內沙汰也

一殺害人事

右雖為使廳沙汰人至于重犯之輩者。申給之可行所當罪科之由。御下知先畢。早任彼狀可被申沙汰也。仍執達如件。

仁治二年六月十日　前武藏守判

相模守殿

越後守殿

一謀叛之輩為宗親類兄弟者。不及子細可被

召取。其外京都雜掌國々代官所從者雖不及
御沙汰委尋明。隨注申追可有御討(計イ)之由。
自關東所被仰下也。可令存此旨。而稱謀
叛被官輩。無左右及追捕狼籍之由。有其
聞。事實者甚不可然。所詮止其煩可注申
子細之狀如件。

寶治元年六月廿二日　　相模守　判

河內國守護代

一叛逆輩緣者。幷所從等事。爲甲乙人等寄事
於左右成煩之條。甚不可然。早不可有其
儀之旨。可被加下知。於不承引人々者可
被注申之狀。依仰執達如件。

寶治元年七月十九日　　左近將監　判

相模守　判

相摸左近大夫將監殿

一弘安合戰與黨人事。自今以後賞罰共。不可
有其沙汰。永仁二。六。廿九。

一殺害刄傷打擲事
被載式目之上者不及子細。至凡下之輩
者殺害者被處斬罪。刄傷者被遣伊豆大島。
打擲者禁獄可爲六十日歟。

一殺害付刄傷人事
右如式目者。依口論犯殺害者。其父其子
不可懸咎云々。而如風聞者寄事於左右。
致于親所從等。稱殺害被官。令處罪科云
々。所行之企甚濫吹也。然者於刄傷殺害人
者。可召禁其身許也。致(至イ)父母妻子所從等者。
不可掛(懸イ)咎。如本可令安堵也。

盜賊惡黨條二

一京都强盜殺害人事
右此條可爲使廳沙汰之由。去年被仰下候
畢。而猶武士相供可致沙汰之由。自殿下
被仰下候。何樣可候哉。
押紙云。武家不相交者。難事行歟。隨被

仰下可有沙汰也。

一強盜殺害人事、於張本者被行斷罪、致餘(至イ)黨者付鎭西御家人在京之輩幷守護人、可下遣鎭西也。竊又盜犯人中。假令錢百文若者二百文之程罪科事、如此之小過者。以一倍可致其弁也。於重科之輩者雖召取其身、至于不同意緣者親類者不可及致煩費者依仰執達如件

寛喜三年四月廿一日　武藏守　判

相摸守　判

駿河守殿

掃部助殿

一國々惡黨令蜂起。企夜討強盜山賊海賊之由有其聞。狼唳之甚。不可不誡。不可見隱聞隱之旨度々被仰下畢。早可加禁固也。於實犯之族者可令召進其身。且雖爲權門勢家之領、背守護人下知、於拘惜惡黨者。隨注申可被處其科也。以此趣[illegible]廻淡路國中、可令致沙汰之狀依仰執達如件。

正嘉二年九月廿一日　武藏守　判

相摸守　判

淡路四郎左衛門尉殿

一懸所從咎於主人否事

加賀國坎保地頭。庄田四郎次郎行方。與岩本太郎家清相論流人新五郎男事。

仁治二。三。廿五。評定云。懸所從之盜犯於主人之條。背物儀歟。非沙汰之限。奉行對馬左衛門尉

一近日國々夜討強盜蜂起之由普風聞。是偏所々地頭等籠置惡黨四一半打等。無沙汰之所致也。然者或籠置惡黨等於所領中。或於令打四一半之一所者。早可被注進交名也。可被改易所帶。以此旨可令下知信濃國中給者依仰執達如件。

寛元四年十二月七日　左近將監　判

一盜人罪科輕重事　寶治二年七月十日事書内。明石左近奉行。

先日被定置畢。而・彼狀（守イ）稱爲少過致一倍弁之後、猶以企少過之盜犯者。准重科可被行一身之咎。以此趣雜人奉行等可令存知歟。

一重犯（山賊。海賊。夜討。強盜）輩事

右彼輩者重科也。不可不禁。須處罪科。但重犯者贓物令露顯證據分明之族事也。以嫌疑無左右搦捕其身。及拷訊責取壓狀稱自狀令斷罪之條、甚不可然。若背此儀致理不盡之沙汰者云。云地頭代云沙汰人。可令改易所職也。

一奥大道夜討強盜事　近年殊蜂起之由有其聞。是偏地頭沙汰人等、無沙汰之所致也。早所領内宿々居置直人。可警固。且有如然之輩者不嫌自領他領。不可見聞隱之由、召取住人等起請文。可被致其沙汰。若猶背御下知之旨令緩怠者。殊可有御沙汰之狀。依仰執達如件。

建長八年六月二日　相摸守　判

陸奥守　判

下野前司殿

小山出羽前司　阿波前司　周防五郎兵衛尉　氏家余三跡　壹岐六郎左衛門尉　同七郎左衛門尉　出羽四郎左衛門尉　陸奥留守兵衛尉　宮城右衛門尉　和賀三郎兵衛尉　同五郎左衛門尉　葦野地頭　福原小太郎　澁江太郎兵衛尉　伊呂宇又次郎　武藏平間鄉地頭　淸久左衛門次郎　鳩井兵衛尉跡　那須肥前々司　宇都宮五郎左衛門尉　岩平左衛門太郎　岩平次郎　矢古宇左衛門次郎

已上廿四人被下之。同御教書。

一近日出羽陸奥國夜討強盜蜂起之間。住還之

輩有其煩之由風聞。最不便。是偏郡郷地頭等背先御下知無沙汰之所致也。甚無其謂。早柴田郡内知行徇々造宿直屋令結番。殊可令警固也。且籠置惡黨之所々不可見聞隱之旨。可被召沙汰人等起請文。者依仰執達如件。

正嘉二年八月廿日　武藏守　判

相摸守　判

阿波前司殿

條々

一籠置惡黨無沙汰所々事。於地頭御家人等之領者。尋明子細可注申。隨其左右。可有誡沙汰。又本所至拘惜件輩之地者早可被注申。

一好召仕惡黨輩事　爲狼藉之基。早可注申交名。殊可有其沙汰也。

一惡黨跡事。如前々委細尋明可注申。

一召人逃失預人咎事。隨罪科之輕重。於六波羅可有其沙汰。

一惡黨張本事。殊於乘人口之輩者。隨聞及可召進其身於關東也。以前條々事書遣之。其間子細所被仰含重家法師也。可被存其旨者。所仰如件。

弘長二年五月廿三日　武藏守　判

相摸守　判

陸奥左近大夫將監殿

一竊盜事

右三百以下者。任御式目。以一倍致其弁。可令安堵。三百以上五百文以下者。可爲科料貳貫文也。但於贓物者可返與被盜主。亦百文已上重科者可爲一身之咎。不及親類妻子所從等之咎。背此儀致過分之沙汰者。頗非撫民之法。須改所職。但雖爲少犯及兩度者可准一身之咎焉。

一竊盜事
或配流。或禁獄爲御家人之煩條。同前。仍於初度者可捺火印於其身面、及三ケ(箇イ)度者可被誅歟。但至侍者雖爲一ケ(箇イ)度、可被處遠流歟。

一盜人罪科輕重事寛元三。七。十。事書内。
先日被定置畢。而彼狀(守イ)稱爲小過致一倍之弁後。猶以企小過之盜犯者。准重科可被行一身咎。以此趣、雜人奉行等可令存知之。

一夜討强盜山賊海賊等事乾元二。六。
彼輩可被斷罪之旨被定置歟。而大略被處流刑之間、或於配所致惡行、或歸本國犯重科。依之預人等、重者被分召所領、輕者被行過怠、匪啻惡黨等倍增、剩御家人侘傺歟。至無所遁之輩者。可處斬罪之旨、可被仰下歟。但於御家人者。經評議可有斟酌歟。

一竊盜幷博奕人等事
於今日以前者。不謂年紀遠近可被赦免。但且依贓物、且隨事體可被用捨。

放火勾引條三

一可令搦禁勾引人幷賣買人輩事
右嘉祿元年十年廿九日宣下狀偁。略人之罪和誘之科條所差給恰不輕。兩事之禁相犯之輩。時俗積習。於今未徵改。慥仰京畿諸國所部官司等。令搦進彼輩。知而不糺與同罪者。

一牛馬盜人勾引人事建長四。十四。倫長滿定奉行。
右罪科是重。雖可令處重科、就寛宥之儀、可召禁其身計也。但所犯及兩三度者。妻子不可遁其科。次勾引人事、於親子兄弟等者非勾引之儀。不可懸其咎焉。

一放火人事。准盜賊之由、被仰下歟。

一勾引人事乾元二

爲賣買專其業之輩。准盜賊可有其沙汰。

向後守此法。可被施行。先日罪名分輩。惡黨殺害謀書以上重科之外。竊盜及傷博奕謀略以下輕罪。不謂年紀之遠近。悉可被厚免歟。

一刄傷殺害人禁斷事

右先相觸所在之庄公。糺明犯否。任實令搦出之時可請取之。無左右使者亂入事可停止。兼又國司一所之中撿非違所別當爲宗所職也。而守護人令管領之間。云盜犯放火云勾引。如此犯人不及成敗云々。早停止守護人妨。任先例可爲撿非違所之沙汰。

一可禁斷勾引人幷人賣事

件輩任本條可被斷罪。且人商人。鎌倉中幷諸國市間。多以在之云々。自今以後。鎌倉者仰保奉行人。隨注申交名可被追放至諸國者。仰守護人可令科斷。

一勾引人事

千代田判官代入道蓮性與市村小次郎景家相論。以蓮性爲人勾引由事。平内左衛門尉 鎌田三郎入道

寛元二年六月五日評定云。景家罪科難遁歟。仍可亘橋一所歟云々。

一放火事。可准強盜之由。被仰下歟。

一侍所政所。勾引人。人賣事。

件族。任本條可處罪科也。而鎌倉中幷諸國市鄽間多有專此業之輩云々。至諸國者。仰守護地頭等。慥可斷罪。於鎌倉中者。可被捺火印於其面。

惡口狼藉條四

一依狼藉科被召所領事。

傍例

小林小次郎時重。與本庄四郎左衛門尉時家相論。所從藤平太男。妻女。馬二疋 一疋乘馬 一疋在荷 口付男小次郎 於路頭被搦取事

仁治二年五月六日評定 昨日依御神事延引之故 云。依狼

藉之科可被召所領一所云々　外記左衛門尉俊平奉行

傍例

一紀伊七郎左衛門尉重經所領。丹後國之地頭。得分物以同所領夫令運上鎌倉之處。件夫丸下著鎌倉。於米町之邊見付被侍逆夫丸。擬召捕之處。夫丸逆走之間。重經下人追懸之。刻入將軍御所御臺所。重經下人猶以追懸之間。番之已下人々群集。云重經下人。云夫丸召取之。申事之由之間。御尋之處。子細無相違。但主人重經雖不知此子細。追入御所之條。論已爲勝事之間。主人猶難遁其科之由有御沙汰。即被召重經丹後所領畢。

此事寛元年中之比。武藏國前司殿御時事歟。云所領之主名字。云年月。委可尋記也

傍例

一故大將家御時。梶原之郎等。依令取澁谷次郎乘馬口之處。賜彼下手人二人。澁谷次郎則斬首畢。

傍例

一故修理亮殿在京之御時。野本四郎左衛門尉之郎等。四方田左衛門尉。依自馬引落之咎。雖給下手人。猶貽欝訴不請取之間。野本四郎左衛門尉。被下手人行斬罪。然而四方田左衛門尉猶依令憤申。野本四郎左衛門尉被召攝津國守護之上。被召預其身於肥田八郎左衛門尉畢

傍例

一當御代澁谷小平太子息二人相共罷行狄野之處。稱令乘被盜馬之由。本間左衛門尉後見一人。本間御母之郎等一人。而小平太自馬令引落之間。依彼咎。賜件下手人於小平太之間。即令斬首畢。

傍例

一武藏國新羽鄉地頭。大見肥後三郎次郎實村遺領事相論之時。嫡子賴村與平氏番申處。賴村爲逆罪之仁由。依申之被處惡口。被付論所於平氏畢。

一放埒輩令安堵事

輩名遠江前司子息次郎左衛門入道去名忍性　御勘

氣之時。同道于榛摺。諸國流浪之後令入院壽福寺畢。子息宮鶴丸同子喝食號越一房。而敵仁舍弟三郎左衛門尉[illegible]忍性出[illegible]埒。乞食之間。不可為御家人領之由訴申之處。為四番御引付雜賀彌四郎入道奉行。被沙汰之。依勘氣諸國流浪之間。放埒之條。非沙汰之限。將亦壽福寺入寺事。彼寺者為將軍家御領之間。被准御家人之條。被封佐之上者。不及子細。仍忍性父子共預御裁許畢。加之修行難遁之時。憑諸人之愛顧。助身命者通例也。而無左右稱乞食非人之條。惡口咎依難遁。三郎左衛門尉被召籠之。三郎左衛門尉子息企越訴。為郎宮入道奉行。御沙汰最中也。

一武藏新羽鄉地頭大泉肥後三郎次郎定村遺領事。

定村嫡子又次郎賴村。與後家平氏（賴村繼母）相論之時。賴村申云。定村之中陰。追出籠僧。打留念佛之條。逆罪也云云。平氏可被處惡口罪科之由。依令訴申。被付論所於氏女畢。

正應二、三番引付奉行島田民部大夫行兼

頭人遠江入道（道西俗時章）

犯人糺斷條々

一於渡部或稱入海號負累點定諸方運上物。（武家）令致煩費事。近多有其聞。甚不穩便。早可被加制止也。但彼邊為宗。御家人中。定有不知之族歟。被仰付彼等。為顯其短。不可致阿容也。兼又彼々京都[illegible]困事。幷如然之沙汰。令彌催時。若違背之仁出來者。可被注申交名。凡不可限渡邊。於運上物點定雜者。隨聞及可令停止給之狀。依仰執達如件。

文曆二年五月廿三日　武藏守判

相模守判

駿河守殿
掃部助殿

一點定物事

右點定物事者爲狼藉甚之間，先糺返之可經沙汰之由下知先畢。依之尋明之後任道理可致辨旨。雖令成敗無其沙汰之條。爲論人尤不便也。自今以後者。件點定物無左右不可被返付本主。訴人論人兩方付對（封イ）糺明之後。隨理非可被成敗也。

貞永元年十二月十九日　武藏守判
相摸守判

駿河守殿
掃部助殿

一犯人斷罪事

右爲夜討強討之張本所犯無遁方者。可行（被イ）斬罪也。是則爲相鎮傍輩向後也。其外至枝葉之輩者可召進關東。可被流遣夷島也。以前條々存此旨。可令致沙汰之狀。依仰執達如件。

文暦二年七月廿三日　武藏守判
相摸守判

駿河守殿
掃部助殿

一盜賊贓物事（式續三。四〇廿。評）

右已依贓物之多少被定罪科之輕重畢。假令錢百文。若貳百文已下輕罪者。以壹倍令弁償之。可令安堵其身。參百文以上之重科者縱雖行一身科。更莫及三族之罪者。於親類妻子幷所從等。如元可令居住本宅也。次同宿所家主懸罪科否事。不知其意者。不及家主罪科之由。度々經其沙汰畢。

一所預置召人於逃失罪科事（式續三。七〇廿。評）

右預置謀叛人之處。其召人於逃失者。依爲重事可被召所領也。其已下者不可處

重科、隨輕重可被行過怠也。所謂寺社修理等是也。但逃脫之後爲令尋求、三(筒イ)ヶ月者可被延引。若三箇月之內不尋出者、隨事躰可有其沙汰歟。

一重科輩放免事。

右於輕罪之輩者、被行赦免之時、縱雖被免之、至重犯之族者、可有御計歟。所以者何。傍輩無懲肅之者、惡黨增人數歟。自今已後强盜幷重科之輩、雖被禁獄、申出其身、可被進關東之狀、依仰執達如件。

延應元年七月廿六日　前武藏守判
修理權大夫判

相摸守殿
越後守殿

一武士召所犯人住宅事

爲鎭狼藉雖被召取其身、至住宅資財者、別當殿觸申。可爲保官人沙汰、於邊土者、相觸本所可爲被沙汰也。

一所召置京都犯人事

付夫番衆幷下向人之便宜、可被下進關東也。

延應元年四月十三日　前武藏守判
修理權大夫判

相摸守殿
越後守殿

一武家不相交沙汰事

自公家被仰下於狼藉之條者、隨事躰可致其沙汰。

一自公家被召渡輩事。預人或以私計依預置緣者、還住本所、或任自由、橫行路中之由、普有其聞。自今以後、可被停止其儀。且急令申沙汰、可被落(洛イ)居也。又爲召人之身、相具數多從等、令持刀劒云々。太不可然。早可令停止。

一自今以後。有蒙御勘當輩之時。追討使蒙仰相向之外。無左右於馳向輩者。可被處重科之由。普可命相觸御家人等給之狀。依仰執達如件。

文永元年二月十二日　左京權大夫判

謹上　相摸守殿

一大番衆令逃失召人罪科事

右隨召人輕重。可行罪科之由。式日先日被定置畢。然以其趣令加下知事。關東御家人爭不叙用哉。可計行其科也。若又不承引輩。可被注進交名也。

一或京都猿藉人。或武士下人引籠權門之間。依令申沙汰。自其所被放之時。彼輩屬諸方致沙汰事。被付沙汰之時其科難遁之間。彼猿藉人改其所屬權門之條。無其謂。所詮付初所可有沙汰。

一遠流人國々

伊豆　安房　常陸　佐渡　隱岐　土佐 以上遠流

信濃　伊與 以上中流　越前　安藝 以上近流　延喜式文

此外近代罪國々

上總　下總　陸奧　越後　出雲　周防　阿波

博奕幷賭條六

一可停止博戲輩事　嘉祿二

右聞世俗近年遊蕩之輩。博戲之處不限度數。賭以宅財。勝負之間喧嘩殊甚。興宴之思變及鬪殺。雜律之文已准盜論。宜仰撿非違使且搦進其身。且令處其科。抑意錢之好者餘戲之申也。當時濫吹起從斯事。一切加禁遏。同令斷罪者。

一近年四一半之徒黨興戲云々。偏是盜犯之基也。如然之輩。無左右擬召取者。猿藉之訴訟出來歟。於京中者。申入別當。以保官人可被使却其家。邊土者申本所。同有沙汰

者。定被停止歟。或久於野山中打之。云々。隨見及可搦之。凡隨被召禁申給。其身可令下關東也。兼又錢切事。同伺搦。可被下進關東之狀。依仰執達如件。

延應元年四月十三日　前武藏守判

修理大夫判

相摸守殿

越後守殿

一以田地所領爲雙六賭事 文曆二

右博戲之科。禁制惟重。而近年非啻背制符。剰以田地爲賭之由世間有其聞。自今以後可從停止。若猶令違犯者。早被處重科。可被沒收其賭矣。

一博奕輩事

右任禁制之旨可停止之。若有違犯之輩者。可召進其身計也。不可及妻子所從等之煩。況不可抑留田畠資財雜具矣。

一雙六四一半目以下博奕事。可停止之。

一博奕事。侍雙六者。自今以後可被許之。下﨟者永可被停止。四一半雙六目勝以下。種々品態。不論上下。一向可被禁制。於違犯之輩者。任法有其沙汰。可被召所職所帶。至下賤之族者。可被處遠流也。以此旨可被相觸之狀。依仰執達如件

寬元二年十月十二日　武藏守判

一博奕事

於侍者可有斟酌歟。至凡下者一二ヶ度者被切指。及三箇度者。可被遣伊豆大島也。

雜務篇

神社佛寺條

一可被崇敬佛神事

九州爲宗。寺社破壞以下所。遂撿見。且可令注進損色之由。所被仰使者也。但於遠所者使者撿見爲難治者可計沙汰。

一佛神事田内加徵米事
右就定田可引募給田加徵之由。一同御下知可然者。於除田内者。可令停止也。

一鷹狩事。殊御禁制之處。近年甲乙人等背代々御下知。云國々云鎌倉中。多好狩之由。有其聞。甚濫吹也。已招自科者歟。永可令停止。自今以後。縱令違犯者。可有後悔也。但於神社供祭鷹者。非制之限。以此旨普可被相觸之條。依仰執達如件。

寛元三年十二月十六日　武藏守判

備前守殿

一鷹狩事
社領内有例供祭之外可停止之。寄事於左右。不可煩他領。

一鷹狩事
供祭之外　禁制先畢。仍縱雖備于供祭。非其社領。雖爲其社領。非其社官者。一切不可仕之由。可令相觸其國中。若有違犯之輩者。慥可注申交名狀。依仰執達如件。

文永三年三月廿八日　相摸守判

左京權大夫判

一鎌倉中御願寺事弘安元。三。八。評
挍量寺用之分限。可分付下地也。

一寺社御寄進所領事
令興行佛事神事。爲不退轉御祈禱被奉寄之處。別當神主一圓知行之。不及其沙汰云云。早尋明年貢分限。可被充置件用途等。且鎌倉中急速可申沙汰之由。被仰引付。

條々弘安七。六。廿五。イ廿七

一鎭西爲宗神領事
甲乙人等。稱沽却質券之地。猥管領之由有其聞。尋明子細。如舊爲被返付。所差遣明石民部大夫行宗。長田左衞門尉敎經。兵庫助

三郎政行也。大友兵庫頭賴泰法師。越前守盛宗。大宰少貳經資法師。可爲合奉行。或帶康元前後下知。或雖經知行年序。爲沽却質券地之條。無異儀者可沙汰付之。次平家以後沒收地事。次京都關東被官輩知行事。次甲乙人等押領除堺相論事。已上三箇條。可尋明之。次社壇修理事。次神事退轉事。或加修復。或可勤行之由。可仰含惣官。若有緩怠之輩者。可注申之旨。可相觸守護人。

一鎭西爲宗社并名主職事

爲尋沙汰。所被差遣御使者也。子細被載事書。號明石民部大夫行宗。相共糺明之。且加下知。且可注進之状。依仰執達如件。

弘安七年十一月廿五日　左馬權頭判

陸奥守判

大友兵庫入道殿 殘兩通同之

一近國諸社。修理。御祈禱訴訟。御寄進所領等於引付可申沙汰事 弘安七。八。二

一番　伊豆　宇都宮　二番　三島社　熱田

六所宮　三番　鶴岡　鹿島　香取　四番

諏訪上下　五番　箱根　日光

右寺社奉行人可尋下有子細者。守此旨。可賦引付也。既有沙汰之分者。本引付可申沙汰

一寺社領事 弘安七。十二。十八

被勘領家地頭得分。彼是無損之樣可被分付下地。此旨可尋沙汰之由。可被仰引付。

一郡內寺社事

右件寺社者。多是爲領家進止歟。若又地頭氏寺氏社者私進止歟。所詮任先例。今更不可及新儀。

一造東大寺勸進聖申周防國三箇所河手事。雖帶建曆御下知。任諸國之例。可被停止之。

一御厨事 弘安九。閏十二。九

御厨并宇佐神領。被レ止二相傳領主知行一。被レ附二社家一畢。而宇佐領既被レ返二本領主一之上者。御厨領主等不レ可レ有二相違一歟。仍如レ元被レ返二本主一。任二先例一可レ從二神役一之由。可レ被二仰下一之。

一神社佛寺訴訟事正應三

早速可レ有二沙汰一之由(紀イ)。可レ被レ仰二五方引付一歟。神社佛寺領不レ依二年記一御成敗所々條々五ケ條。

一出羽國平泉寺内毛越圓隆寺。鳥羽院御願。六口供僧田。三十六町。供別六丁 柏崎在レ之。而地頭四方田三郎左衞門尉景綱父子。四十餘年令二押領一之處。供僧近年訴二申之一刻。被レ改二押領一被レ付二供僧一畢。奉行雜賀彌次郎云云

一熊野御領。備前小島庄田畠越境地頭加治太郎左衞門尉押二領之一。四十餘年之處。以二圓隆寺御下知一。爲二傍例一。訴申刻。被レ改二押領一。被レ付二社家一畢。奉行兵庫六郎

一三島社領伊豆國糠田郷富(給イ)士左衞門入道行阿。北條入道殿御時。掠二領御下文一及二九十餘年一之處。西大夫盛繼訴二申子細一之刻。被レ止二行阿之押領一。當御時盛繼預二御下知一畢。奉行三島左衞門尉

一伊勢國道前三郡政所者。雖レ經二七十年一。依二申狀子細一。本所蒙二御成敗一畢。

一下總國萱田神役御厨者。雖レ送二數百歲一。依レ爲二神領一。預二御成敗一畢。

一寺社并京下訴訟事正應四。八。廿。

急可レ申二沙汰一之由。可レ被レ仰二奉行人并五方引付一。此上令二延引一者。可レ觸二訴飯沼大夫判官助宗。大瀨左衞門尉惟忠。長崎左衞門尉光綱。工藤右衞門入道果禪。平衞門尉宗綱一歟。

一若宮供僧。訴二申相模國長尾地頭。備中前司賴綱事。其身雖レ爲レ在二京一。以二子息一進二置代官一之間。直可レ被レ尋二彼子息一。

一若宮供僧申。相模國高田々島并思津地頭。在京之間、關東樣有沙汰者。令違被定置之法歟。於京都可有沙汰之由被仰者。尫弱神人供僧難上洛歟。於鎌倉中寺社分年貢供料者。為東國者以彼所代官於關東可令明沙汰之由。可被仰之。

一依為神領不依年紀付理非被裁許事。

田河左衛門尉隆村與為胤相論伊勢國麻生浦事。為周防兵衛大夫泰忠之奉行。弘安八年二月廿八日如為胤所給御下知者。隆村帶貞永嘉禎正應仁治建長正嘉關東六波羅御下知等。知行經年序之間。如式目者。雖難被改替。以非據領掌。寄事於年紀。押領之條。輙難被許容之間。所被停止隆村領地也云云。

一駿河國方上御厨內沽却地條之事

如同年九月十八日御下知者。買領之後。知行經年序之由雖申之、社領者不可拘年紀之旨被定置畢。然則於彼田地者。如元可為社家進止云云。

一遠江國鎌田御厨內。拾八丁四反大(イナシ)畠一丁八段二大半事。神領之事者。不拘年紀。於非器輩傳領者。可被停止云云。

一鷹狩事

度々嚴制之處。普違犯之由有其聞。令露顯之輩者。可被召所領也。且不謂敵對之有無。地頭御家人相互就差申之。可有其沙汰。次供祭鷹事。雖為神領、社司之外固可停止之。但諏方社御射山。五月會頭人事。異于他之間。於信濃國者非制之限。至他國者可禁制之。次賣買在所事同前、且嚴密可相觸諸國守護人之旨。可被仰沙汰侍所。次鎌倉中繫鷹事可停止之由同前。

國司領家條二

一本所幷國司領家所當年貢事
領主等致未進。對捍之條無謂。任被定置之旨。可致其沙汰之由。可被成御敎書於六波羅。以此趣可被仰五方引付歟
正應三年十月十六日　　陸奥守判
　　　　　　　　　　　相模守判
越後守殿
丹後守殿

一本所訴訟事雖蒙裁許。未充(給イ)許替於當給人之間。不及知行之由。多有其聞。預裁許之輩。任先下知之旨。可令糺返之。但當給人所領一箇所之外不知行者。有御許替於當給人之後。本主可知行之。爲二ケ所者。速可令糺返也。

一領家地頭中分事
於新補地頭者被折中之處。限于本補不許容之條。先沙汰不可然。向後者随事體可被中分歟。

一庄園領家事
雖被載本社之名。不被注領家之間。敢渉不審問。注記端作雖不載之。申詞銘之注ナドニ可載之歟。

一可令停廢公家幷諸院宮以下新加供御寄人等事。抑爲募其恣(マヽ)以競之。因玆都鄙之間。民庶有煩。各仰本所。於往古根本輩者注交名。至于新加者。慥以從停止。

一近江國船木庄雜掌申。一井太郎左衞門尉賴景道圓已下輩。濫妨狠藉事。曆應□。十。十九。可沙汰居雜掌於庄家之由。被下院宣。成奉書之處。彼賴景等及狠藉之旨使者内藤伊勢七郎入道光忠。加治三郎景家。雖注申之相尋本所一圓之證跡。重可有沙汰。凡就院宣無左右被施行者。參差之子細可出來歟。任舊規召上論人。可有其沙汰。宜相

觸此趣於五方引付矣。

守護行事條三

一諸國守護人奉行事。大番催促。謀叛。殺害人之外。不可管領細々雜事等之由。故右大將家御時。被定置畢。而近年以少事偏煩所部云々。太無其謂。庄家地(［illegible］)頭公領撿非違所可致何沙汰哉。然則守護人者。三ヶ條之外不可致過分之沙汰。地頭撿非違所廻寬宥之計。可專乃貢勤之由。面々被遣仰(御教書)。自今以後者有違亂之輩者。就領家預所住民等之訴訟。尋決兩方可被注申罪科。無所遁者。可令改補所職之狀。依鎌倉殿仰。執達如件。

寬喜三年五月十三日　武藏守判

相模守判

一守護成敗事

右先纔沙汰付式目之外。致交沙汰事候歟

押紙云。不可依前々例守式目可致沙汰也。

一可(致イ)撫民事

右或以非法企取名田畠追出其身。或成阿黨煩民烟。奪取資財之由有其聞。所行之企甚非政道之法。凡以小事不可致煩費。專致撫民之計可成農作之勇矣。

一諸國守護人非法事

沙汰之法。定式目畢。而背彼狀。近年殊非法之由。多有其訴。所詮如式目大番催促。謀取殺害人(付夜盜・強盜・山賊・海賊)事等也。此外於致非法者。可注進交名也。為國為人不可不誡。此上猶背式目致非法者。可被召守護職之由。可被仰六波羅并守護人及御家人等也。

一海路往返船事

右或及漂倒。或遭難風。自然吹寄之處。所々

地頭等號寄船無左右押領之由有其聞。所行之企太以無道也。縱雖爲先例諸人之歎也。何以非據可備證跡哉。自今以後任隨聞及、且令停止彼押領。且可被糺(制イ)返損物也。若尙遁事於左右不被拘法者。可被注進交名之狀。依鎌倉殿仰執達如件。

寛喜三年六月六日　武藏守判

相摸守判

駿河守殿

掃部頭殿

一山野河海事

右領家國司方地頭分。以折中之法各可致半分之知行、加之先例有限。年貢物等守本法不可違亂之。

一諸國御家人跡。爲領家進止之所々。御家人役事。御家人相傳所帶等。雖爲本所進退無指誤於被改易者、任先度御教書旨可被申子細也。其上不事行者。可被注申關東候。若又當知行之輩。於其咎出來者。以御家人役勤(マヽ)仕之仁可被改補之由。可被執申。至所者、任先例不可有懈怠之由。可被催沙汰之由。可令申沙汰給之狀。依仰執達如件

寛元二年八月三日　武藏守判

諸上　相模守殿

一諸國飢饉之間遠近侘傺之輩。或入山野採薯蕷野老。或臨江海求魚鮮(蘚イ)海藻。以如此之業支活計之處。在所地頭固令禁遏云云。早停地頭之制止。可扶浪人之身命也。但寄事於此制止。不可有過分之儀。以此旨可令相觸陸奧國中之狀。依仰執達如件。

正嘉三年二月十日　武藏守判

陸奧守判

陸奧留守殿

一河手事弘長二。七。一
承久以後於二所々一致二新儀之煩一之由。有二風聞一。可二停止一之。

一諸國百姓苅二取田稻一之後。其跡蒔レ麥號二田麥一。領主等徴二取件麥之所當一。云云。租稅之法豈可レ然哉。自今以後不レ可レ取二田麥之所當一。宜レ爲二農民之依怙一。存二此旨一可レ令レ下二知備後備前兩國御家人等一之狀。依レ仰執達如レ件。

文永元年四月廿六日　武藏守判
相摸守判

因幡前司殿

一津料河手事
先年被レ留畢。而近年所々地頭等。押取之間。爲二諸人之煩一云々。於レ帶二御下知一者不レ及二子細一。其外至二押取之輩一者。可レ令二停止一。若違犯者可レ有二其科一之由。可レ令レ相二觸其國中一。猶以不二承引一者。可レ令レ注二進交名一之狀。依レ仰執達如件。

弘安四年四月廿四日　相摸守判

某殿守護人事也

一條々諸國一同被二仰下一畢。
一河手事　一津泊市津料事
一沽酒事　一押買事
右四箇條所レ被二禁制一也。於二河手一者。帶二御下知一之輩者。不レ及二子細一之由。雖レ被二仰下一。同停二止之一畢。守二此旨一可レ被レ相二觸國中一。若令二違犯一者。可レ被二注申一之狀。依レ仰執達如レ件。

弘安七年六月三日　駿河守判
(イナシ)
肥後宮内左衞門殿
信濃判官入道殿

一所領年貢事弘安七。六。
遠國者翌年七月以前。令二究濟一可レ遂二結解一。近國者。同三月中。可レ遂二結解一。雖レ無二未進一。期日以前不レ遂二其節一者。別納之地者。可レ落二政所一。

於二例郷一者。可レ令レ改二易所帶一也。
一臨時役事永仁二。十二。廿五。評
不レ可レ充二催之一。
一可二諸國興行一事永仁三。五。廿九。評
糺二明寛元之例一。被レ分二付下地一否。可レ有二御沙
汰一。
一雖レ爲二本所進止領一。家人知行所々事
於二前々御口入分限所々一者。可レ有二御成敗一。
一諸國庄公預所。地頭相論之時。糺二定兩方一之
處。於二地頭非法一者被レ處二罪科一。至二預所定使一
者。雖レ有二非據一不レ及二別沙汰一之間。依レ無レ所
レ恐。國々所務嗷々之間。異論連々不レ絶歟。然
者爲レ絶二向後監(濫イ)訴一。預所定使等有二非法一之時
者。可レ被レ改二易彼職一之旨。可レ被レ兼二仰下一之由。
可レ被レ言二上二條中納言家一之狀。依レ仰執達如
レ件。

文暦二年七月廿三日　武藏守判

相摸守判

駿河守殿
掃部助殿

一諸國守護人。幷庄々地頭等。偏如レ不レ輸二私領一
抑二沙汰一或追二出預所郷司一。或雖レ自二相交上司一
不レ及二所當辨濟一。加レ之以二吹毛之咎一損二士民等一。
自二去秋冬一。依二院宣幷殿下仰一。雖二禁符一更以不二
承引一。因レ之糺二眞僞一令二注文一如レ是。相模守武
藏守相二分國々一代官一人可レ被二相副一也。尾張
國先爲二入部之始一定二代官一下向。可二相散一也。御
使者五月會神事以後。即可二進發一者。仰旨如
レ此。仍執達如レ件。

貞應元年五月廿八日　陸奥守平　判

追申。國々。代官者器量相計。可レ被レ定二遣一
也。又經廻計略者。爲レ在二廳沙汰一訴訟所々
可レ充二子細御使一被レ仰畢。

一諸國守護人地頭。或正員或代官。依二領家預

所之訴訟。自六波羅爲遂對決遣召文爲停止非法加下知之處　不承引之族有之云々。二ヶ度者可相觸及三ヶ度者。可注申關東之由。先日被仰下畢。而存優如之儀不被申之由。有其聞。非實者狼藉爭可相鎮哉。於自今以後者。無容隱可令言上給之狀。依鎌倉殿仰。執達如件。

寛喜三年五月十一日　武藏守判

相模守判

駿河守殿

掃部助殿

一御家人輩依本所成敗致訴訟事。於本所遂對決被裁許之時。有非勘者。就御家人愁尤可申子細。可被存其旨之條。依仰執達如件。

寶治二年七月廿九日　左近將監判

相模守判

相模左近大夫將監殿

一名主職事　條々

父祖其身勤仕御家人役之條。帶守護人之狀等者。可安堵。但於凡下之輩者。不及沙汰。

次不知行過廿箇年者。同前

次康元以後下知狀者。不過廿箇年者。不可依被狀可安堵。

次縱雖成給安堵御下文。領家地頭得分以下所務守先例。不可違亂。

次公文田所以下所職。相傳仁事。相同名主篇。

次關東六波羅有沙汰事。被取調訴陳之狀者。不及尋問。爲未斷事者。可糺明之。

次地頭職幷所地。同名主職事。可尋問子細守護人。

條々。急速爲有御沙汰。以九州所領相分

三方也。於博多可尋沙汰。賴泰法師行宗肥前筑前薩摩盛宗敎經豐後豐前日向、經資法師政行肥後筑後大隅。各守此旨可奉行。云社領云名主、無別子細者。或直返付之。或安堵其身先可書與下知之狀。御下文者追可有御計也。

次在國之仁者。直可尋問在京之輩者。差日數可相調正員之由可召御彼代官。若過期日者。可計沙汰。

次御家人者。直可尋沙汰、散在之輩。仰守護人可加催促此事書。昨日御寄合令讀申候畢。無相違之由、御沙汰候。仍進之候。恐々謹言。

九月十日　尙時判

明石民部大夫殿

一東國沽酒事文永元

可仰守護人幷鎌倉地奉行。費靡尤甚、永可停止。次近年多稱十檣運自筑紫。非無其費。同可停止之。

一農時不可使百姓事文永元

夏三箇月間。私不可仕之。但領主等作田畠蠶養事爲先例之定役者。今更不可有相違。

一可止百姓臨時所濟事

有限當所之外。臨時徵下事。永可停止之。以前兩條存此旨。可令相觸其國御家人等之狀。依仰執達如件。

文永元年四月十日　武藏守判

相摸守判

某

諸守護人

一京都大番事、被定月宛之處。替番衆遲々之間。前衆勤越之條。尤不便也。一月令遲參之輩者、二ヶ月可勤入也。守此率法。可令精好給之條。依仰執達如件。

文曆二年七月廿三日　武藏守判

相模守　判

駿河守殿

掃部助殿

一京都大番衆事。通有限同私。寄事於左右。僻怠之輩者。假令一ヶ月令遲參者。爲其過怠可被充來作篝用途錢拾貫文。其已上日數者。以之可被仰宛之狀。依仰執達如件。

仁治三年十一月廿八日　前武藏守判

相模守殿

一侍所京都大番役事

雖未役國未役人有其沙汰。可被結延年限。

一所載式目御家人事。

右新補地頭所々內下司職之輩者。大番一役別不可催促。亦無地頭所々下以下庄官。自本爲御家人者。可催之。若亦所領有相違者不及駈催也。

一宿々早馬事

右巡役當番之輩。宿所遼遠之時。急事御使遂行向其所。加催之間。依歷時剋不慮遲引云々。於自今以後者。可儲置宿中也。且可存其旨之由。可被下知宿々也。

一三ヶ日厨事

右同可令停止也。

守護人撿斷條四

一謀反人追討事

糺明眞僞隨實正可致沙汰。

一國々狼藉事。近年於本所一圓庄園。雖致鬪諍合戰不能禁制之間。任雅意結構狼藉之由。有其聞。早申入子細於本所可加炳誡也。者依仰執達如件

文永七年八月廿九日　相模守　判

左京權大夫判

相模式部大夫殿

一諍論事
右土民習雖令拏攫。於無其疵者不可處罪科。遼遠之地。猛狂之輩或稱鬪諍。或號打擲致民煩云々。於自今以後者專致撫民之計。宜止無道沙汰矣。

一號先々不召渡守護所。直遂遣犯人於京都事
右此條々。尤可被定下候歟
押紙云。不召渡守護所者。直可令進關東也

一爲守護人號犯科人跡沒收所領田畠事
右此條自右大將家御時至于當御式目。守護成敗條々仁雖不被載之。動令沒收事。云本沒收云新沒收。其訴訟連々出來候歟。謀叛人之跡。猶以不可有守護進退候歟。況於其以下犯科人跡哉。然者令沒收之後。何十ケ年以前事者。非御沙汰トモ。又何樣可
(箇イ)

候トモ尤可被定下歟。
押紙云。自關東不給者。可停止掠領也。

一鈴鹿山幷大江山惡賊事。爲近邊地題之沙汰可令相鎭也。若難停止者。改補其仁可有靜謐計也。以此趣相觸便宜地頭等。可被申散狀。者依仰執達如件。
延應元年七月廿六日　前武藏守泰時判
修理權太夫時房判
相摸守殿
越後守殿

一遠江佐渡兩國惡黨事
守護人無緩怠可令沙汰。於御使者明春可令歸國也。就白狀相觸子細於地頭之處。兼日逐電之由依令申不及其科歟。此日來經廻之惡黨令逃散云々。其所地頭致清廉沙汰者。何可令退散哉。是又領主雖難遁其科。自今以後者至如此所者。地頭可有

罪科。次押買迎買沽酒以下事。禁制條々先度被仰下畢。云彼云是於違犯之輩者可令注申。不注進者守護人可有其科之狀。依仰執達如件。

弘安元年二月二日　相模守 判
陸奥守 判

一篝屋用途勤仕所々犯過人事延應二
於謀反殺害人者可召渡其身計於守護所。自餘事者都以不可交沙汰也。

一貞應嘉祿以後盜賊跡所領事天福元。八。五。評
右縱雖捌取其身。於所領者不及沒收。早可被返付本所。但籠置惡黨於所領內。雖觸子細至拘惜者。爲懲須藉。尤可被補地頭之矣。○此條在於式目追加

一本補跡所々撿斷事
右可被任先例也。

一隱置惡黨於所領內輩事弘安九。二。五。
自身者關東參住之間。在國事不聞及之由依申之。前々遁罪科歟。於自今以後者。令置惡黨於所領內之由。令露顯者。自身雖不在國。可被召所領三分一也。但來住所領百日計居住之族。雖爲惡黨不存知之間。鎌倉參住之仁不可及罪科。至代官者。在國之間。依不可遁其咎。仍永不可召仕之。若猶召仕者。主人可有其科。正員又令在國者。雖爲百日居住之浪人可被改所帶。

一住所惡黨人事
可被鎮沙汰之由。可被仰守護人。猶致緩怠者。可被處罪科。

一同所幷撿非違所召人事
浮沈輕重意。可有沙汰。

守護人幷御使可存知條々

一夜討強盜山賊海賊殺害罪科事

於御家人者召進其身於六波羅。可令注進所領。至非御家人凡下輩者。隨所犯輕重可有罪科淺深也。兩人相儀可令計沙汰之

一惡黨由有其聞輩事

所犯之條雖無分明證據。有風聞之說者。相尋地頭御家人之處。聞及之由差申者。於御家人者可令召進六波羅。至非御家人凡下輩者同可令計沙汰。

一博奕輩事

爲守護人御使沙汰可加禁遏。有違犯之輩者。於御家人者。可被召所領也。非御家人凡下輩事同前。

一依難遁罪科捨本在所逃去他國惡黨事。

國雖令各別。本在所相觸事由。先相互召渡之。餘黨事同可致其沙汰。

一就犯人在所可斟酌事

於本所一圓之地者可召渡犯人之由。可相觸彼所。若不叙用者可注申事由。至關東御分所者。守護之綺雖無先例。於今度者可致其沙汰。

已上

一獄舍事　一官食事　一兵士事

以上三ケ條。爲守護役可致沙汰。

一城墎事

次岩門幷宰府搆城墎之條。爲九州官軍可得其搆。云々。早爲領主等之沙汰可致其搆。云々。

一寄役所致自由合戰事

縱雖拔群之忠不可被行其賞。所詮隨大將命可令進退由。嚴密可被相觸九州守護幷御家人以下輩也。

一兵粮米事

先々下行無其實歟。殊加談儀可令注進。

一警固結番事
爲二諸人煩費甚一之由有二其聞一。仍同前。
一兵船事
海上合戰更不レ可レ有二其利一歟。同前。
兩國鎭西條五
一西國御家人所領事
右西國御家人者。自二右大將家御時一。守護人等注二交名一。雖レ令レ催二勤大番以下課役一。給二關東御下文一。令レ領二知所職一之輩者不レ幾。依レ爲二重代之所帶一。隨二便宜一或給二本家領家之下知一。或以二寺社惣官之下文一令二相傳一歟。而今就二式目一多違亂出來。云々。是則承久兵亂之後。重代相傳之輩。中挿二奸心一之族。摸二新地頭之所務一。奉レ蔑二如國司領家一之由。有二其聞一之間。爲レ斷二如レ然之狼唳一。於二本所一御成敗事者。不レ及二關東御口入一之由被レ定畢。就レ之何忽可レ及二御家人等之侘傺一哉。但爲二本所一現二奇恠一。蒙二其咎一者可レ謂二勿論一歟。然者訴訟出來之時。各觸二申本所一。可レ被レ注二申罪科之有無於關東一者也。兼又於二自今以後一者。被レ觸二仰子細一者。可レ有二尋沙汰一由。面々可レ被二申置一。抑雖レ假二名於下司職一。非二御家人列一者。守護人更不レ可レ令レ催二促大番役一。若充二催其役一者。可レ爲二本所之鬱訴一之故也。以二此旨一可レ致二沙汰一之狀。依レ仰執達如件。

天福元年五月一日

武藏守判
相摸守判

駿河守殿

一西國御家人中。於二所領知行之輩一者。隨二守護所一催可レ勤二仕京都大番一之處。致二自由對捍一。空沙二日月一之族有二其聞一。於二自今以後一者。就二守護人注申一爲レ償二其過怠一。隨二彼分限一。可レ令レ召二付淸水寺橋修理一給レ之狀。依レ仰執達如件。

文暦二年正月廿六日　武藏守　判

相摸守　判

一西國京都大番役事

新補地頭等被充段別課役之條不可然。長門國大峯庄條々下知。可充彼用途之由。被載之上者。縱雖有如然下知。於自今以後者如先々。夫役雜事之外。一向所停止也。以此趣可加下知也。

一西國守護人奉行事

於鎭西者依爲遠國。不相鎭狼藉之間。任大將家御時之例。可致沙汰之由被仰下。半如［　　］不可依御式目。其外西國者任被定置之旨。可致沙汰之由可令下知給也。

寛元三年五月九日　武藏守　判

相摸守殿

一西國雜務事。注進狀繁多相續之間。雖有御沙汰自然依經年月爲令煩歟。然者於自今已後者。殊重事外。不可注進。直可令尋成敗狀。依仰執達如件。

正元々年六月十八日　武藏守　判

相摸守　判

陸奥左近大夫將監殿

一西國海賊事

右國々被下知之趣尤神妙。件兵士事者。有對捍之輩。爲守護人之沙汰可被注進交名也。於同船事者依其咎令沒收。令搦進之輩可充給也。其子細被仰含淸賢也。

一西國守護代等國中所々犯人等事

右國中犯科事出來之時。(翟イ)自本守護入部之地者不及子細。其外權門勢家神社佛事之領號不入部。於其所堺可尋明犯否之由。觸遣之時。一日路或二日路如此候之間。其堺者則或野中或山中擬尋明之間。往反不輕。

亦於事非無煩所詮被置守護人事。爲如此事也。於守護所糺明犯否之時。於爲無實者不及子細。若又爲實犯者其時返本所。令請取之時者尤於堺可請取之由。可被仰下歟。

押紙云。先々沙汰輙不可改。任先例於堺可令糺定也。

一六波羅幷鎭西守護人注進狀事

訴人雖不參向。隨到來早速可申沙汰

一鎭西神領幷名主等所領事弘安九

如日來無相違各可領掌給。雖有御使下知。先如元可令沙汰付。但非分押領幷新儀濫妨事者。各寄合尋明可令注進之由。可被仰少貳入道。兵庫入道。薩摩入道。河內權守入道等。

一鎭西雜訴訟事弘安九。七。十六。

守護人可令尋沙汰之由。先日被仰畢。雖然於地頭。御家人。寺社。別當。神主。供僧。神官。所々名主。庄官以下。企參訴云々。於自今已後者非別仰之外不可參關東六波羅。令在國可致異國警固。有訴訟者。少貳入道。兵庫入道。薩摩入道。澁谷權守入道。寄合可令尋成敗。若於難裁許者可令注進。雖爲越訴。尋究可令注申。關東居住輩。訴申鎭西族者。令下向可經沙汰。於關東不可有其沙汰。

一鎭西御家人所領事弘安九。七。廿五。

異國警固不落居之程者。不可讓女子。無男子者。以親類爲養子不可讓之。

一鎭西御家人訴訟事

急可有沙汰。丑九。十。十一。十二。四箇月。可被事切歟。

一鎭西雜訴訟事

或雖抽軍忠。奉行人依有阿黨事令漏注

進。或所務相論之處。令引汲敵人之間。不注申之由。訴申輩有之。如此族訴訟事。尋究子細可令注進之狀依仰執達如件。

正應四年二月三日　陸奥守　判

相摸守　判

尾藤內左衛門入道殿

小野澤亮次郎入道殿

一大隅日向兩國役所今津役濱事

先度雖除之。爲要海云々。如元警固。

一御分唐船事

可被成御教書。於宰府自今以後可被停止之。

一牒使來者着時。在所幷問答法事

任先例可令斟酌矣。異賊防禁條々。以大藏五郎入道惠廣。依田五郎左衛門尉行盛。所仰遣也。者依仰執達如件

正安二年七月十日　陸奥守　判

相摸守　判

上總前司殿

本新地頭條六

地頭等可存知條々

一給分所知之外。任自由近隣地頭押領可停止之

次地頭者守本地頭下司之跡。可致沙汰也。但本下司得分。無下爲乏少之所者。隨御使之注申。可令計御下知也。御成敗以前。不相待御計。領家預所鄕司得分。令押領之輩者。可處咎事。

次非指請所。任自由預所鄕司追出事。慥可令停止。

一新地頭補任庄園。公領本地頭下司得分。爲御使沙汰可令注進之。

一未被補地頭沒收所々。爲御使沙汰可注進事。

如風聞者。去年兵亂之時。相從京方輩之所職所領。大略雖注進猶有守護代等隱匿庄公多之云々。而在廳官人等。恐守護代詳不注進歟。慥任實正可注申之。若又本下司雖無其咎。沒收之內仁注申之所々有之者。委尋明可注進也。

右條々守仰旨可令下知。若猶背禁制之旨。自由張行自由非法之輩者。云守護人云地頭職可被改易也。可存此旨之狀。依仰下知如件。

貞應元年四月廿六日　陸奧守平判

一宣旨事

左辨官下　五畿內諸國七道

應令自今以後。庄公田畠地頭得分。十町別給免田一町。幷一段別充加徵五升事。

右頃年依勳功賞居地頭職之輩。右超涯分。恣侵土宜。因茲云國衙云庄園。寄事於彼濫妨。懈勤於其乃貢是非相貸直爲互雜歟。然間無止佛神事。空以陵替。有限之公私領。不辨地利。天下之衰弊職而斯由。方今四海已定萬方靡然誰輕宗廟社稷之重事。誰掠五畿七道之濟物。然則一爲休莊公之愁訴。一爲優地頭之勳勞。旁從折中儀。須定向後法。文武之道捨一不可之謂也　左大臣宣。奉勅庄公田畠地頭。十丁別賜免田一丁。一段充加徵五升。於自今以後者。嚴守嗣符。宜令遵行者。諸國承知依宣行之

貞應二年六月十五日　大史小槻宿禰

左中辨藤原朝臣

一地頭方厨事

右長日厨事。一向可停止之由。御下知先畢。仍不及異儀焉。以前條々以此旨可被加下知之狀。依鎌倉殿仰執達如件。

寛喜三年四月廿一日午時　武藏守　判

相模守　判

駿河守殿

掃部助殿

一諸國庄々地頭中。致非法濫妨之由。訴訟出來之時。對決兩方爲是非於京都而沙汰人預所可逐問注之旨被下知之處。稱偁正員地頭代而々對捍不令參決云々。事實者甚不當也。雖爲代官爭可令難澁哉。自今以後。猶遁事左右於不隨催促之輩者。殊可有御沙汰也。定有後悔歟。兼以此旨可令觸知之狀。依仰執達如件。

嘉祿三年閏三月十七日　武藏守　判

相模守　判

掃部助殿

修理亮殿

一西國莊公新補地頭。幷本補輩之中。依領家預所訴訟。或遂一決被載裁斷。或證文加

下知事等。重時朝臣時。盛雖令施行。正員及代官不承引之族有其數云々。且御成敗似不事行。且諸人之訴訟不落居之條。旁以不便也。於自今以後者。令下知之上。尚不叙用者可被注申也。傍輩向後相鎭之樣可有御計。定後悔出來歟之由。兼須可觸仰之狀。依鎌倉殿仰執達如件。

寬喜二年十一月七日　武藏守　判

相模守　判

駿河守殿

掃部助殿

嘉禎四年九月九日。御評定事書中（齋藤兵衛入道奉行）

一新補幷本地頭不叙用御下知事。

右新補地頭者。云本司跡云新補率法不可混領兩樣之由。下知之處。不叙用其狀。猶令違犯者。改易其所。可被宛行勳功未給之輩也。

次本地頭之輩。或背先例或違父祖例之由。訴訟之時。不從御下知者。召其所可被充行宮仕忠勞輩。幷所知之替也。

次御祈勤仕人之跡事。有如先條之子細者。召其所可充給御祈勤仕之仁也。但已上三ヶ條就此式目訴訟定多出來歟。委細糺明可有御成敗

仁治元。十一。廿三評云。被召所領者。就之所々訴訟無盡期歟。仍可被召籌屋用途也。但隨其所多少可被召之。假令五拾町所者。可被召錢五拾貫文也。但地頭得分也。寄事於左右。不可成土民之煩矣。

一依違背地頭咎。所召置庄官百姓等事

於自今以後者不及召誡其身。所犯罪科無所遁者。不可居住其所。早可追出之由。可被下知之狀。仍仰執達如件。

延應元年七月廿六日　前武藏守　判

一以山僧補代官事

於地頭者可停止也。預所同可停止也。但雖非山領々家爲山僧之領者。山僧之條不能禁制歟。但離山之後經年序。非沙汰之限。但令張行非法者。可申事由。以前條々可令存其旨之旨。依仰執達如件

延應二。六。十一。　前武藏守　判

相模守殿

一諸國地頭所務事

承久兵亂以前之本地頭者。有所務之先例。更不可有新儀。同兵亂以後之新地頭者。被定置率法畢。何背彼狀哉。然則於自今以後者。縱押領之後。雖過二十箇年。不可依年紀。本地頭者任先例。新地頭者守率法。可致沙汰之由。可被裁許也。可被存此趣之狀如件。

寶治元年十二月十三日　左近將監判
相模守判

相模左近大夫將監殿

一武藏國足立郡地頭職事弘安五。二。廿一。
評定云。當郡爲公領歟。將又爲私領否。不審之間。披見平家跡沒收御領注文之處。當郡事載彼注文畢。爲公領之條分明也。不及子細。然則守此旨可有沙汰。

諸國新補地頭得分條々

一本年貢外半分事
右於田畠者。十一町別。給田畠各一町。加徵段別五升者。爲正稅官物內之條勿論也。至山野河海所出者除本年貢之例外。可致半分沙汰之由。御下知先畢。而今地頭者。以神社佛事之上分。本家領家之公物。爲本年貢之由申之。雜掌者預所定使得分。皆以年貢內也。不可割分之由申之云々。以預所定使得分號年貢者以何餘剩可致半分之沙汰乎。地頭所申非無其謂焉。

一本司跡名田事
右地頭者。以件名田內。引募新給田。其殘者辨濟所當。不可勤公事之由申之。雜掌者。給田之外者如百姓可辨勤所當公事之旨申之。雜公事不蒙領家預所之免許。任自由不及立用。雜掌所申有其謂歟。然者於給田餘剩者。可令辨勤所當公事矣。

一桑代事
右地頭分可割分否之由。雖載篇目。兩方申旨子細不詳。但隨其旨皆有差別。於爲山所出者。除本年貢之外。可致半分之沙汰。至爲在家役者。可依在家率法焉。

一苧在家役麻樹木。五節供以下事
右地頭者。每物可被分充之由申之。雜掌者。新補率法條々之外也。雖一塵不可交之

由申之云々。今除本家領家年貢之外。可為半分之沙汰也。然而於無領家定使得分之所々者。不可及地頭得分之沙汰。但至五節供者。一向可令停止地頭口入也。次白苧事。先々御成敗之所々者。非沙汰之限矣。

寛喜三年四月廿一日　武蔵守　判

相模守　判

駿河守殿

掃部助殿

一地頭亡土民事

兩條可有沙汰否。於問注所可勘申之由。可被仰之歟。

一國領地頭等可濟年貢事 元亨二正十二。

右臨西收之期者。致急速之沙汰。翌年二月可令皆濟。縱又雖京進。不可過六月。若抑留之由雜掌訴申者。遂結解可辨償之旨。可被下奉書。不叙用者。託使者可催促之。

郎及參對請勘定者。可遣其道之由。可成下知狀。結解難遂之輩者。任申請員數可成敗。猶對捍者。重以使者尋問實否。未濟之條無所遁者。可改所職。於催促并究濟期日者。且依其地遠近。且競未進多少。隨事躰可斟酌也。

次前國司時未濟分事。自今以後者可辨于先司矣。

次同領請所事。前々蒙下知。預御口入地之外者。可顚倒。但康元々年以前者。雖為私和談。不可有相違。弘安七年以後者。縱帶裁許狀。宜任國司之意焉。

一以山僧補預所并地頭代事。

相互喧嘩之基也。仍補地頭代事者。一切可令停止之由。被下知畢。若令違犯者。隨聞及可被注申也。補預所職事。同可被停止之旨。可被觸申本所。但山門領預所職

者。不及子細歟。可被存其旨之狀。依仰執達如件。

延應元年七月廿六日　前武藏守　判

修理權大夫判

相模守殿

越後守殿

一諸國地頭等以出舉并商人借上輩補地頭代官事。

右爲貪當時之利潤、不顧後日之煩費。以如此之輩補地頭代官之間、或忘公物之備、只廻私用之計、因茲新儀之非法不止。本所之訴訟無絶。前々者代官有科時、正員被加誡。然而代官等更不見懲歟。於自今以後者、隨罪科輕重可被行其科也。然則以如此之輩補代官事、一切可被停止之由。兼可令御下知給之狀、依仰執達如件。

延應元年九月十七日　前武藏守　判

修理權大夫判

相模守殿

越後守殿

一本司新補輩混領事 仁治元。十一。廿三。評

右被召所領者。就之所々訴訟無盡期歟。仍可被召篝屋用途也。但隨其所之多少可被召之。假令五十町所者。可被召錢五十貫文也。但地頭得分也。寄事於左右不可成土民之煩 此段雖有前。任本書之

五十一ヶ條事。兼日十三人。下給目録献意見狀。定式目事畢。 外記大夫倫重。兵衛入道淨圓。佐藤內業時。下給事書。

一本司跡名田畠事

右本司。自承久亂逆以前。讓與女子。或付屬他人之名田畠等。 此內讓却地在之 本司依合戰被沒收。其跡新地頭給之畢。而彼田畠雖讓與他人。依爲本司之跡。混領之由。地頭申之。又當時領主者。不可然之由申之。可加下

知次第。分明可被仰下候歟。
押紙云。承久以前各別之所。新地頭不可混合也。
一地頭所務內百姓犯科跡事
右日來者。號地頭一向進止。令押領歟。今訴訟出來之時。所詮可致半分沙汰之旨被下關東御下知候之間。雜掌者先々地頭押領分。每年半分充可領知。不然者成百姓名。兩方可召仕之由。申之。地頭者於前々領地分者。一向可領知也。自今以後。可致半分沙汰之旨。申之。何樣可候哉。尤可被仰下候歟。
押紙云。可爲半分之由被定畢。不可論御下知之前後。可致半分沙汰也。
一半不輸所々地頭方。公事可勤仕否事。
右或辨濟所當於國司領家。令勤仕公事於寺家社家所々在々。又辨濟所當於國司。令勤仕公事於權門。御邊地等在之。其內於人役者。大略令勤仕地頭役候歟。至于神領半不輸者。未切相論候。何樣可候哉。尤可被仰下候歟。
押紙云。雖神領之半輸隨分可勤仕之。但不可准普通之所。又嚴重異他之所。依補地頭。本所役可闕如者。縱雖可被止地頭。不被止之例也。爭隨分限不勤哉。
一丹後國新補地頭所務事條々
右於野畠者。任因例可爲地頭分也。但有本年貢者。守先例無懈怠可致沙汰也。
次國保司跡事。如本司之時可爲地頭收納也。至京保司跡者。地頭不可管領之。可爲下收納使沙汰也。
一諸國新補地頭得分田畠加徵事
右不論多少。可取段別五升之由。新補地頭等雖申。假令本所當一斗已上之所者。尤

可為五升。一斗以下之所者。以三分之一可
為地頭分也。
一白苧并桑代事
右國司領家。自元於不召之所々者。新補地
頭始不可取之。

文暦二年七月廿三日　武藏守　判
　　　　　　　　　　相摸守　判

駿河守殿
掃部助殿

一本司跡事
右地頭。今更令違亂者。如元不可相違之
由。令下知給。
一新補地頭得分田畠加徵事
本年貢一斗已上事。先日被仰定下畢。於一
斗之所者。可為二分也。
一諸國新補地頭沙汰事
右可停止非法之由。度々雖被仰下。猶以
不相鎮歟。尤不便也。十一町別給田。段別加
徵山河半分。本年貢之外犯過分三分之一已
上如此。但領家地頭令相與。就本司之跡所
々者。非沙汰之限。抑寄事於犯過。致所務
煩費云々。假令於錢百文以下盜犯者。以一
倍令辨償。可令安堵其身。至于三百已上
之重科者。雖搦取其身。不可煩親類妻子
所從。如元可令居住也。謀叛夜討類者。不
可寬宥。自今以後。若以少事令追捕民烟
及亂罰之地頭者。隨領家預所住民等之訴。
可被改補所職。縱雖為先祖之本領。亦雖
為勳功之勸賞。永不可被充行其替。然者
兼可令思慮也。普先可令觸廻給也。且為
糺明犯否。來秋冬比。被差遣巡撿使。其以
前訴訟出來者。尋決兩方。可被注申之。罪
科無遁者。可有殊沙汰之状。依鎌倉殿仰。
執達如件。

寛喜三年五月十三日　武藏守　判

相模守　判

駿河守殿

掃部助殿

一撿注雜事內、地頭剩取事

右任二先下知一、可レ令二停止一也。

一五節供事。右充二課百姓一事、可レ令二停止一之矣。

右可二停止一之由先下知已畢。而今地頭面々所レ申聊非レ無二理歟一。三月、五月、七月、九月分者一向不レ可レ爲二地頭口入一。至二于歲末節料一者地頭可二分取一也。

一新補地頭注二出新田一、向可二進止一否事。

右如二本田一。

一山畑事

右領家地頭各可レ致二半分之沙汰一也。以前條々守二此旨一可レ被二成敗一也。兼又書寄事於此下知一奉二於令二違亂一所々上者、更不レ可二承引一之條。

依二鎌倉殿仰一。執達如レ件。

寛喜四年卯月七日　武藏守　判

相模守　判

駿河守殿

掃部助殿

一預所名田可レ落二公田一否事

右假令以二預所名田內一可レ落二公田一之由。預所書去文兼一二代歟。其後預所令二悔之一處。去文之上者。可レ爲二公田一之旨。地頭代令二支申一歟。縱公田於レ有レ限預所者。可レ爲二預所進止一也。

一預所撿注以後地頭耕作田事

右預所重不レ遂二撿注一之以前者。可レ取二所當一之由。預所申旨頗無二其謂一歟。然而地頭令二和與一。於レ令レ濟二減斗代所當一者。不レ及二子細一歟。但自二本所一遂二有レ限撿注一時者。可レ爲二公田一也。地頭令二進止一否事者。可レ依二本所和與一也。

一畠地子二ケ(箇イ)度(春夏)地頭可レ取否事

右領家二ヶ(簡イ)度被收納歟。就之地頭可相當之由。所申雖無子細。十一町別給畠段別五升加徵之外不可有違亂也。

一 廚雜事等事

右不論本司新司。一向停止之御下知先畢。但至馬草幷薪以下雜事者。非沙汰之限。

去々年兵亂以後。所被補諸國庄園鄕保地頭沙汰條々

一 得分事

右如宣旨狀者。假令田畠各拾一町。內十町領家國司分。一町地頭分。不嫌廣博狹小。以此率法免給之上。加徵段別五升可被充行云々。尤以神妙。但此中。本自帶將軍家御下知爲地頭輩之跡。爲沒收之職。於被改補之所々者。得分雖減少。今更非加增之限。是可依舊儀之故也。加之新補之中。本司之跡。至于得分尋常地者。又以不及成敗。只勸注無得分所々。守宣下之旨可令計充也。仍各可賦給成敗之狀也。且是不帶此狀之輩。張行事出來者。可被注申交各隨狀可被過斷也。

一 公文田所案主惣追捕使有司等事

右件[illegible]職。隨所或在之或無之。必雖非一估。所詮任先例。於領家國司進止之職者。地頭更不可致妨。若又亂逆時。依爲指犯過之跡。雖兼帶其職。如舊可從領家國司之所務。

一 山野河海事

右領家國司之方。地頭分。以折中之法。各可致半分之沙汰。加之先例有限年貢物等守本法不可違亂。

一 犯過人糺斷事

右領家國司三分之二。地頭三分之一。可致沙汰也。以前五ヶ條。且守宣下之旨。且依時

儀可令許下知也。凡不帶此狀之輩。若寄事於左右、猥張行事出來者。領家國司之訴訟不可斷絕、隨交名到來、可令過斷也。以此旨兼普可被披露也　者仰旨如此、仍執達如件

貞應二年七月六日　前陸奥守判

相模守殿

條々

一造作事

一修理幷替物用途事

一椀飯役事

右三个條元課百姓事。停止之。以地頭得分可致沙汰焉。

一百姓臨時役事

一修理替物事

一椀飯役事

不可充課百姓。以地頭得分可致沙汰之由。可被下知在京人幷西國守護人地頭等。有違犯輩者。可被注申之狀。依仰執達如件。

弘安元年二月卅日　武藏守判

相模守判

一諸國地頭等。有年貢進濟之外。於庄官百姓等名田畠者。可進止下地之由申之。雜掌者有限給田加徵地頭雜役之外。至名田畠之下地者。自往古本所進止之勿論也。地頭更不可相綺之旨。及訴訟之由有其聞。所詮本地頭者有所務之先例。新地頭者可奉法之由。前々加下知畢。今更何可及濫妨哉。但於本所和與之地者。非沙汰之限。此上令濫妨者可被注進交名之狀、依仰執達如件。

寶治元年十二月八日　左近將監時賴判

相模左近大夫將監殿

一御所修理替物事 政所

一椀飯用途事

右條不可充課百姓。以地頭得分可致沙汰。

一臨時役事。同

殊大營之外一向可停止之。縱雖充催之不可懸百姓。以地頭得分可致沙汰。

一諸家修理替物事 同

不可充課百姓。且不朽損者可用古物。

一五節供事

不可充課百姓。

庶子分領條七

一兄弟姉妹和與物悔還否事

右如法意者。被(彼イ)和與物。難悔還歟。但或依成父母之禮讓與所領。或偏以恩顧(領イ)之儀讓得(所イ)處帶之輩等。忽忘教命及敵對者。獨可任本主意。將又就證文可有子細歟。

延應二年六月十一日　前武藏守　判

一讓與兄弟叔姪所領事 正應三。十一。九。

稱和與之地本主不可悔還之由。雖有其沙汰。自今以後宜任本主之意歟。

一充給惣領跡混領庶子分事

惣領主有罪科之時。以別人令改補之處。庶子等稱不給御下文。無尋決知行實否。頭年被付惣領之條甚爲不便之儀歟。各別領地證據分明者。縱雖不帶安堵御下文。於本引付重有其沙汰可返付之由。被仰下之後。三方引付奉行人被結改畢。然者雖非本引付。於奉行人現在之方可申沙汰。但無奉行人事於一二番分者。頭人依無相違。猶於本引付以他奉行人可糺明。於三番者被改頭人。至四番五番者止其方々畢。彼三方者自問註所可賦出引付方也。

一讓與外孫物不可悔返否事

讓與外孫之物財令悔還事、法家不許之歟如式目者讓與女子之所領向背之時。可任父母意之由被載之。然間和與外孫之物准之。可爲外祖父母進退之由雖相存。無被定下旨之間。輙難是非歟。然則且依證文且隨事體可有斟酌歟。

一所當公事對捍輩事

右支配寄子等之處。對捍之間。惣領勤入之訴申之時有其沙汰。或以一倍令弁償之。或依時儀雖被裁許。所詮於前々分者以一倍可致弁。自今以後者未濟之條無所遁。者以後所領可被分付惣領。但惣領寄事於左右致煩者。可被仰付穩便之輩也。依仰執達如件。

弘安七年十月廿二日　左馬權頭平朝臣

陸奥守平朝臣

一所當公事對捍輩事

右公事等庶子對捍之時總領得入分（經イ）以五拾貫可分付田一町之由。先日雖被定下。爲總領無其益之間。庶子依不憚難澁之科。急速公事及闕如歟。仍任舊例可致一倍弁之由。可被裁許。令違背者可被分召所領也。且問狀一箇度之後可被成一倍下知。其後令違期者差日限可被糺返。猶令遲引者可被收公所領之狀。依仰下知如件。

永仁二年七月五日　陸奥守平朝臣判

相摸守平朝臣判

一公事支配事

任先度（問イ）儀評之旨可有其沙汰。

一御公事間事

勤仕之輩中於不被仰下各別者。付父祖之跡知行、各寄合隨分限可被勤之。又雖非其跡、被充行勳功之所領已下、別御恩地者。相加可被勤仕之由所被仰下也。自今以後

有中子細之族者面々可被仰含。

妻妾女子條八 付女人犯奸事

一讓所領妻女事

任式目可有其沙汰事。

一御家人後家任亡夫讓給安堵御下文事 暦仁元。十二。十六。評

右此條平均之例也。爰於令改嫁者可充給他人之旨。自被定置以來爲免其難。或少年或無病之族。寄事於所勞讓與子息親類。申給安堵御下文之後。及改嫁云々。甚以濫吹也。自今以後者不臨重病危急者。不可被免許其讓矣

一改嫁事 正(延イ)應元。九。卅。評

右或致所領之成敗。或行家中之雜事。於令現形者尤可有其誡。此外至内々之密儀者。縱雖有風聞之說。非沙汰之限。次尼還俗改嫁事。雖有其沙汰。而不及記之由評定畢矣。

一關東御家人以雲客已上。爲聟君讓所領於女子事 正(延イ)應二。五。廿五

右於公事者隨其分限可被省充之由。先日雖被定置。自今以後於相具雲客已上之女子者。不可讓與所領也。

一離別妻妾知行前夫所領事

右有功無過之妻妾雖被離別前夫不能悔返所讓與所領之由被載式目畢。而離別之後嫁于他夫。猶知行彼所領之條。爲不儀。自今已後於嫁他夫者。早可被召上所讓得所領也。次非御家人之輩。女子幷傀儡白拍子及凡卑女等。讓(誘イ)取夫所領令知行者。同可被召之。但爲後家有貞節者非制之限矣。

一關東御領知行後家幷女子事 弘安七。十一。廿一

右後家女子令在京之條不可然之間。向後

可停止。若猶背制法者。可被收公所領也。

一後家改嫁事 [illegible]安九。七。廿五

至内々之密儀者。縱雖有風聞之說。非沙汰限之由被載式目追加畢。依之普雖令現形。稱密儀不及其沙汰。於自今已後者不致所領成敗雖不行家中之雜事。有不調之聞者。任本式目可有其科。

一密懷他人妻罪科事 延應(正イ)元。三。十六

右同所被載式目也。但名主百姓等中密懷人妻事風聞之時者。不糺明實否。無左右罪科之條甚不可然。若訴人出來者。召決兩方尋明證據。無所遁者名主輩者過新錢拾貫文。百姓五貫文可宛行之。女罪科以同前。

一懷姙後離別之男子事　可付父

養子相續條九

一醫陰兩道輩。弃本道為御家人養子。知行御領事。道陵遲之基也。自今已後可停止。

建治二。七。二評
奉行嶋田民部丞

依稲荷神主家本(宗イ)助孫子俊繼事有此儀。俊繼為(横イ)攝尾次郎兵衛尉俊重養子。傳領俊重論之間有此制。

一依藝能被召仕輩所領事

右或讓渡他人。或非器量之輩相傳之條無其謂之由議定先畢。仍付器量可令相傳也。

未處分財條十

一未處分所領相論配分事

云相論之是非。云得分之多少。始終於引付可有其沙汰。其訴狀等者。安堵奉行人可賦之。同御下文施行事以配分狀可付安堵奉行人。御下文被成下者。安堵奉行可下于給人。

一所領配分事

二宮尼依罪科被召所領畢。而尼死去之後子息三郎入道申披無過之由所返給也。爰二男左近入道可預配分由申之處。不相續訴訟之旨。三郎入道雖支申之預已分畢。

永仁二年四番引付（頭人越後入道 奉行人前右近大夫）

一信濃國御家人。赤栖三郎入道道阿事。子息孫太郎與孫三郎兄弟相論之時被成未分（詮イ）狀。爰松鶴已下女子等可預御配分之由令申處。依不與訴訟被弃置。然而近年被破後悔法之間。皆預御配分者也。

外題安堵事

一（未イ）所領配分事。不論老若不依病有無令配分之時者。可書下外題於讓狀。次月卿雲客事。如元加斟酌可申沙汰也。

一（領イ）未所分跡御下文事正應二。三。五

遺領配分之後。被返遣安堵於非相續人之條不可然。自今已後引付奉行人可成御下文歟。

他人和與條十一

一他人和與領事文永十一。六。一。評

右闕子孫讓他人之條結構之趣非無奸路。不謂御恩私領。向後可被召彼和與地也。但兄弟叔姪之近類者非禁制之限。又雖爲傍官幷遠類之子息。年來爲猶子令收養者不及子細矣。

一以所領和與他人事 文永六。（文曆イ）五。九。臨時評

右闕子孫讓他人之條結構之趣。甚非正儀。不謂御恩私領。向後可被召彼和與地也。但以一族幷傍輩子息年來令收養者非制之限焉。

一他人和與領事文永九。十二。十一。評

以御恩之地和與他人之條。兩方同心之趣。非無不審。所詮被尋究其由緒之時。或報累年之芳心。或爲謝當時之懇志。兼日契約之

條。無二其隱一者。不レ及二子細一。若親昵之儀。無レ所レ據者。可レ被レ召二和與地一也。且存二此趣一可二申沙汰一之由。可レ相二觸五方引付頭人一之旨。可レ被レ仰二城介一歟。

一沽却質券、地幷他人和與、所領事　弘安七。五。廿七。評

御家人等以二所領一或沽却。或入二流質券一。或和二與他人一之時。雖レ載二子細於證文一。有レ限公事者相二加本領主之跡一可レ被二其沙汰一。至二年貢等一隨二分限一可二進濟一也。

一和二與他人一物可二悔返一否事

於二相憑人之輩一者。不レ可レ對二論本主子孫一之由被レ載二式目一畢。此外和二與他人一之物任二法意一不レ可二悔返一歟。是又就二證文一可レ有二斟酌一歟。

遺跡相論條十二

一遺跡相論時非二子息一由。稱申輩事。

雖レ被レ准二惡口一。自今以後者不レ可レ有二其咎一歟。

一七拾已後讓事

不レ可レ有二其難一矣。

主從幷父子對論條十三

一敵二對于祖父母幷父母一致二相論一輩事　延應二。五。十四。評

右告言之罪不レ輕之處。近日間有二此事一。敎令違犯之罪是重。自今以後可レ令二停止一也。若猶及二敵對一者慥任二本條一可レ被レ處二重科一。

信濃國落合後家尼。與二子息一相論之間。被レ定之畢

一祖父母知二行子孫所領一事

敵對之篇被レ載二式目一之間不レ及二子細一。無レ故管二領領内一者被二尋明一。可レ有二其沙汰一歟。

一主從對論事　寶治二。七。廿九。評定。

右去年冬頃有二御沙汰一歟。於二自今已後一者不レ論二是非一不レ可レ有二御沙汰一。

一祖父母父母就二所領一有二謀書一由。其子孫訴申

時。依告言科不及成敗。可有罪科否事。去五月十四日重被定置。御式目狀云敵對于父母。致相論之輩。告言之罪。不輕之處。近日間有此事敎令違犯罪科是重。自今以後可停止之。若猶及敵對者。慥任本條可被行重科也。可爲此儀候歟。

奴婢相論條

一飢饉眷養自寛喜三年至同四年秋。爲眷養。
貞永元年也。

一所從子息事。犯科以前生子者。任男女子之例可被付。云々。

一死去事付沙汰之後死者。當時賣直可弁也。

堺越下人事。如去四月廿日御敎書者。於地頭所從前々事者不及改沙汰。自今以後可令紏返之。至百姓下人者。爲十ヶ年內者可返與。云々。而地頭所從與(之故イ)百姓下人令分別者。還有沙汰之煩。更無落居之儀歟。者云地頭所從云百姓下人前々事者。共以不及沙汰。至自今已後者。相互可令紏返。早守此旨可被加下知之狀。依仰執達如件。

寛元二年七月七日　左近將監　判

太田民部殿

一奴婢雜人年紀之事。式目明鏡之上不及子細候。件男子相論事。於先夫同家之子息等者。不謂年限。男者付父。女被付母之條勿論之次第候。恐々謹言。

(正嘉イ)延應元年三月廿四日　行定　判
重佐　判
實成　判

一越堺下人事。地頭等有不和之子細。年來於令拘留之輩者不論年紀。今更非沙汰之限。自今以後相互慥可令紏返也。但至(箇イ)百姓下人者。不可混地頭之所從。爲十ヶ年內

者准被定置之旨可返與由。可被加下知之由。依仰執達如件。

寛元元年四月廿日　　左近將監　判

加賀民部大夫殿

一奴婢相論事

右無其沙汰過十ヶ(箇イ)年者。不論理非。不及沙汰之旨被載式目畢。而所領知行之間召仕百姓子息所從之後。稱過十箇年永令進退服仕。或令他行之時。號所從相煩。云々。事實者無其謂。付田地召仕百姓子息所領等事。縱雖歷年序宜任被罷意矣。

一雜人事

兩方御家人爭者。如關東被定置。不論是非限廿箇年可被成敗。一方京都。一方御家人事者。任道理可被裁許也。

一令逃雜人咎分限事

右拘置人下人之所。本主人與雜人遂問注之日。地頭爲雜人方人以代官雖遂對決任相傳可召渡之由蒙御成敗、本主人行向從、請取之處。乍有其庭自後園彼奴令逃失畢。仍差日限不尋出于其內者。可有咎之由雖被仰含。于今不尋出之咎。分限傍例不審候。本主人有道理者。并其代之外不可有別科候。本主爲顯然之僻事者。不及沙汰候歟。

一男女子息事

十歲內者可被付父母。十歲已後者任被定置之旨就年紀可令成敗給也。但是爲關東御家人之輩事也。於京都族者不及口入之狀。依仰執達如件。

寛元元年十二月廿二日　　武藏守　判

謹上　相摸守殿

一所從事。十二月廿五日。達六波羅狀也。武藏前司入道殿在判

雖爲相傳不知行方無其沙汰。過十ヶ(箇イ)年

者稱ㇾ不ㇾ可㆓沙汰㆒。又無㆓指由緒㆒召仕輩。經㆓十箇年㆒之後相傳ㇾ號。任㆓沙汰㆒之條不ㇾ可ㇾ然之間。自今以後不ㇾ可ㇾ及㆓沙汰㆒也。

續群書類從卷第六百五十六

武家部二

新御式目

弘安七。五。廿　卅八箇條

一寺社領如舊被沙汰付。被專神事佛事。被止新造寺社。可被加古寺社修理事。

一御祈事被撰器量仁。被減人數。如法被勤行。供料無懈怠可被下行事。

一可有御學問事。

一武道不癈之樣。可被懸御意事。

一内談三箇條。可被聞食事。

一被定申次番衆。諸人參上之時。急申入。可然人々可有御對面。其外可有御返事。

一殿中人々。每日可有見參事。

一可被止僧女口入事。

一(每イ)安物可被用。眞實之儉約事。

一殿中人。禮儀禮法可被直事。

一在京人并四方發遣人々。進物一向可被停止也。其外人々。進物可被止過分事。

一可被止雜掌事。

一可被止造作過分事。

一御行始。御方違之外。人之許入御可有猶豫事。

一依諸人沙汰事。殿中人不可遣使者於奉行人

許事。
一知食奉行廉直。可被召仕事。
一可被止臨時事。
一御領御年貢每年被遂結解。可被全御得分事。
一九國社領止甲乙人賣買。如舊可致沙汰事。
一自今已後被止新造寺社。可被興行諸國之分寺一言事。
一可被行儉約事。
一關所注出來。所領替近國。舊地頭可有御恩事。
一越訴事。可被定奉行人事。
一鎭西九國名主。可被成御下文事。
一在京人幷四方發遣人。所領年貢可有御免事。
一御年貢定日限可徵納。若過期日者可被召所領事。
一臨時公事。不可被宛御家人事。
一可被止大御厩事。
一出羽陸奥之外東國。可被御牧止事。
一路次送夫可被止事。
一垸飯三日之外可被止事。
一御評定初五日直垂折烏帽子。
一御的七日直垂立烏帽子。
一屛風障子繪可被止事。
一衣裳繪可被止事
一御所女房上﨟者二衣。下﨟者薄衣。
一贄殿御菜。於浦々所々不可取事。
一念佛者遁世之凡下と。鎌倉中騎馬可被止事。
關東御領事。非御家人幷凡下之仁。或稱相傳。號請所。或帶沽劵質劵等。多以領地之由有其聞。尋明越中越後兩國之當知行之交名。田畠在家員數可被注申候狀。依仰執達如件。

弘安七年五月廿日　駿河守　判

尾張入道殿

一河手事。

一津泊市津料事。

一沽酒事。

一押買事。

右四ヶ條被禁制之。於河手者帶御下知之輩者。不及子細之由。先日雖被仰。下司被停止畢。守此旨可被相觸。越中越後兩國若令違犯者。可令注申給之由。被仰下候也。仍執達如件。

弘安七年六月三日　沙（二階堂寺越中越後守彌也信濃判官入道也。）

肥後宮内左衛門尉殿

弘安七。五。廿七評

一沽却質券地他人私與所領事。

御家人等以所領。或沽却入流質券。或私與他人之時。雖載子細於證文。有限公事者相加本領主。跡可被致其沙汰主年貢等之。隨分限可進濟。

一諸人所領百姓負物事。

就訴人申狀被懸負人。在所之洵在難遁輩之時。不知子細之段。主致非分弁凡於自今以後者。或領主或代官代加署不及其沙汰。

一寺社御寄進所領事。

令興行佛事神事。爲不退轉御祈禱（料脫カ）奉寄候處。別當神主一向知行之不及其沙汰。云々。早尋明年貢之分限。可被宛置之用途等。鎌倉中急速可申沙汰之由。可仰引付。

一訴訟人代官事。

爲諸人代官致沙汰之輩。甚不可然。令停止。

一召文問狀事。

一引付頭人可下奉書。

一引付評定事。

二方と寄合之由。一方百廿ヶ條可申沙汰。

一訴訟人輕服事。

或已召決兩方。或就訴陳狀等。欲有沙汰之處。難遁之仁儀構禁忌。云々。雖輕服出來不可沙汰憚。

一引付衆幷奉行事。

右引付衆殊專清潔。可勵參奉行人爲廉直致忠勤者。尤可致賞翫。挿奸心現私曲者。永不可召仕。仍引付忠否。奉行曲直。頭人不憚于人。不及緩怠。連々可注申也。引付外奉行人。政所問注所執事可申沙汰矣。

一夜討强盜山賊海賊殺害罪科事。

於御家人者召進其身於六波羅。可令注進。所領主非御家人凡下輩者。隨所犯輕重可有罪科淺深也。兩人相儀可令計沙汰之。

一惡黨他其聞輩事。

所犯之條。雖無分明證據。有風聞之說者。相卽地頭御家人之處聞及之由差申者。於御家人者可令召進六波羅主。御家人凡下輩者同可令計沙汰。

一博奕事。

爲守護人御使沙汰可加禁遏。有違犯之輩者。於御家人者可被召所領也。非分家人凡下輩之事同前。

一依難遁罪科。捨本在所。迯去他國惡黨事。

問難令各別本在所相觸事也。先相公召渡之余黨同事。可致其沙汰。

一就狂人在所可斟酌事。

於本所一圓之地者可召渡狂人之由可相觸彼所若不叙用者。可注申事由。至關東御分所者。守護之綺雖無先例。於今度者可致其沙汰。

一獄舍事。

一宮食事。

一兵生事。

以上三ヶ條。爲守護役可致沙汰。

一御新制儉約事三ヶ條。弘安七。十。廿二政所帳文。

元三狩衣可用一具。五位以上狩衣可用穀止單可爲。帷淺黃并地白直垂帷不可入紺。見女房裳止精好可用[illegible]品。間衣小袖浮線料綾立文格子以下懸[illegible]綾止之可用筋并染綾練貫等。但凡下輩者不可許之。上童美女止重袙可爲薄袖。力者裝束止淨衣。可爲直衣。凡下輩烏帽子懸。足袋可止之。

一物具事。

鞍具止重文可爲遠文。色革表敷水豹皮アサラシ切付組緒取付可止之。太刀鞘細事并晴時之外。交銀事。可停止之。椽手洗燈臺炭取可止金物。

一疊事。

寢殿之外可止高麗緣。自弘安七明年正月可被行。

一政所御帳文。

所當公事對捍輩事。

右支配寄子等之處。對捍之間。惣領勤入之。或訴申之時有其沙汰。或以一倍令弁償之。或仍時義雖被裁許。所詮於別々分者以一倍可致弁自今以後其未濟之條無所遁者。以彼所領可被分付穩便之輩也 者依 仰執達如件。

弘安七年十月廿二日　左馬權頭平朝臣
陸奥守

一遠江國佐渡兩國惡黨事。

守護人無緩怠可令沙汰。御使者明春可令歸國之。就白狀相觸子細於地頭之處。兼自逐電之由。依令申不及其科歟。此日來經廻之惡黨令迯（逃カ）散。云々。其所地頭致淸廉沙汰者。何可令過散候。是又領主雖難遁其科。自今已後者。至如此所者。地頭可有罪科。次捍買逆買沽酒以下事。禁制條々。先度被仰下畢。云彼言是於違犯之輩者。可令注申。不注進

者守護人。可有其科之狀。依仰執達如件。

弘安九年二月二日　相模守 陸奥守

一本所并國司領家所當年貢事。正應三。九。十九評。

領主所致未進對捍之條無謂。任被定置之旨可致之沙汰之由。可被成御教書。於六波羅以此趣可被仰。五方引付歟。

一自康元二年至弘安七年御成敗事。

於自今已後者。不及改沙汰歟。

一諸人訴訟問狀事。

訴狀罪據者。不可賦之由。可被仰問注所歟。尋明可成御教書之旨。可被仰五方引付奉行人歟。

一政務事。正應六。五。廿五。評。

任先例可被召評定引付衆并奉行人等起請文。且不可取賄賂之由。可致召奉行人誓狀。於無足之輩者可有御恩。至廉直之仁可致賞翫歟。

一庭中事。

被召先事書并本奉行。當日可有御沙汰。論人令當參可陳申之由者可被聞召歟。

一領家地頭中分事。

於新補地者。被折中之處限于本補不許容候條。先御沙汰不可然。向後令隨事體可被中分歟。

一惣領罪科之時。各別相傳輩令被混領事。

雖不帶案堵御下文。各別證據分明者。可被返付之由。可被仰本引付歟。

一可爲御家人事。

曾祖父之時被成御下文之後。子孫雖不知所領。爲御家人可令案堵歟。

一弘安七年四月以前成敗事。永仁二。十。二評。

同時致越訴給。書下之輩者可有其沙汰。次弘安七年已後書下內先下知無相違之由。落居并未斷事可被棄置也。以前成敗依違之由

裁許事。急可有沙汰歟。

一御下知以後御教書可爲一ヶ度事。

一不可成還御教書事。

一淸光寺殿御代。御成敗幷弘安八年沒收地事。賞罰共不可有沙汰

一本所訴訟事。

雖蒙裁許。未宛給替於當給人之間不及知行之由多有其聞。預裁許之輩。任先下知之旨。可令糺返之。但當給人所領一ヶ所之外。不知行者有御許替於當給人之後。本主可知糺之爲。二ヶ所者速可令糺返也。同十日評。

一所當公事對捍輩事。

右公事等。庶子對捍之時。惣領經(得カ)入分以五拾貫可分付。田一町先日雖被定下。爲惣領無(勤カ)其益之間。庶子依不憚難澁之科可被裁許。令違背輩者可被分召所領也。且問狀一ヶ度。後可被成一倍下知。其後令違期者。可被收公所領之狀。依仰下知如件。

永仁二。七。五　陸奥守平朝臣　相摸守平朝臣

一直被聞食被寄置輩訴訟事。永仁二。十。二評。

奉行　豐後權守倫景　明石民部大夫行宗

一不可有御沙汰之由。先日雖被定法。永止後新者各含愁欝歟。企裁許事非制限。

一臨時役事。

不可宛催之。

一公事支配事。

任先度評議之旨。可有其沙汰。

一負物事

明年到酉收可閣之。

糺明寛元之例。被分付下他否。可有御沙汰。

一新制條々。七ヶ條。正應三。廿三。

一造作事。

一修理幷替物用途事。

一垸飯役事。

右三ヶ條宛。課百姓事停止之以地頭取分
可致沙汰焉。
一五節供事。
右宛課百姓事。可令停止之矣。
一可令禁制人賣事。
右稱人商専其業之輩多以在之。云々。可
停止。違犯輩者可捺火印於其面矣。
一沽酒事。
一六齋内二季。彼岸自八月一日至十五日殺生
事。
右兩條以前條々固可令禁制焉。背制法之
輩者。可被處罪科之由可相觸。尾張國中
若令違犯者。守護地頭間可有其科之狀。
依仰執達如件。
正應三。廿三（二十七）　陸奥守
相模守
出羽二郎左衛門尉殿
一越訴事。永仁五。三。六。

右自今以後可停止之。但有評定令落居内。
於余殘事者本奉行人可申沙汰。
一質券賣買地事。
右於向後者不及沙汰。但被成安堵御下文并
下知狀分之。今更不可有相違
一利錢出擧事。
右不及尋成敗下知。以後縱雖申子細。非沙
汰之限。
一買地非毛事。同地直錢事。
兩條被成下知分。不可有相違。
一替錢事。
利分者任證文。可有其沙汰。
一借物事。
可有其沙汰。
以前四ヶ條。去月廿一日。
借物事。可有沙汰。但可加利分之由。書載
證文者不及沙汰。

條々

正安二三七十九　但馬前司渡之。

一召文事。此間狀御使催促共可爲三ヶ度事。

一召文事停止困難、色可被仰當國守護幷近隣地頭御家人等事。

一於引付可有御下知取捨事。

一評定事書頭付幷繼目封事。當日可令申沙汰事。

一急事外於引付座、不可書御教書以下事。

一自評定被勘返沙汰事、不日加談議。後日復勘事。

一頭人幷開闔仁退座沙汰事。

一諸人代官除退座分限。可令停止事。
　可渡他方引付事

一對問時一方人數。兩三外堅可禁制事。

一京下幷無足訴人。及經年序沙汰事。
　急速可申沙汰事。

一淸書仁令書上御下知者、頭人封裏直事。下訴人事條々、諸事所被書遣事。早守此旨。可被成敗之狀、依仰執達如件。

　正安二年七月五日　　陸奥守判
　　　　　　　　　　　相摸守判

上總前司殿

一牒使來者、着時在所、幷問答諸事、任先例可令注進。異賊防禁條々、以大藏五郎入道惠廣、依田五郎左衛門尉行盛所仰遣也。者依　仰執達如件。

　正安二年七月十日　　陸奥守判
　　　　　　　　　　　相摸守判

上總前司殿

一西國堺相論之事。
任弘安八年御教書。可致其沙汰。且案所被寫下也。

一讓所領妻女事。
任式目可有其沙汰事。

一七十以後讓事。

不可有其難矣。
一肥後國臼間野道小次郎惟房與野依越前房愚信。相論賄賂事。仕式目可令成敗矣。
一肥前國五島内盛島前住食（企カ）全謀書事。有所職迄者。可被改替。無所職者可被罪科之由可申入。公家之旨相觸六波羅矣。
一構不實致濫訴輩事。
右誣僞罪名不輕之處。近年致濫惡之輩。動企謀計。爲世人不可不誡。然則訴訟之趣甚（被カ）紆曲者。可致沒收所領。無所帶者可處流刑。至郎從以下者。可召禁其身。但隨事之躰可有輕重歟。

正安二。七。七

一評定衆殊可致忠勤之所。多以不參云云。甚無其謂。於如然輩者。嚴密可致注進之狀。依仰執達如件。

正安二。七。七

陸奥守判

相摸守判

上總前司殿

一西國境相論事。
以弘安八年六月十一日被仰六波羅條々。內於領家一人之所有地頭相論事者。任舊儀可被沙汰。
次關東御一門。御領與京都御領堺事可爲聖斷條。不可違式目之文。云々。條々諸事所被書遣也。早守法可被成敗之狀。依仰執達如件。

正安二。七。五

陸奥守判

相摸守判

上總前司殿

條々

一可被崇敬佛神事。
九州爲宗寺社。破壞以下所遂撿見。且可令注進。損色之由所被仰使者也。但於遠所者使者撿見爲難澁者。可計沙汰。
一次香椎社造營事。

筑前國怡土庄料所。可造替之由被宣下。年記之處ニて不遂其功。云々。云未作之分限云。當社之所上可令注進(マヽ)

一次肥前國河上社事。
如高木伯耆彦六家定代申狀者。當國段米被寄附之處。或奉行人借用。或領主米借用有名無實。云云。仍云借用。云未進。慥嚴納之。急速可令遂之。

一城郭事。
次岩門井宰府構城郭之條。爲九州官軍可得其構。云々。早爲領主所之沙汰可致其構。云々。

一寄役所致自由合戰。
縱雖拔群之忠。不可被行其賞。所詮隨大將命。可令進退由。嚴密可被相觸。九州守護并御家人以下輩也。

一兵粮米事。
先々下行無其虛歟。殊加談儀可令注進。

一警固請番事。
爲諸人煩勞基之由。有其聞。仍同前。

一兵船事。
海上合戰。更不可有其利歟。同前。

一大隅日向兩國役所。今津假濱事。
先度雖除之爲要海。云々。如元警固。

一沽却地事。
於不載國名字於證文之地者。糺返本錢。可令進退地主之。

一止山野江海煩。可助浪人身命事。
諸國飢饉之間。遠近侘傺之輩。或入山野取薯蕷野老。或臨江海求魚鱗海藻。以如此業支活計之處。在所之地頭堅令禁遏。云々。早止地頭制止。可助浪人身命也。但寄事於此制符。不可有過分之儀。存此旨可致沙汰之狀。依仰執達如件。

正嘉三年二月九日　武藏守
相模守
駿河守殿

一蒙古國事
蒙古人挿凶心。可伺本朝之由。近日所進牒使也。早可用心之旨。可被相觸讃岐國御家人等狀。依仰執達如件。
文永五年二月廿九日　相模守
左京權大夫

追加永仁七。二
請所事
一寛元以前請所者。不可顚倒之由。先度雖被宣下。御口入之地之外。於承久以後請所者。自今以後可爲本所進止。

一故修理亮在京之御時。野本四郎左衞門尉之郎等。四方田左衞門依白馬引落之咎。雖給下手人猶貽欝訴不請取候間。野本四郎左衞門尉下手人行斬罪。然而四方田左衞門尉被召攝津國守護之上。被召預其身於肥田八郎左衞門尉畢。

一武州新羽郷地頭。大見肥後三郎定村遺領事。定村嫡子又次郎賴村與後家平氏（賴村繼母）相論之時。賴村申言。定村之中陰迫於籠僧打留念佛之條逆罪也。云々。平氏可被惡口罪科之由。依令訴申。被付論所於氏女畢。云々。新地頭補任庄園公領本地頭下司得分爲御使沙汰可令注進之。

諸宗佛事物事。康正元。十。廿八。
於或父子祠堂錢去任本帳難被准德政法之旨。被定之處。或限宗躰。或論利平之多少申兎之條。甚不可然。所詮任先度御成敗。不謂諸宗。至或父子之祠堂者不及子細歟。

侍所方乾元二。六。十二評定
一殺害刄傷打擲事。
被載式目之上者。不及子細。致凡下之輩者殺害者被處斬罪。刄傷者被遣伊豆大島。打

揶者禁獄可爲六十日歟。

一御家人後家任亡夫讓給安堵御下文事。暦仁元。十二。十六評

此條平均之例也。爰於令改嫁輩者。可宛給他人旨被定置以來爲免其難。或少年或無病之族。寄事於所務(勞イ)讓與ヾ子息親類。申給安堵御下文後改嫁云々。甚以濫吹也。於自今以後者。不臨重病危急者。不可被許其讓。(矣イ)

奉公文字事。謀書同前。永正七。

御息之所領。入負物質券事。正應二。四。廿評。

右沙汰出來之時。過分以可致弁者。差日數令弁償之。可被糺返彼券契也。其弁不足半分者。可宛給所領於他人也。前縫殿賴之朝臣所領記號日安庄御沙汰定之。

一敵對于祖父并父母。云々。致相論事。同五十四評。

右告言之罪不輕之處。近日間有此事。致令違犯之罪科是重。自今以後可令停止。云々。若及敵對者。忽任本所可被行重科也。

一信州落合後家尼與子息相論之間被定之。

一故武藏入道沙汰之時。背御成敗事。

寛元二廿(二十カ)八條々。評定事書同。

訴人不進懸物之押書者。縱可遂問注由。雖有書下。今更不及召決之旨。遍可相觸奉行人等之由。可被仰問注所歟。

一問注難澁輩事。

右於遠國者。被下召文。其後無故至于五ヶ月百五十日。不參決者。就訴人申狀可有其沙汰。至近國者召文月限可有沙汰也。次兩方參對之後。遁避問注。空過二ヶ月六十日。者。雖不遂其節。直可有御成敗也。者依仰下知如件。

建長七年辰十二月廿九日

相摸守
陸奧守

一爲闕所被宛行給人地。依本主訴訟可被返付否事。

依有其咎。被處罪科。彼所領等被宛行給人之儀捧召文。稱本領主可返給候間。訴申輩繁多。云云。既先領主之時。不改訴訟之上者。無其理者歟。所詮先領主任知行之旨。可被下下文於當給人歟。

隱田咎事。

一遣實撿使。隱田致寄願者。年々隨無沙汰。員數早速可辨濟之。若猶令物借者。不論理非。於從下地者。可被沒收之矣。

以宮内省圖書寮本騰寫校合畢

長曾我部元親式目

掟

一家中ニ預置與力者。如何樣罪科有之共。不遂上聞改易其外科申付事令停止。自然相背輩於有之。聞屆双方改易可申付事。併知行高者。組頭外聞之爲にて候。俵高く結ひ可申事也。公用之儀小馬廻同前に可申付。附加増褒美是以同前可爲事也。但與力知行其主絶たる時指上可申事。

一足輕同心之事。組頭可任心。併科之輕重ニより。又は品ニより遂上聞可申事。

一博奕カルタ諸勝負令停止。附其外不作法令禁制事。

一侍共躍相撲。致見物事令停止事。

一酒宴上下共に令禁制。併四五返迄ハ不苦事。但振舞佛事共ニ同前也。

一家老より外ハ。鷹持候事令禁制事。
一侍中家居身上相應之家作仕。表向塀長屋見苦敷無之様ニ仕。掃除等能可仕。分限に過て結構成作事堅停止事。
一爲侍者書學文幷軍法專一仕。君臣節父母孝行可爲肝要事。
一爲侍者。雖爲身上上下。相互ニ時宜に可致事。
一敵打之事。親之敵を子。兄之敵を弟打可申。弟之敵を兄打ハ逆也。叔父甥之敵打事者可爲無用事。
一サイハイハ四十より内ハ免し申間敷事。併其者奉公忠節又ハ武道筋目等にも可寄事。
一一番鑓高名太刀打鑓下長刀打高名。右之外手柄共時節見合を以加增。或褒美可申付事。軍法別紙在之也。秘傳他人不可爲見也。
一知行割之事。五ツ八歩平等ニして相渡可申事。但城持又者一兩具足可爲各別事。
一諸侍之役之事。銀役ニ定。但物成米五十石ニ付而壹人役也。一人ニ付銀二分五厘宛。正月十六日ゟ六月限迄。附拂之儀者米にても銀にても勝手次第可爲事。
一軍陣又ハ使者。其外用事ニ付。他國へ遣申時者。役令赦免事。其上賄銀遣し可申事。但休之事前後三十五日可爲事。
一侍共番所普請場にて振舞ハ不及申。折重箱酒菓子等ニ至迄持參停止之事。
一侍共娘婦人拵上下共に儉約に可仕事。右之外祝言入目双方共に惣而輕少可爲事。
一葬禮之事。爲身上上下共畲停止。可爲桶箱候。其外儉約に可仕事。附葬禮場江緣者親類可罷出。其外罷出事停止。乍去親類無之者ハ。知音可罷出事。
一上下共に碁將棊雙六掛ニ打事堅可爲停止

候。相背者於有之者。樣子聞屆。急度可申付事。

一音信振舞の類。右者先年相定通堅可相守事。附侍共遊山振廻可爲無用。祝言藝能稽古諸談合。他國牢人家人之親類品により不苦也。

一爲侍者歌道之寄合不苦事。

一侍共簡略申付樣之事。過分之借銀にて奉公役不勤者にハ。知行高百石に何程と借可申。乍去二三年簡略にて不成者可遂上聞。其者知行物成米養育人奉公之品。彼是見合を以年數無利ニ可申付事。如何程借銀有之候而も。品ニより可令赦免事。

右之條數堅可相守。此外從先規相定數ヶ條。今以不可有相違者也。

慶長貳丁酉年三月朔日　　元親

右佐伯杏仙所藏古文書。續蠹簡集に出せるをうつせし故。考書をも記置候。

大高坂ハ。今の高智城和食(ワジキ)有井佐河大野仲村戸波(ヘワ)津野潮江(ウシホエ)は皆土佐の地名にて候。蠹簡集前編續編共土佐へかゝり候事在之。古文書を集候書にて候。

馬詰親音

以宮内省圖書寮本謄寫校合畢

續群書類從卷第六百五十七

武家部三

將軍宣下記

延德二年庚戌六月

九月。庚寅

日時事傳奏勸修寺大納言敎秀卿被伺申之。

今月廿一日壬寅同晦日辛亥勘解由小路正二位在通卿勘之。

可爲廿一日之旨被仰出之。萬可爲應安御例。云云。御要脚事如先々。以納錢方臨時役可有其沙汰之旨被仰出。上意之旨相談。伊勢守貞宗朝臣執事代貞通申付之。宣下方御要脚注文在之事如先規。酒屋土倉方相掛之。

明日中三貫疋分可進納之。有難澁輩者可被譴責之由候。恐々謹言。

六月九日　貞通

中村九郎左衛門尉殿

澤村平左衛門尉殿　此兩人雖非御倉納錢方之儀。近年依執沙汰如此。

十四日。乙未

御祝奉行飯尾大藏大夫兼連出仕。依去九日(七カ)祖母他界有其憚。雖令籠居。爲別家之上者七日過以後出仕不可苦之旨。依吉田二位兼倶申之。今日出仕。云云

十七日。戊戌

宣下同時。可被執行　御判始之旨被仰出之。
依公人奉行飯尾大和入道宗勝指合。自兼連奉
之。役者以下令申沙汰事。
廿一日。壬寅
今日　宣下。依管領所勞延引。來晦日者無御
庶幾之條。重而日時事勘申之。可爲來月五日
之旨被仰出了。
七月五日。丙辰天晴。
當御所爲御寺三條通玄寺。被上狹少之間。於管領細川右京大夫政元亭可被行之由。兼日被仰出之。
管領職事今度職任。三ヶ度。但以內儀被仰定之。雖
爲所勞。當日計任　上意可參勤之旨被申上之。
補任之儀各不存知之間。御禮等無之。
門役并辻固。管領。
未刻兩之御所御出于管領亭。
御輿　御供衆
御劒　山名小次郎
大舘左衛門佐尙氏
大舘治部大輔親綱
赤松出羽守則秀
赤松伊豆次郎元範
伊勢守貞宗朝臣
于時政所依母禁忌籠居之間出仕。
伊勢備中守貞陸
伊勢兵庫助貞職
同朋
立阿　歲阿
走衆十二人。童六人。
御出已後。勅使以下諸役者。自東向大門出入。
一管領有被申之旨。及申刻着座。自會所北二十間口。出。經廣椽參入御前。
御座。南向　御狩衣紫
管領、淺黃直垂打裏。管領座赤緣疊一疊敷南方。
先　宣旨、入葛籠蓋。

官長者〈四位史雅久宿禰〉。束帶持參。入于中門內廊。〈御眼路也〉渡攝津掃部頭政親。〈裹打。〉相互筒居而請取之。政親捧持之參入御前。有御頂戴。被置御座之後。政親持葛蓋退出之時。祿金二裹〈廿兩〉。政所執事代諏訪信濃守貞通伴金包居御硯蓋持向而。於御座間之廣緣渡之。政親請葛蓋。如前於中門廊渡官務。拜領之御退出了。

將軍　宣下。砂金先規一裹也。然鹿苑院殿御代、有御執此　宣下被增一包。云云。管領起座御太刀。〈黑〉御進上。則伊勢兵庫助貞職令持參御太刀。〈黑〉。置御前。公方樣不被動御座而給管領了。

御馬管領御進上。同被下之。云云。不分明歟。翌日進上也。

將軍　宣下事終候後。社被起御座。次御參大御所樣御前。內々儀候也。

禁色　宣下大外記師富朝臣〈束帶〉持參。以前〈雅久〉持參于中門之廊。爲御眼路之條不可然之旨有其沙汰。於此　宣下者於中門之外樣請取之。役者高倉左兵衞督永康朝臣〈濃萠黃狩衣〉。公卿間南向妻戶簾掛几帳。自其几帳之下差入。宣下〈入葛籠蓋〉女中〈阿茶々局。政親猶子〉。請取之持參御前。有御頂戴。被置　宣旨於御前。祿金一裹入葛蓋。於几帳如已前被出之。永康朝臣給之。如以前被渡師富訖。

阿茶々局者攝津掃部頭政親猶子也。爲春日局跡。今度始參候。實者本江大夫判官女。〈十二歲云々〉

次御昇殿。御藏出雲守國弘。

次參議〈并〉左中將聞書大外記師富朝臣持參之。副使在之。請取役者女中取次如前。祿金一裹。御馬一疋被下之。

此聞書之時。先規砂金一裹也。同鹿苑院

殿御代被副御馬了。但以後亦減少之儀在之。云云

次從四位下　位記

大內記在數朝臣持參之。如以前祿金一褁被下之。

大御所樣准后　宣下條々。

勅書

中務大丞資直束帶。持參之。如以前祿金一褁褁紙銀薄。被下之。

次年官年爵

大外記師富朝臣持參之。如以前祿金一褁被下之。褁紙金薄。

次封戶

官長者雅久宿禰持參之。如已前祿金一褁被下之。

將軍　宣下祿金二褁之外內々　宣下被下之。銀。金六褁御出已前執事代持參于管領御亭。渡進女中訖。

參會衆

上卿三條大納言實隆卿。束帶。

傳奏勸修寺大納言教秀卿。直垂。

冷泉中納言入道。常祐號高倉。

陰陽道衆一兩輩祗候。

今日御太刀進上之儀。武家役者計御禮可申。云云。

次御判始。

宣下事終之後被執行之。御座敷同前。御疊赤緣。南方二疊。東方二疊。圓座二枚敷之。

御座南向御烏帽子。狩衣濃萠黃。

先規雖爲大帷。以略儀被用之。兼而被得上意。云云。先於殿上着座無之。所勞之間自內々依御參也。法度相違也。

惣奉行

攝津掃部頭政親淺黃裏打。

自兼日被仰付了。
右筆
松田丹後守長秀同。
依爲應安例昨日四。奉行計被仰付了。
御祝奉行
飯尾大藏大夫兼連後號元行。淺黃大帷。今日。
八幡宮御寄進。御判初調進之。仍着大帷。
御吉書右筆飯尾左衞門大夫爲規白大帷。
七ヶ國武藏。相摸。伊豆。駿河。甲斐。出雲。陸奥。下總。
文章同前。
下　武藏國
仰三箇條
一神事。
右神之爲神以人之祭祀。人之爲人以神之加被。因玆守式目。專如在禮奠限永代爲不朽之勸行焉。
一農桑事
右國者以民爲基。民者以農爲天。各勵池溝堰堤之勉。宜致稻穀紬絹之備矣。
一乃貢事。
右諸國之濟物任土之貢賦。早守每年之所當。可致合期之進納焉。
以前三箇條。所仰如件。以下。
延德二年七月五日
御吉書七通入葛蓋。爲規。今月二日巳刻渡侍雜仕。當日雜仕持參之。列居葛蓋御硯等。取蓋。渡御硯役二階堂山城三郎左衞門尉尙行。大帷。十四歲請取之。直持參于御前。被加御判之後給之相退。如已前渡雜仕了。
今度政所執事伊勢備中守貞陸不勤御硯役。母禁忌然。今日出仕也。但兼日被仰付尙行了。
當德院殿御判始之時者。政所執事親父伊勢守貞宗御吉書。御硯等渡進着座之管領。
今度管領立座被進御前。見文明記。

一普廣院殿永享四八七御判始之時。御硯役管領令勤之給。御硯等政所伊勢守貞經持參之。今度之儀相違也。

一建長四。四。十四吾妻鏡云。宗尊親王御下向于關東。御吉書之時。奧州持參御前簀子。二階堂伊勢前司行綱持參吉書。納覽箱蓋奧州取之被置御前。御覽後給之。歸着本座給。次御引手物種々。次御弓始在之。次椀飯。如元三之儀。次可有評定之旨被仰出之。

奧座

陸奧守　右馬權頭政村

武藏守朝臣　前出羽守行義

端座

相摸守　秋田城介義景

民部大夫康連　前尾張守時章

對馬守倫長　清左衛門尉清定

大神宮八幡宮以下本社(大イ)。可被奉神馬之由被定。云云。

次同年十一十一新造御所移徙。有吉書。相州起座。參御前簀子給。伊勢前司行綱立堂下捧進吉書。相州取之被披置御前。御覽之後返下行綱。令退下給。

次及黃昏被評定(議イ)始。以上東鏡。

事終之後管領立座御太刀黑御進上。其外役者五人進上之。則於當座御太刀黑。管領御給也。同役五人同金被下之。其役者伊勢下總守貞仍。直垂。於當座御判初七通。自侍雜仕手御吉書奉行乞取之了。

一評定衆役者出仕

波多野因幡前司通直朝臣大帷淺黃。

今度叙從四位下。彼家初例。云云。

問注所御硯役町野加賀守敏康同。

飯尾肥前入道永元。衣袴袈裟精好。依爲俄之儀。衣於法中借用。縫紋等不嚴儀也。
昨日卯叙正五位下越階。着白革襪。時節不審。今日超越對州加州等。
松田對馬前司數秀大帷。
飯尾加賀前司清房同。
攝津掃部頭政親
今度評定奉行事。先祖令勤仕否事。可被註申之旨。御尋波多野町野(今度イ)之處支證紛失之由。波多野被申之。但爲次座勤仕之例町野注進。仍以彼例被仰付洒掃。云云。代々勤仕勿論也。將軍　宣下令執進上之後。裏打。俄依所勞退出。無御評定着座也。惣評定着座御免者去年事也。其後無御評定。今度又所勞也。未着座也。
奏事
飯尾美濃兵衛大夫春貞白大帷。
雖有上衆。依應安御例被仰付。云云。如先規自評定奉行可被相觸之旨。兼連申通政親以彼使者。兼日被相觸之。云云。
孔子
清筑後修理亮貞春淺黄大帷。
爲二人奉行兼連以使者兼日相觸也。
評定衆先各着座。
御出座之後管領着座。裏打直垂。地紋二重物也。先例大帷也。被用略儀了。
自内々參着也。其後評定衆經東面緣。入于中門廊妻戸。次第着座御前了。寢殿九間也。
南向御座御立烏帽子。狩衣濃萠黄。　北向管領　町北向加州敏康。
對州數秀。
御硯町野加州
奏事飯尾兵衛大夫
孔子清修理亮
着到不參號評定奉行調之持參。着座以前彼從者渡于御所侍。直見掃部允綱盛請取之。御出以前置御座。云云。而御出以後綱盛持參之。着

上下。如此所役聊爾也。先例無之。

書樣如此。料紙御判紙。立紙也。

評定着到延德二年七月五日

政元

通直

斂康

數秀

淸房

永元永元昨日昇進。正五下。評定奉行依無存知如此被調。云云。既進上之上者不及調直。云云。

如此雖調之。依所勞之間無着座。

政親　不及調直。云云。

次奏事目錄於殿上着座之時。渡于硯之役者了侍雜仕又御硯𥶡申出之墨能摺渡御硯役フタナシ請取也。御前着座之時。自上首次第參候也。自己參仕相當時。持御硯直參御前。右方ニ置御硯。開目錄置御前時。目錄ノ前ノ端ヲ御硯ニシク。風ノ用心也。而退着座。其時

永元參着。其後又次第也。

次孔子役事於殿上雜仕渡御硯蓋。御前硯蓋也。請取之𥶡而用意鬮子二差出之置之。凡杉原六分一。其一ヲ三ニ横切而其二ヲ可用歟。文字共ニ老也。着座相定。孔子役參入御前。渡評定衆一座取之。則退出。左廻右廻依人之好也。多分者左廻。云云。此時者右ノヒサヲ立也。右廻ノ時ハ左ヲ立也。孔子役退出之間。奏事進待在所邊。又畏待奏事之進退ヲ見物。凡雖無相定儀故實歟。奏事退出之時。相共退硯盖渡雜仕了。一鬮子老字事。昔者老若御沙汰在之。等持院殿御代被召加饗庭命鶴霜臺於評定了。霜臺訖(就カ)若輩御寵愛也。着座之時。若取當若之鬮子可申意見也。其時者定可及赤面歟候間。略若之鬮子。可用老鬮子計旨御定。已來無若鬮子。云云。凡此事人々不知儀歟。

次奏事之孔子役退出。即參入居掛圓座上。

開奏狀。先窺武將氣色。而伺申之。見肥禪之方。其時意見云。可被經次第之御沙汰候。スヘチハ申ケ、不得意見之詞、因州已下請ツト云云。同又次段伺申之三ヶ條共請終同退出。管領者不請申同凡見氣色計也。其時孔子役相共退出也。奏事退出之時。被合御點也。而今度者被居袖之御判了。

料紙御判紙折紙也
寺社方目錄延德二年七月五日
一太神宮領武藏國恩田御厨雜掌申年貢事
一石淸水八幡領播磨國今福庄雜掌申檢注事
一北野宮寺雜掌申御祈禱事
已上　此時者無實名歟
實名

折紙之目錄ニハ端作勿論奏狀ニ端作ニハ不審也目錄ニハ奏事伺終退出候時如此可被合御點事也今度者無御合點而袖ニ被居袖御判了或評定奉行或奏事先々如此之由申上者故實也依御無

奏事上書如此二字書也

案内無御存知者無餘儀御事也

料紙御判紙也
寺社方目錄延德二年七月五日
一太神宮領武藏國恩田御厨雜掌申年貢事。
可被經次第御沙汰者哉。
一石淸水八幡宮領播磨國今福庄雜掌申檢注事。
可被賦出內談方者哉。
一北野宮寺雜掌申御祈禱事。
可被成御敎書者哉。
奏狀ニ端作ニ。寺社方目錄七延—如此書載人在之。又不書端作人在之。如此時者年號具書一行也。
一奏事三ヶ條伺終而退出之時。目錄袖被居御判。其時敝廉立座。給御硯目錄等退出也。

則御硯被渡雜仕了。斂康有退出者。着座衆自下藤次第可退出之處。不被改御座。被行御前御沙汰始之間。各乍着大帷直垂被施行了。仍評定御太刀無進上。

今日不參。

二人奉行　飯尾大和入道宗勝。依母禁忌也。

中條出羽大夫判官政秀不例。云云。常德院殿御代雖被召加評定衆。于今無着座。辭申之歟。明應四年十二廿七御元服。被行御評定時終不及沙汰之上者。非其衆段勿論歟。

一奏事御教書如例。但後日調進。云云

上局　御判物一通　　春貞

天下泰平御祈禱事。可被致精誠之由所被仰下也。仍執達如件。

延德二年七月五日　　右京大夫

北野宮寺供僧中

次御前御沙汰始

今日可被執行之旨今曉寅刻被仰出之。兼連相觸了。依二人奉行差合折紙無之。先々同日執行之時御評定終御退座。着座衆各下板上蹲居。而一人宛退出了。不移時刻管領以下。着裏打參候。同于御評定之儀式。號恩賞御沙汰御評定者。號寺社方御沙汰。但雖有御評定着座御免。到御前御沙汰着座者一段之儀也。經一兩年有御免也。

恩賞方衆號御前衆。出仕。先着貢馬。間々次座敷今日御祝儀繁多之間。不移時刻可被行之旨。依被仰出。各不改大帷着座也。一列伺事在之。

御座　因州　肥禪發言　飯　加州

管領　加州　對州

永元　數秀　清房　三人。着座作日四御免云云。

八幡宮御寄進奉行兼連大帷清黄披露狀最前伺之。

山城國上桂薦淵跡名田畠事。

石淸水八幡宮可被成御寄進。

御判也。

御前御沙汰最前御寄進地伺申事。文明御判

始時。兼連叔父近江守任連伺申之。云云。

不知先例事也。

次一列伺事條數各一ヶ條披露樣同奏事。

人數。裏打。

淸式部筑後守元定

松田丹後守長秀

諏方信濃守貞通

齋藤大藏入道玄茂細直垂。

中澤備前守之綱

飯尾左衞門大夫爲規

飯尾筑前守種貞

雜賀民部丞高行

淸式部四郎左衞門尉貞數

飯尾兵衞大夫春貞

齋藤民部大夫宗基

松田左衞門大夫賴亮

飯尾近江守貞運（モチ）

松田主計大夫英致

飯尾三郎左衞門尉爲完（サダ）

諏方左近大夫貞說

飯尾彥左衞門尉行房

一昨日新加

一飯尾次郎左衞門尉爲賴

矢野長門守貞倫

貞通申文

住吉社雜掌申加賀國有福庄檢注事。任先例

可被成下御敎書矣。

延德二年七月　日

貞說申狀

石淸水八幡宮雜掌申長門國福富庄檢注事。

任先例可被成下御敎書矣。

延德二年七月　日

各如此。但依人々意見神號文章相違了。一列披露之後肥禪起座。於圓座伺申之。（中狀懷中。）次對州以歸座自己〻伺事〻申意見請（請イ）同了。次下伺事請覓見。永元乞同歸座。次着座衆未退出之處。問注所一人立座。出中門之廊。其時兼連渡御寄進狀於（上包白紙。）問注所請取之處。雜仕持向御硯。（無蓋唐墨。）則請取之捧兩手。（御寄進狀持副右手。）到御前置御硯去御判物上卷。進上之。御手被召之相退。被載御判之時。進而給之。加上卷取副御硯退出候時。雜仕立向給御硯。（御緣。）召善法寺問注所參御前。於中央板上渡御判善法寺。則給之。不及頂戴退出。敛康又退出。次管領御退出。次因州以下次第退出也。次兼連御施行渡進管領。於廣緣被加御判。兼連給之。於貢馬間渡善法寺。

御判

奉寄　石淸水八幡宮

山城國上桂鷹淵跡名田畠事。

右所寄進之狀如件。

延德二年七月五日

參議左近衞權中將源朝臣

御判可爲御位署下之處袖被載御判了。兼可申入事也。爲事始之間。依無御覺悟如此也。

山城國上桂鷹淵跡名田畠事。任御寄進之旨可被沙汰付石淸水八幡宮雜掌之由。所被仰下也。仍執達如件。

延德二年七月五日　右京大夫

伊勢備中守殿

御判物事御硯役直御判申之。被加御判之後。於着座渡進管領刻。爲管領御所役於御前可被渡下善法寺之由敛康申之。管領御申分者。自御硯役者手。請取御判物幷御硯等。直申御

判、而可渡遣善法寺。云云。此事御口狀御申也。不被出御記之條、未一途之處　管領御所勞之間、所詮所役可有御免之旨御申也。仍今日者御着座計也。就相論後日敏康止出仕了。事終之後。管領御太刀黑。御進上。評定衆御前衆。孔子役等。御太刀金進上。同御座敷也。於管座管領以下御太刀進上。次第於御前御太刀拜領也。但管領者直御太刀御給也。自餘衆伊勢次郎左衛門尉貞仍。直爲直役給了。次善法寺御太刀。御折紙等進上之。於管領一列伺事無之。御所勞故也。雖然御太刀各進之。奏者波々伯部兵庫助盛鄉直各歸宅也。

次將軍　宣下御祝并御昇進御祝等政所沙汰也。大草伊賀守公友裏打調進之。

不被動御座。御一所御祝也。式三獻也。

御配膳　細川右馬助政賢淺黃直垂。

御酌　大館刑部大輔政重同

手長　伊勢肥後守盛種同。

伊勢次郎左衛門尉貞仍同。

伊勢備後又七貞俊同。

次於別御座敷。大御所樣御一獻在之。

三獻

御配膳手長等同前。

事終後大御所御對面、管領。評定衆御前衆孔子役等御太刀金進上之。

事終今夜亥刻還御。御于三條御所。通玄寺。則其夜於御前御祝在之。大草調進。政所沙汰也。

一分供御

同御手掛

一御肴　三獻

一又式三獻

一又式三獻

御祝奉行秉連直垂祗候也。及寅刻御祝事終

著也

七月六日。丁巳。天晴。

今日公家御家禮衆計也。參上諸大名。爲御禮御太刀持御馬等兩御所進上之。外樣衆五番衆右筆方同若衆等御太刀金御一所五振宛進上。兩御所樣各御對面也。御前方衆昨日進上之。御太刀殘一人別八振充分。昨日中次伊勢又七渡之。

同十一日。壬戌。天晴。

一[illegible][illegible][illegible]門跡上人。門跡諸山徒等御禮在之。

一今度[illegible]宣下御判始事。太神宮 八幡宮被引進御馬。云云、

一今度進上御太刀御馬以下御寄進于八幡宮。云云、

同十三日。甲子。天晴。

一自管領爲先度禮。以使者清左近將監。役者同御前衆被送御太刀金了。

一今度御前御沙汰始御教書。依爲御代始如先規各納之。以使者送遣波々伯部兵庫助盛鄉了。

上卷
御判物一通　　貞通

住吉社領加賀國有富庄撿注事。早任先例可被致其沙汰之由可被仰下也。仍執達如件。

延德二年七月五日　　右京大夫

神戸殿

御判物一通　　貞說

石淸水八幡宮領長門國福富庄雜掌申當所檢注事。早任先例可被致其沙汰之由所被仰下也、

同日　　右――

當宮檢校法印

宣下御要脚三萬疋內下行事

伺傳奏勸修寺敎秀卿。折紙并御祝奉行大藏大夫飯尾元連奉書之旨、執事代貞通遣書下了。

一壹疋（本ノマヽ）　内侍所（兼日御祈禱在之。傳奏雜掌渡之。）
一千疋　禁裏樣御一獻（傳奏雜掌。）
一三百疋　上卿御訪（三條新大納言實淳卿雜掌。）
一三百疋　職事（小河坊城俊名朝臣雜掌。）
一三百疋　四位史壬生官務雅久宿禰代
一三百疋　六位史（同前。）
一三百疋（叙位宣下）　大内記唐橋少納言在數朝臣代
一三百疋　陣官人　左近將監
一三拾貫文　陣座御訪
一二拾貫文　（掃部寮）敷軾　同堀川判官渡之。
一二百疋　陣座疊新調（同。）
一三拾貫　三局副使（行事官久秀渡之。）
一貳拾貫　小除目陣御硯雜具（同。）
一拾貫　禁色　宣下副使祿（同。）
一千疋　御昇殿告使祿（御使出雲守國弘。）
一三百疋　六位外記（御判官并大御所宣下。准后。祿）　左少史。
一三百疋　中務丞資直（准后、昇殿御訪）　宣下持參。

一三百疋　出納御訪
一四貫八百文　砂金褁紙八代（金薄七五百文宛。銀薄一三百疋）
一二拾八貫（御裝束方藤中納言家雜掌。六拾七貫五百文。内殘分以地足勢州下之。云云。）
以上
一四拾貫文　侍雜仕御訪
一三拾貫文　御一獻方（大草伊賀守公友。）
一三貫七百四十六文（此内三貫文御訪七百四十六文買物也。小雜司藤野）
一拾八貫五百文（此内拾貫、御訪八貫五百文御箸以下御替物注文在之。）　大炊子（御吉書）
一二貫文　葛籠一（赤緣）　御判紙百枚代
一六貫九百文　御疊八帖長床二枚（侍雜仕座自評定奉行被申候下行。）
一七貫二百文（黑太刀七。金覆輪四十振。御評定御沙汰始時各被下了。政所下部三郎左衛門尉調進之。）
一拾貫文　新調御輿乘初御祝。此内大炊子二
一貫文練貫代也。
一壹貫七百四十六文　御輿舁日別壹貫四百卅

文。御輿始御祝貳貫文。合三貫四
百四十文。此內上下行也。
一壹貫六百五十文　御出人夫幷松明御蠟燭代
政所下部三郎右衞門
御傘二本人夫二人
御冂傘二本人夫二人
砂金幷御太刀持人夫一人執事代召具也。
御蠟燭廿廷御小者
松明御輿舁
此外
一二拾貫文　宣下御一獻新□行松代但雖令用意之無御用也。
一三拾貫文　御掛盤兩御所分依無御要脚。以
此要脚內被付其足了。
都合三百貫文
一傳　奏折紙
一三局副使下行事。如去九日折紙可爲三十疋
候也。謹言。
六月四日　敎秀
諏方信濃守殿于時執事代
一三百疋出納先度折紙候內。漏脫之間重令申
也。
延德二
六月廿四日　在判
諏方信濃守殿
一宣下要脚內千疋。禁裏御一獻料可被進候也。
謹言。
六月廿一日　在判
諏方信濃守殿
飯尾大藏大夫殿
一就將軍　宣下侍雜仕御訪廿貫文事。可有下
行之由候。恐々謹言。
六月十四日　兼連御祝奉行故也
一將軍　宣下御祝要脚二拾貫文事。可有下行
行松代大隅之由也。恐々謹言。
六月十七日　兼連

諏方

大隅注進
一廿一日將軍　宣下御祝注進。

二重

十二本立御前物

突立供御

御打敷衣

御手長御訪

以上二拾貫文

一將軍　宣下御祝要脚拾五貫文事。可有下行。

大草伊賀守使者由候。恐々謹言。

六月十七日　兼連

諏方

大草注進
一將軍　宣下御祝幷御弁進御祝事。

三獻

分供御　同御手掛

御肴　三獻

又式三獻

又式三獻

就將軍　宣下。炊御。御訪以下注文者別紙。申可

有下行之由候。恐々謹言。

六月十七日　兼連

諏方――

一就御判始侍雜仕御訪二拾貫文事。可有下行

之由候。恐々謹言。

六月十一日　兼連

諏方――

一就去月廿一日將軍　宣下延引。御祝要脚加

增分五貫文事。可有大草使者由候。恐々謹

言。

七月二日　兼連

諏方――

一就御評定始。侍雜仕御訪千疋事。可有下行

之由候。恐々謹言。

七月五日　兼連

諏方――

一將軍　宣下祿初。砂金代百貳拾貫事。中村九郎左衞門幷澤村平左衞門兩人致進納之上者。以洛外嵯峨谷邊土酒屋以下役錢被付其足了。早自來亥歲到申歲拾ヶ年間。任員數收納之。不可有相違之由所被仰下也。仍下知如件。

延德二年十月七日

前信濃守神宿禰

伊勢守平朝臣

右砂金代事四人前雖爲二百四拾貫文。十兩代三拾貫文歟。執事代可申付候由被仰出之。先以半分百貳拾貫文分申定候處嵯峨地下八等。依有減少之子細。百貫文可進納之旨。兩人申上之條。令支配了。

百貫内下行次第

一肆拾五貫文但此内卅五貫文。　大外記師富

一四拾五貫文此内同前。　官長者雅久

一拾五貫文　大内記

一拾五貫文　中務王

以上百貫文。半分未下貳拾貫文也。

右條々以僻案任筆訖。必有相違歟。尋糺儀可得其意而已。

一同段錢石見國分諏尼大分也。爲使節遠江國下向也、爲追加可申沙汰之旨。二人奉行。明應四三廿七日被相觸之。去年依令月迫當年被相掛之國々在々當國幷藝州兩國使節飯尾中務大夫行房下行也。遠州使節左大貞說當月下向也。要脚到來者可被用御參　內始料。云云。

評定着到明應三年十二月廿七日。

評定奉行酒掃政視月臣日此相搦之。圓座一。讃岐相副當日渡御所持直見掃部丞了。則請取也。圓座一枚御評定之座御前沙汰其時者二敷之著者御判之紙調之。

政元

清房

元定

政親

此一通依所望。評定奉行給之。御出以前直進置。今日之御座了。昔者杉原云云。用意之。正

又其一通也。自筆也。

右淸筑後守元定筆

以宮內省圖書寮本謄寫校合了

永正五年
將軍宣下次第 准后宣下次第

剋限參着仗座。奥。

職事仰。々詞。先將軍宣下。上[illegible]領[illegible]微[illegible]。次禁色事。

左馬頭源朝臣　―　宜爲征夷大將軍。

兼又可聽着禁色。

上卿微唯。職事退入。

次上卿移端座使官人敷軾。

次以官人召辨仰將軍事。其詞同職事。

次以官人召外記仰禁色事。其詞同職事。舊儀仰可傳仰彈正檢非違之由歟。近例不然。云云。

次上卿起座退入。

上卿着仗座。今度直端用略儀。

便令置軾

職事就軾仰々詞。授小折紙。

二通叙位幷除目也。仰詞從四位下源―

退入。

次以官人召外記仰可有小除目硯折堺可持參之由。

外記持參硯。置橫敷前。

次以官人召外記。召辨。依無參議也。或先問筥相參否。次召弁。或又不召硯。折堺之前召着弁。早晩可在時宜也。

辨着座之後上卿曰之□小折紙。今度叙位。小折紙先下之可仰々詞也。

書召名籌等之儀如例書了献之。作法一々如恒。不能載之。

次上卿召官人。外記可持參筥之由仰之。外記進筥。

上卿納召名於筥令持外記。就弓場　奏聞或令弁奏之。

御覽――返賜。

上卿歸着陣。外記置筥退。此次召留外記問云。或省兵省之哉。外記申候陣外之由。上卿賜筥仰云。傳給へ。於叙位先留座前也。

次上卿以官人召內記下叙位簿仰可令作位記之由。

職事就軾仰准后事。入道前權大納言源朝臣可准三宮。令作勅書ヨ年官年爵封戶三千戶給へ。

上卿微唯。職事退入。

次召官人。召內記。仰勅書事。其詞同職事。但入道前權大納言源朝臣准三后年官年爵封戶三千戶給へシ。勅書令作ヨ如此可仰歟。

內記持參勅書草。披見了。就弓場奏聞。內記以筥相從。內覽事職事兼申兔。云云。

御覽畢返賜。略儀清書取替之。則奏聞件清書兼而乞取。加御畫返賜。能可見之也。

上卿歸着陣。以官人召外記。問中務參否。

中務置參入下　勅書。入筥。

次召外記。仰年官年爵事。其詞。入道前權大納言源朝臣准三宮可給年官年爵。

次召辨仰封戶事。其記。入道前權大納言源朝臣准三后可給封戶二千戶。

次召官人令撤軾退出。

永正五年七月二日　宗藤

松本殿御手本ヲ以書寫了

以宮内省圖書寮本謄寫校合畢

續群書類從卷第六百五十八

武家部四

慈照院殿御髮置記

若君樣御祝次第

永享八年十一月廿五日。午時於管領在之。予時細川右京大夫持之。

先御クシ置。次ニ御ハシ直。次ニ御袴著。

一管領ヘ御成次第

先女中樣御成。御輿。棟立。御中間御力者。直垂。

御共人數裏打。

佐々木小原　曾我平次　雅樂修理亮

熊谷二郎左衞門　同十郎　塀和小二郎

次ニ御所樣御出。御烏帽子直。御車御尻乘。三條中納言實雅カリキヌ

御共人數裏打。

次ニ若君樣貞國亭ヨリ御出。此時陰陽頭有重御身固。御撫物出一。

女中樣ノ御輿ヲ御迎ニマイラセラル。

御中間力者。同御雜色直垂ニテ

御共申。

御共女房。

小上﨟二人。御今まいり。御あちや。御乳人三人。

騎馬御共。スカタヒラ

海老名太郎左衞門　朝日三郎左衞門

朝日孫左衞門　伊勢上野守　伊勢八郎左衞門

一於管領御祝次第　寢殿ニテ此儀在之。

先御クシ置ノ御粉。御所樣ツケマイラセラル。うき織物ノ二御服ヲメス。

其後御前張ノ御大口細長。御地白。唐織物。御紋石タヽミ。龜ノコウ。

めして御ハシ直ノ供御ニ御向アリ。

御所樣三ハシマイラセラル。やかて御水干ヲめして御强に御向アリ。御水干ノ御紋ハ碁盤ニ桐ノ丸。

此御祝三度ナカラ行松調進。

御手水。先伊勢八郎左衞門。次ニ飛鳥井少將雅親。

其後三御方ナカラ會所へ御ウツリ有テ

御直垂大口ヲメス。

御地シロキスチ。御紋桐カラ草。

御所樣御コシユキマイラセラル。

式三献。御手懸。ヒメノ供御。御マイリ肴三獻マイル。

御配膳ノ上﨟。

御料人。三條右大臣家　綾ノ二小袖。五キヌ。

一若君樣還御之後

三御方御所樣。上樣。北向御方。貞國亭へ御成。

式三献マイル。

一御所樣へ貞國進上分

白太刀一振　腹卷一兩　御練五重

御母進上之分

五重　上織物色々

一若君樣へ進上之分

式御引出物　御練五重

又御酌之時進上分

御太刀一振

御太刀御馬貞國ニ被下。

一上樣へ進上分

御練五重　盆一　香合一

御母進上分

御服五重

上織ハクリメ。練二。貞國ニ御服被下之。

貞國御酌ニマイル時。御太刀進上。
又御酌ニテ貞國ニ被下時。御太刀國信進上。御太刀給之。
一上樣ヨリ若宮樣ヘ万疋御折紙被持。
北向御方二千疋被持。貞國ニ御織物被下。
一御所樣還御之後。若宮樣ヨリ御引出物次第。御使貞國。
御所樣ヘ金太刀一振。御鎧一兩。淺黃。
御馬一疋
上樣ヘ御練十重。金襴一段。盆一
北向御方ヘ御練五重。引合。
今夜管領御持。若君御方ヘ御參。千疋持參。
御練貫三重引合御給。
一今夜ヨリ上﨟御局。三條右府御いもうと。
今まいり殿。土岐刑部少輔あね。御祗候。
此外御美女二人。小雜仕一人祗候。
一今夜ヨリ供御式々ニマイル。毎月朔日御祝。自
三月三日御節供御祝マイル。政所方沼田調進。
一就此御祝自諸方御禮事
禁裏。御劒白。
伏見殿御太刀金覆輪。御馬。
近衛殿同。一條殿同。
鷹司殿同。三條殿同。
此御馬太刀悉八幡御寄進。定光方ヘ渡之。
一永享九年正月一日ヨリ椀飯出仕初
管領出仕。於寢殿御對面アリ。
銀劒進上。同被下之。
二日土岐。三日京極。七日赤松。十五日山名殿。
皆銀劒進上。御太刀。金覆輪被下之。
五ケ日御强マイル。御對面ナシ。御裝束御水旱。唐織物。御手永。中將殿御所ヨリ御參。

御末ノ　御手水。伊勢八郎左衛門。伊勢[illegible]左衛門。

御進掌。　高橋彥左衛門調進。

以宮内省圖書寮本謄寫校合畢

常德院殿御髮置記

若君さま御祝記錄應仁元。十一。廿八。兩筆。

應仁元年丁亥十一月廿八日。庚寅。

若君樣御祝次第

先御髮置未時。御箸置申時。御著袴同時。

御撫物出御身固三位在盛。刑部卿有宣。

常御所於御琴間有之。もり物。百廿合。西方ニ被置之。

日野内府勝光御椽ニ御祗候。同兵庫助貞宗祗候。御祝奉行飯尾大和守元連同參る。

一御髮置御粉御所樣付まいらせらる。

若君樣御水干をめして。紅のうきおり物。御もん龜の甲に鶴ひし。御扇よこめを御もちありて。六本たてに御むかひあり。御吉方いぬゐ。

一御箸直御はしを御前さままいらせらる。又御こわに御向ひあり。御前さま三ツ御はしまいらせらる。

御配膳烏丸辨殿狩衣。御手長伊勢左京亮。
大館貞宣。是までは行松調進也。
御所さま御烏帽子直衣也。
禁裏仙洞より御劔白まいる。仍若君様即兩
御所さまへ御參。御太刀白御馬御進上。
一御着袴於常御所御直垂御地。白雲はく御もんニ松竹を書をめす。御所さま御腰を結まいらせらる。
上﨟一人あちや上﨟。伴法輪三條殿右府實量息女。
中﨟二人左京大夫殿。衛兵衛督■。各御役人也。
式三獻、供御まいる、御わけの供御きこしめす。
御まいり肴。五獻、大草調進之。
御手長。伊勢左京亮、伊勢下總守。伊勢右京亮。伊勢一■左衛門尉、伊勢修理亮。
於十二間御太刀まいる。中次。左京亮。下總守。
御相伴衆。畠山尾州政長。細川讃州成之より佐々木大膳大夫入道望■。
御太刀。持。御馬進上之。各不參也。
同上さまへ千疋充各進上之。

一國守護。御太刀糸巻。御馬。但不同也。
吉良殿。御太刀。金伏輪。御馬。
番衆外様頭人奉行。雖爲陣中以祝儀各烏帽子。上下可着用之由被仰候て如此。
公家。同。禁裏仙洞御方え祗候之公家達、以上各太刀。金伏輪。進上之。
右兵衛督殿はしめて若君さまへ御裝束まいらせらる。仍御太刀。持。被下之。即太刀金伏輪。進上之。
役者各太刀。金之。重て進上之。
右京大夫殿細川勝元より進上分
御所さまへ御太刀。持。三千疋。御馬。
若君さまへ御太刀。持。五千疋。御馬。
上さまへ千疋。但自身は御不參也。
三御盃。是より兵庫助申沙汰也。但以一献料千疋大草調進之、御肴。三献也。
進物
御太刀。黒。腹巻黒革肩白五重。練貫。杉原。
御母より

五重。上おり物。御あや白二。練貫二引合。

上さま五重練貫引合。

御母より

五重。上りりうのおり物。紅御ぬい物。御そめ小袖。練り二。引合。

若君さま式御引物。御白太刀ハカリ御前へ出。五重。練小御服。平褁に入。御杉原

御母より(紅イ)

五重。上おり物之ぬい物。御そめ小袖。ねり二。各小御服御平褁に入。引合。

三献めに進上。

御太刀。持。御腰物。國定。

上さま御香合。堆紅。御盃。堆紅

若君さま御太刀。持。

此献に御所さま御酌にて被下貞宗。

其後上さま御酌にて同被下之。此時御所さまより。御劔。持。上さまより御服。織物。

若君様より御劔。持。御馬被下貞宗。

上さまより御母へ御服被下之。

若君様より御所さまへ。

御太刀。白。御鎧御馬まいる。是は各式御引物内也。

上さまへ段子一端。赤。御盃。剔紅。引合參る。

此兩種貞宗進上之。

右兵衛督殿。烏丸辨殿に各一重被下之。

今夜より候御式々に參る。供御方事。小林新左衛門尉に被仰付候。仍御太刀。金之。兩御所さまへ進上候。一重被下之。

夏阿御太刀持。進上之。

吉阿御太刀糸卷。進上之。

以宮内省圖書寮本謄寫校合畢

慈照院殿大將拜賀篇目

幕下御慶申雜事。康正二三十六注篇目

慈照院義政拜賀篇目　親通卿記

康正二年二月十五日。藤中納言永豐奉仰示送云。明日早旦可參有可被仰下事。者申承之由。十六日。丙辰。天晴。早旦參室町殿。依未御寢暫退出。巳終許依藤中納言告歸參。以納言被仰下云。來七月幕下御拜賀事可申沙汰。者可爲永享度御例。者申畏承之由。進御釼。即有御對面。其後退出。

四月三日。藤中納言永豐爲御使來御拜賀條々。於來月中者一向不可有其沙汰。仍今月中悉可被調進。其分可存知之。申畏承了之由。

七月十二日。來十六日於三寶院准后義賢坊可有御習禮。廿二日於關白第二條同可有御習禮。可參會之由以藤中納言被仰下之。可爲狩衣云云。仍召仰御番頭牛飼等了。天供奉殿上人已下參會歟之由可尋之。兩所之由有仰。仍參申各參會由被答之。即參御所申其由了。今度殿上人永繼雅康等朝臣益光三人之由有仰各相觸之了。

兼日可伺定事。

一奉行家司事。

注云 永享度親光卿記云。丞相御拜賀之時補之。雖然今度爲家司催沙汰。此儀爲政所被計申也。

永享度藏人權右少辨嗣光也。今度者可爲藏人左少辨兼光歟之由伺申之處。先雖不念可被補定仰之由被仰下之。二月廿六日。四月十四日重伺申候處。追可相仰。云云。六月十一日可爲益光之由被仰下之。則於御所面示之了。

一日次事

注云
永享度被尋在方有儀事御并有富朝臣。云云。
四月十四日今日下何以吉日可相尋之由。以藤
中納言被仰下也。御拜賀條々可被相定之。日
次相尋在貞卿之處。今月廿三日廿五日兩日注
進之經御覽之處。可爲廿三日之由有仰。同廿
三日仰在貞卿三位勘解由小路令勘御拜賀。日次（御隨身所始日事。今度用不及尋之。依爲同日儀也。）
大將御拜賀日。
七月廿五日――
廿六日
四月廿三日正三位在貞
件勘文經御覽之處。可爲廿五日之由有仰。即
有御爪點。
一惣用奉行事
可被仰　伊勢守之由有仰。四月十四日　六月
五日條々注折紙之內。同注加之。遣攝津掃部
頭之親許了。
一武家奉行人事
四月十四日伺申之時。攝津掃部頭之親飯尾下
總守爲數也。此外猶可相加之由。可尋攝津
之旨有仰。後聞松田丹後守相加之了。
七月六日藤中納言永豐示送云。攝津掃部頭之
親四品事。今日中可有申沙汰之由有仰。者答
畏承候之由。則殊奏聞　宣下事。下知藏人權
右中弁益光了。
一御次第事
四月廿三日參關白申御拜賀了。次第可令作進
給候由。何比可注進哉之由有返答。即披露之
處。來月早々可被注進之由可申之旨有仰。
六月十二日被作進之。持參御所了。
一御路事
康曆（御所室町殿）室町南行。一條東行。萬里小路南
行。中御門西行。室町北行。近衛
東行。東洞院北行。已上廿一丁。
永享（御所姉小路殿）万里小路北行。二條西行。油小路

北行。中御門東行。室町北行。近衞東行。東洞院北行。已上廿二丁。

今度　高倉南行。一條東行。萬里小路南行。二條西行。室町北行。近衞東行。東洞院北行。已上廿四丁。

此分六月二日自關白注折紙被伺申之。可爲此定之由有仰。

可用意事

一御裝束事

注云
永享親光卿云御藤宰相入道御給扇付御裝束調進御沓付御裝束。

四月廿三日藤中納言永豐召仰縫工等。又色目可注給由申關白了。

同日自注折紙進之。則遣藤中納言許了。

一御具足事

四月廿二日參關白　可被進注文之由了

同　日自關白注給折紙遣藤中納言許。

一打衣事

注云
永享度親光卿雜文書云打出事。但康曆例五衣也。東一間可被出之。可爲同衣。二領可候。御簾女房單重可着張袴。於打出間張袴二具可相副之由。攝政被申。

打出間袴事頗不審。又女房單重幷張袴不得其意。只單生袴可宜歟。

一端几帳事

注云
永享度親光卿記云。寢殿東一間也。於間也。沙汰合件間同臺可被略之由攝政被申歟。於度間之引違几帳□用之例也。後度沙汰合於間。是不知故實歟。

一四尺屛風事

注云
永享親光卿記云。公方御物加修理。

六月廿三日仰御承知淨請召出御合物給知了。

一御車修理事

注云 永享親光卿記文書云。御車事檳榔毛物其如恒。

四月廿三日。召組丹使者并御牛飼丸石童御車副等、御車事外破損。云云、[illegible]可被[illegible]之由御也。

鋪設事

注云 永享親光卿雜文書云。枷下知政所□敷。

一御簾事

注云 永享親光卿文書云。寢殿五箇間。并屋庇并東。

六月廿六日古御簾御作乎。當時號御大工。仰合御簾事。此事下總守可奉行事也。然而爲令無憚意召仰之由仰也。

一御疊事

注云 永享親光卿雜文書云。寢殿庇五箇間。奥端二行敷滿。於階間者不敷之。仍小文疊敷九帖也、同東面敷滿。小紋寄北敷。大文御座南面、公卿座如恒。障子上奥端二行敷滿、同疊四紫端疊六帖。同藏人所同二行敷滿、同疊四帖

六月廿七日。今日召疊御作乎、當時號大工御疊數等了、子細同御簾。

一弘莚事

永享親光文書云。寢殿庇五箇間敷滿也。永享御次第被注長莚同事也、

六月廿三日仰道賀茂神主[illegible]、此事先日雖仰下總守留用也。代直仰之也、但御承仕淨俊說。掃部寮御進之云云。仍召師富相尋之處。永享度伺官務方令申之間。相當作不及注進。云云、公卿永享之儀可注進由仰之、翌日注進御拜賀日。寢殿五箇間。又御庇七箇間[illegible]役弘莚事。卷百四。古注進如件。康正二年六月日。云云。

一高燈臺 打敷事 十本、

永享親光御文書云。古物五本新調五本也。

寢殿庇御座左右二本。階間二本。公卿座二本。中門廊一本。障子上一本。隨身所一本有打敷。生平絹一重沙汰之。花田色也。

一幔事　同串。

供奉人事

一扈從公卿事

注云
永享親光卿記云。不及相觸。康曆度此儀也。

四月十四日伺申之時。任公卿內々可相尋參否之由有仰。十五日以召使各可送給使者之由觸廻之。來七月御拜賀御扈從事。且爲私可尋申之由有仰。於返事可書給狀之由示之。數輩事一度取調之。可披露間。爲無失錯之申示之了。

參否慥可尋究之由。四月廿三日有仰。

五月七日雖有召。依所勞不參之處。藤中納言爲使來入。公卿殿上人雖可尋究。同卿可申散狀之由有仰。又前官散班者有可參之由申輩者。不可有其儀之由可仰之間有仰。仍猶方々廻狀者。今日中可申返事由仰遣了。

八日、今日且申散狀以藤中納言進入之委細被聞食了。猶尋究一定可申由有仰。

一殿上前駈事

注云
永享親光卿記。同公卿。

四月十四日。以藤納言被仰云。殿上人等參否審可相尋也。

十五日、以召次可送使之由示遣之。又返答載書狀可承候由示了。

四月廿三日。仰同公卿。

五月七日八日。子細同卿。

六月　日。少納言宗賢眞人（已被轉仙籍也。）來。御拜賀供奉事內々不申入也。可加散狀也。示之。廿三日催々申之。來申出此事條。去年之比所申也。所全度々記後又無事不日御覽。及如此時供奉有何哉由可尋之旨有仰。召眞人。尋仰旨

之處、當家無其例之由申候、仍六月廿七日申（マヽ）
入此由之處、然者可斟酌之由御之由有日是
・地下前駈事
四月十四日、書立交名十人覽之　有御心得之
由有仰。
一御隨身事
去年八月以藤中納言被仰下云。自關白三人被
擧申每度如此云云、又一人秦兼豐。藤中納言執申
之。同可被召加之由被仰下之、關白被擧申者
交名後日尋申候。被注遣云、秦兼英（鹿苑院殿一座兼茂孫。）
同久枝（自普光院殿參。）同久倫（鹿苑院殿二座久方。）跡如此。又者去月
藤黃門示遣云、秦久淸（普廣院殿一座久遠□。）相國擧申之
可被召加也、者近衞五人已滿足了。出番長者
下毛野武者（鹿苑院殿番長）子孫于今不讓他。普廣院殿
番長武春（武音曾孫也。）于今存生無餘義者也、而今日（二月）
十六日以藤中納言被仰下云。普廣院殿御隨身之內
見存者可注進者、仍注折紙進入之。又一紙注
今度望申者等付藤納言雖無其仰、爲散御不審
也。
普光院殿御隨身見存者
番長下毛野武春
近衞秦兼任（初而三座。）
今度關白被擧申之內
同久枝（初爲五座。後爲二座。）
同久倫（兵仗時下﨟。）
別紙
今度望申御隨身
關白擧申之內
秦兼英
鹿苑院殿一座兼茂孫。普廣院殿二座兼枝弟。
同延豐
鹿苑院殿兵仗御隨身延秀孫。
同久淸
鹿苑院殿三座久勝孫。普廣院殿一座久遠子。
被仰云兼任爲普光院殿御隨身見改難被除也。
仍上延豐可召加兼任者。翌日召仰之了。
四月十四日、（藤中納言中次。）兼任可爲一座之由有仰。

七月七日。番長春申袖單金襴赤地四尺一幅。事申之。可被下之由有御返事。十二日赤地金襴一切長四尺。廣一幅。自藤中納言許送之。番長袖單料。云云。

一權御隨身事

注云

永享親光卿記云。陣官人沙汰立之。

一一員事

六月十二日。召右近廳頭。出納也。相尋之處。自奉行家可被下御教書。可注進先例條々云云。

一居飼御厩舍人事

六月十三日來相尋之。可叙用意於御訪者。今月末可下行之由仰之。廿六日。御厩舍人又來尋之。各四人可用之由仰之。

一衞府侍十人事

注云

永享親光卿記云。申出御點摘下知輩注掃部頭了。

一帶刀十二番事

注云

永享同記云。同前。

一御後官人三人事

注云

同前。

御僮僕事

一番頭事

注云

永享親光卿記云。八人。

一雜色事

注云

永享親光卿記。如木雜色六人。云云。

永享晴光卿記。康曆度十人也。今度以耆略之儀可被略之條可有難歟。如何之由。被申攝政之處。御略不可有難候。但康曆被召具之上者。少々可被召具之由被申之。仍六人被召具。云云。

一御車副事

注云

永享親光卿記云。御車副二人如木。

六月廿五日出雲路藤三郎兩人共可參之由。申之就而　鳥羽方號古河。出雲路方各一人可參之

旨御也。

一牛童事

注云 永享親光卿記云。御牛飼

永享親光卿交名云。康房度如木一人。水干四人。今度如然五人也。當參十三人之内。依上首五人被下御點。

六月廿三日。御若童丸當時第一座也。上首五人令注進之。若童丸　孫有丸　童菊丸　孫鶴丸　彌童丸　折紙注進之。

廿一日。覽(マヽ)御覽可爲其定之由有仰。

一牛副牛飼事

六月廿三日。子細見前。

廿七日。子細同前。

一御牛事

永享親光卿記云。御牛事自一乘院伺申入之處。一乘院大乘院共被召進之由。御牛飼所申也。如何之由可尋御牛飼之由有仰。即相尋之處。自南門跡所召進也。但其時一乘院御牛可然之間。相用之者。被此間之儀可申。兩門跡之由有仰。仍召仰各了。

一雨皮持事

注云 永享親光卿記皮在御車左方。退紅仕丁釜殿也。持御雨皮。

一御笠持事

注云 永享親光卿記。雜文書云。自政所召進持御笠。

參陣上官事

注云 永享親光卿記云。兼日嗣光相催。

反閇陰陽師事

注云 永享親光御記云。御身固有盛卿。云云。但於散狀者書反閇也。

六月十二日伺申之（注 永享重爲有盛卿注折紙覽之。）處。可有々季卿由有仰。

御加持人事

注云
永享親光卿記云。康曆度之儀無所見。伊度若被仰三寶院須之由攝政被申。
六月十三日伺申之。永享度爲故三寶院滿濟准后注折紙覽之。可爲三寶院之由有仰。則急々申。
御出刻限。非人々參入剋限。事
隨身所別當事
永享度記。滿三位所進。嗣光云云。不審之間、相尋番長武春之處。攝津掃部頭。云云。是定說歟。
可下知事
一行列事
一御路事
注云
永享親光卿記云。伺定注之遣滿進判官。攝津
自關白注給折紙即遣攝津掃部頭方了。七月十二日又下總守所望之、仍注遣了。
一陽明門代事
注云
永享親光卿記云、旗不立門代打幔
一兵部省移文事今日可被[illegible]御也、

注云
永享親光卿記云。當日持參。
永享度愚記召使行纈着裝束持參之。着白張男一人持之相從。嗣光於中門南本妻取之進入之。七月六日今出川大納言。教季。靑侍因幡守是堀川判官親族等。本日野一位資廣家人。來云。兵部省年預我知行之。仍移文事可存知之、依我下知召使所持故也、御訪二百匹不足之由申候。然而是非御訪當日祿物也。条可申子細哉之由答之了。
一松明事
注云
永享親光卿記云。政所用意之。
一常燈事
注云
永享親光卿記云。下知御所持。
一兼日御祈事
七月十二日土御門三位有季卿持來康曆有世卿。永享有盛、等御祭文。加一見返[illegible]之、康曆作者不審。御署位書樣頗異樣征夷大將軍右近衞大將從三位兼權大納言源朝臣之云云。也、永享度故爲淸卿草之、御位署等無相違者

也。御祭新弁草者蘇御馬代等也。親光卿以折紙下知。攝津播磨兩國之分内持來留置了。明日可下知之由返答之。御祭（其日地奉行）日來十六日可始之。云云。御祭文草事可御書原中納言也。

一日時勘文事

一隨身所始事

役者事

一御車簾役事

一御沓役事

申次事

內裏

仙洞

一御榻役事

一御沓取次事

一殿上地下前駈可取松明在前事

一近衞一座可持御裾事

一御隨身可發前揮事

一御車副每辻可警蹕事

一御雜色可警蹕事

一入夜太殿上人可候脂燭事可示頭弁。

一同仙洞事可示前源納言。

一陽明門代事

惣用事

一御裝束方

一鋪設翠簾方

一調進物方

一供奉人御訪方

一御車修理方

一祿代

御訪事

一地下前駈

一御隨身

一權御隨身

一番頭

一牛童
一副御牛飼
一釜殿雨皮持
一御雜色
一下家司
一一員
一居飼御厩人
一御隨身祿御訪同事上。
一兵部省丞等祿
注云
永享親光卿記。　兼日以代二百匹下行之。
一隨身所始下行物
隨身所雜仕與御訪鋪設并紺幕饗饌勸盃。　雜仕
女三人等悉同然進之由申之。
一御所侍
注云
永享親光卿文書云。康曆度署淨衣二人祇候。
今度一人。
七月七日御承仕淨俊申御訪事談合。　藤納言候
處有申旨仍申淨俊。
一召使御訪
永享親光卿雜文書云。　康曆度十人也。　應永度
二人也。今度四人也。其謂者用以應永度儀可
被下行之由被仰下之間。件度二人御訪各一百
匹也。過分之間以此員數四人召置。百匹下行。
一廳召次
永享親光卿文書云。　人數定也。今度二人召置。
一人召遣。　嗣光者也。
一主殿司御訪事
康曆度被下万匹。　永享度三千匹被下之由注進
之。六月廿四日。相尋廣橋中無所見之處。　康曆度雖
被仰万匹之由　且五千匹被下行之。　永享度三
千匹被下之條無子細之由有返答。　六月廿七日
以主殿司折紙經御覽之處。　任例可被下之由有
仰。
武家奉行可沙汰事。

一用脚事
一鋪設翠簾事
一路次掃除已下事
一辻固事
一御後官人事
一帶刀事
一衛府侍事
一侍所幷小侍所事
一一騎打雜事
一前駈一員御隨身等馬總事　隨身一員工藤鎮留同之歟。可尋。
移鞍橋四口。六月廿七日自賀茂到來。可副進鐙轡等由御遣之了
武家奉行人。攝津掃部頭之親可致沙汰條々注折紙遣之。六月五日也。使左馬助說輔。
御拜賀條々
一供奉人等御訪用脚事
一御後官人三人事

一衛府侍十人事
一帶刀十二番事
一御路掃除幷浮橋事
一地下前駈番長一員御馬十四匹事
此內番長自御廐被出立。自餘諸大名召進之。
一同御總被付連着十四具事
一移鞍四具事
以上先度所見如此。
此外一騎打人々事。侍所供奉幷辻固事同申御沙汰候歟。
致所奉行可致沙汰條々注折紙。遣飯尾下總守爲數許。六月五日也。
御拜賀條々
一鋪設翠簾長莚等事
一隨身所幔事幷
一御笠持幷御笠袋御茵等事
一御沓柳筥事

居御沓柳筥事也。於御沓者藤少納言沙汰之也。

一松明事

以上

奉行家司可沙汰條々可注給之由益光示之間。

六月廿七日注遣之折紙也。

兼日

一參陣上官可相觸仰事。

一兵部省移文當日可持參之由可被仰事。

一可儲陽明門代之由可被仰官事。

一當日刻限可被相觸事。

當日

一早旦可被奉仕御裝束事。

一可相觸進散狀事。

一可被覽日時散狀事。

一可被進兵部省移文事。

自關白作進御次第。假名之內不審條々。

一寢殿七箇間敷滿廣莚卷庇御簾之東一間爲打出間者可爲六箇間歟事。

一兵部省移文篠事。康曆永享無其儀分兼日以代被下行之故也。今度御次第可有之樣被注哉之事。

一反閇於陽陰師用意之由被注之。何物之候哉事。

一御下車時御沓下薦隨身取次御沓之由被注之事。御乘車時前駈取次之故不審也。

一番長永享度在帶刀。次今度在番頭前事。

一於左衞門陣外隨身作法事。

一主人越轅給之時。隨身可被執御裾之事。

一御拜時初二拜後段赴揚給裾。番長一人可[illegible]前驅事。

一淸涼殿圓座可敷簀子樣可[illegible]庭取事。[illegible]

家事。

一於仙洞新寢殿前可有御參御前之由被注事。

一御歸亭後可與御馬於上臈公卿給之由被注事。

一仙洞門外公卿列立事。

一御下車時後行列之內一員可在何處哉由關白所不審　此事予不覺悟。可爲路次分歟之由申之處、後日得所見、可留御下車所也、下車以後者不可供奉也。

右慈照院義政右幕下拜賀篇目者、中山大納言親通卿記也。正本今在水本報恩院不慮求之。令家僕書寫了。最可秘藏者也。

于時寛保三癸亥初夏

從二位藤(花押)

以宮內省圖書寮本謄寫校合畢

續群書類從卷第六百五十九

武家部五

慈照院殿年中行事

東山殿年中行事

正月朔日

卯剋將軍家出ニ御于便宜所一。御烏帽子（折風）着白御直垂御腰居結物ニ給。（御役腰藤中納言。御前腰山名宮内少輔豐之二。御劔御扇子御鼻紙畠山宮内大輔教國役。但應仁亂前事也。）次出ニ御于御對面所一。御供衆御部屋衆申次御次間國際雜居。一同平伏（多人數ノ刻者二三度ニモ出席也。）當番ノ申次進居テ披露之。退座之後申次亦出ニ于先所一。銘々披露之。退節獻御引渡（三盃組付。）并數土器。（各載四方。）御陪膳御酌御供衆勤之、三盃不殘被ニ召上一之。數土器者依ニ人數ニ三組ニモ五組ニモシテ並置也。上一通ノ盃ニテ被ニ召上一。被レ閣之時御酌人御銚子ヲハ置テ。御前御盃ニアル御酒ヲ惣土器ニウツシテ、載ニ四方一。片膝立。御右方ニ直シテ。則一宛取テ載ニ御銚子一。片膝立御右方ニ扣有之砌、三職一人宛御太刀（金覆輪）持參。御禮。膝行。御盃頂戴之。欲レ被ニ進一則伊勢守御服二重（練貫）載ニ廣蓋一持出。置ニ于管領前一。謹而拜戴。左手ニ御服ヲ持。右手ニ盃ヲ取添テ退去。於ニ御次間一渡ニ于同氏中抔ニ一云云。（當職ノ人先座ナリ。管領ノ外ハ不レ獻ニ太刀一。伊勢守有ニ故障一トキハ同姓中役之一。）次御相伴

之。（出御已前目錄共ニ於ニ奥方ニ女中披露之。）

正月二日

將軍家（御裝束同レ前。）出ニ御于御對面所一。御供衆申次拜賀之次第同レ上。當番之申次出ニ于閾際一。銘々披露之シテ退行。獻ニ御引渡一。（三土器組付。）數土器。（各載ニ四方一。）（御酌御陪膳役人如レ右。）於レ是ニ職一人宛御太刀（金覆輪。）持參。膝行御禮。御盃頂戴シテ被ニ持退一。次御相伴衆。國持衆。准國主。御供衆一人宛出席。御目見御盃頂戴過而御酌替。先酌人御盃頂戴シテ退去ノ後。御銚子入規式同ニ于昨日一。至レ是番頭節朔衆順々奉レ賀之。既而公家申次出ニ于閾際一。公家ト披露シテ。三職獻上ノ御太刀如ニ嚋昔一納之テ後。公家衆一人宛出[illegible]。[illegible]退席ノ後。申次出ニ于先所ニ[illegible]言上之。[illegible]入ニ御于會所一。[illegible]有ニ御休息一而。[illegible]中門而松口庭。（カ、アリ）[illegible]一色治部大輔政凞役之。御厩別當次郎四郎牽ニ御馬一。從ニ塀重門一參入。被レ馭ニ於緣上一。御鐙政凞勤之。被レ牽御手綱ニテ後。政凞候ニ于塀重門内南方一。次郎四郎ハ同外ニ蹲踞。召畢而次郎四郎執ニ御馬口一則入御。然後呉服一領賜ニ次郎四郎ニ。云云。（應仁亂後若伊勢守小笠原等伺候ス。其時ハ御鞭小笠原。御脊政凞役之。後々ハ伊勢守小笠原ハカリ參上ト。云云。）來到土岐美濃守成頼獻ニ椀飯一。御相伴衆其外出仕面々拜ニ台顏一事畢テ。兩御所樣渡ニ御于管領亭一。兩御供衆打走衆着ス。（小素袍）但（上樣ハ暫先ニ御成。走衆ハナキニ依テ。御中間ニ[illegible]御供ノサキナ行）女中衆御供ニ參上。故御相伴衆幷諸大名不レ及ニ供奉一。無ニ田樂一。（猿一）（應仁亂後ニハ御成斷絕。云云。）

正月三日

將軍家（御裝束同レ上。）出ニ御于御對面所一。御供衆。申次奉賀之作法同ニ于朔日一。當番ノ申次進居テ披露之。畢テ[illegible]ノ[illegible]申次亦出ニ于先所一。銘々披露之シテ退[illegible]。獻ニ御引渡一。（三組盃付。）數土器。（各載ニ四方一。）御陪膳御酌役人規式等如ニ朔日一。於レ是管領一人宛御太刀（金覆輪。）持參。御[illegible]膝行御盃拜戴之。被ニ持退一。次御

相伴衆。同特衆、准國主、御供衆一人宛出席、御盃頂戴之次第同上。既而御酌畢。先酌人御盃拜戴畢而御銚子入。退御勝手。是番頭節朔衆一人宛拜賀之。然後殿上人出于閾際。公家ト披露シテ三職進上之。御太刀如例納之。退時公家衆一人宛出座。御目見過而。申次出于前所。事畢之由言上之、則入御于常御所。未刻京極大膳大夫持清獻椀飯。六角京極隔年勤之。云云。

正月四日

將軍家御裝束同右。出御于御對面所。御供衆申次御禮如毎。當番申次於閾際御身固ト言上シテ後定行事正三位安倍有宣朝臣。出席、三拜シテ勤反閇。畢而申次亦出于前所。當々披露シテ。則三職。御相伴衆同特衆。准國主、外樣衆一人宛拜賀之。於是殿上人出于先座。公家ト披露之。日野三條御禮。次大外樣衆。惣番衆、上樣御被官一兩人。奉行衆。御目見過而。如恒例藝阿獻上之御扇子二本。申次持參。披露シテ納之砌。藝阿出而拜賀之。退去刻殿上人出于先席。公家ト披露之于時。式日參上ノ公家、幷醫師等一人宛御禮過而。申次出テ善通事ト披露之後。從三位陰陽頭賀茂在通朝臣出席。三拜シテ退節。申次亦觀世ト披露シテ。入于閾內。開御障子。御緣ニ蹲踞スル時。觀世大夫同四郎一人宛出于庭上拜台顏。既而申次出于御緣閾際。事畢ノ由言上之。則入御于常御所。武家皆着小素袍。大外樣衆以下者不及披露。或曰大外樣衆。惣番衆。上樣御被官。奉行。醫師（滿筒）衆阿。善通事。公家衆定行觀世ト次第可有之由難之。大館常熙ニ尋之所。此順不宜。右ノ次第佳也ト返答アリ。善通事儀文明十二年調阿日記ニハ。定行事ノ次ニ出座トアリ。予モ亦同意ナリ。藝阿獻上ノ扇ハ置于御前。善阿御目見畢テ納之事モアリ。亦御禮過テ於奥方以女中進上ノ例モアリト。云云。御有テ渡御于三間之御厩。有御一獻。一番ノ頭細川淡路左京亮入道申沙汰也。左京亮幷御供衆伺候。自余者無參上。觀世大夫謠之。左京亮。幷觀世大夫。賜御服。各一領。云云。未後尅御成于伊勢守亭。酉刻御風呂始經營諸

レ美。云云。
御所樣江今日式日ニテ出仕ノ面々、上樣江爲ニ
御禮ニ伺公。於ニ御對面所一拜賀之畢而、於ニ小侍
所一人充春日御局ニ參會。述ニ慶詞ヲ一。云云。（春日御局ハ御所樣ノ中﨟頭ナリ。上樣ヘノ御禮ニテ候間。上樣ノ中﨟頭可ニ出席一處。至ニ于今一如レ此。云云。）

正月五日

將軍家（御裝束如レ上。）出御于御對面所。御供衆、申次御
禮如例、當番申次出于閾際、吉良殿。今川殿。
石橋殿ト一同ニ披露シテ後。吉良殿出座入ニ
于閾內御對顏。畢而今川殿[illegible]御目見。御[illegible]進
出ニ時。御服一重（練貫）[illegible]置ニ于
今川殿前。謹而拜戴被ニ持退一。次石橋殿御禮御
服拜領ノ作法同上。次仁木右馬助義昌。上杉
民部少輔房定。一人充奉レ賀之。次關東衆ト披
露シテ。後神駿河守以下數輩一人充出テ拜賀
之。御服（練貫各一重。）載ニ廣蓋一頂戴之、規式皆同前。（吉良殿ハ退出ノ後ニ以ニ御使ニ伊勢守[illegible]練貫二重被レ遣レ之。仁木上杉ハ不及ニ對面出席也。御服從事。伊勢守有[illegible]下キハ。同名中）

（勤之。今日ハ御盃ノ規式ナシ。御服拜領ノ作法。同元日。）
未刻渡御于畠山殿亭。上樣者無ニ御成一。御相伴
衆已下伺公。有ニ猿樂一。（觀世大夫舞之。）當職之方江者今
月兩度御成也。
今朝從吉良殿。并伊勢守獻ニ美物一。各五種不レ出ニ
御前一。後於ニ奧方一女中披露之。

正月七日

將軍家（御裝束同レ前。）出御于御對面所。御供衆申次御禮
如常。當番申次出于閾際一。銘々披露シテ退
[illegible]御引渡[illegible]數土器。（各[illegible]方）御前御膳
[illegible]三獻一人充御太刀（金覆輪。）持參。御目見
[illegible]盃頂戴之。被ニ持退一。次御相伴衆。國
持衆。[illegible]國主。御供衆。一人充出席。御盃拜戴。
作法同ニ于朔日一。至レ是御酌替。先酌人御盃頂戴
而退座之時。御銚子入。退ニ御膳一。規式如レ例。畢
而番頭。節朔衆一人充奉レ賀之。然後申次外郎
獻上之。御藥持參披露シテ持退節。外郎拜ニ高

顏。獻物事ニ御前ニ其マヽ置事モアリ　大公家申次出ニ于先席ニ。公宗ト披露シテ三職進上ノ御太刀如ニ元日ニ納レ之テ後、一人充出座御禮過而　申次田舞ト披露シテ入ニ閾内ニ。明ニ御障子ニ。御緣ニ出テ蹲踞スル時田舞一人充出ニ于庭上ニ拜ニ台顏ニ。於是申次出ニ于御緣閾際ニ事。過ノ由言ニ上之ニ刻。入ニ御于常御所ニ。

未剋赤松伊豆守[illegible]貞村獻物[illegible]。

正月八日

將軍家御裝束　出ニ御于御對面所ニ。御供衆申次參賀。作法如レ毎。當番申次出ニ于先座ニ。評定衆ト披露之ニシテ而後。一人充出テ拜賀之。攝津守[illegible]日出仕付。今日不レ登營。云云。次陰陽頭從三位安倍泰清朝臣　御禮過而　申次出ニ于前所ニ。法中ト披露シテ而後。北野松梅院。妙藏院。寶成院。密乘院。常隆院。常光院。淸水寺之慈心院一人充拜ニ台顏ニ。並是殿上人亦出ニ于先席ニ。護持僧達ト言上シテ。入ニ于閾内ニ。開ニ御障子ニ進剋。大覺寺殿圓滿院殿御參賀。住心院若王寺一人充御禮。各暫着座。有ニ御加持ニ。退去ノ時御緣迄御送。然後殿上人出ニ于御緣閾際ニ。申事ノ由言ニ上之ニ、則入ニ御于常御所ニ。住心院若[illegible]殿上人[illegible]事モアリ。[illegible]御供衆[illegible]

八[illegible]寺。同上[illegible]御香水ニ。不出御前ニ[illegible]方在申披露之。則有ニ御頂戴ニ之ニ云云。

正月十日

將軍家御裝束[illegible]　出ニ御于御對面所ニ。御供衆申次拜賀之作法如レ常。當番申次出ニ于閾際ニ。銘々披露シテ後。三職御相伴衆一列入ニ于閾内ニ御目見。次國持衆。准國主。外樣衆一人宛奏ニ賀之ニ。於是公家申次出ニ于先所ニ。公家ト披露シテ退時。日野三條并常伺公之公家衆一人宛御禮既而。申次亦[illegible]田ハネワタト披露シテ入ニ于閾内ニ。開御

障子下テ庭上蹲踞砌。舁門田出テ同所拜台顔。然後中次昇御縁。閾際シテ事畢ノ由言上之シテ。閉御障子テ後、入御于御便所。被改御裝束。亦出御于御對面所。殿上人出于先席。攝家其外門跡ト一同ニ披露シテ。如最前開御障子退刻。一人宛出座。御對顔退去之節御縁マテ御送。但大納言マテハ御送ナシ。清花等ハ任槐以後モ不及御送云云。次典藥頭并官外記御禮申而。殿上人出于御縁閾際。事過ノ由言上之。則入御常御所。前後出仕有之時ハ次第如右。東西ノ出仕無之トキハ。日野三條并武家大名已下無差等。西衆トハ門跡。攝家。清花等ナリ。由[illegible]。官外記ハ[illegible]出座如斯也。公家中東西出仕ノトキハ。常任大納言[illegible]云云。從京極大膳大夫白鳥一翅二十從關東管領上杉。以雜掌舁門田白鳥一羽獻之。

正月十一日

將軍家御裝束同前。出御于御對面所。御供衆。中次御禮之儀如例。中次出于御次間閾際。橫嶋ト披露シテ而後。橫嶋玄蕃助出座拜台顔。次造宮司進上之卷數中次持出於先席披露之。則御前江持參。御頂戴ノ後持退時造宮司奉賀之。次蔭涼軒出于先所。長老達ト言上シテ入于閾內。開西御障子砌。御相伴之長老達一同出席御目見。被退去之節御縁迄御送。於是蔭涼軒出于御縁。閉西御障子。退テ後中次出于先座。法中ト披露シテ。如最前開御障子刻。南都一乘院殿。大乘院殿以下一人宛御禮退出ノ內。中次出于御縁閾際。事畢ノ由言上之。則入御于常御所。一乘院殿大乘院殿ハ非准后故御送ナシト。云云。橫嶋玄蕃助事。宇治代官[illegible]ナリ　有御書請初從眞山被獻御太刀[illegible]但[illegible]マテノ事ナリ

正月十二日

將軍家御裝束同上。出御于御對面所。御供衆中次御禮如前。中次出于閾際。宇治衆ト披露シテ退時。一人宛奉賀之畢而殿上人出于先所。法中ト言上

之次第如每。當番申次出于闕際。銘々ニ披露シテ後。獻三盃幷數十器。御陪膳役人親式等同上。於是三職一人宛御太刀輪。各金覆持參之。御口見膝行。御盃頂戴之。被下退。次御相伴衆山名右衞門入道宗全御太刀輪。金覆持參之。御禮。次殘御相伴衆。國持衆。准國主。御供衆一人宛奉賀之。各御盃拜戴之。作法同于元日。宗全ノ外不獻御太刀。畢而御酌替。先酌人御盃頂戴而後。御銚子入。退御膳。次第如先。次番頭。節朔衆一人宛拜台顏。至是公家申次出于闕際。公家ト披露シテ、右ノ御太刀如例納之テ後、當參上公家衆一人宛出席拜賀之。畢而申次出于先座。事過ノ由言上之。則入御于常御所。

今朝各御禮過、椀飯已前ニ於于御對面所西向於御庭懸竹籬之●從簾中上覽。御供衆。申次候于座上。未剋山名伊豫守教豐獻椀飯。父宗全爲法體。勤名代。云云。

正月十六日

將軍家御裝束同上。出御于御對面所。御供衆。申次御目見如常。當番申次出于闕際。律家。法中ト一同ニ披露シテ後。速成就院。法淨寺。元應寺。妙行寺。普廣寺。神護寺。泉涌寺。知恩寺。一人宛出座。奉賀之。畢而申次出于先席。定泉正實ト披露シテ退時。御太刀糸卷。定泉持參。置于闕內外ニ居テ拜賀之。正實御禮獻物作法等同前。申次亦出于先所。事畢ノ由言上之。則入御于常御所。自然淨土宗知恩院ナト參上ノ事(速カ)アリ。別ニハ披露ナシ。亦別ニ法中ト披露スル事モアリ。東山太子堂別當ナリ。宗泉坊正實坊事。御倉法師ナリ。不及披露義トイヘトモ、年始亦ハ御太刀獻之トキハ披露アリト。云云。

未剋於御寢殿相國寺之僧修大般若經。

正月十七日

將軍家御裝束同先。出御于御對面所。御供衆申次御禮如例、當番申次出于闕際。善法寺ト披露シテ入于闕內。開西御障子。出于御緣。可有出座之旨達之テ後。御太刀金覆輪。持參。入于闕內

奉レ賀レ之。退去ノ後申次出二于御緣國際一。事畢ノ由言二上之一。則入二御于當御所一。善法寺一。東衣ノ業レ行列限ニ今日ニテ如二西樂一。出座ナリ。御太刀獻上モ近例。云云。
未剋御弓場始。射手六人。三番ニ三度ナリ各着二風折水干葛袴香一。但應仁亂前マデノ事也。亂後ニハ裏打ニテモ勤レ之。御的奉行兩人是モ着二裏打一伺公也。
公方樣從二御寢殿向殿上一有二上覽一。御劔役候二于(大)御緣一。御供衆。申次。走衆六人。御前近庭上ニ列居。三職國持衆。准國主。外樣衆。幷佐々木。黑田等皆着二裏打一。御前ノ向ノ方四足御門ノ邊ニ敷皮ヲ鋪列座ス。射法畢而拾ノ衆ニ賜二(ツヾ)御劔一。伊勢守勤レ之。然後出二御于御對面所一。申次如レ例出二于國際一。面々御太刀進上ト披露シテ退時。
三職　當月御相伴衆。國持衆。准國主。外樣衆。御供衆。申次。走衆。惣番衆。當番御的奉行一人宛御太刀持參。御禮過テ將軍家被レ遊二御的一。御相手一色殿但任二先例一。自余モ可レ勤レ之。御調度小笠原役レ之。御供衆不レ及二伺公一。伊勢守小笠原兩人參上。御的畢而兩人獻二御太刀一。今朝從二善法寺一獻二鮮鯛二十一。於二奧方一披二露之一。

正月十八日

將軍家御裝束同レ前。出二御于御對面所一。御供衆申次御禮如レ每。當番申次出二于國際一。御的射手衆ト披露シテ退時。獻二御土器一。六重載二四方一。如レ例悉被レ召二上而後。御酌一宛取レ之。戴二御銚子一。末席ニ扣在レ之節。昨日之射手六人。一人宛出テ拜二戴之一。欲レ退時御服練貫各一重。伊勢守持出授レ之。謹而拜領。左手持レ之。右手ニ盃ヲ取添。退去作法皆同レ前。然後御銚子入。退二四方一。御盃ハ御酌從二御前一。六度ニ取二次之一。御服ハ御次間六重載二廣蓋一。積二置之一。伊勢守有二故障一時ハ。同名中勤レ之。但應仁亂前マデノ事ナリ。亂後ハ御太刀ヲモ不レ被レ下。云云。
今夕闘的初射手三人。近代畠山氏一人伊勢氏二人一。各着二小素袍一。的畢而賜二御盃幷御持太刀一。云云。

正月十九日

早朝從二八幡善法寺一以二雜掌一獻二幣帛一。伊勢名字

於庭上請之。雜掌退于塀重門外。御　將軍家御裝束同上(如先イ)。出御于御表。御立于庭中莚上。至是伊勢守獻御幣。則取之。向南被遊二拜而後。御幣賜于先役人時。塀重門之外ニ排門渡被雜掌。既而着御于御對面所。獻三器。(載三四方)御盃不殘被召上。御銚子入。退四方。於是申次出于閫際。日吉樹下ト披露シテ退刻。樹下御禮退去之後。申次出于先座。事畢ノ由言上之。則入御于常御所。今朝爲御名代。八幡參詣之人歸參之時。於御末右ノ御盃頂戴之。

正月廿日

將軍家御裝束同右(如イ)。出御于御對面所。御供衆申次御禮如例。當番申次出于閫際。山徒樂人ト披露シテ後。山門衆徒御太刀糸卷。一振持參。置于閫內外居シテ御禮。次行者一人宛出座拜賀之。次使節(月輪院。護正院。杉生坊。乘蓮坊。圓明坊。上林坊。寶幢坊。福泉坊。)一人宛奉賀之。次伶人(豐筑後守。中井安藝守。同佐渡守。)一列出テ拜台顏。然後申次出于先所。四條上人ト披露之。退時出座御禮畢而。右三人之行者一同ニ出席有御加持。云云。(山徒トハ惣名ナリ。衆徒ト行者ノ事ナリ。仍山徒樂人ト一同ニ披露ス。行者御加持ノ事。應仁亂以後ノ事ナリ。御加持儀御對面以前ニ申次以女中可言上トノ義ナリ。或曰。四條上人ハ衆徒ヨリ前ニ出座ノ事モアリ。亦樂人ノ前ニ出席ノ時モアリト云云。其節ハ山徒樂人ト一口ニ披露ハ如何也。亦衆徒不參ノトキハ。山徒樂人ト披露ハ不宜。以內々可言上トノ御沙汰ナリ。四條上人儀去十二月參賀ノ事モアルナリ。)

未尅渡御于赤松亭。還御以後赤松致出仕。爲御成之御禮獻御太刀幷万疋。依之賜御服。云云

正月廿二日

未尅渡御于山名宗全亭。當日御相伴衆。御供衆。走衆供奉ス。有猿樂。(觀世舞之。)上樣無御成。云云。

正月廿三日

將軍家御裝束同前。出御于御對面所。御供衆。申次御禮如常。當番申次出于閫際。七條ノ聖ト披露而後。上人出座奉賀之。畢而入御于常御所。

未刻渡御于細川勝元亭。規式如例。有猿樂云云。

正月廿六日

未尅御成于京極持清亭。御作法同前。有田(猿イ)猿之。(觀世舞)夜深還御。直ニ渡御于畠山政元宅(亭イ)。有三獻御祝。是舊例也。東山御移徙以後者。無渡御於諸大名宅。云云。

正月廿九日

如恒例從細川右典廐。被獻御馬。

二月朔日

將軍家(御立烏帽子。)出御于御對面所。御供衆申次御禮如例。當番申次出于國際。畠山殿美物御進上之。目錄持參披露シテ於御前披之。備上覽。疊テ持退。則自鳥長鮑兩度持出。(御樽不及御)日。云於是。申次出于先所。管領ト披之節當職之人出席。御目見御右方ニ着座。當職引渡。(載四方ニ土器組付。)三管領江山清本着座。御陪膳如常二盃不被召上。[illegible]

子。御前ヲ左ニナシ。御右方扣在之刻。膳ヲ膳ヘヨセ膝行。頂戴之。于時引渡退之。管領盃被持退テ後。御銚子入退御引渡。重而申次出于先所。銘々ニ披露シテ退節。管領御相伴衆一同ニ出テ奉賀之。御右方ニ列候(坐イ)。(當職ノ人ハ兩度出座。)云云。然後獻三土器并數土器。規式如正月。當職之人者先ニ依賜御盃。次ノ仁中座頂戴之。則退去當管領被退于明座。其次ノ人御盃拜戴ノ時。亦退末席迄。作法同前。各退出ノ後當職ノ人退去。至是國持衆准國主御供衆內。(淡路備中同伊豫ノ守護。細川右馬一色兵部少輔。)一人宛御禮御盃頂戴過而。御銚子入。退于御膳。(國主以下ハ不及披露云云。)次外樣衆番頭節朔衆(二イ)一人宛拜賀之。既而申次造宮司進上ノ[illegible]數持出于國際。披露之。備御前。御頂戴之[illegible]持退刻。造宮司出テ拜御頂。大公家申次出于先席。公家ト披露之後當何公ノ公家衆一人宛出座。御目見[illegible]出ノ節。申次出于前所。各

献御折紙ノ由披露シテ退砌。管領御相伴衆。國持。准國主。御供衆内（持國）悉持参置于閾内。御禮畢而申次取之。渡于御同朋。（島目各千疋云云。不参ノ人ハ早朝以雑掌献之。於座上申次請取之。置于御次間。何茂折紙持参ノ後。一通宛持出。置于閾内。披露シテ一同ニ取集。渡于御同朋。云云。）然而申次出于閾際。一献ト言上。御シテ後。日野殿并管領御相伴衆一列出席。御右方ニ着座。献三盃。御陪膳如常。二献目ノ時當職ノ人被勤。御酌御通ニナル。御供衆申次迄頂戴之。三献ノ時御所様御酌ニテ。三職御相伴衆國主一人宛被召出賜之。於是御酌伊勢守役之。一献過テ御銚子入各退去ノ後。申次事畢ノ由言上之。則入御于常御所。云云。

御折紙ノ事昔ハ御一献スキテ進上アリ。雖然公私共ニ沈酔ノトキハ如何トテ。今ハ御一献ノ前ナリ。外様衆出座次第ノ事。昔ハ當管領御盃ヲ頂戴退出後ニ出座ス。今ハ御相伴衆退座。御銚子入テ後御禮ト。云云。管領引渡退出。其仁ノ同氏モ勤之ナリ。今朝出御献上ノ白鳥（又鮑一千本）御博五荷（天野）并申次於庭上請取之。日暮其ニ御前所ノ御次間ニ置。白鳥ハ兩人ニテ持出。御樽ハ依不及上覧。御同朋衆於先所請取テ納之。今日奉御膳。云云

三月朔日

將軍家（御装束同上）出御于御對面所。御供衆申次御禮如例。當番申次出于閾際。管領ト披露シテ後。當職之人出席御目見。則御右方ニ着座。献御引渡。（載四方。土器三ツ付。）管領引渡（角不切。）御陪膳如毎。三盃乃被召上。被閣時御酌取之。當御銚子。御前ヲ左ニナシ。御右方ニ扣在之節。管領膳ヲ脇へ寄セ。申座拜戴之引渡退之。被盃持退砌。御銚子入退御膳。於是申次出于先所。銘々ニ披露シテ後。管領御相伴衆一同ニ出テ奉賀之。御右方ニ列候。献三土器并數土器。（各載四方。）規式同于先月朔日。次國持衆。准國主。御供衆内（持國）。一人宛御禮御盃拜戴之。畢而御銚子入。退御膳。于時外様衆番頭節朔衆一人宛拜賀之。至是申次造宮司進上之卷數。持出于閾際披露之。備御前。御頂戴之後持退節造宮司拜台顔。次公家申次出于閾際。公家ト披露シテ退去ノ刻。當何公ノ公家衆一人宛御禮畢而。

亦出于先所事過ノ由言上之。則入御于常御所。或曰。准國主兩人幷御供衆內國持事。每月朔日ニ御盃幷戴ナシト。云云。

三月二日

將軍家御裝束同前。出御于御對面所。御供衆申次御禮如常。當番申次出于閾際。吉良殿。澁川殿。石橋殿ト一同ニ披露シテ後。順々入于閾内。御禮次伊勢。仁木。上杉一人宛拜台顏。既而申次出于先所事畢ノ由言上之。則入御于常御所。此方々節朔ニハ無登營。上杉事亂前ハ正月五日出仕ナリ。今ハ正月四日御禮。云云。

三月三日

將軍家御裝束同先。出御于御對面所。御供衆申次拜賀之作法如每。管領御相伴衆。國持衆。准國主。御供衆内國持御禮幷御盃頂戴之。規式同于一昨日。但造宮司ハ不出仕。云云。次外樣衆。番頭。節朔衆。公家衆御目見如例。畢而入御于常御所。西向カヽリニテ有鳥合。三番。從簾中上覽御供衆申次番頭從塀重門參入。庭上ニ伺公。御鳥ハ番頭獻之。牛飼モ持參シテ。則合之事過而入御。各退出。云云。

四月朔日二日。如先月。

五月朔日二日。同前。

同五日。如三月朔日。造宮司ハ不出仕。從今朝開御障子。御同朋役之。

同十六日。相國寺ノ僧於御寢殿修大般若經。云云。

六月朔日。二日。同于三月朔日。

七月朔日。同于三月朔日。有御一獻。從畠山殿。白鳥一長鮑千本御樽天野。五荷進覽之。白鳥無之時ハ。菱喰或二或三被獻之。但諸大名御折紙ハ不捧之。云云。

同二日。同于每月。

同七日。諸御禮如朔日。造宮司不伺公。從所々獻草花。出御前後ニ於奥方女中披露之。從五ヶ番進上草花禁裏江御進覽之。但立于花瓶載

盃。御倉奴并被官持參。以傳奏獻之。花ハ立阿彌立之。云云。

同十一日女中御所々爲生玉御祝儀。御參賀有御一獻。云云。

七月晦日。從今日諸家憑之御祝儀品々進上之。

八月朔日。諸御禮如例月。但依憑之御祝儀進上御取紛。御盃不被下儀モアリト。云云。

同二日。如每月。

九月朔日。二日同于式月。

同九日。同于例月朔日。從今日着小袖。

同十六日。相國寺ノ僧於御寢殿修大般若經。云云。

十月朔日。諸御禮如每朔。從今朝閉御對面所ノ御障子。御同朋役之。

同二日。御日見規式如每月。就御玄猪之御祝儀。西刻將軍家出御于御對面所。御裝束同御供衆中次御禮。如常當番中次出于閾際三職御相伴衆ト披露之退時。皆一同出座。奉賀之。則御右方列候御木膳并數餅方各載四備御前。然後當職ノ人出座。御手自賜之。謹而拜戴之。退テ食シナカラ退出。自餘同前。次國持衆。准國主一人宛出。御手自被下之。作法同上。於是御陪膳衆數餅ノ御膳ヲ持退閾內二疊目ニ置。退去ノトキ外樣衆一人宛出テ取之。頂戴シテ退。退テ至是數ノ餅退之別ノ數餅方載四置于先所。後御供衆。御部屋衆。申次。番頭。節朔衆。上池院一人宛出テ拜戴之。規式如上。畢而申次出于閾際公家ト披露シテ後。傳奏禁裏御玄猪之餅載御硯箱蓋持參。御頂戴ノ後御前ノ餅御手自被遣之。謹而拜戴之。從禁中御贈進ノ餅同人退之。于時常伺公ノ公家一人宛出座。御禮御玄猪之餅御手自賜之。作法同前。既而申次出于閾際事畢ノ由言上之。則入御于常

御所一。吉良殿・石橋殿・澁川殿、八朔ニ出仕、以二贄一貢二獻之一。有ニ故障一而不參大名皆同前ナリト。云云。

十一月朔日、二日如ニ例月一。

十二月朔日、

將軍家御裝束同レ右出ニ御于御對面所一。御供衆申次御禮如レ常。當番ノ申次自ニ畠山殿進上ノ白鳥長鮑御樽披ニ露之一。作法等同ニ于二月朔日一。申次亦出ニ于先所一。三職ト披露シテ後。當職入出座奉レ賀レ之。則御右方着座。於レ是獻ニ御引渡一。載ニ四方一。土器組付。三管領引渡。不レ角切。御陪膳ノ次第同ニ于二朔一。御盃從載ニ持退一時。伊勢守御服織物一領。持ニ出之一渡ニ于管領一。謹而拜ニ戴之一。被ニ持ニ退於御次間一。渡ニ于同氏中一。云云。申次重而出ニ于先座一。銘々ニ披ニ露之後一。三職御相伴衆一同ニ出席。御禮御右方列座。獻ニ三土器幷數土器一。如レ常被ニ召上一テ後。一人充御盃拜ニ戴之一。從レ被ニ持ニ退御賜ニ御服一。當職ノ人明座ニ退候。作法同ニ于二朔一。于レ是國持衆。准國主衆。御供衆内國持。一人宛出座。御盃御服織物各一領。拜ニ領之一。規式等皆同前。御銚子入退ニ御膳一于時外樣衆。番頭、節朔衆一人宛出テ拜ニ台顏一。次造宮司捧ニ卷數一拜ニ賀之一。次當參上ノ公家御目見如ニ毎朔一。畢テ伊勢守出ニ于閾際一。御一獻ト言ニ上之一退刻、日野殿。三職。御相伴衆一列出席。御右方着座。獻ニ三土器一。御陪膳如ニ式月一。二獻目之御酌當職ノ人被レ勅レ之。則御通ニナル。御供衆申次マテ頂ニ戴之一。三獻ノ時御通椎御酌ニテ。三職。御相伴。國持衆一人充被召出拜ニ戴之一。然後御酌伊勢守役レ之。一獻過御銚子入、各退去。申次如レ毎言ニ上之一シテ後入ニ御于常御所一。或曰今日膳奏モ被レ參事アリ。公家中雖レ爲ニ官位次第ニ勅使ノトキハ不レ依ニ官位一先座。云云。

十二月二日。同先月。

同廿日。四條上人歲暮御禮如例。

同廿一日。七條聖御禮同前。

同廿五日。律家盧山寺等御禮。餘ハ不參ノトキハ盧山寺ト披露アルヘシ。寄多御禮ノトキハ律家ト可ニ披露。云云。

同廿六日

將軍家（御裝束同レ前。）出二御于御對面所一。御供衆。申次。御禮如レ常。當番申次出二于閾際一。賀茂當ト披露シテ後。一人宛出而拜二台顏一。退去ノ後亦淨花院其外長老達ト言上シテ退時。淨花院。知恩院。知恩寺。妙行寺。淨教寺一人宛出座奉レ賀レ之。畢而撿校共ト披露シテ後。御同朋一人充手ヲ引出席拜二賀之一。次公家申次出二于先所一。梶井殿其外門跡ト言上シテ入二于閾内一。開二西御障子一退刻。梶井殿。聖護院殿。三寶院殿以下一人充御參賀。退座砌御緣迄御送。於レ是殿上人出二于御緣閾際一。如レ例言二上之一。則入二御于常御所一。（撿校一人出席之トキハ共ノ字不レ付。云云。）

十二月廿七日

將軍家（御裝束如レ先。）出二御于御對面所一。御供衆申次御禮如レ毎。當番申次出二于閾際一。公家法中ト披露シテ後。常伺公ノ公家并法中暨山徒一人宛出面奉レ賀レ之。於レ是申次外郎進上ノ透頂香（トウチン）。畢而持參。披露シテ納レ之節。外郎出座拜二賀之一。畢而亦善通事ト言上シテ退刻。在通卿三拜。既而申次田樂ト披露シテ入二于閾内一。開二御障子一。御緣御右方蹲踞スル砌。出二于庭上一拜二台顏一。則閉二御障子一。至レ是殿上人出二于先所一。攝家門跡ト披露シテ。如レ先開二御障子一。退時攝家衆御門主一人宛御參賀。退去ノ節至二御緣一御送。次典藥頭。外記。官務等御禮過而。公家申次出二于御緣閾際一。如レ例言二上之一。則入二御于常御所一。（殿上人勤役ノトキハ。西御緣御左方御供衆申次雜居。山徒事今日ハ不レ及二披露一ナリ。法中僧北野出家モ交出。云云。典藥頭。外記。官務ハ雖レ爲二東衆ノ列一今日ハ西衆ノ跡ニ出座ナリ。）

十二月廿九日

將軍家（御裝束如レ前。）出二御于御對面所一。御供衆申次御禮如レ常。當番申次出二于閾際一。三職御相伴衆ト披露シテ後。管領御相伴衆一同出座御目見。次國持衆。准國主。外樣衆一人宛出テ拜二賀之一。既

而公家申次出二于先所一。公家ト言上シテ退時。日野。三條。一人宛奉レ賀レ之。畢而申次亦惣番衆ト披二露之一退而。一人宛出御拜二台顔一。次上樣御被官勢州大河原。安藝大膳亮。御禮進而。申次如レ前言上之。則入二御于常御所一。

十二月晦日

將軍家御裝束同上。出二御于御對面所一。御供衆申次御禮如レ例。當番申次出二于關際一。御身固ト言二上之一シテ後。有宣朝臣。在通朝臣。一人充出而三拜シテ勤二反閉一。畢而申次亦傳奏ト披露シテ退刻。從禁裏所レ被レ進之。御單幷從諸寺社一獻上ノ卷數各載二廣蓋一持二參之一。御頂戴之后被二持退一。於レ是蔭涼軒出二于先所一。長老進ト披露シテ後。如常開二御障子一。退御西御緣ヨリ御相伴ノ長老進二一列出座御目見。退出ノ節御緣マテ御送。蔭涼軒出二于御緣一閉二御障子一。于時申次右京大夫殿進上之。御扇一裹。十本。染革三枚。畠山殿進上ノ鼻革十間。從所

々獻上之御單幷寺社之御卷數順々持出披露。[illegible]而後從二三職一御相伴衆。國持衆進[illegible]之[illegible]目錄一同ニ重テ持二參之一。銘々披二露之一。備二上覽一疊テ持退。至レ是申次出二于關際一。三職御相伴衆ト言上而後。一列ニ出席。御禮。次國持衆。準國主。外樣番頭。節朔衆。走衆。奉行一人宛出テ拜二賀之一。同主已下ハ不レ及二披露一云云。畢而申次吉良殿。石橋殿。澁川殿ト一同披露退節。順々出座。御禮。次伊勢。仁木。四條。上杉一人宛奉レ賀レ之。事過而公家申次出二于先所一。公家ト言上而退刻。常伺公公家衆一人宛御禮。作法如レ例。既而入二御于常御所一。傳奏持參ノ卷數ハ自分取次計ナリ。自所々一歳暮ノ卷數ハ從二前日一集。畢レ獻レ之。御同朋集置今日一同披二露之一。卷數ハ梅ノスハイニ結付タルヲ取揃テ。本ト末ヲ結合持出。本衛ニ入タルハ載二廣蓋一持參。御單事昔ハ伊勢守披二露之一。鼻革ハ五間充結合。兩手ニ引下テ持出。但畠山氏ノ人伺公ノトキハ。其仁持參之二云云。

右記錄事以二古今之例一先考政藤被レ記二置之一趣

委細令拜見畢。愚存聊以無相違者也。
大舘伊豫守
永正六年己巳年四月十三日　尙氏判
安東平六殿
以宮內省圖書寮本謄寫校合畢

續群書類從卷第六百六十

武家部六

年中恒例記

御對面之時。公家法中西衆東の衆と申度廣橋大納言兼秀卿記

西衆。外様むき也。

宮。伏見殿。常磐井殿。木寺殿。
攝家。近衞殿。九條殿。一條殿。鷹司殿。二條殿。
清花。久我。花山院。西園寺。德大寺。大炊御門。菊亭。中院。
正親町。四條。橋本。清水谷。葉室。
小川。坊城。綾小路。田向。園。
持明院。高倉。南家。平松。高辻。
五條。唐橋。河鰭。西洞院。水無瀬。
法性寺。木幡。姉小路。勧修寺町。
官務外記。但清家ハ東衆也。
宮門跡并門跡護持僧法中には此分西の衆也。
此外は皆東の衆也。護持僧も不召加已前ハ東之衆にて候也。

東之衆

節朔。日野。正親町。三條。烏丸。以上六人。根本直近也。
飛鳥井。高倉。廣橋。
三條西。勧修寺。中山。上冷泉。
北畠。伊勢國司。同木造。白川。山科。阿野。滋

野井町。東坊城。
此外。甘露寺。柳原。小倉。
松本。號中御門。萬里小路。近代衛御。
中御門。下冷泉。醫陰兩道。
清家外記。宣賢流。伊勢祭主。吉田。
平野。
應仁亂以前。正月各御ねりぬき拜領之事。伊勢同苗役之云々。
大館伊豫入道常興說ニハ無。
伊勢肥前守貞富說には左點。
一三職。一重。大名。一重。外樣。一重。
御供衆。一重。公家衆。一重。
四日。
一吉良殿。二重。東條殿。二重。又父子出仕之時ハ。息へハ。一重。
一今日出仕之外樣並奉行衆御太刀金。拜領之。但御前奉行ニあらされは不被下之。

一有宣。一重。左通。一重。藝阿。一重。
一福壽。一重。遊永。一重。
一御硯きり。一重。
五日
一吉良殿。二重。澁川殿。一重。石橋殿。一重。伊勢。仁木。一重。四條。上杉。一重。神山。一重。但吉良殿へハ。以御使被進之。御使伊勢同名。
七日
一固樂。一重。十二五郎。一重。
八日
一聖護院殿へ。五重。此外在之。三寶院殿へ。五重。實相院殿へ。五重。引合。因幡堂。執行。一重。
一北野法成院評定衆にハ。御太刀金。拜領之。
十日
一賴秀。一重。

十一日

一造宮司。一重。

十三日

一岩倉衆。一重。賀茂御師。一重。日吉。一重。

十四日

一繪所。一重。土佐。一重。撿挍。一重。

十六日

一御鞠師人數。一ヶ充。

十七日

御弓細工。一重。五八。一重。鳩。一重。

一善法寺。三重。又ハ二重。

十八日

一御的射手衆。一重。但十人數計也。

十九日

一日吉樹下。一重。

廿日

一山川執當。一重。使節。樂入御太刀金。被下之。

廿三日

一春日御師。一重。但廿二日にも參也。

年中記。

大館伊豫入道常興説にハ點。

伊勢下總入道宗五説にハ鱗形。

近年之記錄之趣にハ丸。

年中御對面並雜事少々。

正月一日

一公家。大名。外樣。御供衆。御部屋衆。申次衆。番頭。節朔衆。走衆等也。今日計也。

一御太刀金。三職五ヶ日進上之。

一御弓。御笠懸。引目。細川淡路守進上之。

一御太刀金。二千疋之折紙。日野進上之。是ハ御參より申入なり。

一御對面次第。御對面所へ御出座之時。御供衆御部屋衆申次衆懸御目也。然は近年者御用心に付て。詰衆在之。出仕之時は申次之次に

懸御日也。上池院已下節朔之醫者也。御供
仕同朋者。御供衆中一れつに御目にかゝる
也。先規如此。詰衆。醫者。同朋。懸御目次第。
一天文十二年正月朔日この分也。其後。當番申
次面々と申入て。則三御盃並數の御盃參て
きこしめされて。御酌の人數の御盃を。少御
右より御とをりへ取いたして。さて御酌人。
御右のかたに祗候仕りて。さて三職一人つ
ゝ。金覆輪を持參候て。進上被申て。其儘御
盃頂戴アリて被退て。次御相伴衆の大名壹
人ツヽ被參候て。御盃頂戴也。次ニ國持の
外。御相伴衆にうちつゝきて被參也。細川陸
奥守。京極加賀守ハ國持に被准分也。次末
野。赤松。七條佐々木。山內佐々木。鞍智攝
津修理太夫。赤松。越後佐々木。黑田なと事。
朔日はかり參て。御盃頂戴也。御供衆一人つ
ゝ被參て。御酌の役人まて御盃頂戴ありて。

御膳あかりて後。番頭節朔被懸御日て。次走
衆懸御日也。其後申次。公家と申入て。三職
進上之御太刀金一度に取申て。御左よりの
すみによせかけて置申也。さて公家衆一人
つゝ。官位次第に被參也。次ニ申次御案內
申入られ候て。常の御所へ還御也。

一山名。一色息なとハ。國持の外樣に立まし
りて。御盃頂戴也。

一御弓。笠懸。引目。淡路守持參候て。其儘
御盃頂戴也。不參之時は申次申入也。此御
弓御引目ハ。今日計なり。

一內儀にて七獻參。五ケ日同。

一御誕生日ことに御あらひよね。御所により
參。在富。有春御身固在之。每月の事也。

一唐納豆二箱。大福田寺日不定。

一御こきのこ臺にすハる也。光雲寺進上之。
日失念なり。

一椀飯出仕在之。未刻管領（自山乘馬。供十騎。）依式三獻參て御盃頂戴之。御太刀金進上之。如此之椀飯出仕ハ。應仁以前の事也。乘馬後日に進上之。

一正月一日。七日。十五日三ケ日。大名以下。上樣へ御禮被申事。當職一人は御前へ被參て。御盃頂戴之。其外。御相伴衆。並國持。外樣御供衆までは。うへの御末裏辻の内へ被參候て。御盃頂戴之也。東の御わき戸より被參候也。其外申次番頭節朔ハ。掛席の内にて頂戴。公方樣御盃ハ無頂戴之候へとも。上樣御盃は各頂戴之也。御酌は女中衆也。

一御臺樣申す事。常の申次存知之儀也。

一今日式三獻參刻御手かけ參也。是ハ供御の以前に參也。二重ハ一つ御かたへ一具つゝ參るへし。一具つゝ一御かたへ參也。正月五ケ日此分也。進士說。

一内儀にて五ケ日參る御祝の三獻めに。御嘉例にて。必なすびの坪付ひともしさこのこさし。此三色。昔より參也。子細在之云々。進士說。

一今日より六日まで御をさい參。御美女方より參。進士說。

一正月五ケ日。式三獻よりさきに。昆布。あはび。かちくり參。かちくりは正月計參也。進士說

一正月十五日まてハ。朝夕の供御ニ土器にて參。同御方にて參。

一正月五ケ日。御對面所にての御手長。會所之同朋衆也。

一御強飯供御儀（マヽ）式ハ。未の刻に中﨟紅のはかまひとへきめむねのまもりをかけ。上の御末掛席のきハにて。御こハ供御を取渡被申

候也。
御手長伊勢同苗四五人各裏打也。御手永の衆へハ。大草うらうちなり。取次てわたし申。大草より御こは供御調進によりて也。此御こはくこの事。曇花院殿被仰之。今世に御こはの儀。具存知之仁ありかたし。曇花院殿なとも。一向くわしき事無御存知よし被仰き。御倉よりの下行に候。
一三職進上之御太刀。十五日迄ハ御對面におかれ。其後。八幡へ參。
一御扇一本。日野殿御進上之。毎月御進上也。
一御齒固事。當月中以吉日を行之。仍日不定。此次第の事。先御出座以前。伊勢守裏打御祝を御座敷にするゑならへ申す。次に御出座ありて。大上﨟はかま着也。御不參の時は。日野殿御酌にて三度被聞召て。又御退座也。其後。中﨟はかま着用之。同むねの守懸。參して。折敷の上に臺を重て。下にしきたる帛にてひきつゝみて。御末へ持て出らるゝ也。如此之後。常之三盃參てあかりて。御末にて伊勢守並諏訪御盃給之。御服拜領之也。御酌中﨟日取書は。有春朝臣對諏訪取遣之。御祝は大草調進之。御倉よりの御下行。大草と伊勢守と間の御手永諏訪也。此御祝。三ケ日の内にてあれは。まつすはに御對面ありて。御祝まいる也。
一すい花院説に曰。齒固上候とき。するゑ候物の事。別には無之。御白散のふたにすわると也。
一元三は大口直垂にて出仕也。但御部屋衆走衆者小素襖也。節朔衆之內。楢葉一人は小素襖也。
一年中日しよく。月しよくたひことに。御殿のむねを三所計。こもにてつゝみ申也。

一檜皮師の役也。公人相副也。
一年中御さはの供御。昔は毎日參。四膳參也。御生飯をとられて則あかり申也。大草調進之。大草かゝへ申御祝御料所數多在之し時は。如此毎日參也。近年は若州靑江はかり歸行の間。毎月朔日より外不參しなり。大草入道說也。只今は節朔は御誕生日計參也。
一當月四季の御祈とて。泰山府君の御祭在之。寛正度までは。祭料御太刀一腰。御馬壹疋。三千疋被下之。長享の度は。千疋被下之云々。有春說也。同有富方には。同祭料三千疋。御太刀一腰。御馬壹疋。鞍置也云々。在富說也。是は天曹地府祈也。五月。九月。十二月同之。
一月次御祈在之。毎月同前。御太刀一腰被出之。在富有春當也。兩家同前也。

二日

一御對面御盃。朔日に同。
一御對面已後年始御乘馬始在之。御むち。御沓。或は伊勢守。又淡路守。或は御部屋衆。又は小笠原參勤。御馬をは御厩次郎四郎ひきて參て。松の御庭にて三度打廻さるゝ。其後御厩次郎四郎。御服を被下なり。或は御部屋衆。或伊勢守して被下之。初度之御乘馬始には。管領以下庭上祗候也。伊勢守と厩者の間。當番同朋取次也。
一御沓。御鞦。御手綱。腹帶。紫。伊勢守進上之。
一椀飯出仕。未刻。土岐。乘馬騎馬三番。御盃御太刀朔日同。
一管領へ渡御。上様も同御成也。
一細川殿へ御成始に。於御前進士白鳥を切申候。まないたをは伊勢同苗兩人して。かきて參候。伊勢同名も進士も。大江ひたしなり。包丁仁の左の方をかきて出る人上手なり。

宗五說也。
一御取初在之。四方串柿。昆布。勝栗。餅。御あめたはらこ□□□□參を向はれ候也。御美女調進之。

三日

一御對面並御盃。二日に同。
一椀飯出仕。佐々木。京極。六角隔年也。乘馬騎馬三番。御盃御太刀事二日同。

四日

一公家大名外様御供衆申次惣番衆奉行衆已下出仕。
一赤(マヽ)後の出仕在之時は。諸大名以下公家衆も少々御參也。赤後の出仕は。每月此分也。其次に年始御禮に參賀の衆に御對面在之。
一御扇二本。藝阿進上之。
一善通事參賀。
一觀世太夫。同四郎祗候仕。
一御對面次第は御供衆申次衆懸御目衆也。次御身固。其次三職初として御相伴大名一(つカ)われに被懸御目。次に國持外様以下少々。次。番頭以下。次赤後參賀公家日野殿。三條殿。次大外様次惣番。次に奉行衆。次上様御被官一兩人並勢田判官。大勝亮加次等也。次藝阿進上の御扇。申次御目にかけて。則藝阿懸御目也。其後。公家と申入て公家衆被參。次醫陰翟少々。次善通事懸御目。次於庭上觀世太夫。同四郎懸御目。如此公家衆も。外様衆も二様に二(脱アラン)被參事は。赤後出仕在之時分御事也。赤後出仕御略之時者。公家衆も外様も一つれに被參也。
一今日伊勢守女中被參候。御さかな十三獻參候。女中方にての御事也。
一御守御餅御尋。祇園執行進上也。
一節朔とて。さて法中醫者出仕奉行之後に參

也。天文十三年如此也。
一外様衆。（朔日に不参衆。）惣番衆。奉行衆。上様へ御禮之事。春日局に侍所へ出座にて。各一人つゝ對面也。上様御代官云々。今日申次之當番。小侍所御ゑ（んカ）にしこふ候て。被申次之也。
一吉良東條殿被参時者。公家の前に申入て。被懸御目候。
一御硯きり並御筆ゆひ兩人福壽。祐永御硯筆進上之。御太刀被下之。
一今日於三間之御厩。御うたひその在之。太夫以下役人少々祗候。御供衆祗候。大名御相伴衆不参。
細川殿進上之御扇十本内御扇壹本。御服壹重。太夫に被下之。並御服壹重。四郎に被下之。伊勢守何も遣之。三献候。三献めに太夫被舞て被下之。三献目御酌也。

一御祝御湯参並於内儀御湯御祝在之。其趣者御盃参てあかり申を。御末にて御湯取申候小林に。中臈の役にて御盃を被下。御服被下之也。此御湯に御白散入申也。
一かなへとのと申候者参候て。御湯こして入（の脱カ）申也。御祝の御湯。いつれもかなへと調進之也。御太刀被下之。御湯より還御已後。御膏藥参也。御美女方より参。
一上様御被官一兩人勢田判官大膳亮加次等。番方につゝきて懸御目云々。伊勢肥前守盛富。同因幡守説。常興説には違たる間。これをしるす。
一伊勢守亭御風呂へ渡御。
一侍の惣士御禮に参也。中臈へ申入てまかり出也。
一今日四日。觀世懸御目時は。観世と申入て。御障子を内よりあけ申て。於庭上懸御目也。

申次者御ゑ（んカ）しに祗候仕て申次也。申樂。田樂同し諸家被官人を申次ときは。申次其庭上へおるる由。伊勢因幡守說也。

一伊因記錄云。今日四日。藝阿進上之御扇披露以後。そのまゝ御前　置申時も在之。但懸御目て。則かけへ取て　御對面すきて女中向を以て進上可然云々。

一惣番衆參次第事。一番より始て五番まて。番次第に御目にかゝる也。昔は少々うらうちの衆もありし也。久時御祝儀。御太刀なと時々參候時は。當番より始て御太刀進上之由也。假令晦日なとに御太刀參候者。先五番衆。次一番衆。二番衆。次三番衆。次四番衆如此なるへし。自餘以之しるへし。朔日より六日迄は。一番衆御番也。七日より十二日迄は二番。十三日より十八日迄は三番。十九日より廿四日迄は四番。廿五日より晦日迄は。五番衆勤被申也。奉行衆は參次第也。但公人奉行は。一番に懸御目也。奉行衆はこと〳〵く大口。ひたたれ也。

五日

一吉良殿　澁川殿。石橋殿。伊勢。仁木。上杉。其外神山少々出仕。

一御對面次第は。吉良殿、澁川。石橋如此云々。是は盛富說也。

一關東衆出仕。（伊勢。仁木。つきに懸御目。）是も盛富說也。

一地藏。千百參、御服被下。上樣よりも御服被下之。千百は日野殿之掛也云々。

一美物五種。吉良殿進上之。因幡守說に云此美物。以女中被申入之云々。

一御隨身祗候つかまつる御太刀持被下之。

一畠山御成被下候也。猿樂在之。上樣は御成無之。

六日

一御所々々上々より御文參御返事。御所々々へは御自筆被參之。又は大上﨟御筆也。安禪寺殿より其旨 御所々々より參御使には。帶二筋被下之。上々より參御使には。帶一すち被下之。奉行左京太夫局。杉原につゝみて出也。御靈五日也。如本今熊野御年たま進上之。御太刀被下之。

七日

一御對面並御盃等之儀。三ヶ日ニ同。

一御藥外郎進上。

一田樂祗候仕。

一御對面次第は。外郎は公家の前也。進上之御藥申次備上覽て。外郎懸御目。田樂は公家之後に。田樂と申入て。於庭上懸御目也。

一吉書御內書細川殿へ被遣之。御使必伊勢守父子間也。依細川殿祗候被申て。御太刀持進上之。

一千秋萬歲參。於松庭被舞之。御太刀持被下之。同朋遣之。御供衆少々調候。

一先々は十二五郎參也。但長祿年中に。十二五郎は十一日に參也。是は伊勢肥前守盛富說也。十二五郎は申樂の由。因幡守說同之。

一椀飯出仕。赤松乘馬同前。御盃御太刀。三日に同。

一今日管領之御母御參り。式三獻借饗御手掛參。進士說。

一今日七日吉太夫參事在之。然者田樂の前に於庭前懸御目也。

一御みそうつ御土器に入て參。大草調進之。但御こわ供御參候はねは。御みそうつも不參候。大草入道說。

一ちうろふ餅進上之。信濃調藥師御太刀被下之。

八日

一護持僧門跡。因幡堂執行。北野寳成院已下
法中少々參賀。
一評定衆出仕。
一泰清卿參也。
一御對面之次第は。一番に評定衆。次泰清。
次に東より參法中懸御目。其後。面より護
持僧門跡御參也。殿上人被申次也。護持僧
加持被申(たカ)也。西御衆と申は。西向の御縁よ
り被參衆の申候也。
一久喜。神護寺進上之。
一梅漬一桶。三寶院殿(豆)より參。
一今日より御味噌うつ。進士調進之。九月八
日まで。進士說。
一門跡者。准后に御なり候てのちにおくり御
申也。いかに門跡にて御入候得共。准后に
て御座候はねはおくり御申無之。常興說。也
宮御門跡者。又替るへし。

一護持僧事。
三寶院門跡。　聖護院門跡。
毗沙門堂。　隨心院。
尊勝院。　上乘院。號岡崎。
理性院。

十日

一攝家。淸花並公家同官務。外記。典藥。又
門跡並法中參賀也。
一白鳥一つ判門田進上之。關東上杉雜掌。此
儀御末より申入也。
一御對面次第は。東より被參候公家。法中被
懸御目候て後。於庭上判門田懸御目也。如
此判門田まて懸御目候て。則御裝束をあら
ためられ。御狩衣御そはつゝき御官により
めされて。攝家已下御對面也。此御人數は
從面御參也。殿上人申被次也。殿上人無御
參者。常申次勤申也。

一青海苔一折。蒟蒻一折。扣牛房一折。若王子進上之。

一殿中申次記。六九日也。御扇一本。狩野進上之。御太刀被下之。御參内に御用之也。

一攝家は。任大臣以後おくり御申也。淸花其外の公家衆は。たとひ太政大臣に被任候へ共。おくり御申儀無之。

一御參内次第事。先御立烏帽子。御直垂を被召て。三御盃をまいりて。則長橋殿迄御參。則長橋殿御冠。御指貫。御袍を御著用候て。有春御身固め在之。次傳奏禁裏樣へ御案内被申入之。則長橋殿之南の方の御みすを卷あけ被申候時。御參也。然に禁裏樣。御座所之御障子を。内より長橋殿あけられ候時。御緣と御座敷との際のうへ邊にて。御檜扇を持たれながら。ふかく御禮を御申也。其時長橋殿。請し被申候て。御庇より御簾臺へ御參也。御ひさしに御茶湯在之。御茶湯棚のわきより御參入也。仍三獻參。三獻なからの御盃御頂戴之。これ(の脫カ)正月にかきる御儀也云々。臨時の御參内時は。必二獻めをは。大上﨟被給之也。三獻めに御酌を御沙汰也。又天酌にて天盃御頂戴之。又御酌御沙汰候て。女中衆より公家まて御れんたいにて。御とをり在之。三獻めの御盃。禁裏樣きこしめさるゝとき。御平鞘を傳奏持參候て。御進上のよしを。禁裏樣へ被申入候て。禁裏樣御座候御右の御たゝみの上に置被申候也。次三獻以後。御肴あけ被申候て後御退出也。如本御ゑんへおりてゝ候て。御ゑんきはのさいのへんにて。御禮御申候て。其儘長橋殿御退(迄カ)出候て。如元御直垂。御立烏帽子をめされて後。長橋殿被參。又三獻參。御盃三つなからはしめらるゝ。初獻の御盃長橋

殿被給之。二獻めのをは公家衆の中いらの上首被給之云々。三獻の御酌。長橋殿持參候てきこしめされて。御盃長橋殿被給之。御酌也。公家衆迄御酌にて御とおり在之。如此ことすみて。長橋殿御かけへ被退て御退出也。御みす傳奏あけ被申候。

一殿上人の役にて。御平鞘を被持て御ひさしの外の御ゑんに御前に御伺候間被申候。則これをも御劔の役と申也。三獻めに禁裏樣へ御進上の御ひらさやは。又別に在之。但御ひらさや二振御座なきときは。禁裏樣に御座候を。(こゝ脱カ)從內儀傳奏被申出之候て御進上之云々。依後日に御ひらさやの代として。御倉より千疋おさめ申也。是も折紙を傳奏(をカ)□へ。侍に(衍カ)御供同朋衆渡之。

一五百疋宜て長橋殿へ參也。一獻料と號。長橋殿へ伊勢守持參。

一御供之事。御供衆三騎又は五騎。上騎。同御供の同朋一騎。御小者六人。走衆六人めしつれらるゝ。

一御警固は。大名勤被申候。近年は大略右京太夫勤仕せらるゝのみ也。

一御出奉行とて。右筆方の內兩人。御さきへ伺候仕て。庭上に敷皮をしき着座仕也。

一御直盧の役と號て。同朋一人。長橋殿に伺候仕て。御裝束已下取あつかひ申也。長橋殿赤きへりの掛席の外にて。三獻在之云々。

一御冠御裝束御着用の役者は藤宰相殿(高倉殿なり)。御前裝束の役も公家衆也。又藤宰相殿父子御參て時(候カ)は。御息は御前裝束を役せらるゝ也云々。

一禁裏樣(典侍ナリ)御配膳は。上﨟被勤申之。御(尙侍ナリ)相伴の配膳は佐殿也。又長橋殿(掌侍ナリ)と申は。內侍のかしら也云々。御ひさけは。內侍の役なり。

長橋殿にての御配膳は。殿上人近年は被勤申之。

一御とをりには。上﨟。佐殿（典侍）。內侍（掌侍）御下次々公家少々。正月十日御參內にかぎりて。御とをりの事。公家衆之中にも參つけられたる御人數在之云々。此御とふりに被參公家衆は。一段規模のよし。藤宰相殿被申之也。

一御立石のきはにて。御下輿の砌。公家衆あまた被參て（蹲踞）尊居被申候とき。其中一の上首にそと御ゑしやく在之て御參也。これを參會の衆と申て。昔より御人數定まる也。御退出のときも此分也。

一禁裏樣於庭上着座次第。先長橋殿の御ゑんのきはに。御劍の役已下御供衆伺候。次御供の同朋。次走衆。次御出奉行也。走衆のうしろのへんに。御小者公人朝夕以下在之。御供の衆は。御供の同朋迄小打刀を持。引敷の上に着座。走衆は小太刀也。大雨にて御庭しる（マヽ）き時は。引敷の下に打板を敷と云說在之。

一御立石とて。伏見殿の邊に。昔より石立之。其きはにて御下輿也。御輿の御あとへんに。御朝夕まいる也。

一御裝束唐櫃の宰領には。公人つき申て。於長橋殿御直廬に伺候の同朋並藤中納言殿にわたし申なり。

一御道をは。走衆もゝたちをとり。太刀をはきて被參候。御立石より太刀を右の手にさけ。もゝたちをおろして被參也。御供衆ももゝたちをおろさるゝ也。御供の同朋御小者なとは。お（そカ）のきにをよはさるのみ也。但しきによる也。

一還御之後。御供衆同朋。走衆。御出奉行。其日の當番衆已下。御太刀金。進上之。御參

内初の御禮也。
十一日
一御對面次第は。一番眞木島。次造宮司。次法中。是は盛富說也。
一長老連法中參賀。伊勢祭主。造宮司。眞木島出仕。
一御對面次第は。一番に長老連。是は蔭凉軒申被次候て。西より一列被參候也。次東より伊勢祭主と申入て。御祓を御頂戴有て。祭主懸御目。次眞木島掛御目。次法中被懸御目也。
一院たいりより上らう御禮に御參候。一獻。進士說。
一五山之長老は。必おくり御申也。紫衣にて候はねとも。長老にて候へは。必おくり御申也。又會下の長老。念佛之長老なとは。紫衣にて候得共おくり御申無之。

一今日は御評定御沙汰始にて。管領已下出仕。但應仁亂以前之儀也。
一御評定初儀式事。未上刻公方様御着座。御座なしかれ。御装束はかりきぬ。其後管領着座。大帷也。其後に評定衆攝津。二階堂。波多野。町野。各大帷也。其時之官位次第に着座其次右筆方の中評定衆に被召加之人數着座。大帷也、其後に右筆方の衆壹人つゝ。御前へ參て祝詞をつくりて披露之。各裏打也。如此事すみて管領黑太刀進上之。其外評定衆已下御太刀金進上之。其後管領に御太刀黑直に被下之。御前江被持參。伊勢守裏打也。其後評定衆に於御前御太刀被下之。直には不被下。伊勢守役也。
一御新始在之。在富方には御太刀御馬被下之云々。有春には不足御太刀被下之云々。在富、有春說也。奉行千秋に御太刀被下之。御新始之儀也。兩所共以御人形を上之也。

御人形の衣とて、紅絹色のきれ。或梅染の面被下之、近年は於殿中これをきせ被申云々、在富説也。御人形きぬを被着事、中﨟染調之。様躰者何にても御服のきれを五分四方計にきり。て中に少力(刀か)目をつけて。御人形一つゝにきせらるゝ也。さて御まくらもとに。一夜を置れて。明日とく被出之也。御人形進上之時は。いつも此分也。

一白鳥〃〃〃〃〃、一ツ初餅二十。京極進上之。

一初餅　六角進上之。

一御所々々御成在之。依一献在之。

一御所々々御参の一献次第事、御所々々一臺の上口より御輿を御をりありて、やかてうへくちに御座也。さて常の御所へ公方様御出座ありて後。次第々々に御所々々御茶の湯所より御参也。其次にすい花院殿類(マヽ)のかみ／＼着座、さて三の御盃参。三御盃かみ／＼へは不参、公方様きこしめされて後、上様きこしめされて。次南御所よりはしめて御所々々きこしめす。公方様三の御盃、御所々々御三御所へ一つゝ被参也。其次初献の御さかな参。御酌は一の臺也。公方様きこしめされて。次上様きこしめされて。次南御所よりはしめて御着座次第にきこしめして御とふり無之。二献め御酌に上﨟、上様はしめられて後。公方様きこしめす。次南御所より次第にきこしめして。御とふり在之。三献御酌。公方様。南御所はしめられて。次公方様きこしめされて。上様きこしめされて。次第に御所々々きこしめす。御とふり在之。小上﨟衆にましりて。永久房類(マヽ)の御はん御とふりに御参也。如此三献

參て。御膳あかりて後。類の御盃參て。三
御盃御たまはりめは又御所々々きこしめし
めす。同上樣へも類の御盃參て。御所々々
きこしめす也。女中衆御無人のときは。御
ひくに衆もみやつかひ被申云々。是は曇花
院殿御說也。法慈院は上々にて候得共。四
方にて參らせ候。

一御所々々御輿をは。小上﨟よせ被申候。か
みゝゝは一臺。上﨟分人よせられ候也。又
幡广局類の御衆被申と申一說在之。かみ
ゝゝは一臺の中の間より輿をおり給云々。

一御はたも御末にて三獻さかなに向はれ候。
御配膳御下也。近年は伊勢同名並つる衆勤
申候也。輿は一臺の御女房よせ申候。

一當々の御輿は。作の御庭の西向の唐戸へよ
せられて。御下輿ありて。則其御座敷に御
座候也。是も小上﨟よせ被申候也。御樣躰

御所々々の御趣也。但一かと御賞翫之御事
也。

一御普請始。次御作事始在之。御作事奉行。御
普請奉行。御作事右筆庭上に伺候。御普請
衆は畠山殿より參也。御庭者も參也。こと
すみて後。御作事奉行並御作事方右筆衆。
御太刀金進上之。千疋御下行在之。御大工
請取之。

一薯蕷　例年 莚立　水主備後守進上之。

一御所々々少々御こきいた以下進上之。

一先々は大乘院。一乘院以下南都衆數多在之。
是は鹽宿說也。日楠寺殿同之。

一御方在之。三寶院殿。

十二日

一御室。青蓮院殿御參。法中少々幷宇治大路
橋本已下出仕。

一御對面次第は。一番に宇治衆。次法中東よ

り被參。其後御室青蓮院殿已下西の衆被參。此中次も殿上人也。御室御參候へは被改御裝束。青蓮院殿計御參の時は。不及其儀云々。

一久喜。二桶海つけ。海むき。宇治大路進上之。

一久喜。法金剛院より進上之。

一武衛かたへ渡御。猿樂在之。

一宮門跡は。親王宣下御給り已後。おくり御申也。宮門跡にて御入候とも。此宣下無御給者。おくり御申の儀無之。

右書に。十三日より晦日までの事もれたり。

二月一日

一公家大名外樣國持之外數多在之。御供衆申次番頭節朔衆等也。

一御對面次第は。御出座之砌。則御供衆申次懸御目而管領と申入候て。當職壹人。御前へ被參候て着座也。其時御三盃。次管領前はひらをしきすはりて。但三盃は無之。御三盃きこしめされて。管領御盃頂戴ありて被進て。其時あかり申てのちに。申次御前（三こん）參て。面々と申入て。又管領被參候。のこりの御相伴衆大名を引つれて。一れつに參て被着座候時。三盃並數御盃參て。きこし被食て。今度者管領頂戴候はて。第二番にしこうの人より次第に御頂戴ありて。そのまゝ退出候也。管領はこと〳〵く御盃頂戴まて。御前に祗候也。御供衆中にても。國所持候人計頂戴あり。細川右馬頭一人は。國所持候はす候へ共。別而頂戴也。次國無所持外樣衆。正月四日に出仕候也。次番頭。同節朔衆にうちつゝきて上池院。次祭主（造宮司カ）御祓御頂戴ありて。伊勢祭主懸御目。其後公家衆にてす

み申候也。園本所持外樣は。管領次に參候共在之。乍去此分可然候。二月にかきらす毎月節朔此分也。

一千疋宛折紙。三職はしめとして諸大名。其外國持たる方に進上之。當月にかきりたる儀也。公家過て面々折紙進上と申入て。自身持參也。伊勢守御前江參て。一獻と申入て。日野殿其外御相伴衆。大名一列に參て三獻參也。

一白鳥一雙斗蚫千本。天野五荷。畠山殿進上之。此兩種は御對面之衆。別に備上覽。申次兩人(造宮司ナルベシ)してかきて懸御目也。

一御祓。伊勢祭主進上之。毎月節朔日毎日參也。

一上樣へ御禮事。大名以下毎月朔節如正月申次申入て御盃被下之。

一御對面所にて參御一獻。御料所伯州相見槻下以御公用進士調進之。進士說。進士信濃に申付。むしむきを用意して。同朋衆に被參せ候。むしむきをは折敷にすへ候。肴には畠山殿より參候のしあはひをもみ候て出し候。

一此一獻の時。むかしは進士に白鳥をきらせて。重寶を被下候。近年は無其儀云々。進士說。

一御對面所にて參御一獻御手長に。御會の同朋也。

七月十二日同之。

一今日一獻次第事。伊勢守又は其日の申次一獻と申て。御相伴衆。各御前へ被參。公家衆にも御祓樣の方在之。三獻參。初獻御酌御相伴衆の內被勤之。二獻ハ御前管領。此時御供衆申次まて御とふり在之。三獻御酌公家。(御相伴の公家。)公方樣きこしめされて。

則公方様御酌也。是は伊勢肥前守盛富説也。

一臨時に御禮申上事在之時者。定まれる御對面以後申入て御對面在之。是も盛富説也。因幡守説同之。

一月次御會始在之正月日者陰陽方。

一今月初卯。同昔五日御發句。細川殿被申入候て被出て。引合を折紙に折て。二行に御發句をあそはされて。御實名を二字あそはさるへし。紙の下かさね無之。うへを同引合にてつゝみ申て。御硯のふたに入られて被出之也。

一當月彼岸に。三ヶ度入日。中日。あく日。本阿來候て西の御座敷にて。御重代並御太刀等ヲ拭ひ申也。同朋申次之。中日には重代二つ。銘一はかりのこひ申候。二ツ銘のこひ申候時は。御紋仕候御供衆又は御部屋衆壹人。同朋に被相副候。自餘之御重代のこい申候時は。同朋計にてのこわせられ候也。如此三ヶ度參勤仕候て。結願の日。御太刀白。被下之。同朋取次之。

一當月ひかん中日に。御鏡とき參りて。下御末にて御鏡ときり申也。並女中衆御鏡もとき申也。仍御太刀白　被下之。同朋等申沙汰之

一當月初午に。節分の大豆を取て置て參也。御美女方より參也。

二日

一出仕。吉良殿。澁川殿。石橋殿。伊勢仁木。四條之上杉等也。仍御對面在之。此衆。二月二日不參ノ時。三月二日被參也。申次記錄東山殿行事等共事見たり。二月二日式日也。

六日

一雲頂院へ渡御。於本坊御點心。於集雲軒御齋。

七日

一大智院へ渡御。御齋。

九日

一大德寺へ渡御。御齋在之。

十一日

一常德院へ渡御。御齋。

十二日

一德雲院へ渡御。御齋。先於膓堂御燒香。

十五日

一相國寺都聞寮へ渡御。御齋在之。

一於殿中遺教經在之。御燒香御沙汰也。

一遺教師の事。代々檜葉爲奉行二月十五日。於殿中在之。佛壇こしらへ申事。御承仕つかまつる也。其後善命坊以下伺候とて。遺教經在之。御經始さる以前に。御燒香御沙汰也。

一遺教經捧物沙汰御人數事。宮門跡並諸門跡。脇門跡。出世坊官。公家少々。色々御所之女中衆並伊勢守御母。諸大名御供衆。伊勢(同カ)內名少々。評定衆奉行少々。使節山徒諸國守護代以下進上之。是は善命坊說也。諸家捧物をハ。手本衆並揃衆御承仕。これをうけて被給之云々。同前說也。

十七日

一御沙汰始。奉行各祗候。於御前祝言之申詞被申て。一人つゝ披露候。次奉行衆御太刀金進上之。如此儀御りやくのときは。公人奉行一人參て申入之。

一一色かたへ渡御。御猿樂在之。

廿四日

一蔭涼軒へ渡御。御齋。幷普廣院御燒香。每月此分也。

一二月中高島せんちゐん殿。餅一籠御進上之。

一武田いさゝ進上之。當月中。

一御雜掌宇治大路與次郎三郎。大鹽四郎左衞門

は進上之日不定。

一董（蓮カ）立。久我殿。日不定。

一うと。沼田進上之日不定。

一くり一折。養命（マヽ）坊進上之。月日不定也。

一白鳥。勝栗。魚口。吉良殿進上之。月日不定。

一能州畠山殿。美物進上之。年始御禮也。又は正月。

一美物三千疋。朝倉進上之。又は正月年始之御禮也。

一勝栗以下。遠江潮海寺より參る。月日不定。

一初鮒二十。佐々木越中大藏大輔進上之。月日不定。

一二月中妙法院殿へ渡御。日不定。

一御茶。栂の尾惣寺中より進上之。日不定。

一御茶。とかの尾阿伽井坊（アカヰバウ）。進上之。日不定。

晦日

一御身固在之。

三月朔日

一同前月次御祈在之。諏訪方。

二日

一梶井殿へ渡御。

三日

一同し御障子あけらるゝ也。

一鷄合在之。鷄五ケ番より一羽つゝ進上。合申事、御牛飼の役也。三番也。御供衆番頭。庭上に祗候。雨雪なとふる日は。御ゑんに祗候被申也。御牛飼も鳥持參仕候也。仍三番在之。御牛飼に御太刀被下之。同朋衆役之。

一八瀬童子。栗士老進上之。仍御太刀被下。同朋申次之。

一丹波美濃田幷河内より御馬の草入申之。四月七日過入之也。伊勢守申付之。

一御馬草に付、、、、。
一御祝之時。御酒に桃花入申候也。
一大原野より櫻の枝。(御イ)竹筒に入て進上之。是は日不定。花盛の御案内之ため也云々。
一西芳寺へ爲花渡御。日不定。常在光寺同上。
一生成一折。佐々木越中進上之。日不定。
一扇折一合。遍照心院進上之。日不定。

四日

一御成之時。走衆。同朋小者。今日よりもゝはゝき。きやはんをとり申也。伊勢宗五入道說也。

廿四日

一蔭涼軒へ渡御。御齋。普廣院御燒香。
一晦日。御ゆる(ろカ)りふさかるゝ也。
一當月三月計の事也。日ことに在富。有春御人形進上之。御太刀被下之。

晦日

一御身固在之。

四月朔日

一同し。從今日五月五日迄袷を着也。
一今月中吉日に御蚊帳つり始らるゝ也。伊勢同名兩人參候てつり始候。同おろし申時も。兩人參ておろし候也。每日之あけおろしは。女中上﨟又は同朋の御役にて候。七打候へは必御蚊帳をおろし申され候也。つり始申候時。三御盃參候て。かけにて伊勢同苗頂戴之也。
一(朔日)月次御祈在之。陰陽方。
一中ノ申日。鴨社務より葵桂進上之。これを西日の朝。葵桂を御さしきの外のなけしに懸之也。御末同朋當御所にはかけ申也。

八日

一(一脫カ)自等持寺釋迦像參りて。御湯をそとめさせらるゝ也。蔭涼軒持參之。同をけに花を入

中て。御末同朋調進之。

十四日

一城州大鹽庄より御馬草參也。九月迄。

一雲頂院へ渡御。御齋。相國寺於(マヽ)併殿東(マヽ)御聽聞之。

廿四日

一蔭凉軒へ渡御。御齋。普廣院御燒香。

一四月中。土岐かたへ渡御。御猿樂在之。日不定。

晦日

一御身固在之。

五月朔日

一同し。御祝之御酒に菖蒲をきざみて入也。

當月間　御祈在之。正月同前月次御祈在之。卯刻。

四日

一蓬。菖蒲。御殿にふかるゝ。檜皮師の役也。

公人相添下行在之。

一初瓜進上。右京大夫殿。同右馬頭。伊勢守。日不定。初度者禁裏樣へ參候也。次鹿苑院江參。

一干瓜并香子梅むきなと。御所々々より參。月日不定。

一根菖蒲。臺にすはる。細川陸奥守進上之。

一御まくを菖蒲柳箱にすうる。小林進上之。御むしろの下にしかれ候て。明日之御祝之御湯に入申候也。

一御甲(カブト)の菖蒲。檜皮師進上之。

五日

一同し。從今日帷子也。但女中衆は袷也。

一御風呂御湯參。御湯に先夜しないひ候蓬菖蒲入也。

一伊勢守。赤松。有馬。眞木島。粽を進上之。

一從禁裏樣御藥玉御拜領之。御ひろ蓋に坐る。

仍御頂戴之後。引合にてつゝみて。水引にてゆはれ候て御返上之。中﨟役之。

一伊勢守御風呂へ御成在之。

一諸家透素襖着用之。七月晦日迄三ヶ月用之。本式は六月三十日はかり也。すきすあふと申は越後布也。

六日

一鹿苑院へ渡御。點心御燒香幷御齋。管領御相伴。

一海松。武田進上之。日不定。

七日

一御物いみ。在富卿。有春朝臣調進上之。

九日

一御物いみ。在富卿。有春朝臣調進之。

十六日

一大般若經在之。

一いちこ。大原野より進上之。日不定。

一いちこ幷むし笋。三寶院殿より參。日不定。

一いちこ。八幡善法寺。同前理性院より參。日不定。

一瓜。遍照院進上之。月日不定。

一五月。六月。七月中三籠瓜。次に三籠。次に十籠。次三十籠。次五十籠。次百籠。佐々木。六角進上之。

廿四日

一蔭凉軒へ渡御。御齋。幷普廣院御燒香。

晦日

一御身固在之。

六月朔日

一同し。今日氷堅餅參。大草調進之。一月次御祈在之。

一女中衆かたひらを着用之。

一梅染御帷三寸。富樫進上之。六月初頃也。

一さよみ五たん。京極進上之。式日不定由旧記。

一御團扇二。光雲寺。

七日

一京極かたへ渡御。御祇園會御見物已後猿樂在之。上樣御所々々何も御成在之。

御物忌在富卿。有春朝臣調進之。

十四日

一細川殿へ渡御。但近年者日不定。當月中也。

御物忌在富卿。有春朝臣調進之。

十八日

一青梅。松梅院進上之。

廿四日

一蔭凉軒へ渡御。御齋幷普廣院御燒香。

一保津鮎一折。伊勢因幡守進上之。日不定。

一瓜。日吉樹下進上之。日不定。

一瓜。水主（備後守）進上之。日不定。

晦日

一御湯參。御湯にみたらしの川藻入也。

一晦日夜御輪に入被申麻の葉を。左の御手にもたれ候て。御むしろの上にて三度。輪に入被申候也。御輪の祓在春朝臣。御輪調進之役人齋藤將監。仍庭上に祇候候て。御入足幷御輪取あつかひ申也。於内儀御祝參也。御劒役人祇候御左。

一諸醫者。妙香圓進上之。當月中也。

一御掛藥（瓜カ）。外郎進上。仍御太刀被下。

一丹波衆度々右京太夫進上之。

一鮎一折。蓮善坊進上之。日不定。

一今月土用に三ヶ度。御めくり御かゆにんにくのみあかいて水を參也。御美女調進之。

一六月にかぎりて。閏月の時は。後の晦日を御用也。

七月朔日

一御身固在之。

一同し。畠山殿美物進上。仍三獻參。如二月。

一御對面所にて參御一獻。御料所伯州相見槻
下の以御公用。進士調進之。進士說。
一進士說進士しなのに申付候て。ひやむきを同朋衆
に被參候。二月に樣躰同之。
一月次御祈在之。陰陽方同前。

二日

一草花。祇園執行進上之。

六日

一御硯きり。御筆ゆひ。御硯御筆進上之。仍
御太刀被下之。

七日

一同し。今日細川殿。佐々木以下。蔭涼軒。
草花進上之。五ヶ番より進上之草花を。立
阿一對の御花瓶にたて申て。同一對の御盃（盃イ）
すへ申て。以傳奏御進上之。花ひんは被返
出る也。
一同日梶葉に七夕の歌を。七首あそはさるゝ
也。
一伊勢守御風呂へ御成在之。
一きかつふ朝七粒。以水參也。
一寅時の水にて。御硯を御會所同朋あらひ申
て。御硯水にはいもの葉の露を。そのまゝ
葉にて包て。御硯水入の上に置申也。又御
硯のふたをあをのけて。梶葉七枚梶皮そふ
めん等を入て。梶葉に歌をあそはされて後。
梶皮そふめんにて。竹に付て御やねへあけ
らるゝ也。

十一日

一御生見玉の一獻在之。御所々々御參。日野
殿公家少々御供衆祗候申さるゝ也。

十三日

一鹿苑院へ渡御在之。
一今日海松二合。小鯵廿連。大草調進上之。

十四日

一禁裏樣へ其時分。御灯籠御進上之。
一御灯籠進上之人數。細川殿。これは禁裏樣へ參也。畠山殿。伊勢守。上乘院。
一等持寺へ渡御。鹿苑院同。
一新米の飯。蓮葉に包て參。

十五日

一鹿苑院。等持院。相國寺。普廣院。慶雲院へ渡御。
一新米の飯。はすの葉にて包て參。大草調進之。
一はすの飯。曇花院殿幷伊勢守進上之。

廿二日

一八幡社務。あんま（ナシイ）のつくり物進上之。御臺樣へも參也。若君樣へも參也。仍御太刀御奉納之。

廿四日

一蔭凉軒へ渡御。御齋幷普廣院御燒香。

晦日

一御憑の儀在之。同御身固在之如常。
一すさすはふ着用之儀。今日計也。

八月朔日

一同し。御たのむ在之。表江御成候て御一覽已後。御所望之物二色三色被留置之。
一月次之御祈在之。陰陽方。
一女中衆あはせ着用之也。同染付とて。文（モン）をあをく染たる小袖を被着也。今月中着之。
一むかしは今日より九月八日まてあはせ也。男女同前。然に當時は九月朔日より八日迄あはせ也。
一尾花の御かゆ參。大草調進之。

二日

一御たのむ。今日迄也。

十五日

一明月御祝參。於內儀也。茄（茹カ）きこしめさるゝ

枝大豆。柿。栗。瓜。茄。美女調進之。
一御いも御かゆ。茄。大草調進之。
一初鳫。武衛進上之。月日不知之。
一初鳫。初鮭。武田。朝倉進上之。月日不定。則禁裏江御進上之。春日局以文御私造(迄カ)被申入。如此之物御進上之時分。必中﨟之文にて候也。

廿四日

一蔭涼軒へ渡御。御齋幷普廣院御燒香。

晦日

一御身固在之。

九月朔日

一同し。今日より九日迄あはせ也。
一枝椎一折。武田大膳大夫進上之。月日不定。
一なめすゝき一折。葛川之寺務進上之。
一四季之御祈在之。子細正月同前也。
一月次御祈在之。陰陽方。

八日

一今夕菊を御庭にうゑ申也。三所者役也。今夜菊に五色のわたをきせらるゝ也。御藏より參るを。中﨟衆こしらへ被申(マヽ)候て如此也。同くゝりたる菊。十二月用迄被置申候也。三所之内松に御太刀被下。同朋役也。

九日

一同し。從今日小袖也。御祝御酒に菊花入申。從今朝御かゆ。やきくり九。こふ九きれ。百日參候也。
一九日餅一籠柿。八瀬童子進上之。御太刀被下之。
一今日より十二月廿日迄。御かゆ栗こふ參る。山のいもゝをろし候て參せ候。御かゆの入料。政所より請取之云々。進士說。

十三日

一明月御祝參。於內儀也。茄(茹カ)きこしめさるゝ

御祝調進儀。八月十五日(に脱カ)同。

一松茸折三合。東寺より進上之。日不定。

十六日

一大般若經在之。千疋宛御布施在之。

一大光明寺より松茸進上之。日不定。

廿四日

一等持寺開山忌渡御。御點心在之。

廿九日

一崇壽院へ渡御。御點心在之。

晦日

一御身固在之。

一御ゆる(ろカ)りあけらるゝ也。御すみは河内國横山すみなり。白すみ共云。

一金剛院御焼香。三會院御點心御焼香。雲居庵御焼香。於本坊御齋。

一御ゆるり被明候事。御作事奉行祗候候て被申付之候。かへぬり参て御ゆるりをなをし申。御大工参て御ゆるりのふちを置申。たゝみさし参て。御ゆるりの御たゝみをしき申。同朋衆を入申て火を置申也。御面向には御火躰(鉢カ下同ジ)を置れ候也。

十月朔日

一同し。御火躰(マヽ)を置れ候。同御障子を立られ候。

一月次の御祈在之。

五日

一北野御經へ渡御。先松梅院へ御成ありて。御裝束を被改。經堂へ渡御。松梅院より經堂へは御はり輿。又還御に松梅院にて御直衣をめされて一献参。日野殿三職以下御相伴衆祗候。御警固所司代。

一今日の御成より同朋走衆小者もゝはゝき脚絆を仕也。

十日

一北野御經へ渡御。先北山鹿苑寺へ渡御。御

齋在之、還御候ヽ如已前松梅院へ御成あり
て、御經御聽聞也。
一のせ善法寺。當月亥日ことに進上之。御臺
様へも參也、
一今月亥日ことに。御嚴重各拜領之公家。大
名。外様御供衆。御部屋衆、申次衆、番頭。
節朔衆、走衆。上池院等也。
一亥日次第事。御對面所々御出座の面、禁裏
様御嚴重を傳奏持參。則御頂戴之次、申次
面々と申入て、三職はしめて御相伴衆は、
大名一列に御前へ被參候て、御亥子ノ餅す
はりたる御膳二膳參候て、御相伴衆次第頂
戴ありて被參也。其次國持衆。此外正月一
日數御盃を頂戴之人數被參候て後。二膳參
候内一膳、御とふりへ被出候て、常外様衆
被參候て。此御膳をはふけられ候て、又別
に一膳參候て。御供衆申次番頭已下節朔衆。
走衆。御藥師上池院迄參候て。其次公家と
申入て。公家衆官位次第に被參也。御部屋
衆は御供衆後に被參候哉。是は伊勢肥前守
盛富說也云々。
一昔は禁裏様御嚴重は。公家衆被參候時。傳
奏持參候て御頂戴也。近年は先一はんに御
頂戴と也。
一御嚴重包様事。三色に在之。一には繪。二
には切箔。三には白紙也。先繪のつゝみ紙
の事。角の折數に物の葉を敷て。御嚴重を
一すゑて、繪かきたる引合にて包つゝみ様口傳在之。
其上を白引合にけ(てカ)うはつゝみあり。香包の
様に包也、此うはつゝみに給人の名を書也。
次切はくの事。假令繪書所之繪はなくて。
切箔たるかはりはかり也 こしらへ様は繪
に同 に白紙事 假令繪書所之繪をもか
ゝす。切はくをもせす。白紙にて包也。白

紙のには。うはつゝみと云事なし。うはつゝみなき間。名書もなき也。繪切薄のことく角に葉を敷。御成きり一寸はりてつゝむまて也。

一三職計常角にてはなくて大角にすはる也。三職女中同前。又三職以下ことく上包に名書あり。但仁木にかきりて名書無之。

一御厳重の下に敷く葉事。一番の亥にはしのふと菊。（花たるへし。）二番の亥にはしのふと紅葉。楓。三番の亥にはしのふと鴨脚の葉を敷也。繪にも如此一番にはしのふと菊。二番にはしのふと紅葉。三番にはしのふと鴨脚を泥白ていにて書也。又切薄も銀箔にてする也。

一つゝみ紙以下用意事。上臈の役也云々。繪切薄つゝみの名書は。中臈衆の役也。うはなとは土佐調進之。御成功は（きんとんの様なる餅也。）御美女方より參。諸下行は亥子かけと云て。倉役を相懸。以納錢被仰付之。

一番方へ御厳重出事。杉原にて御厳重を二十も卅もつゝみて。御四方をうちかへし。うらへ此五包を銘々に入て。五ヶ番へ一膳つゝ出也。此つゝみ候事も。番頭へ渡事也。會所同朋之役也。これも菊。紅葉。鴨脚なと。時々の物を敷へき也。又番頭衆は。その番々の月行事へ渡之。

一大名の被官衆へ御厳重出様事　めい〳〵には無之。角の葉を敷て。御厳重を十五も二十もひとつに入て。其上を白引合にてつゝみ。惣中へ一つゝみ出也。つゝみやうは。まつ御厳重を引合の中に置て　引合をうち合てあとさきをしかへしたる計也。これを中臈衆調之。

一禁裏伺候女中衆十人繪上壹名書無之。但十人にかきらす。御所々々様轉法輪。三條殿。

花山院殿。大名衆。同大名女中。
松梅院。和泉守護。三條西殿。
日野殿。八幡善法寺。
　右繪也。上包在之。名書有之。
一御紋候御供衆。同御供衆。兩傳奏。
飛鳥井殿。萬里少路殿類（マヽ）。早輪院。
そくりん院。かみ〳〵御部屋衆。攝津。
　以下評定衆。
　右切薄也。上包在之。名書有之。
一右筆方法中壽者。在富卿。正實坊。
阿（河イ）村中興（伊勢被）官。同朋御末同朋。土佐。
伊勢同苗。佐々木七郎。
　右白紙也。上包名書無之。
一仁木切薄。うはつゝみ有之。名書無之。
一名書の下に。殿文字かくとかゝさるとの事。
武家にては御紋候大名。同御供衆。同外様衆。御部屋衆。殿文字在之。御紋候といへ共。番方衆は不及沙汰候。大名たりと云共。御紋の衆にあらされは。殿文字無之。公家衆はこと〳〵不殘殿文字在之。御所々々かみ〳〵皆殿文字在之也。亥の子御手長の事。下に見。

　廿四日

一蔭凉軒へ渡御。御齋幷普廣院御燒香。
一西芳寺爲紅葉御成。每年日不定。御齋。
一鹿苑寺同前。先御燒香。
一中亥日より御馬。わらに付同衣をきせ申す也。
一丹後鰯。一魚進上之。月日不知之。
一さよりと申魚。武衞進上之。當月中又は九月。
一亥子御手帳。御所の同朋也。

　晦日

一御身固在之。

　十一月朔日

一同し。月次之御祈在之。
一今日初雪の一獻之事。三獻參。同畠山殿上りも御樽參也。
一御嘉例也云々。初雪次第也。仍日不定。進士說。
一萬草。久我殿より參。日不定。
　廿四日
一蔭涼軒へ渡御。御齋。普廣院御燒香。
　晦日
一御身固在之。
　十二月朔日
一同し。二月七日のことく畠山殿肴物御樽進上之。仍三獻參。
一四季御祈在之。正月同前。
一月次御祈在之。
一御對面所にて參三獻。伯[illegible]南見幌下以御公用進士調進上之。進士說。

一同朋衆に如二月七月。むしむきを被參候樣[illegible]同前也。進士說。
一御すゝ御なてそめの事。今日有信所へ。進士方日を尋。吉日をゑらはせ。進士伺候仕て　そとすゝをはきそめ申也　さて御所樣へも三御盃參候て。その御盃を進士に被下。公方よりは御太刀。上樣よりは御ふくを被下候也　公方へ御太刀傘進上之。進士說。
一大根百把也。善法寺進上。但日不定。
　八日
一蔭涼軒へ渡御。
一[illegible]進上の事。曇花院殿樣。伊勢守等也。
　十八日
一勝定院へ渡御。御燒香。
　廿日
一蔭凉軒へ渡御。
　廿一日

一今日より御みそうつ參。進士說。
一因幡守說に云。七條聖參賀云々
　廿三日
一同七條聖參賀。
　廿四日
一蔭涼軒へ渡御、御齋幷普賢院御燒香。
　廿五日
一律家已下參賀。
　廿六日
一諸門跡其外淨土宗、賀茂衆以下撿校其參賀。
一御對面次第。先東より參る衆、賀茂衆已下。其後。淨土宗長老以下。其次けんけうと申入て。或申次同朋手綱引て二御對面所へ參候也。其後。門跡西衆。殿上人被申次之。門跡之內。准后ニ御なり候をは、御緣迄迻り御申也
一今日御立松つくり申候也。仍御太刀被下之。攝津守元道朝臣說也。近年は晦日に作申也。
　廿七日
一四條上人參賀。護摩御禮。
一攝家門跡少々。公家。法中。山徒參賀。外郎。善通事。日吉田樂等參也。
一御對面次第は。東より被參公家。法中。其次外郎進上。御樂御目に懸申て。則外郎懸御目候。次善通事。次日吉田樂於庭上懸御目。以後面々御樂。攝家。淸花以下公家幷門跡法中被參也。殿上人被申次也。
一(貢馬)市馬とて。禁裏江御馬進上之儀式在之。御馬進上之人數。(管)官領山名。土岐。佐々木。京極。六角。赤松。中條等也。上様も進上之也。此事。應仁已前事也。此御馬に御鞍の御馬二三疋被相副て。以上十疋御進上之。此御馬目錄。西園寺殿奏聞被申候云々。
一御所々々より齋參。

一御參内在之。禁裏へ御馬を上らるゝ也。

一貢馬御成管領。

一安禪寺殿へ渡御。御齋。攝津

一御すゝはき在之。於內儀御祝參也。常の御所御會所御厩以下は。御會所の同朋仕之。上樣御有所は御末の同朋。御末は御三男衆幷御末同朋仕也。

一御すゝはきの御祝參る。雜煎參也。御美女方ゟ參也。御會所同朋。御末同朋。御末男衆。井上也 御美女ミナンシユウ御美女等。於御末さふに御酒給之。

一御すゝはきの道具。柄刺箒の拭布一人に一色つゝ被下之。御すゝはきの道具もさふにも。御倉より御下行在之。

一御すゝはきの御餅。大草調進之。

廿九日

一惣番衆其外上樣御被官一兩人以下出仕。大の月も廿九日。

一伊勢守御風呂へ渡御。

一大名幷御供衆。美物進上之。晦日也。小ノ月は廿九日。

一い普通申參賀。惣番衆以下後者御目にかゝる也云々。（マヽ、普通衆は廿七日。惣番衆は廿九日也。小の月如此なるへし

晦日

一長老達。公家。大名。外樣。御供衆申次番頭。當番節朔衆。走衆。此走衆參事富田本行衆出仕。

一御對面次第は。一番に長老達。藤凉軒被申次之。其後御ひとへ御ひろふたにすはる。晦日也。小の月ハ廿九日。傳奏持參。仍御頂戴之次。所々より御卷數御頂戴。ヘ、御ひとへ。御ひろふたにすはる。伊勢守持參。次又從所々御卷數申次持參。又所々よりの御卷數箱御廣ふたにすはりて申次持參。此一段は當富者也。

一細川殿進上之御扇十本。染皮三枚懸御目。其後有春。在富御身固。

一次畠山殿進上之はなりは十け（マヽ）ん備上覽。畠山名字仁持參也。又は申次も懸御目也。其

後諸家進上美物目錄。申次持參仕。めい〳〵
に備上覽候。其後三職已下に被懸御目樣躰。
常(々ヵ)と節朔同前也。
一吉良殿は公家之前也。
一觀世太夫。同四郎公家之後に。於庭上被御
覽之也。
一三所の者。御立砂をつくり申。仍御太刀被
下之。但日不定。
一御馬ふね。遠山左京亮進上之。月日これを
しらす。
一御馬のはらかけ。赤松伊豆守進上之。月日
これをしるさす。
一禁裏樣江以傳奏御毬杖二御玉二御進上之。
今日日野殿より參るを。則御進上候也。
一禁裏樣へ御服料百貫御進上。奉行伊勢守。
一美物參所々事。禁裏樣。宮御方。伏見殿。
近衞殿。三條殿。同西殿。禁裏樣に祗候女
中衆。宮御かた伺候女中衆。同朋衆　田樂
等也。伊勢守奉行之。
一美物。御臺樣も參。伊勢守奉行。
一近年は細川殿。藤兵衛。津田殿。右馬頭殿。
勢州に紅格しの織物。うらの紫なる御服被
下候。正月四日に。觀世太夫。同四郎に被
下候におなし。
一節分事御祝參。伊勢守調進之 御ゆつけ參候有 七献　御太刀金。
御馬一疋進上之。伊勢守則御土器頂戴之。
此御太刀有春朝臣給之 七献御酌。
一節分御成伊勢守。
一御小袖の間には。大豆を自うたるゝ也。鋤
役人在之。當御所已下伊勢守うち被申候也。
御すゑは。伊勢同苗。
一初海鼠腸(コノワタ)五桶宛二入。能登守護進上之。
一海老十籠。自暮御禮。政所へ納之。北畠中將殿
より參。

一同日前□□伊勢の園長野（ニマヽ）
一薯蕷（イモノクキ）（正月には□々へ参。）山城菜。本注御代守。
一御きぬ二十疋。御なか三十は。朝倉進上之。
月日不定。兩種御服所へ出。（綿の事）
一納豆五十。□星精院進上之。月日不定。
一納豆。佐々木。六角進上之。月日不定。
一今月政所より供御方の修理替物。進士方へ渡之。使公人也。いつも鳥一つかひとらせ候
一節分にむきの食御いも。大草調之。
一節分御箱にうたるゝ大豆。勝栗。伊勢守。進士也。
一御髮上の事。御くし御垢。御古元結。御落髮なとを年中取ておき申て。すゝしの袋に被入て被置候を。以吉日千秋參候て申出之。御末へにてやき被申也。さて公方樣より御太刀。上樣よりは御服を被下云々。當千秋晴秀調也

一御服十五。御はた五。御こそんそ。御むしろ御まく（ニマヽ）。御□たの□□五すち。御ゆかた御あたふくせ伊勢守調進之。
一此御あか袋。正月の御服參候時。伊勢守調進之由也。袋は紅精好。緒は白きねりくりの四つうち也。
一御こきいた十二（箱に入。閏月在之年は十三在之）ちりとり一ツ。うきのゑ二ツ。御大工進上之。棟梁頭も同前也。兩人なから御太刀被下之。御使同朋衆。又は御作事之奉行衆（高倉殿なり）。
一御直垂。自御大口。藤中納言殿（高倉殿子息）調進之。
一御扇被出之人數。日野殿。藤宰相殿。飛鳥井殿。二條殿（するか）。勸修寺殿。烏丸殿。此扇には。細川□今日進上之十本に。御扇也。此御扇藤宰相殿取次取被申云々。永家說也。

一御對面以前に、御ふく申出也。泰清。在行事等御身固に參勤。伊勢肥前當宮說也。泰清以下公家に打つゞきて懸御日也。同前之說也。

一節分の夜を。（にカ）白木少餠。五條天神々主進上之。

一白散三箱進上之。典藥頭。仍御會所の同朋申次渡之云々。

一箱。表の御酒に入。

一箱。內儀の御酒に入。

一箱。四日の御ゆに入。

一美物幷御炭進上。右京大夫殿。此御久之同（マヽ）朋請取之て。年中の御立すみに仕也。

一御扇。くろほね。伊勢守進上之。

一節分夜。紙にかきたる弁繪。伊勢守進上之。女中衆同朋衆迄被調申之。

一伊勢因幡守舊記云。今日晦日細川殿進上之御扇。染皮也。畠山殿進上之はなかりと披露の間に。諸家進上之美物目錄。披露つかまつると也。同畠山殿進上之はなかり披露之後。長老進植參云々。

晦日

一御身固在之。

此書。宮々。御所々々。かみ〳〵と云事あり。

書寫之節ニ云

御比丘尼方宮之御事。

大聖寺殿。安禪寺殿。慶安寺殿。

岡御所。大慈光院と申也。曇華院殿。

入江殿。三時知恩院と申也。

以上禁裏御寺。御參內勿論云々

御所々々之御事。

南御所　大慈院殿と申。入江殿

曇花院殿。通玄寺殿。惣持院殿。
寶鏡寺殿。光照院殿。持壽院殿。
かみ〳〵の御事。次第不同。
くわうしゆ院。ほんくわう院。
かうし院。すいき院。
しやうえ院。せう慶院。
慈光院。えしやう院。
しやうくわう院。
此外も御座候哉。

一御はんと云事あり。右色々御所々々なとの伴僧の比丘尼を御伴と云歟。

一蔭涼軒と云は。相國寺の西堂也。殿中に參られ。出家方の奏者を勤られしなり。

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫而以同本并同圖書館本校合畢

御散飯供御調進次第

一御四はう(ロカ)。にせん。十二錢つゝ。

一うすおしき。廿まい。料定四錢。わらにてくゝりつくる也。

一御たいか井。一つ。まさ板にてはつる。(マヽ)毎月朔日より參也。

一しらはし。七せん。上下すへにて二所ゆふ也。御やうし二つ。あとさきへさす也。

一あかはし。三十せん參。松木はし。同様にすへにてゆふ也。

一こふ。なかさ八寸はかりにきる也。二きれ。

一かうのまめ。一袋はんふん。大きさおくにあり。

一かつうほのけつり物一つゝみ。きくさつし一まいにつゝむ也。

一するめのけつり物一つゝみ。是はきくさつしはんまいに。ちとひろくしてつゝむ也。

一かつうほのふし　一ふし。

一のし　十ほん。

一みそ　十五。うちみそと申物也。御はちに入る。

一しほ　へいかうに入て二つ。上につまみて。しほ少しつゝおく也。

一たい　一かけ。

一ひたい　　一まい。
同御とをりとて參物之次第。
一いか三（中程なかし）　一あちみ　一小たい（中程なるか）二つ。
一はむ（こんきり）十ほん。
此うちのかほたり候はねは。ゑそ。とひうほ。阿五（マヽ）なとのやうなる物參。とひうを。阿五は五まいはかり參也。うほ一色十四五二十計の物にはからひて參する也。
一三と入十（マヽ、下同ジ）。　一あいの物十。
一へいかう廿（るイ）。　一こちう廿。
一めし。大はちに九ふんめ參る也。
以上。
右此御祝儀は。多々良濱にての以御吉例調進之儀也。三きねつきたるは。木にて調供御なるか故に。若州春鄉之内をくるいと申在所を爲此御祝御料所。たゝら濱にて拜領仕也。子細條々有之。神秘に爾には難注。每月朔日。御たんしやう日兩度宛參る。上々御下部一人。私之下部兩人して。御長ひつに入てかきて參る。むかしは。大名衆も此御なかひつには下馬候しと。年寄共申傳也。建武二年之成（秋之）御入洛候て。惣春鄉拜領仕者也。又おゝるいとは。小黑飯と書候也。此御祝に付候て如此々々。

正月三ケ日
一朔日。二日。三日。右の御祝調進也。但なすひのかうの物。まるに二ツ三ッと入にい（マヽ）りて參。然時はかうのまめ不參候也。
一のし三十本。是も三ケ日如此參る。然はとひうほまいらす。此外は同前無替事者也。

同月十五日
一御粥（あつもの）わけ桶に入て參。すんほうおくに在之。
一御粥のはしら數十參。大きさのすんほふ奥に在之。

此はしら。桶の底に入て。上の御粥入る。九分目程入る也。はしらはにす。其まゝ入る也。

一御久喜桶參る。久喜一はい入る。桶の大きさ奥に在之。

以上。

六月朔日　もちいゝ參る。

一あかきもちゐ。十二。大きさ奥にしろく置也

一しろきもちい。十二。同。

一ほしいゝへいかうに十二はい參る。ほし飯はひかすして其まゝ參。五月の廿二三日頃より用意する也。あつきすいはう二かさねにつゝみて。上下をそらしにてとつる也。

一三かんかんなかけにすはりてまいる也。

以上。

七月七日

一あつき。へいかうに十二はい參。つゝみやうとちやう在にこれあるとほりもちい同前也。

一三かんかんなかけにすはりて參る也。

同十三日

一みるの折二合參て。(ろカ) おりの大きさ七寸七分。廣さ二寸二分。ふち二寸五分。足高かかる。さんのふちたかことく也。但足は十もんしに付。下にゑの木の葉一はい程敷也。みるも上は八九寸一尺はかりつみあくる也。

一鰺十れんつゝつみて。三かんかんなかけに二つ參る。あとさき二所わらにてゆふ也。

同十四日

一はすの葉　十まい。

一新米のく在(あたらしきこめ)　大小にはちに一はい宛入て二つ參る。五にちとこしらゆる也。わく

一御しらはし　五せん參る。

一あかはし　廿せん參る。

一御しはう　一膳まいる。

同十五日。右のことく参る也。

以上。

八月朔日

一おはなの御かゆ。米をひきわりてこしらゆる也。大小の御はちに九分め程二つ参る也。

おはなをくろやきにして。御かゆの中へ入て。よくまぜてうすすみ色にして参る也。

一御四はう　一せん。

一三と入　十。

一しらはし　五せん。

一あかはし　廿せん。

以上。

同月十五日。名月の御祝。

一いも。大小のはちに一つつゝ　但大きなるはちには九分め程入る。

一御四はう　一せん。御かゆ　一はち。

一一口茄子（なすび）　五つつゝ三ゆひ。但上の数十五宛。

一（虫　損）□□□の萩の御はし　五せん。上下一所すへにてゆふ也。

一□□□うすおしきにゆ二つ参る。（同　上）

一はちかみ　二ゆひ。

一三といり　十。

一こちう　十。

九月十三夜之御祝等。右と同前也。

以上。

十二月廿七日。御煤拂之御祝事。

一御あたゝけ數廿七参る。大きなる折につむ也。下に楡葉を敷也。

御あたゝけの大きさ六すゝん也。當代は五寸五分也。あつきは相應によきやうにする也。

すいわう（はむ）一かさねにまめのこつゝみて参る。凡年中の御祝調進之樣。此分也。

正月十五日御粥之はしらの大キサこれ也
二寸八分也

あつさこれ也
一寸八分也

同御粥桶のたかさ八寸五分板はまさ也
ふたハなし
今まちのひものやにて十疋に一大小の桶チ誂也

御久吉桶のたかさ五寸也

ふたありおし入ふた也

六月朔日ニ参る氷もちいのすんほう

（竪一寸一分）

からのまめの袋のすんほう
同これはんふんのすんほう也

（竪一寸一分五厘）

御しらはしにかやうに上下へやうしをさす也

飯かひのかた
大さ
まさ板にて
けつる也
こはちの大サ高サ二寸一分
御硯のは
ちの大キ
サ
口の廣サ
九寸六分
外のり
口のヒロサ八寸
御すゝはら井
御硯のあたゝけの
大キサ
あつさはこれにお
うすべし
（徑四寸二分）
六月の氷もちい八
月一日参あつきの
つゝみやう右のこ
とくつゝむ也
以上

弘治肆年正月廿日　林朽木各書之畢花押

御さはの供御くみ立進之事是は六方様にすへ

楽の役也

一

するめのけつり物かはらけにゝ

（たかか）

鞠もる也

干鯛のむしり物こかくにもる也

（マヽ）

豊二つ。下にこふ六寸はかり切て敷て

とひうを

かしらの方さにへなる二ツ重て置

飯

也

二

のし五ほん

干鯛右同前也。　飯　右同前。

御はし同前

からのまめかはらけに入。半

ふんはかり入る。

一右同前也。井（？）草少もなし

二同前也。　同前也。

高サ四寸八分

ふたありきんミつ付る

しろもの

ゝ菜漬桶

右久喜桶に付て参る御菜但しくさ桶と

もに同し。

寸法桶に應ずべし
桶の上にしらはし
三せんのせて參る

右文明年中の御調進次第にある所。繪圖ともに同しといへとも。右の貳圖(マヽ)當親に見へす。よくこゝに補ひ(てカ)(マヽ)

せつふん御ゆは卄の事

一あつきの入たるむきのく五。大はちに壹ッ。又小はちに壹ッ入檜桶。參る。ちとゝさらまきも入る。

一名月のことくにこしらへ候て。いも大はちに九分め參る。

一御四はう　壹せん。

一しらはし　五せん。

一あかはし　廿せん。

一三と入　十。

一大ちう　十。

一いりまめ大ちうに入て二ッ參る。

一おりの大きさ。内のり一尺三寸。

一ふちのたかさ二寸七分。かつらにゝる也。

一あしのたかさ三寸貳分。くわかたあし也。

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫而以同本幷同圖書館本校合畢

續群書類從卷第六百六十一

武家部七

長祿年中御對面日記

正月朔日

一公家。大名。外樣。少々。御供衆。御部屋衆。申次。番頭。番方。少々。管領之對之事也。走衆。

右各出仕。

一御太刀。金。三振。三職進上之。主出仕之時ハ持參。不參之時申次持參之。

一御弓。御笠懸引目。袋入。細川淡路守進上之。

一御太刀。金。二千疋。折紙。日野殿。進上。是も御參より申入也。

次大名。外樣。少々。御供衆各。御盃頂戴。

次御練貫拜領。三職ハ二重。其外ハ一重宛也。公家衆各同一重宛。但公家衆ハ御盃無頂戴。

一御對面之次第ハ。御出之砌御供衆一列ニ懸御目。其後御部屋衆也。申次又同前。但一亂以前ハ御供衆ハ。御ひん所にて被懸御目也。於御對面申次一番ニ面々と申入て。則三御盃數之御盃參て。其後管領をはしめて。大

名以下次第ニ被參て。頂戴之。其時御練貫拜領也。常の朔日節句ニハ。管領一人先被參也。

二日

一公家。大名。御供衆。申次。番頭。番方。少々。節朔之衆事也。各出仕。

一御太刀。金。三振。三職進上之。

一大名。御供衆。御盃頂戴之。

三日

一公家。大名。御供衆。申次。番頭。番方。少々。同前。各出仕。御盃同前。

一御太刀。金。三振。三職進上之。

四日

一公家。大名。外樣幷大外樣。御供衆。申次。惣番衆。奉行衆。出仕一。御扇二本。相阿。善阿。善通士。觀世。同四郎。

右御對面之次第ハ。一番ニ御身固と申入て。有宣在通參勤。二番ニ大名外樣少々。番頭幷前後ニ參賀之公家。三番ニ大外樣惣番衆。奉行衆。上樣御被官一兩人。幷勢田判官。大膳助。加治等番方ニつゝきて懸御目也。四番ニ相阿（善阿）進上之御扇。相阿（善阿）進上と申入て。御扇備上覽。即相阿（善阿）懸御目。五番ニ公家と申入て。公家衆被參。其次陰陽少々。續て懸御目。其後善通士と申入て。善通士參。其後觀世と申入て。御しやうじを内よりあけ申て。出庭ニ懸御目也。前ニハ吉良東條役も出仕也。奉行以後出家之前也。吉良東條役と申入て御參也。相阿（善阿）御扇ハ。其儀御前ニ置申時もあり。但懸御目て。則あけへとりて。惣御對面以後。女中向參上可然。云々。

一吉良。東條殿。有宣。在通。相阿等も御練貫拜領之衆也。東條殿ハ二重。其外一重也。東條

殿父子出仕之時ハ。子息へハ一重也。次大外樣幷奉行衆御太刀拜領之。次前後之出仕無之時分。御對面之次第不及其沙汰。

五日

一吉良殿。澁川殿。石橋殿。伊勢仁木。關東衆出仕。

御對面之次第ハ。一番ニ吉良殿。澁川殿。石橋殿と申入て被參也。其次之ハ不及申入。被懸御目也。吉良殿御練貫ニ一重拜領。其外仁木殿まてハ一重宛也。吉良殿も父子出仕之時は。子息は一重也。澁川殿ハ近年者無出仕。先ニハ外樣も少々出仕。外樣にハ御太刀被下之也。吉良殿美物進上之時ハ。如常從女中申入之也。

六日

今日ハ出仕之輩無之。

七日

一公家。大名。御供衆。申次。番頭。番方。少々。官御衆之事也。

各出仕大名御供衆。御盃頂戴之。

一御太刀金三振。三職進上之

一御藥二々。外郎進上。外郎ニ御太刀申出遣之。申次之沙汰也。

一田樂參。

一外郎ハ外郎進上と申入て。御藥備上覽て後。外郎參也。公家之前也。田樂ハ公家之後。田樂と申入て於庭上懸御目。觀世同也。田樂御練貫一重宛被下之。先々ハ十二五郎も參向。一重被下。但長祿年中ニ十二五郎ハ十一日ニ參也。

八日

一護持僧。法中。泰淸。評定衆。

御對面之次第。一番ニ評定衆と申入て。評定衆懸御目。其次泰淸。其後東より參法中。

其後護持僧以下。是ハ西之衆也、御加持在
之。西之衆をハ殿上人被申次也。
一聖護院殿江五重。其外色々被進之。
一三寶院殿同前、實相院殿五重引合。
一因幡堂執行一重被下之。
一評定衆并北野寶成院御太刀被下之。
九日
例日。
十日
一攝家、門跡、公家。法中、參賀。
一鵠一、判門田進上之。是ハ御末より申入也。
御對面之次第ハ、一番ニ公家法中と申
入て。東より被參。公家法中公家ニつゝ
きて。懸御目雖在之、東衆之法中過て。
其次判門田と申入て、於庭上懸御目也。
其後則被改御裝束、攝家門跡西衆也、
御對面攝家以下ハ、殿上人被申次之。
殿上人不參之時ハ申次存知也。
一賴秀。一重被下之。
十一日
一長老達、法中、少々。造宮司
眞木島も參也。
御對面之次第ハ、一番ニ眞木島。其次
造宮司ト申入之、御礼。申次持參申。
御頂戴有て、則造宮司懸御目。其後法
中也、先々ハ南都衆數多在之。大乘院。
一乘院、長老達ハ蔭凉軒被申次也。猶
一番也、
一造宮司、一重被下之。
十二日
一法中少々。多分青蓮院門家衆也。宇治衆出
仕。
一御室、青蓮院殿、
御對面之次第ハ、先武家之衆。其次東

之衆。法中。其後御室青蓮院殿以下。
これハ西之衆也。殿上人被申次也。
十三日
一梶井殿。妙法院殿。賀茂殿　岩倉。眞性院。
同本初院參賀。日吉も參也。
御對面次第ハ。賀茂殿。其次岩倉殿。
其後日吉ト申入て。於庭上懸御目。其
後梶井殿。妙法院殿。是ハ西衆也。
一岩倉衆。賀茂御師。日吉。各一重宛被下之。
十四日
一今日ハ一獻在之。於御會所平家在之。其後
御懸候て。松はやし在之。これハ一亂以前
之事也。
十五日
一公家。大名。御供衆。申次。番頭。番方。
少々。節朔衆之事也。
一出仕。大名御供衆。御盃頂戴。國持之衆
二准じて五ヶ日。御盃頂戴之外樣一兩人在之。
一御太刀。金。三振。三職進上之。
一御太刀　同。山名殿進上之。
十六日
一律家　法中少々。參賀。御太刀。糸。二。定
泉正寶進上之。
下鴨殿も。今日參賀と存候。
十七日
善法寺參賀。年始ハ西より參也。三重又ハ
二重拜領也。
一御的在之。而御太刀。金糸。公家。少々。
大名外樣。少々。御供衆申次。當番衆御的奉
行等也。
十八日
一御的射手六人。御盃并一重宛被下之。
十九日
一日吉樹下參賀。一重被下之

二十日　伊肥本云 四條上人參賀。御對面之時
上人と申入也。
一山徒。樂人出仕。御太刀。糸。山門執當進上
之。
御對面次第ハ。一番ニ執當。其次御加
持衆。其次使節以下。其後樂人也。一執當。
一重被下之。次使節幷樂人御太刀被下。
廿三日　伊肥本云 七條聖參賀。御對面時ひし
りと申入。
一春日御師參賀。廿二日にも參也。一重ニ被
下之。
晦日
一御身固。有宣在通參懃。(マヽ) 次所々より御卷數
進上。誕生日同也。
二月朔日
一公家。大名。外樣。御供衆。申次。番頭。
番方。少々。節朔衆之事也。出仕大名幷國
持まて御盃頂戴但御供衆之中にても。細川
典廐一兩人申戴之。
一美物兩種。御樽五荷。畠山殿進上之。
御對面之次第。畠山殿進上之。美物目
錄を一番に備上覽其後美物を懸御目
大なるをハ兩人してかきて懸御目。其
後管領と申入て。管領御前へ被參候て。
御三盃參。管領の前へもひらをしきに
て參候。管領御盃頂戴ありて　御前退
出。其後外樣衆懸御目。其後御相伴衆
の大名管領をはしめ。一列ニ御前ハ祇
候。仍又御三盃幷數々御盃參て。管領
之外次第に御盃頂戴。管領ハ各御盃頂
戴候間。御前に祇候候也。仍管領ハ兩
度御前へ被參。但管領不參之時ハ。外
樣衆ハ大名より後なり。御盃已後番頭
以下懸御目て。造宮司と申入て。御被

を申次持參申て。御頂戴ありて。則造宮司懸御目。其後公家と申て。公家被參也。此分每月朔日節日節句同前。但二月。七月。十二月朔日ハ一献在之。此三ヶ月之儀ハ。畠山殿美物御樽進上也。造宮司ハ。每月朔日はかり御祓持參也。次ニ一献ハ。朔日御對面已後。則伊勢守か。不然ハ申次一献と申入て。やかて御相伴衆各御前へ被參。公家にも祗候之衆在之也。三献參。初献の御酌御相伴衆之内被勤之。二献め御酌管領。此時御供衆申次迄て御とをり在之。三献め御酌ハ。公家御酌なり。公方樣被聞食て。則公方樣御酌也。如此三献參て。其後大名國持まて。千疋充折紙進上之。各御前へ持參。御一献。はしめの御禮也。仍七月。十二月ハ。折紙不及進上なり。自然一献無御座時も。

美物御樽折紙等ハ進上也。

一臨時に御禮申上輩在之時ハ。さたまれる御對面已後申入之也。

一十二月歲暮御禮事。

廿日

一四條上人參賀。御對面之時。四條上人と申入候也

廿一二日　盛秀本ニハ。か樣ニ付候也。

一七條聖參賀。同前。

廿五日

一律家。少々。參賀。

廿六日

一護持僧此外淨華院。知恩寺。知恩院。妙行寺。淨教寺。賀茂輩以下檢校共參賀。

一梶井殿御參。

御對面之次第。一番ニ賀茂輩。其後淨

花院以下。其次撿校共と申入て撿校。其後梶井殿并護持僧被懸御目。次第ハ當官位次第也。但宮門跡御すゝみなり。□の後に御參之時もあり。是ハ西之御樂也。

廿七日

一攝家。門跡。公家。法中。山徒。參賀。

一御樂。五種。外郎進上之。

一善通士。日吉。田樂。參也。

御對面次第ハ。一番ニ公家法中と申入て。各被參。其後外郎進上之申上て。御藥備上覽懸。則外郎懸御目。其後善通士と申入て。善通士懸御目。其後日吉と申入て。御障子を内よりあけ申て。於庭上懸御目。其次ニ田樂と申入て。同於庭上懸御目候也。其後攝家以下。公家。門跡。法中西より被參也。是ハ殿上人被申次也。盛種本ニハ。日吉田樂事ハ無之。失念歟。

廿九日

一惣番衆。上様御被官頭ニ出仕。

御對面之時。惣番衆と申入なり。今日之儀如此也。

晦日

一長老并。公家。大名。外様。御供衆申次。番頭。番方少々。節朔衆事也。走衆。奉行衆出仕。

一吉良殿。石橋殿　出仕。

御對面次第ハ。一番ニ傳奏御一重。御廣蓋ニ居て持參。二番ニ又傳奏所々よりの御卷數持參。三番ニ伊勢守御一重廿。御廣蓋ニ居て持參。四番ニ所々より御卷數申次持參。五番ニ又所々よりの御卷數箱。御ひろふたにすへて申次持參。六番ニ御身固ト申入て。有宣

在通參勤　七番ニ細川[illegible]進上之。御扇十本。申次持參。細川殿進上と申ハなり。八番ニ又細川殿進上。革三枚　申次持參。九番ニ諸家進上之美物。目錄共申次持參。おい[illegible]に備上覽　十番ニ畠山殿進上。鼻革十間。畠山殿名字衆持參なり。德本之代ハ尾丹共參云云。但彼名字衆不參之時ハ。申次懸御目也。六番ニ長老達蔭凉軒被申次也　十一番ニ大名以下公家如常。次ニ泰淸以下つゝきて懸御目也。吉良殿ハ公家より前ニ。吉良殿と申入て被懸御目候也。

一御對面以前ニ。御撫物。御服也。申出之。御身固在之泰淸等勤之。定行。盛種本ニ在之。

一年始に御練貫以下各拜領之事者。一亂已前之由。盛種記ニハ在之。

此内兩樣之儀在之。

一常之朔日節句。御對面ニ管領已後。外樣衆。御相伴衆。其後番頭前ニ被參事。

一正月一日折紙進上之事。一獻以後。以前ニ進上之時に在之事。

一正月四日奉行衆と。上樣御被官以下と。前後進候て參事。

一大晦日ニ。長老達大名已後と候へ共。傳奏御一重持參よりも前ニ被參事。

已上四ケ條ハ異說也。

御亥子諸家出仕樣躰事。

一御對面所へ御出坐ニて。則申次御前へ參面々と申入候て。則三職以下御相伴衆之大名一列に御前へ被參著座候て。御膳まいる。

同二の御せんもまいる。左様ニ候て。三職以下一人つゝ直ニ御給候て。直退出なり。次ニ國持の外様同打つゝきて被參如此。其後二の御膳をあけ被申候て。御とおりニをき申て。常の外様一人つゝ被參候て。われと御せんの御なりきりを給て。頂戴候て退出なり。如此ありて。御とをりにをき被申たる御膳を。かけへ被取申候也。

一如此ありて。又別の御膳を持參候て。御前ニ置申時に。御供衆。御部屋衆申次以下被參候て。直に被下之也

一各參すミて。公家と申入て。公家衆一人つゝ被參候て。直に被給之也。

一傳奏之御事ハ。公家たちの中ニ被參候也。

一禁裏様より被參候御嚴重をハ。傳奏公家中ニて被參候時。被持參申候也。如此之段。もと／＼よりの御様躰なり。然ニ惠林院殿様御代。禁裏様御嚴重を。一番に御頂戴きりたきよし上意にて。面々よりもまへに傳奏と申入て被參候也。其分至于今。無相違候也。

一御膳ハ巳上三膳まいるなり。御配膳ハ如常。御供衆勤役也。

右趣者。貞倍記錄在之。

七日　延德四年正月御陣。

於三井寺光淨院。

一御對面次第。

一御出の所にて。御供衆申次縣御目。其次ニ當番の申次御通へ參。面々と申入。其次ニ三の御盃參　御配膳上野民部大輔并數の御盃まいる。御はいせん大館左衛門佐。御酌大館刑部大輔。

一數の御盃きこしめしはつるをミ申て。御太刀。金。右京大夫と申て御前ニ如常被置之。

細川殿不參ニよりて。大舘左衛門佐役之。此後一番ニ左兵衛佐殿。御太刀。金。持參。御盃被給之。二番尾張守殿にてあるへき處ニ。今日參賀無之。然間二番めニ一色殿。三番ニ細川讃岐守殿。四番山名彈正少弼。五番赤松左京大夫。六番京極治部少輔。以上御相伴衆各御盃給之。但御太刀ハ三職計進上之也。

一此つゝきに外樣衆。國持衆。
　一番山名相模守。二番武田伊豆守。三番土岐左京大夫。同次郎御盃給る。

一此次ニ御供衆御盃給る。

一此次ニまいさく日。御日にかゝる。五ケ番衆之内。小笠原備前入道。結城幸松。稻葉左京亮。今日ハ此兩三人懸御日也

一此次ニ毎さく日つしゆか。公家と申入て。三職進上の御太刀をかいとりて。すミにたて申。例年のことく此分也。今日ハ一番飛鳥井殿。二番河野殿。

一此次ニ田樂と申入て。如常御とおらの御しやうしをあけて。庭上にて御日にかゝる也。今日田樂もんあミ（ほんミ）。とうあミ（同）。松あミ（本座）。けんあミ（新座）。

　以上今日之御對面此分なり。

一御對面之時。御送あるへき御人數事。
　宮々。伏見殿。常盤井殿。此外攝家。但大臣ニ御なりなき時ハ御送なし。大臣ニ御なり候てより。御送候也。此外の公家衆ハ。たとへ太政大臣に御なり候共。御おくりハなし。

一法中ニハ。
　御室。梶井殿。青蓮院殿。妙法院殿。聖護院殿。實相院殿。淨土寺殿。大覺寺殿。三寶院殿。

此御人數ハ。御おくりあり。但御室梶井殿御事ハ。宮にてましますＩ間。不及是非。其外ハ准后ニ御なり候はねハ。御おくりなし。惣而門跡の御事ハ。准后に御なり候ほとのをハ。御おくりあり。此外未さやうの御方ニ御座あるへきか。次ニ宮門跡ハ准后の沙汰不及。御おくりなり。御室梶井殿にかきらさる御事なり。但宮門跡にも御おくりなきも在之由。承候也。

一長老達之事。禪家の長老。何も五山の長老。御送候也。

五山ハ京鎌倉同前ニ御送候也。

一美物之日錄書樣の事。延德三年十二月晦日。

一番左衛門督殿。二番右京大夫殿

三番尾張守殿。　四番一色殿。

五番細川讃岐守殿。六番山名殿。

七番赤松殿。　八番京極大膳大夫殿。

九番大内殿。　十番京極治部少輔殿。

御實子の御次第事

一如常御對面所へ被成御出。則申次面々と申入。三職をはしめて。御相伴衆の大名一れつニ御前ハ祗候て。二勝まいり候て。御相伴衆次第ニ頂戴候て退出候。其次ニ國持。（此内國持ならね共。國持ニしゆんし候。外樣も少々在之。）被參候て後。二勝參候。内一せん御とおりへ被出候て。如常外樣被參候て。此一せんハ則あけ申て　又別に一せん御前へまいり候て。御供衆。申次。番頭已下謝節衆。醫師。（三池跣又清も參候哉。）參候て。其段公家と申入候て。公家被參候。又御部屋衆ハ。御供衆と申次との間ニ被參候哉。

右此御對面之記錄ハ。伊勢肥前守盛正。以本書又令校合加筆者也。此奥之條々前

南本ニモ無之。盛正卿寫之訖。于時天文十六年□月七日寫之訖。校合之相手一色式部少輔晴具也。

大和刑部少輔

晴完

以宮内省圖書寮本謄寫校合畢

大正年中御對面記

一公方御對面之時。御禮の御人數之事。

伏見殿。常磐井殿。

近衞殿。一條殿。九條殿。二條殿。鷹司殿。是を攝家と申也。但大臣に御成候ハねバ。御送無之。其外之公家ハ。太政大臣に御成候共。御送無之。

法中に。御室。梶井殿。靑蓮院殿。實相院殿。妙法院殿。淨土寺殿。大覺寺殿。三寶院殿。

此御衆ハ御送にて候。御室。又梶井殿御事ハ。宮にてましますの間。不及是非候。長老ハ禪家也。いつれも五山ニ候へハ。御送有也。

一遊行上人奏者之事。西堂圍前なり。

一聖道ハあぢやりにて候共。西堂圍前にて候。

一律宗山伏など奏者之事。是も西堂なとの位に候て可然候、出世ならハ夫に從て奏者可仕候。聖護院なとハ宮にて御座候へとも。公方樣緣の御禮なく候、御盃も公方樣御初め候、盃の御禮も無之。是も西堂程の位にて候、然れとも大名の奉公衆なとハ。一其位のほとらいに御あつかひ候て可然候、是ハ何れも公方樣にての事にて候　法義仁躰によるへく候。聖護院御門跡ハ殊賞翫の事にて候、

一日野殿ハ公方樣の御外戚たるにより。常の公家衆よりハ賞翫申候也　清花なと程にも其あつかひ可有候。三條殿も日野殿同前也。

一勸修寺殿、冷泉殿、飛鳥井殿同位歟、

一大納言家も大臣に御成候へハ　清花同前に賞翫可申候也

一外記。官務。諸大夫同前。

一社家方之事。諸大夫同前。吉田二位なとハ。少賞翫也。

一醫陰兩道同前也。

一比丘尼の御衆。種々御座候。中にもうやまひ申候ハ、曇花院殿。入江殿にて候。此御衆ハ禁裏の御ひめ宮。或ハ近衛殿。其外攝家の御衆のひめ達にて候。公方樣のも。ひくにに御なり候よしにて候。

一御成の時、御茶をは公方樣、同朋へ渡申候。御供の衆以下の茶の湯ハ。私者同朋可存知也　御茶湯にさう紙有へし。

一御せいじやうにざう水桶。同ひしやく。同さうかミ。おもしにけさんも有へし。

一御こんがう三足。御輿寄に一足。御小便所に一足。御せいじやうへ御成の御緣に一足也。

一御はんざうたらひ。御手ぬくひ。御くろたらひ。御足のこひ。やうじ。

一御きやうずい桶。同たらひ。御湯帷。同御打敷。御末々の同朋存之。

右條々畠山尾張守殿へ御成之時。御尋之時。貞陸相注候て被進之。貞久言進申候。

一御成之時。置合進物次第之事。

弓。
そひら。
太刀。
御前。御座敷の床の前の疊に。むしろしかり候へとも。其上にハ御座なく候。
鐙。

一御成之時。夜に入候へハ。必番匠を二人程御殿の上にあけ申候。桶に水を入て置申候。かゝり燒候火の用心にて候。

一御太刀を御輿に入候時ハ。左の手にて。太刀のつかを持て。長柄の外よりおよひて入申候也。

一御成の時。御走衆ハ。舞臺と御座敷との間り。白洲に兩方に分りて三人宛以上六人祇候候へとも。御縁なとに御上り候事ハ無之候。

一御成之時。引敷馬のさきに持せて。行事有ましく候。供に持せ候。白きにくの皮本にて候。

一御成之時。前より被置候御鐙ハ。唐ひつのふたニすはり申さす候。會所へ御成在て。御膳進上の時ハ。唐ひつのふたにすハり候。

一於殿中。御前公家并三職以下の大名。御相伴の覺悟の事いつれも畏候。御盃の時ハ。ひさ立られ候。殘りの方々へ。そと御禮候て開しめし候。其盃ハ次第々々にさゝれ候。いつれも頂戴なく候。御盃計頂戴にて候。

一御湯漬ハあし付にて候。又御肴ハ。ひらをしきにて候。公家衆ハ三方にて候。御人躰により四方。も御用にて候。

一右京兆なとへ御配膳之時ハ。せんにそと手を御かけ候て。御ゑしやくにて候。御肴すゑ申候時も。御膳に御手をかけられ候。くたし候時も此分に候。

一御相伴衆の前にてハくはへ無之候。御連枝之御前ハかへ申候。御連枝とハ。御所樣の御兄弟の御事にて候。

一折壹合とハ。一ツの事を申候。折壹合も出ス。但近代ハつかひ候て出し申候。壹合折ハ魚類より參候。口傳在事にて候。精進よりも參候。

一式三獻。禁裏樣へハ御用なく候。

一三ツ盃之事。式三獻の代に用る事にて候。此儀ハ雜煮の前に用ると申候。

一御盃ハ三度入が先ツ參候。次第〳〵に大なるも參候。御折ハまんちうの折。必先ツ參候也。

一公方樣の御前に折の物幾合も參候。御右の方へならへて御置候。初め參候を。次第〳〵取申候。御はしをめして。我と聞召候。御相伴衆なとのおさへ參らせられ候事ハなく候。近衛殿なとは。御おさへ參らせられへく候。

一かハらけの物ハ。三方に五ツ計出候。俄の時ハ三ツもあるへし。土器の物をばとりずゑとも申候。御前に參り候は。四方にもすハり申候

一御肴とり替候時ハ。右に置て前のをとりて脇に置。さて持參のを御前へよせ。もとのを取て罷立候。左右ハ御座の勝手によるへし。

一御酒の時亂酒になりて。御加白洲なとに堪忍之事も有へし。時宜によるへし。是ハ御緣なとにて。御酒候て加へ候人在り所もな

き時ハ、如此も可有之也。公方様にても。自然ニ左様に候つる。御晴の時御前ハ、御縁に候て、御ひさけ白湯に有忍候つる。

一貴人の御前にて、酒又ハ茶など給へ候時、片手にて受用意以不可然候。らうぜきなる儀にて候。

一主人貴人の御前にて、御酒給候時に。自然ちりなど入候とも。取候事不可然候。大なる塵などにて候はゝ、一方にねぢ向ひて取可申候。よき程ならば、後に口の内にて取申へく候。

一公方様へ面々祗候の時。余の大名衆の内ノ者。■上に候時ハ、少腰をかゝめ候て、御禮候て御通り候。日禮はかりはいかゝ、雨ふり候てぼくりなどめし候はゝ、猶以其心得有へし。

一於殿中三職の御茶なと參候時ハ、同前衆に被仰付候て、御受用候。又小便なとに御入候時。同名衆一兩人あしつれ、被申。御手水など被參せ候、ともなと御入候事聊爾に見へ申候。同名衆などにてなき方など。御手水被參せ候時ハ、御一禮を被仰候。理運に御つかひ候事不可然候也。

一諸家へ御成の時。式三獻の事。公方様へ參候時ハ、別の間にて參候。其後御出候て、御能などはしまり申候。

一きそくたて物に。はしを置候て能候。はしにて進之候事本儀にて候。

一御所々へ面々祗候の時。御湯つけなと被下候事。毎々の事候。御前の御湯と。私の湯。ひさけ各別也。自然宮仕人失念候て。御前の御湯。ひさけを私の前ニ給り候とも。堅斟酌候て。請申間敷候。御點心の時も同前たるへく候。此儀に付て細川右京兆高國光

照院殿樣へ御成候時。於御前時宜有之。
一御湯漬ハ二の膳參候て。御湯上候。再進と三度迄ハ參候。
一御はい膳と申ハ。公方樣の御前を宮仕申候を申也。其外大名衆なとの御前をハ。御加用と申也。
一御酌にむすふと言事。殿中にてハなき事に候。祝言の時ハ仕候。故實之由候
一御成の時。公方樣御膳參候て下り候時。御膳上られ候人。御座敷眞中へ御持候て上候時。御相伴衆皆々座中へ罷出。御おろしを卒度手にてつまミ候て。御いたゞき受用候。是ハ御成の時の事也。近衛殿も御いたゞき候なとゝ申候。いかゞ。其外の事ハ不及申候。
一立砂の事。公家武家にハ寺社ニ被用候哉。不及見候。

一御門役辻かための事。隨分の人に被仰付候。御成の時ハ猶以其分にて候。
一公方樣の御使に大名へ參申時。太刀以下給候時。返禮ハ不仕候。公方樣へ對し被申ての御禮にて候間。此分にて候。
一惣領の名代に。同名之仁罷出役を仕候事。每々之儀に候。其時ハ常より少相替候。常より賞翫有へし
一於公方樣御能兩日させられ候事候。此時ハ前之日はかり太夫小袖を被下候。次之日ハ御所々々樣より皆御小袖を被下候。
一他家より鎧なと參候ハゞ。團ひつなから持參仕。御前にてあけ候て。ひつのふたひつの上に置。鎧胄をするゑ候て。懸御目候。別の間にて罷出。持參申事なき事にて候
一女中方表面向前に御座候時ハ。太刀目錄刀なと進上候ハゞ。御女房を以披露仕候。前

より置合候事ハ無之候　女房にて申事も、
又時宜によるへし
一おゝきと申事ハ、一のたいの御座候所を、
おつまと申候。是ハ公方様御成有迄　共に
も上座に御座しかり候へとも　其上にハ御
座なく候。御座と申ハ。いつもの畳二重程
のあつさにて候
一もゝ立の小袖。はたち過候てハきぬものに
て候、
一雨くれなゐすちハ。八十九十までも著申候
かた／＼くれなゐすしハ。三十よりすきて
ハきぬ物にて候。
一かたひらの時分、世上寒く候とて、かたひ
らの上にあわせ小袖なと著用の事尾籠也
かたひらにて包候て。下に著候事ハ不苦候
上にハゆる／＼著有ましく候
一公方様なとハ。か様にハ有ましく候へとも。
法住院殿様御代に。如此候のよし伊勢守貞
宗被申候。公方様さへも加様に御座候ハヽ。
下々の者の事ハ、なか／＼不及沙汰候
一あゐの染小袖著候事。いつれの人も著申候。
九月九日にハ猶以めし候。女房衆も同前に
候
一ひやうもんと云梅もへきるりひは紫にて。
いろへたるを申候　二いろ三色具ハ候様に
染たるハ苦しからす候。それハ色絵にてこ
そ候へ、ひやうもんにてハなく候。
一すあふ袴の色かハりたるを著候事。略儀に
候。肩衣袴同前也。
一すひたたれと申ハ。大口著候ハて。直垂計
著候を申候。略儀にて候。直垂の色ハ浅黄
か本にて候。紋ハ舞鶴居たる鶴を付る也。
一公方様御かちきぬの色ハ。紫香色也。白く
赤く。又とくさ色も御用にて候。

一狩衣猿樂ハ被下候事不存候。被下候ハヽ。すあふ同前たるへく候。替義有ましく候。

一すいかんのひもハかうよりにて仕事。本義にハ候。直垂の紐ハ。黒革。むめ革。紫革なとにて候。

一公方様すいかんせいかうこのまれ候。折えほうし。すあふなとめされ候事ハ。本儀ならす候。御元服の時ハ。一度めされ候事にて候。

一公方様御ひたたれの色の事。わかく御座候間ハ。香立にて候。紫色こく候。御年より候ハヽ。次第に御しやうそくの色うすくなり候。

一法躰のひたゝれハ。無紋にて候。

一冠えほしなと請取。わたしとて相定事不存候。去なから。渡候ハヽ向を人の方へなし候て可然候。公方様なと被召候時ハ。左に持申候間。請取わたし同前たるへく候歟。

一御供の時。うちこミの時ハ。惣別小者をは先へはしらかし申。次第不同に被参候。昔ハさ様に無之候。前後をあらそひ被申候間。うちこミに被仰候也。

一公家より武家へ御進上の目録に。御實名の下に。上文字を書れ候。たとへハ榮雅上如此候。是ハ取留置物にハ。何も上文字あり。可致返進ものにハ。上文字無之　御官位の淺深によらさる事也。

一披露申候折紙目録に。點をかけ候事有之以上に點をかけ候事可然候。又點の一色に點をかけ候事も有之。殿中にてハ爪點をかけ候事と有之。合點に不存事も有之。點かくる事ハ披露したるといまだ披露せさるとのしるし也。點をかけて。折紙目録等を返す事ハ有ましき事なり。

一三職の御案。京極殿なとへ御進上の目錄にハ。奥に御實名はかり御書候て。肩に名字官途をハ書れす候。

一童躰の人より進上の目錄にハおさな名を書候にて何丸の丸の字略してもくるしからす候。たとへハ虎千代如此候。

一諸家へ御成の時進上候御引出物。次の日進物の注文にハ。年號日付なとハ其時ハ紙を折すして書事本儀ニ候　奥ニ御奉行所とも書也。又宛所を書ても不苦候。

一奏者ハ扇をさし候ても不苦候。

一鞍二口一度に懸御目候事、一口は左の手にかけ。一口をは右に持て申候先二口共に下ニ置。扨左の鞍より可懸御目候。木地とぬり鞍ならハ。木地ハ右、ぬりくらハ左にて持參也。

一硯箱進物之事引合包候て、水引にてゆひ。折にすへて進上候。

一折の寸法の事。不定物にて候。

一金鳥金魚の時ハ。金鳥先出し申也

一進上の香爐に灰ハ入ましく候

一香爐に香をつぐ時ハ。盆を我前に成してつきて後に。御前に向る也。香爐計の時も同前也。

一公方様の御太刀をは。御劒と申候。其外大名のをハ太刀と申也。

一式正の時持せ候太刀ハ。黒太刀と申て鞘を刀の如くにぬり　はなれ目貫也。金物ハしやくどうにて候、ななこ家の紋。から草なとを彫るなり。しやうふ革足あいハたてしやうぶなるに。引目革を足あいの通りはかりに入候。つかにハさめかゝり候。糸巻申さす候。足あいも同前也。まき候ハす候。

一いか物作の太刀と申ハ。虎豹の皮にてさや

袋を仕たるを言也。其外毛皮にてしたるを言也。虎豹本にて候。

一あを(か脱カ)い作の太刀と申ハ。あをかいのさやの太刀なり。

一あかきのつかの太刀とハ。錦にてつかを包也。是を申也。

一御物作ゝ太刀。是ハ公方様の御太刀はかりつはハいてめかはにして。上に皮にて袋をする也。つかハ糸にてする也。此方より進上なととてハ。曾而不仕候。公方様より御物として御こしらへ候也。

一刀袋の事。しゆす段子にて可然候。進物に皮にて仕候事ハ。いかゝに候。

一山名殿家に。太刀二振持せられ候とハ。小太刀中半太刀之事にて候。惣而太刀を持せ候て。中半太刀を持せ候事。法なき義なり。

一扇の事ひろがりハ。大名傳持候。さきひろ御持候事ハ無之事にて候。平生ハひらき折可然候。細川殿御出頭之時。必中ひろかり。小者に持せ。先にはしらかされ候。平人ハ無之事にて候。

一出陣の時。供の次第の事一番にたて。次ニ首矢のふし遣へし。其次に塞ひつ。きせなか。兩人。次にはたさは。あひしるしなりとも。次に乘かへ二疋三疋も分限次第。さて小者三人。打刀。敷皮持。胄小者つかふ時ハ。打刀。左の方胄。右の方敷皮持たる小者ハ中。其次に射弓。次にはりかへ。打物ハ力者。中間之間持する也。我乘馬。左の方ハ小太刀兩人。かいそへ兩人。小鑓乘馬のあとを行。又あひしるし乘馬のあとにもさゝする也。さて數鑓。其後騎馬幾騎も分限次第也。

一敵の幕をはひくと云。みかたの幕をはうつ

といふ也。

一大的ハかけはつすといふ。小的ハ立るといふ也。

一的木と云へからす。まと弓といふへし。

一弓に一張木。二張木なとゝ云へからす。たとへは弓をさして。此弓にいるほとの弓二張ほと。なとゝハいふ也。

一弓をさして。此弓に一ちからつよく候と云事有ましき詞也。此弓二張ほとつよきなとゝ云。にきり下にてひく程になとゝいふ。

一的矢にハ。すげふしと云へからす。いつけのふしと云へし。

一常の矢をいつけのふしと云へからず。[illegible]けふしと云。

一弓を射るといふへからす。何にても射る物をさして。何を射ると云へし。

一遠射すると云へし。遠矢いると云へからす。

一つぼばゝといふへからす。坪の馬場といふへし。

一よき弓とほ[illegible]へからす。よき射手とほむへし。

一弓を只わけもなくほめましく候。はりかほのよき弓となりとも。又何としてよき弓と甫所を云事也。

一鹿なと射ぬきて云ましき也。射とほしたるといふへし。

一新木いまた射ぬ弓を出し候事。上下のにすを紙にて包み候。但絃のかゝりたる弓をは包ましく候。包様ハ順にまき。外竹の方へ折かへして。紙よりにて二まはし。外竹の方にてまむすひにして。はしを切也。

一我が目のとをりより。高くとまりたる鳥をハ。ちいさくとも。肩をぬくへし。大鳥をはみな肩をぬきて。いるへし。

一木ほうのなかさ四寸五分。

一弓の重籐の事。籐の寸貳寸五分。間廣ハ五分。地ハ黒き弓也。

一弓の籐名所の事。にぎりの上ハ矢すり　末はず。もとはずハかぶら籐と云也　其外ハ定なきなり。

一おん鳥の羽音。ことゝゝ。めん鳥の羽音はとゝゝと云。

一海上にて鳥を射事。ゆかへしをせざる事也。

一矢開の鳥の事。すゞめ。つぐみ　うづら。ひよとり。ひはり。間前にて候　さしたて候ては上の三ツをいふなり。うづら。ひはりをは見そたてたるといふなり。鳥とはかり申時ハきじの事也　若又拳にすゑ候ハゝ。さしかひ候方を上になし候。

一矢の根のなかこをはのよりと申也　名物の篦よりハ。はずぎは迄長し當ニハのをよると書なり。

一かちだちの時。左の方ハ左ゆかけと云。右の方を右ゆかけと云。かたゝゝとも一具とも云ざる也。馬上にてはかりもろゆかけと云也。

一馬の毛の事。くろの馬。春の毛。あし毛つき毛　かはらけ。さめかけ　あしかぶち。れんせんあしけ。くろくりけ。くろつきけ。さびつきけ。きつきけ。くり毛。ふち。ふちかすけ。くろかすけ。すゝけさび。しんのくろ。ひはり毛。二毛とてねすミの毛の様なる馬の毛青也　四ッしろ。いつれの毛にもあり。かけ河原毛。くろかはら毛。いつれの毛にもあり。くろかけ。あしけ。しらあし毛。

一毛ころへと申事。五間の馬場に同毛五疋立るを云也。一説に。別の毛そろゆるといふ

事悪候

一差繩ノ事。二丈三尺。なかけれハ五尺ほとよかるへし。

手綱の事ハ七尺五寸也。はかひハ不定也。

一手綱の長サ七尺五寸。腹帯ハ八尺。但人によりちかひ申候なり。小笠原殿の御意書付候也。

一しん綱の事。赤が能也。あさき不苦。略儀也。長サ四ひろ。一二尺か能候也。是ハかうきはにかけて。おとこむすびに結ひ。轡のくはんにむかふより。あとの鞦ゝとをしてよし。上へとをしたるか能候也。

一馬一疋。二疋と云。廐よりはんたしたるといふ。ひきたしたるとハいはす。

一馬のたけ。尺。一寸。二寸。三寸。四き。五き。六き。七き。八寸。九寸といふ。一寸より高さを[illegible]したると云。いつれにもわたるなり。

一手繩の事。昔ハ白黒青三色を打ませに候。近代ハ皆赤く染たるを用候。長サハ一丈五尺あるも六尺はかりにも仕候。可然候。

一手つなの長サ七尺五寸とハ申習し候へ共。其内長短ハ人のこのミによるへし。殊に犬追物なとにハ。人の好たるへし。又八尺にも拵候。

一腹帯ハ八尺にも。八尺五寸にも可然か。二重腹帯ハ一丈一尺に拵候へハ能候。何も定法ハ無之由也。

一かまさし繩。一丈八尺。又四ひろかたわき也。本説也。

一つゝ打槌。四寸一分柄七寸。一クシ。三寸五分。

一竹刀貳尺五寸。或三尺。一つゝ打刀　七寸

ヒラ二寸。ツカ九寸。一つゝみ打板。二尺三寸。ヨコ一尺五寸。アッサ一寸二分。一藥筒。一尺貳寸。節より上ハ四寸二分。一結たらひ口貳尺。深サ九寸。一馬船。長サ二尺。ひろさ一尺七寸。深サ壹尺三寸。

一ムチ二尺一寸、大キナリ。一はなねち。一尺八寸。緒ハ三ツくり。三寸アナチトヲスヘシ。一差縄、一丈六尺、又ハ二丈五寸ニモスル。

一ウラホリ。鹿角六寸五分、一バクヒシヤク。エ五尺五寸、口七寸。深サ八寸五分。一ハイハラヒ馬ノ毛、二尺。エ二尺七寸。一ネコガキ二枚。フセ草ノ鴛ナリ。二枚を一間ニ仕合テ可用之。子コカキニテハナク。フセタラモ有之。

右之道具之事。當流に用事分ハ別也。此趣ある本に有之。任御用寫置畢。

永正三 十一月十八日

一竹刀二尺五寸にも。又ハ是より長くも不定。節ハ半たるへし。

一ツメ打刀寸不定。人の所好ニよる。

一ツメ打板二尺三寸にも　三尺にも。横一尺五寸ニも。厚サ一寸二分。

一藥筒一尺二寸。節より上四寸二分。

一ハナネチ一尺八寸、緒ハ三ツぐり、長サ六寸。

一バリヒシヤク。柄五尺五寸。口七寸。深サ八寸。又ハ八寸五分。

一ハヅナサキ。八尺にも九尺にも。

一結ダラヒ口二尺。深サ九寸。

一公方様三管領のはうをバ、力者と申候。平人のをはばうを力者と申事有ましく候。又御小者をゝ。御小人と申。平人のをは小者と申候也

一公方様の御小者六人。何にても不持。力者に長刀はから御もたせ候。此分にて候。

一御前迎の次第。小者楽役。續松二ちやう。三尺貳寸ニ十二節。小者楽役。ちやうちん二ちやう。小者役。輿のかいぞへ。何かし二人。色々口傳有。但我家々の舊例をも用る也。

一輿十二ちやうの時ハ。大略先ハ上﨟なとのめし候。其次に主人ハ被召候。其内之時も先へ主人ハおすたしく候。

御所様御用候。御ぬりこしの事ハ。赤うたしいうすく御座候。御金物ハしやくとうにて候。御すたれハ黑らす候。

一宮の御かた様の御こしハ。是も赤うるしにて候。金物ハきかな物にて候。すたれ同前懸ます候。

一燭臺出様之事　一ツ高座の客居にすこしよせて可置候。一ツハ下亭主の方へ見合候て可置也。しんを取候事も高座より取申候。出候人の役に候。しうくせつにて　と　おろし候ハて取申候。本義にて候。はしにて取候事も在之。小刀なとにて切候事。ゆめ〳〵有ましく候。

一水の臺の事。無替事候。又しんにかゝミ候物候。是ハ何方へむけ候様なと無之候

一書状に。太刀馬一疋と申候時ハ。太刀一腰　馬三疋毛なとも書申　目錄にハ一疋より外不書候なり。

一高札の板の長サ一尺貳寸　廣サ一尺程ニ候歟　但人により。是よりちいさく被用候何も〳〵よこよりハ二寸計長く候。又條數あまたの時ハ。廣サハ其條數によるへし。兼て進に不及候。厚サも不定。五六分にも可有之歟。竪板なるへし。

一書状の宛所に。何某殿と書て。脇付に御宿所と書事　公家にてハ重言也とて用ひ給はす。武家に限て用之也。殿も御宿所も同意也。されば重言なり。

天正八年十一月十七日　伊勢因幡守貞知

右宮内省圖書寮本謄寫校合畢

室町殿上醍醐御登山日記

永正十五年十月十七日

十三日。雨下。去十一日門主爲御生見玉御參室町殿。御猶子之故也時宜快然。山中之躰。内々被尋仰云々。今日以伊勢兵庫助。當門跡申次被相定候也被仰出云。來十七日。可有御登山并山下御社參。但於御一獻者。不可有用意之由上意云々。門跡頓被思食故也云々云無餘日。云御不弁。旁以被馳走畢。次路次可爲淸瀧寺。花山。栗栖野。勸修寺。小野。掃除之事。於小野醍醐之分者。爲門跡被申付。其外者如例觸口催之歟。

十四日。雨下。晚晴。路次掃除。自今日所々作之云々。伊勢兵庫助。以大貳法橋申遣云。下醍醐御社參之砌。僧正房御下輿處參向。被申寺中之儀。自然御尋子細等。具可被申入之由。内々上意云々。僧正房當于時御面目哉。

十五日。晴。山下寺中之掃除年預隆詰法印。嚴誠阿闍梨兩人奉行。拜殿北小石橋。二天前小石橋等。假以板懸之。拜殿内外之莊嚴以下。悉皆年預申付歟。御輿昇南入罷下。御輿立所等之儀申定之云々。

行難叶、由路狹少、御笠可參事不可期之間。以御忍之儀可爲御塗輿云々。仍於御手輿者。尙門跡方者御塗輿之後舁之、從院家千鶴一人被雇召之間進之、先釋迦院中門開之、門主庭上御蹲踞。宮門跡之外御此也云々。則御輿被寄東椽。入御畢御劍役右馬頭。領家衆參向中門外蹲踞。令敬屈了。御一獻已前御成後。水邊門主誘引被申、折節山鳥徘徊。御自愛不尋常云云。

御一獻事。先日不可有其用意之由。内々雖被仰出。如形御盃可被參分也。初獻雜煮御盃通、伯中將。藤兵衞佐御供衆五人。御配膳者右馬頭、七郎、駿河守等沙汰之、御手長門跡房官卿寺主、大藏卿寺主。宰相寺主三人。御次二間迄運送之也。

第二獻冷麵御通如前。其後領家衆進上御太刀金覆輪。申御禮了。僧正房。報恩院。絹衣。絹袴。紫小袈裟。松橋。童形水干。予紫小袈裟金剛王院。次房官衆進上御太刀。大貳法橋、少納言上座、大藏卿。寺主等也。予、松橋始而御對面之間。重而御太刀金。進上之。申御禮了。其趣兵庫助披露也。次山上山下寺家。十合十荷進上、由務法印隆助。山下年預堯範。祗候、御通、可被御覽之由被仰出。仍御馬、御太刀金。進上之。

第三獻、御湯漬御通、伯中將、僧正房、藤兵衞佐。報恩院、右馬頭、予、左京亮、金剛王院。七郎、駿河守、兵庫助、此後門跡出世紹信僧都、嚴誠阿闍梨被召出。其後房官。大貳法橋、少納言上座、大藏卿寺主被召出之。前々御成之時。於房官者少々被召出歟。出世黨無其例云々、然而今度嚴誠左京亮親依致御供。中成事歟。

次實幹院童部。伊勢兵庫助爲子息、仍以取合御懸御目者也。

次自門跡御馬御太刀持。御進上之。伊勢兵庫披露。御賞御祝着之由被申入了。
次門主内々依被申御物語。附属御覺實五大尊等。可有御拜見之由被仰出。則被懸御堂御拜見也。僧正房。報恩院祗候御前。御導之子細等一々御返事被申入。御堂様達者紹信。豐誠兩人。御本尊箱等運送也
此間於御次間。御供衆等一獻有之。僧正房。報恩院相伴也。配膳信濃。有見以下侍衆勤之。
第四獻。御吸物。御折二合參。御通藤兵衛佐。伯中將。御供衆五人。御走衆六人。直阿其後門跡出世。大藏卿公棄怡依金剛王院訴訟被召出之。兵庫取合也
第五獻。御吸物御折二合。
門主以御酌被申入。則大樹以御酌門主被申。猶御酌。伯中將。藤兵衛佐。僧正房。報恩院。予。金剛王院給之訖。猶御盃可參之由。兵庫助披露之處。御沈醉之間。可有還御之由上意。時宜尤快然珍重々々。還御午半剋。御輿如前被寄御椽上。門主被下庭上。御禮被申入。領家衆四人。出門外蹲踞如前也。今度御一獻方爲門跡御用意。悉皆宗珍奉行歟。御束者雖不被仰付。時宜爲見計。下津野與次郎祗候。還御之後。被召門主御前被下御酒了。事終領家衆幷出世房官。侍衆等進上御太刀。金。御成無爲珍重之由申入。其後御盃御通事終。各退出也。
還御路次。不被經寺中。御下輿之儀無之。自南大門前西。自無量光院辻子北。自赤門通馬場御下也。供奉衆者從馬場末(下馬札邊。)乘馬云々。依爲遠路御成被引御馬。兼日各依無其覺悟。御廐不被立之。依馬場邊業之歟。不可然。舍人令腹立云々。

今度諸事。宗珍奉行才覺之故也。雖然爲一身御一献等之儀申付之間。毎篇越度出來。向後能々可有用意事也。

伯中將。藤兵衞佐俄御供之間。木具等用意不足。仰天比興事歟。

御榼。手洗側ヤワミミ（奈良紙。）不置之。有御用事被乞之時。馳走不可然云々。

御酒奉行三河法橋居閑所之間。御加御酒遲迯遲々。尤不宜事。

御膳之供御與惣之飯一度用意。尤聊爾。向後可爲各別事也云々。

松橋早出。幼少之間。進退不弁之故歟。

妙法院依所勞無出頭。部屋衆無念之由申之云云。

自公方。御太刀被進之。（銘可問之。）

御走衆綱所祗候。一献配膳者門跡垂髮千菊。紅阿彌以下勤之歟。

御小者迄者一献有之。御輿舁御酒給之歟。可尋之。御厩者山下祗候之間。御酒不給之云々。

右條々註之。雖在其席於不見及事者。傳說不分明歟。後日尋決之可清書也。

注置事也。

永正十五年七月十八日

嚴助。

釋迦院指圖

西

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫而以同本并同圖書館本校合畢

細川亭御成記

大永四年甲申二月日辛未御成事細川右馬頭殿。之

子細者正月廿八日御屋形様。是様御寝殿被頭殿造候。御成可有御申。殊鷹野に被可有御成候處。當年未無御成。初間急度可有御申候之由御申有。大舘豫州。勢州祇候有而。同日ニ尤可目出(度)被申條。上意様御氣色も可然かたる。俄ニ御用意有。然而御寝殿御作事未調候而被□者。就本門者可取立與由有之。雖然既正月廿八日に御成あらまし有之間。正月者過而二月三月ハ御不□立月たる間。是様三年六月晦日。任御成之例。從小門御成有。今度者大永四年二月六日午剋御成從小門在之。御塗輿。御立烏帽子。御直垂。御服ハ御織物濃(面イ)くこく。是様も御直垂。小門外に北向に御輿有。御内衆も年寄衆各罷出畏。御屋形様ハ前より是様御座有て。平中門の外畏有。御小すわう御成。御供者大舘兵庫助殿。御劔ハ九郎殿。駿河守殿。畠山次郎殿。勢州。伊勢備中守殿。伊勢左京亮。千阿彌。御妻戸より御成有て。於御寝殿三盃参。御盃御給有。御太刀金御進上。聴而御直垂を御ぬき有て。御小すわう。式三献参。

御進物次第。式三献之時。

御太刀一腰。白。御鎧一領。御弓一張。御征矢一腰。已上。此色々ハ前より御寝殿之御庭に積置候。鎧御召替。式献参テ其後。御馬一疋□印。栗毛御進上御馬。但駿河守罷出請ニテ御馬ニ白手綱さゝへる。御中門外迄着。伊勢兵庫助引テ。駿河守殿江渡申。於是御目御馬候時者。御屋形様。是様其外衆御庭上に御畏有。其後少々間有て。

初献参。二献。三献。

一三献目の御肴を被□御相伴ニ可有御参由、以大舘豫州勢州被仰出。種々雖有御斟酌、數刻御居形様年寄衆祗候衆に悉御談合有て、允可然由申間、御相伴に御参之爲御禮。御太刀一腰。行平。御馬一疋川原毛。雀目結。印 五千疋御進上有。是者御相伴之御禮也。

一御太刀一腰。正恒。御練貫五重。引合十帖。勢州被懸御目候也。御太刀ハ御持參。是ハ三献目の御進物なり。

四献。五献。

御太刀一腰。直守。御香合一。剔紅。御盃一枚。堆紅。

六献。七献。

御太刀一腰。次依。御繪二幅。王季本筆。御盃一枚。堆朱。

八献。九献。

段子五端。色々 御盃一枚。堆[illegible]

十献。十一献。

御太刀一腰。包平。御刀一腰吉光。

十二献。十三献。

御太刀一腰。持。御馬一疋。鴾毛印雀目結。富壽殿御進上。是様御曹司様也。

御太刀一腰。御やかたの御進上。

御太刀一腰持。同六郎殿御進上。

御一家衆御進上。

御太刀一腰。金。　五郎殿。
御太刀一腰。　民部大輔殿。
御太刀一腰。　五條殿。
御太刀一腰。　駿河守殿。
御太刀一腰。　九郎殿。
御太刀一腰。　淡路刑部少輔殿。
御太刀一腰。　治部少輔殿。
御太刀一腰。　又二郎殿

御相伴衆

御屋形様。冷泉殿。日野殿。三献目より是様御参有。

六郎様者。御相伴に無御参候間。奥之御番所之其奥の御さしきにて。御喝食と御一所に御湯漬。御點心まいるなり。

無御相伴被参公家外様衆。御供衆替々に御納の戸の北の四間并奥の六間にて。御湯漬御點心まいる。式(或イ)御前に隙入。式(或イ)能を御見物候間。無御隙候て御肴者不参候。飛鳥井中將との。藤兵衛殿。五郎殿。民部大輔殿。五條殿。大舘豫州其外少々不参。

申次并詰衆悉被参候。一疋者皆以使者候て可被参之由。依被仰由。是も御湯漬點心計参。替々に奥の於番所被参。相伴赤澤兵庫助。長鹽又三郎打替に。御走衆六人さしきへ。御一殿を屛風にてしつらい。南向にハ障子を立。於御前不見候様に屛風を立なり。

御湯漬點心計。肴者略之。相伴赤澤兵庫助。麻植修理障子を立。於御前不見様に屛風を立なり。御湯漬點心肴者略之。相伴赤澤兵庫。

一御小者六人。奏者所一疋も南西こし障子をたて。猶屛風にて立寨て。湯漬點心計。相伴南鄕(部イ)與介六人共。御庭に着座仕候迄。與介罷出。請入候也。

一侍雑用三千百地藏。参。湯漬點心。是も奥の番所にて相伴者成也。翌日ニ二百疋被下也。

一御輿舁中へ柳貳荷兩種被下候也。

一かないわと(マヽ)御てうしや(イナシ)く御牛飼以下者。何も柳壹荷兩種被下候也。

一御むまやの者。兩種柳貳荷被下也。

一御門役。東の小門より御成有。天笠(笠イ)孫三郎殿被勤之。入夜挑灯二ツ。御門ヽヽ釣之。

挑灯御前より被仰付。蠟燭幷篝舟今木猪三郎殿被出て。是ハ大御屋形様へ御成之時。如此有之由。香河日向守専也。南部但馬入道中間如此有之。

一裏御門役。赤澤兵庫助仕之申（且し）。是ハ挑灯ハ不釣。篝舟ハ内（河）赤澤申付候。

一辻固小門。今道之東今少前より御屋形様也。御前を南へ若槻北村大斎迄。又東者吏島前を東へ所々篝舟を燒申。是ハ内藤彈正忠。自身烏帽子かミしもにて勤之申。北者藥師寺九郎左衛門。同與次。是ハ秋庭屋舗北ケ頰より南へ。諏方社の北。寺町三郎左衛門尉門のとほりまて。九郎左衛門尉與（次カ）一兩人。自身烏帽子かみしもにて勤之申候也。北門のきはをは。赤澤源次郎。同名又三郎勤之申。篝を燒。其より北寺町前。又諏方ニて門今物是様之裏御門の䂓までか。是様之衆々として勤申也。

一継屋奉行幷屏中門役ハ。勝田左衛門尉勤申。屏中門にも勝田篝舟（但マ）を燒。組衆庭當方五百疋。蠟燭四挺拵。但両度之蠟燭也。此二色は御前より（ナシカ）御出候也。大やかた様の引□（マヽ）也。此外にはしかくやにハ入候事無之。

一雜掌方奉行之事。
赤澤兵庫助。小あは一。

一御膳奉行赤澤兵庫助。麻植修理亮。

一御座敷奉行南部與介。西山源次郎。藤□筑前入道。

一御盃臺幷御折奉行。同兩三人。

一借物奉行宇津三郎左衛門。幸井四郎兵衛。朽木信濃守。藤津神右衛門尉。

一蠟燭奉行。和桑彌三郎。珍阿彌。重阿彌。御前之御茶湯。瑞阿。是者大御屋形様にて

仕候間。是樣にても被仕候。從有御成者。
公方樣同朋に渡之。
一御供の衆。公家。外樣衆の茶湯者玉阿彌。
一通之茶湯ハ。千阿彌。是樣平阿彌。
一御手長衆。寺町但馬守。長塩民部丞。香西四郎左衛門尉。(右イ)安富亦次郎。大田對馬守。波多野孫左衛門。
右何れも年寄衆也。
一觀世太夫能仕十五番有。十戸(マヽ下同ジ)觀世同能仕候也。大夫ニ五千疋被下之。十戸觀世に千疋被下之。
一田樂。小阿彌。登阿彌。河內日吉大夫罷出。致伺候度由申候。從是當方へハ何も不致伺候、大屋形樣ハ雖爲御意候。何の御記錄にも無之上者。不可然候由被仰候間、不致伺候。
一是樣衆御禮申次第。天竺(笠イ)孫三郎殿、上野源四郎殿。赤澤兵庫助。麻植修理亮。長鹽亦三郎。小河之一。赤澤源次郎、赤澤又三郎。鬼窪源四郎。以上。
右御太刀一腰。金。千疋宛進上、勢州披露。有御通、有御酌、日野殿公方樣は、公卿の間南折妻戸きはに。乾向に御座有。各御禮申所ハ。九間の乾ノ角細戸の前の西よりなり。
一御屋形樣守護代四人御禮申。各持太刀進上。香河美作守、內藤彈正忠、藥師寺九郎左衛門。藥師寺與次。是も御通あり。御酌同前。是樣衆御禮申。其のち□候也、
一御進物、悉翌日に以目錄御進上。御屋かた樣守護代四人、是樣の衆進物。何も一紙被加書、是より御進物あり、御使麻植修理亮。以御目錄。千阿彌。古阿彌兩人に渡也

一就御成。従方々御太刀。御馬。御鳥目。御盃臺。
(柳イ)折樽。美物以下参事不知數。注文別紙在之。
一就御相伴。公家。武家。寺庵より御禮有。
是も御太刀もち并金其外色々参。
一御成并御相伴に付而。御禮返しに御出あり。
また御内衆爲御使罷向。
一内藤。藥師寺兩人辻固申ニ付而。御折五合。
天野五荷。夜ニ入以御使。辻固の所へ被遣
之。
一東雲軒與力衆。北西御築地之外御警固申。
是も御折三合。天野三荷被下之
一辻固御手長大御屋形様の守護代并年寄衆勤
申事。爲大屋形様。宿老衆へ御尋在之。右
子細者。長祿三崇禪寺殿御代御成御申時。
辻固御手長の様無之候間。御談合候之所。
宿老衆被申旨。典厩御家ハ不混自餘之御一
家。御代々爲御猶子。既爲御□小殿下申上
者。辻固并御手長可勤申由。同日に被申候に
より如此有。自餘の御一家にてハ不可勤申
由在之。
一御屋形様御供香河美作守。寺町三郎左衛門。
奈良修理亮。
一六郎殿様御供衆秋庭備中守。波々伯部兵庫
助。
一御辻固守護代三人。御供衆其外御手長衆。(笠イ)
何も一所に御湯漬御點心在之。是様衆天笠
孫三郎殿。赤澤兵庫助。麻植修理亮。其外
少々相伴在之。就御成貞長申付候也。
一とつけの緒萌廿一代貳十疋。
一篝の黒木の代ハ十疋。御庭の頭取に渡之。
但篝木ハ波々伯部兵庫助申次。鞍馬より進
上候間。町の代に遣之。
一御太刀包平。貞長進上。上ヲ作ナヲサル丶
代。

一御太刀行平。同人所持候也。御借有。是も上ヲ作ナヲサル、。
一御太刀藤四郎御前より出ル。是も上ヲ作ナヲサル、。
一御一献廿五貫文。但大島請取仕也。御相伴七人分也。
一御供衆公家ノ類巳上六十五人分美物少々。酒は悉別に御下行候也。先々遣（マヽ）美物白鳥二。雁五。塩引二尺。熨斗鮑五百本鳥。
一手縄二筋。内白手縄一筋。（マヽ）
一鑞鍋壹ツ。西山源次郎秘斗代壹貫三百文。此外鑞鍋二ツ。御局より出。以上參鍋カケサセル。但東行高井田蠟燭色々注（古カ）文在之。但三鍋かけさせへきにて候て。右阿彌蠟燭進上候間。二鍋かけ候。一鍋ハ御局へ返し申候。
一御西詰。キヨメノ桶同柄杓。

一挑灯貳面の御門役へ渡。天笠（竺イ）孫三郎殿被勤之。南部入道。鳴野備前入道承候而。此挑灯代廿疋
一國光御太刀つくらせらるゝ。但此太刀貫計。河田進上。
一琴の糸繪張ノ御用。（マヽ）
一御繪宣折釘并絲門等。
一拭布五尺。
一御太刀一腰代貳百疋。御曹司樣御進上有。是ハ大部屋ニて取之。
一段子の帶取二ツ。是ハ長鹽民部方進上之。
一貳百疋□下門御成の時。
一參拾貫文御禮物內。御局より出之。御錢ノ一領之代。
一千疋。千阿彌に被下之。寺同朋。
一三百疋馬代殘り候。進納大館伊豫入道殿へ。
一十貫文御禮錢之內。御局より出ス。大御屋

形の上のへ進上。

一參十貫文同前。大御屋形のへ御進上。

一御成之時。五千疋赤澤又三郎被仰付之可給候。是ハ中島段錢之引替之由在之。

一扱金參枚給候。是ハ返上申候。方々ﾑ御要脚參候間不入かく(マヽ)條如此。

一五貫文。請樂廿五人一獻方へ渡し。是者大島請取無之。其子細ハ御一獻方能々仕候由。被仰出之由申。御太刀御馬被下由申遣之。

一壹貫六百文。山王御奉納之午(馬カ)の代也。

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫而以同本幷同圖書館本校合畢。

三好亭御成記。永祿四年。

御成之次第。

正月廿三日。三好筑前守義興爲御禮上洛也。翌日廿四日。有御出仕。卽被召加御相伴候。筑州御宿梅津長福寺有御逗留。日々公方樣之御出仕也。二月朔日。御出仕之時。御紋拜領也。其時。松永彈正少弼御紋拜領仕。

二月廿三日。鹿苑寺爲見物。義興御出之處。於御寺御酒被聞食半。公方樣御酒迎有之由。勢州被仰出。御同朋緣阿彌爲御使。唯今御成之由被申處。義興忝被存。早々殿中伺候被申候。御所樣御氣色不斜。大御酒有之。筑前守不及申。內者至迄。於庭上御酒被下。誠目出度次第無申計。卽御酒迎之御返有之。於公方樣御龍。其外雜掌以下旣被申付之處。

三月朔日。筑州御出仕之時。大館陸奥守。

上野民部大輔。伊勢守被申事迚。御成夏中可被申候、其刻可然之由也。筑州御酒迎之返寄事略儀候間。重御成可申。先御返可有之事候。尤無餘儀年寄共迄被申之處。御兩三人重疊被申事。少不苦事也。唯々是非共御成被申時分可然之由候、殊更御所樣御氣色意能見候。兎角不被及御請被申候、然俄事成立賣北道正際木下古御殿御末迄御座敷構、北平張打爲御末衞被退。築地西向被立冠木門。破風狐戸用意候。作事奉行池田丹後守。米村但馬守也。

一舞臺東向門北樂屋被圍候。

一御馬被牽候由。假御厩二軒立候也。但(マヽ)駄御馬被牽。一軒進上之御馬被立候也。

一御門役。冠木門之左篠原左近丞、右加地權助也、大心院之方ヨリノ道。光照院之御前之道筋何幕打。兩人之人數而辻固

一西小門役、河原林帯刀左衞門尉也。

一裏御門之役、御中間衆也。

一光照院裏町ヨリ立賣迄、池田八郎三郎辻固也。

一御警固。伊丹三宅被申付候也。

一辻々之篝火。惣奉行ヨリ被申付候也。

一御納戸構。四間ノ御飾物、一間中押板繪二幅山水也。筆ハリン。三具足。キヤウシコシ香爐。香合。花折机。何茶椀物也。花周慶也。花ノシンハ松也。

一違棚。御盃。同臺。湯瓶置。下食籠有之。

一同御座敷納戸構。右(有イ)文臺。引合一帖。杉原一帖。上文チン在之。御硯中筆一對。墨一挺。同墨指。錐。小刀。水引入在之。

一同四間。御鎧。弓尻籠征矢數廿五被指候、御納戸左右之御殿南向具甬。弓東立被置也。

一同御納戸之前南向有御座疊。此御座敷ニテ。

式三献進也。
一九間之御座敷西向飾之事。一間押板繪三幅。中ワウキシ（王輝カ）。脇面筆也。三具足コトウ香匙。香爐。香合。大机。花周季。蠟燭臺。兩脇花瓶。竹ノ節茶碗物也。有花。シンハ何レモ松也。
一奥四帖半有御茶湯。何御座敷。壽阿彌是飾金屏風被立也。
一茶碗同臺。一茶杓（サシヤク）。一茶壺。
一茶筌。一茶巾。一水指。水コボシ。
一御盆。一火ハシ。鐶。一カクレカ。
一臺子。
一御茶間棚際雜紙アリ。重シニ文洗アリ。紙奈良ヤワミミ一束アリ。
一此御座敷。楾角手洗（ハンザウツノタラヒ）。御手拭掛在之。
一御西淨之内桶箱有之。
一同内棚雜紙アリ。重シニ石ヲ杉原ニ包テ置也。
一御手水桶（ヒシヤク）箱アリ。一御妻戶ニ掛筵在之。
一折釘ニ御手拭アリ。一コンガウ（金剛）ノ事。一足ハ御奥寄ニアリ。一足ハ奥ノ御緣ニアリ。一足ハ御廁以上三足。
一御成從武衞路被爲成。未上刻候御塗輿。御立烏帽子。御服織物檜皮色御袷。ヒワ色シヽラ。香御直垂。御袴也。筑州御裏ウチ大クリ重也。冠木門外南向畏給也。同名諸士各々罷出伺候仕也。
一右京大夫殿（氏綱）。修理大夫殿（長慶）。御椽下南向畏居。右京大夫殿御供兩人。匠作御供兩人也。
一御成之御供右馬頭殿（藤賢）。御劔御持候也。大館左衞門佐殿。細川中務大輔殿。上野民部大輔殿。伊勢左京進殿（貞孝）。松永彈正少弼殿（久秀）。伊勢兵庫助殿。勢州万阿彌也。
一從妻戶御成在之。奥四間。式三献マイリ候。御盃筑州（義長）被下。此時御太刀進上也。時參。

一式三献過。筑州裏打被召替。單（スアオ）青袴被著候也。

一御所樣式三献過。御馬爲御覽之。自妻戸御椽迄被爲成。乍立御覽被成候。先例御椽迄出御事無之。乍去御氣色次第之由。右馬頭殿御劒役。御椽畏給。

一三好日向守（長緣）御馬被懸御目候。裏打大口重。御馬駱（カワラゲ）也。印鹿笛也。御鞍置白手繩（綱カ）被指候。御庭狹ニ付。塀中門ヨリ不牽。冠木門ヨリ牽被參也。冠木門迄。寒川。余田烏帽子單靑兩人牽參。日向守渡被申也。御供衆庭蹲也。其外京兆。匠作同前也。

一西向九間之座敷御成ニテ御盃參。同御座配。

東

押板

御床置

公方樣

廣橋殿
藤新宰相殿
右京大夫殿
修理大夫殿

勧修寺殿
飛鳥井殿
越前守殿

是ヨリ出入

西

一初進上物之事

進上

御太刀　一腰

御弓　征矢

笛。

御馬　一疋

御盆　一枚堆紅。

御腹卷勒肚巾。一領紅紫。

御鎧　一領

御馬　一疋駱。御鞍置。印鹿

御太刀　一腰利光。

御香合　一堆朱

御太刀　一腰友成。

御太刀　一振安綱。

御刀　一腰宗近。號海老名小鍛治

御繪　二幅牧溪筆。　御盆　一枚堆紅

御太刀　一腰貞實。　御小袖　五重練貫引合十帖

段子　五端色々。　御盆　一枚[illegible]糸。

唐糸、三斤紅。　御盆　一枚堆朱。

御太刀　一腰景秀。　御馬　一疋

以上

御太刀　一腰　右京大夫　進上之。

御太刀　一腰光則。　修理大夫　進上之。

御太刀　一腰長光。　修理大夫　進上之。

是御劔。拜領之御禮ナリ。

御太刀　一腰持。　松永彈正少弼　同前

御太刀　一腰持。　三好日向守　同

御太刀　一腰持。　三好下野守　同

御太刀　一腰持。　三好弓助　同

御太刀　一腰持。　三好帶刀左衛門尉　同

御太刀　十振。御馬十疋。是內衆進上也。

假名[illegible]有之。

御太刀　一腰　多羅尾左近大夫

御太刀　一腰　池田八郎三郎

一盃十五献定候得共、就能御機嫌十七献參。唐糸盃奉行之懸心而致用意。十五献目進上之。

一進物何筑州御持參。被置御前御禮有之也。但此內御腹卷櫃カラヒツ蓋居、先右松永彈正。左細川中務被舁出。此時御太刀持參、御禮在之。

一御小袖廣蓋居。練貫五重、引合十帖臺居。勢州持參。其時又筑州御太刀持參。何御座敷次第、進物奉行持參而渡也。

御前

如此勢州被懸御目候。伊勢賀州被申。御小袖御往ノ方被懸御目。可然之由候。如此候得御小袖肩[illegible]御目候。大館奥[illegible]。伊勢貞[illegible]被申樣。尤由候得共。勢州無同心故。加樣被懸御目候。

一御練貫五重、引合十帖廣蓋居也。
一翌日朔日御進物共。右日錄以寺町左衞門大夫・和久掃部助。公方樣參。万阿彌被渡。御弓・征矢・御鎧三千疋渡之間。持參不申候。卽進上之練貫一重宛兩人被爲拜領候。此內御具足櫃・黑塗金物打也。御繪筥入。其外入物用意無之。二色計也。御具足櫃油單淺黃。御紋桐五楊黑。前後金物御紋有之。紫革ニテ有緒。荷繩打雜(マゼ)也。
一御鞍。有海。御紋桐一。御鐙御紋香圖。葛籠切付謀(諜イ)桐三ツ。幸阿彌被爲絶・野口黹(シホテ)黑。逆輪黃金手繩腹帶紫也。引兩筋一寸計宛被付織鞦紫也。轡明珍。白手繩。逆靼白羈馬(ヒツカワニハリハ)(ヲモツラ)繩(ツナ)。何翌日御馬添進上之。取付緒。紅與茶平打一寸班也。
一御供衆。與於御座敷。松永彈正。竹內三位相伴。湯漬點心進也。

一御走衆。是與於座敷。湯漬點心。相伴篠原左近大夫也。御走頭六人(マヽ)不存。安威・進士・小林。糊井。安東此等也。
一御部屋衆。申次詰衆。其外悉北大間入替々々。湯漬點心マイル。相伴加地權助。三好弓助・奈良一右衞門番替在之。但御部屋衆。申次衆點心之時日向守。御湯漬之時下野守替々相伴也。
一御小人衆頭六人。大間東部屋ニテ湯漬點心。相伴長谷川六右衞門也。
一御通衆湯漬時鹽田。點心時加地。其外宇高彥六・和久彥三郎。同左馬助等也。
一公方樣御相伴之衆。御供衆。御走衆之雜掌進士美作守八十貫文ニテ被請取。被調十七獻候。但獻立與在之。
一御小人衆。其外惣衆御膳小西自此方被仰付用意候也。

一御前之御肴。末ヨリアケラレ候。其子細公
方樣御膳計被參。後右馬頭御前被上御膳退
畏申被持候。御相伴衆頂被申。悉御次日向
守請取被申。畏申被持。御供衆頂被申也。
一大館陸奧守殿御供ニテハ無之。別被參候也。
一御供衆九間之次御座敷也。
一御走衆。御廐東一間屛風ニテ餝（シツラヒ）見物也。
一舞臺左右之篝火之事。自奉行衆木ヲ出被爲
燒候也。
一高砂祝。二十疋遣之也。
一舞臺之蠟燭五十挺被遣之也。
一御進物奉行。
寺町左衛門大夫。
和久掃部助。
九里伊豆守。　中村美濃守。
藤岡石見守。　北河原佐渡守。
一御座敷奉行。
小泉兵衛尉。
一御雜掌諸式奉行。
狩野信濃守。　奧田左衛門尉。
米村但馬守。　關等斬。
河原林源助。　福田彌兵衛尉。
能勢勘左衛門尉。　牧口小兵衛尉。
一御酒奉行。
鎌田加助。

一御銚子提子奉行。
田中兵衛尉。　日行左衛門尉。
乾又右衛門尉。　廣瀨藏丞。
和久與助。　若槻隱岐守。
一御折御盃臺奉行。
一御蠟燭同臺奉行。
前田三郎左衛門尉。　權田與一助。
一御茶湯奉行。
佐々生彥右衛門尉。
富田左近大夫。
一御庭奉行。
小森內藏助。　城左馬大夫。
兩人烏帽子單青。
內者ハ肩衣袴也。
一樂屋奉行。
物集女兵衛太夫。　坂東大炊助。
岩崎越後守。
一御硯奉行。
余田肥後守。
一御所樣御留守衆へ御樽被進御使。伊勢左衛門尉。
一御手水奉行。
雀部治兵衛尉。　和久又兵衛尉。
一御西淨奉行在之。
一燈油奉行。
森一兵衛尉。　狛小右衛門尉。
一木具奉行。
杉原新兵衛。　佐藤新右衛門尉。
一御菓子奉行。
河原林與一兵衛。　寺衆三人。
河原林攝津守。
一總茶湯奉行。
加成安藝守。　小泉市助。
奧山和泉守。　藤岡內藏助。
一御湯奉行。
竹口　重原重助。
一御再進鉢奉行。
余田三右衛門尉。
前河八郎左衛門尉。

一式三獻御手永衆。篠原。加地。鹽田。奈良等也。御湯同片口ニテマイリ候

一御手掛。上野民部大輔。進本御膳。大館陸奥守。

一御前之御通衆。二細川中務少輔。三松永彈正少弼。

一同御前之御手永衆。三好下野守三好弓助。篠原左近丞。鹽田釆女助。岩成主稅助。土岐又右衛門尉。和久壹岐守。野間新次郎。鳥養兵部。奈良市右衛門尉。

一御禮次第。伊勢守披露。但御盃三獻目也。御太刀計之衆。但右誌之。匠作 松永彈正少弼。三好日向守。三好下野守。三好弓助。三好帶刀左衛門尉。

一御馬太刀衆。但十一獻目也。篠原左近丞。加地權助。鹽田釆女助。奈良一右衛門尉。岩成主稅助。土岐又右衛門尉。野間新次郎。和久壹岐守。鳥養（飼字歟）兵部丞。寺町左衛門大夫。

何モ勢州披露被申候。卽於御座敷御通有之。

一右京兆御供衆。池田八郎三郎。多羅尾左近大夫。此兩人モ御禮被申候也。筑州へ就御成。自各跡御禮被申候。此兩人モ御通御座敷被罷出候。御盃則出也。

一右京兆御禮之事。自先々十三獻目御禮有之。御太刀計也。

一田樂衆 等阿彌。賢阿彌。市阿彌。日吉太夫。嵐。右五人之者共。立砂（タテスナ）ノ右御椽之際庭上畏。御鞠御能數申役人也。

大永四年御成右馬殿御目錄ニハ。當方へハ伺候不申由候得共。此度庭上伺候申候。色々之有御理也。

一御能組之次第。但四獻目之御盃被召上前。讓被揚。御能初申也。

一御酌之次第。
初献　右馬頭。
二〻　大舘陸奥守。
三〻　細川中務大輔。
献外御湯漬。御盃・御銚子不進。公方様御獨御前候。御本膳五膳迄進候間。御相伴衆之膳不進候。其後各進候也。
四献　大舘左衛門督。
五〻　松永彈正少弼。
六〻　上野民部少輔。
七〻　細川中務大輔。
八〻　大舘伊豫守。
九〻　三好筑前守。
十〻　伊勢伊勢守。
御休息有之。
十一献　三好修理大夫。
十二〻　細川中務。
十三〻　藤新宰相卿。
十四〻　飛鳥井。
十五〻　廣橋。
十六〻　觀修寺。
十七〻　公方様。

一右京兆御供衆。前々何レノ大名へ御成之時モ。庭上伺候之由。公方様從御衆被仰候。京兆從衆其例無之由。達被申。既御成之前夜迄。不相果候間。大永四年二月。右馬頭宅御成之時。京兆衆内々取持候任例。東奥座敷搆。池田。多羅尾兩人呼入。湯漬點心進候。見物公方様衆。不離此方之衆。同前見物在之也。

一京兆馬廻衆迄正湯漬御肴進候。頭殿衆跡同前進候也。

一京兆衆。典厩御成之時。各手長候。此衆可有馳走由也。其子細。匠作御父子御相伴被

召加候上。京兆御一家讃州典厩御同前可有之就事。御手長之儀。可被仕之由被申候得共。御前之御手長。此方之衆可仕之間。御相伴衆之被爲手長ノ更得トノ就事。京兆衆手長無之事也。

一進士美作守請取献立之次第。

式三献。　御手掛。

初献。

鳥キソク（龜足）　龜ノ甲　雜煮

一献

熨斗　ツベタ（角蓋）　鯛

三献

鯣（スルメ）　鮹　ヒシホイリ（醬煮）

御湯漬

鹽引　燒物　桶

アヘマセ（和雜）

香物　カマホコ（蒲鉾）　フクメ

鮹　海月　煎汁

二

ニシ（辛螺）

カラスミ　海老　集汁

三

コサシ　カサメ（擁劔）　鵠　鳥　鯉

よコン

酒ヒテ　貝鮑　ヲチン　鯨

五献

鮨　鶉　鯛　鯒（コチ）

六献

鯛　赤貝（魁蛤）　鱏（エイ）

七献

クマヒキ（熊引）　鴫　鮒

御菓子

コンニャク絹足　麩　胡桃　搗打栗

薯蕷　苔　結花昆布　串柿カラ花。

献

麥　五献　御ソイモノ橘燒。

ヲチン　六献　鯛　イモゴミ　芋籠

饅頭　七献　御ソイモノ　押物　レウサシ　龍刺

鯛　八献　青鱠　鱏

三方膳　九献　御ソイモノ　押物　魴

鱏　十献　鮓　鯆

羊羹　御ソイモノ赤貝　押物

十一献

絹ゴンギリ　　櫻煮

十二献

キヨカン　魚羹　御ソイモノ指射　鮨ノサシミ

十三献

削物　酒浸　浮ウケ煮

十四献

　蒸螺　鯨

十五献

クマビキ　海月　鮫

十六献

鶴　鯛子　皀

十七献

カラスミ　蛤　鯖

一御成御亭之三献立、小西周防守仕立分。

御湯漬　二百膳

鹽引　アハヒシホ（石决明鹽）　燒物

アヘマセ食

香物　フクメ鯛　カマボコ（蒲鉾）

二

カラスミ　鶉　ガサメ（蝤蛑）　集汁

鮹　鮎鮓　鯔（コチノ）汁

三

海月　小串（貝七。金銀。）　ハラヽゴ（鯆。金銀。）　鵠汁

御菓子

小串　薯蕷　フクメ熨斗　榧　キントン（金飩）

結昆布（ニテセミ）花蝶。昆布。金銀ニ濃之。銀杏　串栗　姫胡桃（ヒメクルミ）

御肴

初献　美羹（キソク金。）　五種亀甲　雜煮

二〻　指身（鯉也。）　削物　ヒシホ煎

三〻　熊引　蛤　アツモノ鱏

四〻　梅花羹　御ソイモノ梅燒

五〻　海老　グルヽヽ　羹（アツモノ）ツマ重。

六〻　温冷麪　ソヘモノレウザシ

七〻　スルメ　鮒鮓　羹　松笠煎

以上

中通　三百膳

本膳

鹽引　フクメ鯛。（吹貝）　燒物

香物　コノワタ（海鼠腸）　アヘマセ（和雜）。食。カマホコ

二膳

カラスミ　烏賊（イカ）小串　鯔汁　集汁

三膳

一物　鵠汁

以上

大通　五百膳

鮹　燒物

香物　切カマホコ　アヘマセ　食
二膳
一物　アツメ汁
三膳
一物　鴻ヒシクヰノ汁
以上
一御慇者通。篠原左近丞。奈良一右衛門内衆仕也。合田出合申付也。
一殿御衆。烏帽子。單青三十餘人被着立。殘衆。肩衣袴被定候得共。御供數多高下有之樣被存申分有之條。不殘悉烏帽子。單青著候也。
一樂屋疊。蠟燭從此方被遣之也。折五合。柳樽五荷遣之也。
一侍之雜司　二百疋遣之也。
一田樂三人　九貫遣之也。
一樂屋へ　十貫遣之。但作日二十　五百疋被遣之也。
一日吉　三百疋。嵐　三百疋遣之。
一進上　御馬之鼻皮錢春百疋被遣也
一進上之御腰物。國光。鋼金ノミ入ナシ。腰本鐺柄頭金。黒塗緣金不塗也。目貫丸眞桐燒付。ナヽコ。赤銅。耳中樋金桐丸燒付也。數八有之封子笄先金三寸計ソギツギ。小柄鐔目無革柄也。下緒紅茶一寸軍書申也。但御腰物海老名小鍛治進上ニ付被申也。
一匠作飯盛御座之間。伊勢加賀守頭御紋拜領之段被仰下候條御禮。又今度御成旁々三月二十六日上洛在也。
一當日被參候御同朋衆九人之內。春阿彌御座敷飾故。千疋被遣也。万阿彌是御供也。千疋被遣也。殘七人。小袖一重被遣折紙也。
一桂　二百疋被遣之
一包丁衆。二百疋宛被遣之　但輕重有之。二

十人計有之也。

一御輿舁。一(舎カ)舎人。一御下部。一御牛飼

一御車副。一御力者。一公人。一御小者

此衆中分雖有之。先例依無之不被遣也。

一御幸勢之御衆。伊勢加賀守以[illegible]中[illegible]後三月二日御振舞在之也。頭殿。大舘殿。伊勢守。上野殿。其外御供衆。申次御走衆。御部屋衆。詰衆不殘有御出。御能觀世太夫仕也。此時三千疋太夫被遣候也。此外樂屋五百疋別被遣候也。

後三月二日。

獻立。

本膳。

鮹　大燒物　鯛鱠　御汁

香物　カマボコ　食

二膳

鱓　辛螺　タヽミ　扣身

イカ魚　鯽汁

三膳　貝漬

鮎鮓　カイツケ　鵠汁

御菓子　七種

初獻　鳥　熨斗　雜煮

二〃　龜甲　壺物　鯛羹

三〃　ソギ物　壺物　ヒシホイリ

四〃　羊羹　御添物榮螺

五〃　壺有　一獻盛

六〃　鶴　御添物レウザシ　龍指

七〃　バイ　[illegible]　海老　ウケイリ　浮熬

以上

後三月二日御能之次第

式三番　小鼓　取　田王又兵衛　ワキ鼓　田吉仁兵衛　大鼓　仁助同不知名　笛　サンバサ　日吉彌三郎　センサイ　高安　幸彦左衛門

高砂　ワキ　觀世小次郎　ツレ　福王　大仁助　小明王　笛　太鼓　高安　觀世四郎

忠則　同　小次郎　大仁助　小明王　笛　同人

曲	役	大	小	笛	太鼓
夕顔	同　小次郎	高安與兵衛	観世彦右衛門	嵐	
邯鄲	同　小次郎 同　青右衛門 大臣　彌石源太夫	幸六	日吉	嵐	與左衛門
百萬	同　小次郎 ネイヤシチイ	高安與兵衛	観世彦右衛門	嵐	與左衛門
楊貴妃	同　小次郎	仁助	日吉	春日	
大會	ワキ　彌石源太夫	幸六	不知名	春日	四郎
遊行柳	同	高安與兵衛	観世彦右衛門	嵐	與左衛門
紅葉狩	ワキ　小次郎	仁助	彦右	嵐	彦四郎
養老	同　小次郎	幸六	明王	嵐	四郎

以上

一御成之時御出之衆。翌日御出候時、御三方辭退被申。足打膳被取替候。初献之肴足打。御盃小角居。可爲三方由。被申衆候得共。大名衆小角可然由。勢州。上野民部少被申小角居也。七献進也。

一同四日、御禮有之衆之事。

勸修寺殿。御太刀。馬。廣橋殿。御太刀。馬。飛鳥井殿。御太刀。馬。藤新宰相殿。御太刀。馬。右京大夫殿。一腰。千疋。頭殿。御太刀。馬。伊勢守殿。御太刀。馬。大舘殿。御太刀。馬。上野殿。御太刀。馬。

其外日向守以御禮被仰候也。

竹内三信殿(マヽ)。御太刀。馬。小笠原備前守殿。太刀。馬。進士美作守殿。太刀。馬。大舘伊豫守殿。太刀。馬無之。細川中務大輔殿、太刀。馬無之。

一御拜領御太刀。行平。透久利伽羅也。

一周邊御禮有之也、

一伊丹衆折三合、柳樽三荷。

一三宅衆同前。

一池田衆折五合。柳樽五荷。

一東北御馬廻衆へ折三合。柳樽三荷。

以上。

右此一卷雖爲禪註置者也

永祿四年辛酉三月十日

右以[illegible]書寫以[illegible]圖書館本校合畢

續群書類從卷第六百六十三

武家部九

文祿三年前田亭御成記

文祿三次甲午年九月廿六日。於大坂秀義公。加賀大納言利家卿之宅御成之時。織田有樂齋不殘以指圖。御成書院其外之書院至大廣間傍之次第。幷御成門同御書院之往居指圖。悉記焉。織有之猶入者。予中更中川[illegible]匠頃候也。故此圖悉書寫之矣。

常陽水下　中川源太夫爲範

素行軒　不二齋

御成門之圖

一御ちやうだい。塗ふち。しんちう。かな物。大へり。小へり。金入。今織也。但紫唐打。上ヶ巻大ふさ有。

一組上ヶ天井。黒塗。ふちしんちう。かな物はり付。てい繪。へり同前。

一惣はりつけ。ごう天井黒ぬり。しんちうかな物。へり同前。

一上々段御床壹間半。違棚附書院同前。御疊うんげんへり。

一上段二之間。ゑんかわ通高麗へり。但本間之内ハ大もんへり。ゑんかわとをりハミな小もんへりたるへし。

一御茶所之違棚四尺に壹尺五寸。下ヶ四尺二寸棚下也。尤二枚からかミ戸。ぬりふち。へり同前。但金紋しや張の貳枚障子黒ぬりふち。ひしからし。此圖の通り。

此筋四方ノふとさに金にてほるなり内ニ菊ありひしからし。此圖の通。

此ひしの金筋に合障子ほねをほり合。此金紋しやにて張也。去程に外ヶかはねなしのやうにありしなり。殊の外珍鋪作意なりと風聞ありしなり。

御成書院之圖

上々段之御床

同違棚

右　梧桐鳳凰　觀音　梧桐鳳凰　左

同所書院

同三之間床

墨跡　墨跡

麒麟大香炉

御成書院之御餝

一上々段壹間半。床三幅對。中尊龍頭觀音。南脇梧桐ニ鳳凰。上品之唐繪掛物。但鳳凰は二人につくいゝ両餝也。

一同御床長、中央卓、三具足中ハ向獅子唐銅香爐、左之方鶴之燭臺。右之方小花瓶眞之

立花。同南脇左之方竹之眞立花一瓶。同右之方松之眞立花一瓶也。但花瓶面向之圖。花臺六角唐木也。但竹之眞之容居ゆつり葉の枝たるへし。松之眞之容居だい〳〵の枝。實三つをちさるやうに張金にて付へし。公方樣御成之立花容居定法也。立花之祕事也。可祕々々。

一同違棚、上之棚ニ十種香の道具不殘箱ニしこミ、外ニ御香盆ニ香爐、香匙火匙立。脇に圖筒餝也。是御慰のためなり。下の棚ニ御料紙箱。内に御硯紙品々入餝也。是又御用のためなり。同棚下ニ御茶つほ。口あらい葉の唐打。大ふさ長緒にむすひ餝也。是ハ御前茶之心也。又紫の唐打あみかけても餝也。

一同附書院にハ。上の眞中に醍鐘掛脇の柱に撞木掛置也。同下の眞中硯屏ニ御硯。右之方ニ唐筆。唐銅の筆荷に掛、唐墨、同水

入上の方ニ唐の鏡丸箱ニ入餝也。是は御用之ため也。下之方に印籠内ニ朱印肉。墨印肉入置也。同御用の爲也。其脇に香爐。手鏡餝也。是ハ御慰のためなり。

一同三之間。貳之間。床二幅對墨跡掛物。同下ニ唐銅の麒麟。長三尺高二尺五寸の大香爐唐木の臺にのせ餝也。但香爐ハ[illegible]人之前ニ[illegible]るものなるゆへ餝也。

一同御茶所ハ如常。御臺子餝。但蜻釜かゝる御茶碗其外御紋付。新鋪物をよしとするなり。上の椽欄には。色々御數寄道具品々不殘御用之もの餝也。

一上々段にハ御しとね敷。御腰物掛直し置也。凡御成書院に餝者澤山なるハ惡し。御用の物計見合。餝事專用也。上々段掛物ハ一幅物ニてもすくれて上品珍鋪物ならは不苦。併三具足眞の立花兩脇ニ瓶。松竹の眞二品之容居不可缺事。

居間書院床

花鳥

花鳥

同違棚

居間之床

墨跡

香炉

居間書院餝

一上之間二間床ニ幅對花鳥之繪掛物。同下立花二瓶。花臺共ニ。同違棚上ニ大香爐一盆。同下伽羅壺一盆。同棚下ニ一重之食籠。脇ニ硯紙卦サン有。

右居間書院餝。

居間餝

一臺間半之床墨跡掛物一幅。同下ニ中央卓。

同違棚

同　同　同　同　書物　同　書物　卦サン 紙二品　硯箱

香爐。下ニ香匙火匙立。同一間之違棚上下ニ歌書。儒書色々取合置。上座之方ニ料紙箱卦サン有リ。

小書院上段之餝

一上段一間半床。鷹之繪。大横物掛一幅。同下ニ立花一瓶。花臺共ニ。一間之違棚上ニ歌書二通。文沉有。下ニ重硯箱紙三品。卦

サン有。棚下に名物之小壺置。但書硯有故同前紙上置、同附書院上之。眞中釣香爐下の眞中ニ枝サンゴジユ。堆朱丸ふち高ニ立サンゴジユノ砂を鋪也。砂うつとも云なり違棚にハ香爐なきゆへ。釣香爐を用也。

一間三之間二間半床。登龍降龍二幅對掛物。同下ニ高二尺。横袋共ニ三尺の布袋之作物。唐木ノ板にの廿餝也。

大書院上段之餝

一上段壹間半之床。三幅對中尊芦達磨、兩脇朝日浪入日浪掛物。同下ニ中央鳥之香爐、下ニ小花入一ふさ物。同違棚上ニ肩つき大茶入袋ニ入。盆のせ。臺天目下に軸之物盆ニのせ。王羲之石摺手鑑。下ニ大食籠、脇ニ湯瓶盆にのせ餝也。

同三之間之床

昇龍

降龍

布袋之作物

唐木之臺

一御てうたいあり。ゆりふち。金物。しんくの上ヶ卷。大ふさ有。

一同階書院上ニ錐ヲ掛下ニ眞中盆石脇ニ水瓶盆ニのせ硯かミ三品卦サンあり

一同三之間三間床竹ニ虎二ふく對掛物下ニ茶壺三ツしんくのあみかけ長緒むすひ餝也。

大廣間上段之餝

一上段二間床。三幅對唐鳥之繪掛。下ニ樂之大皷。同壹間半の違棚。上にせう。ひちりき。笛。下ニかつこ。はちともに。同棚下ニひわはちともニ餝。同附書院上の眞中に舟の釣花入也。下に樂琴ぢ共ニ餝也。此間ニハ立花なきゆへ釣はなを入用ル也。同三之間　四間床に四幅對猿からの繪掛もの。下に六尺ニ三尺の六龜の圖砂之物、鉢大松の眞ヲ以なひき枝ニて。掛物の猿かう貳拾疋有しを。松ニとまりたるやうニさす也。池之坊一代之出來物と風聞ありしなり。

一きりんほうわうのとり合。御茶所の金もんしやの作意。樂器の餝。古今不双の作意と風聞有しなり。

一御成書院之餝之品と、臨之餝一色も同事無之樣專用也、但常之書院餝も。一まく同

同違棚

同附書院

叓無之様ニ餝事本意也

一公方御成之節。武器一切不可餝事。但常之餝にハ冑或ハ箙抔違棚或床なとニ餝也。口傳。

一大身之家作り之定法有。上座ニ向庭を左之方ニ可取事専用也。是舞臺を作ためも也。必以此心得有へしく〵。是ハ人のしらぬ事也。

書院餝本意之叓

一床の本意ハ三幅一對掛物。長中央卓。三具足。香爐。燭臺。小花瓶。眞之立花。兩脇立花二瓶餝也。是者御成之外。珍客のためとも無用事。

一附書院本意ハ。上之眞中ニ喚鐘。脇柱ニ撥木掛。下ニ硯屏硯墨筆。筆荷。水入。上座之方ニ印籠或鏡。下座方ニ古筆。手かゝみ。軸之物か石摺たくい餝也。

是ハ御成之外にも不苦。略之時分ハ。盆石水瓶之類も可也。作意次第定法ハなし。上にハ釣香爐。釣花。生鉎之類たるへし。

一違棚本意ハ。袋棚に錦なとの珍敷物ニて。水引とてなけしより棚下一はいなとにかゝる也。棚にハ珍鋪歌書之類。文沉を置。其外珍敷相應之道具作意有へし。不敎定也。

一床一之略ハ三幅一對。中央卓。香爐。下ニ小花入一ふさもの生る也。次之略ハ下に香

匙火匙立也。何茂兩脇立花二瓶餝也。
一同二之略ハ三幅對。二幅一對。下に立花二瓶餝也。
一同三之略ハ一幅物三幅對。下に中央卓。下ニ小花入一ふさ物也。
一掛物三幅對一幅物也時ハ。中央卓 香爐。下に小花入。或ハ香匙火匙立計も。又兩脇立花も不苦。略也。
一掛物二幅對。四幅對之時。中央卓計ハ無用也。立花二瓶而已たるへし。
一二三之間之床にハ。大香爐 或ハ作り物の置物類。或茶壺。或砂之物類可然也。凡砂之物ハ二三之間之床より上にハ不可用事。上座之床にハ會而無用也。凡愚智なる了簡にて掛物一幅に置物壹ツ宛與心得ルハ大誤也。三幅對之時。中央卓。兩脇立花。二幅對之時立花二瓶ハ。見分之つり合能物なるゆへに。是になつめると見へたり。さあらハ四幅對之時ハ。置物ない四ツたるへき也。此理ニて可知。云々。
一二幅對三幅對よりも。壹幅掛物ニても上品之物ならハ。一幅の方を上に可用。皆々此心得專用也。但同品之物ならは。三幅對を上とする也。二幅對ハ又その次也。一幅物ハ又其下也。
一大横物ハ。同品ならハ二幅對にかけあふへし。三幅對にはおとるへし。但小横物ハせんなし。
一婚禮之時ハ。掛もの餝物共に龍虎抔類。戰事を嫌ふへし。花を河骨なとのやうなる類氣を付へし。
一常之祝義かましき客來之時。よろつられいなる墨跡繪賛之類。能々氣を付へし。凡此外略之餝にハしかと定法ハなし。見合よき

をよしとするなり。生れつき不作意の人之餝ハ。愚なるもの無是非而已。

夫書院餝之品。非見物而已。組合一々莫不理故。此餝之品宜爾意焉。爲後人綴一卷。悉圖之矣。

右一冊家父知新翁所傳寫也。

近藤守重

以宮内省圖書寮本謄寫校合畢

淺井備前守宿所饗應記

天文三年

天文參年八月廿日。御屋形樣淺井備前守宿所江申入時之御座敷之次第。井献立。進物。能組以下注文。

一御座敷之次第。

京極中務少輔
高島
御屋形樣
熊谷下野守殿
黑田四郎左衛門尉殿
田川民部少輔殿
宗作
多賀豐後守
淺井備前守
[illegible]務守
縁側

田ニ御田に初
也ゝゆよ献
無つりさう
御け御

加賀守殿
京極樣御曹司
武藏守高秀
子加賀守是一段京極殿
也加賀守殿孫也
數孫加と體賀守
久也賀示。

宮王與四郎　熊太夫
彌阿彌　宮王三郎
宮王太夫　小法太夫

加賀守殿　高碧下河山河獻九
永德院　加賀五部兵部原新越九より
小兵部宗六中郎守左衛門尉
殿加賀殿　衛門尉
也守政

宮王座中殘人衆ハ。悉次ノ間ニて如御座敷湯漬以下給也。

近習衆。

外樣衆。

一御献立。

式三献。

御ゆつけ。

しほひき。ふくめたい。やきもの。さけ。

あへませ。飯。　きそく金銀かまほこ。

かうの物。たこ。

二。

ひはり。すし。　松たけしる。

にし。　あつめしる。

三。

あはひしほ。こんきり。

金箔あり。このわた。　ひしくい。

さしみ。くらけ。　たい。

からすみ。
よ。
くるく。
さんしよ。
はむ　煮ひ。
五。
うちまる。　こい。
金
こぐし。
御くわし。九種。きそく。つくり花巳下種々有之。
一御茶まいりて以後。進上之御馬ヲ被御覽也。
一御肴之次第。
初献。五種。鳥。　さうに。
二献。煮ひ。すし。　にしの宮こい。
三ゝ。さゝい。あなます。　くゝい。
よゝ。まんちう。　御そへ物。たちやき。
五ゝ。さしみふか。はらゝこ。　すゝき。
六ゝ。やうかん。　御そへ物。うつら。
七ゝ。くまひき。かとのこ。　はすいり。

八ゝ。すいせん。御そへ物。すきやき。
九ゝ。けつり物。しき。　あめ。
十ゝ。御てんしん。御そへ物。まなかつほ。
十一ゝ。のし。　つる。
十二ゝ。きそく金はい。　うけいり。
十三ゝ。さしみ。みかき。　かん。
十よゝ。せんはんやき。　いるか。
十五ゝ。いまこみ。　はまくり。
十六ゝ。　ひしほいり。
十七ゝ。　くちら。
巳上。
右十五献までまいる。廿一日巳剋迄御酒あり。御歸之時。淺備門外ニ而又御酒在之。
一進物之次第。
式三献之時。
御太刀一腰。　御馬一疋。鴾毛印。雀月結。
初献。

御引合十帖。幷　御小袖三重。
三献。
御具足黒皮肩白
五献。
御太刀一腰。國宗。幷段子二端。盆一枚。堆紅。
七献。
御腰物。國俊。　御太刀一腰。持。
九献
御香合。堆紅。　盆一枚。堆烏。
十一献。
御太刀一腰。守家。
十三献。
御太刀一腰。清新太夫。
十五献。
御太刀一腰。長光。　御馬一疋。栗毛。
一御曹司樣ニ進物。
初献。

御太刀一腰。持。　御馬一疋。
三献。
御小袖二重。
九献。
御太刀一腰。眞次。
一御屋形樣ニ。淺井新三郎進物。
御太刀一腰。持。　御馬一疋。
御太刀一腰。則宗。
御太刀一腰。康光。
一御屋形樣ニ。猿夜叉進上。
以上
一從御屋形樣淺井ニ被下注文。
式三献之時。
御太刀一腰。　御馬一疋。河原毛。
三献。御具足進上之時。
御太刀一腰。助重。
九献。

御腰物。来國光。　御太刀一腰。持。
十三献。
御半太刀一腰。家次。
一従御屋形様新三郎ニ被下。
御太刀一腰。守家。
一同。　猿夜叉ニ被下。
御太刀一腰　兼房。
一従御曹司様備前守ニ被下。
御太刀一腰。信國。
以上
一御能之次第。三献目御肴ノ末ヨリ初之也。
一番。弓やはた。　二番。やしま。
三〻。えくち。　四〻。くらま天狗。
五〻。あま。　六〻。はちの木。
七〻。あふひの上。　八〻。たえま。
九〻。かよひこまち。　十〻。せうぐん。
十一〻。あさかほ。　十二〻。野もり
十三〻。とくさ。　十四〻。山うは。
十五〻。しやう〴〵。
以上。
進物并被下御太刀以下申次人衆之次第。
一式三献之時。御太刀　大津若狭守。
一初献。　御引合十帖。　山田越中守。
持テ参。御座敷ニ置　亭主御禮申て以後引合。御座敷の押板ノ右ノ方ニ置也。御目ニかゝる時ハよこニ置。押板ニハたてニ置也。
御小袖三重。　大津又四郎。
御小袖ハ。奥ノ御座敷に持て参り置也。
一三献。　御具足。あと寛瓶也。藤堂備中守。
さき。　大津若狭守。
御座之左のかたニ。面を御前へむけ置て。両人罷立。御酒を被聞召。御盃を淺井被下。同御太刀なも被下也。淺備盃もと定て以後。前之両人罷出。御具足を奥之御座敷へ持参候而。南むきニ置也。
一五献。　御太刀。國宗。　大津若狭守。

段子二端　赤地。ひわ。盆。堆紅　山田　彦七。

一七献。御腰物。國俊　御太刀　何も奥ノ御座敷ニ置之也。持。　山田越中守。

一九献。御香合。堆紅。盆。堆烏。　大津若狭守。
持參候而。亭主御盃申て已後。奥ノ御座敷ニ置也。

一十一献。御太刀。守家。　同　山田越中守。

一十三献。御太刀。清新太夫。　同　大津若狭守。

一十五献。御太刀。長光。　山田越中守。
北時御馬も進上。栗毛。御酒の中ニ鑓をも進上。縁に立て置也。　同人披露。

一御曹司樣江進物。

初献。御太刀。御馬。　大津若狭守。
御太刀奥へ取て

三献。御小袖二重。　同　石川筑前守。

九献。御太刀。貞次。　同　山田越中守。

一御屋形樣へ淺井新三郎進物。　同

三献。御太刀御馬。　大津若狭守

九献。御太刀則宗。　同　山田越中守。

一御屋形樣へ猿夜叉進上。　同

十一献。御太刀。康光。　大津若狭守

一從御屋形樣。淺井備前守。同新三郎。同猿夜叉ニ被下御太刀以下取次人衆。

式三献之時。御太刀。御馬。　山田越中守。

御三盃二ツ目チ淺備ニ被爲初也。御酌も御提も二人かわりて仕也。御酌初藤堂。二山田。三大津。くハへて罷出也。初かたの御酌も二三ハ不及申くハゆる也。

三ツ目ノ御盃被給時。御太刀ニ折紙同前に持て罷出遣也。上之御手を被添候而被遣候也。亭主御頂戴。御盃と御太刀を持チ被罷立也。御盃を給ニ參時。主ノ前の引わたしノ肴チ持テ立也。

三献目。御太刀。助重。　山田越中守。
御具足進上之時之。

九、、。御腰物。來國光　多賀豊後守。
同御手を被添被遣之　御太刀。

十三、、。御半太刀。家次。　同　大津若狭守。

同淺井新三郎ニ被下。　同

七献目。御太刀。守家。　山田越中守。

同猿夜叉ニ被下。　同

十一、、。御太刀。兼房。　同　人。

一從御曹司樣備前守ニ被下。
五獻目。　御太刀。信國。　同　人。

一御座敷之繪。花以下事。

一奥之小座敷一間押板ニ布袋ノ繪。花一瓶。山を立候。

一同座敷ニ桂花瓶山を入之。

一重棚ノ上ニ。かき香爐。盃ニすハる也。

一同棚ノ中ニ。うかい茶碗。臺ニすはる也。

一同棚ノ下ニ。鉢ノ石在之。

一御座敷二間まなかの押板ニかゝる繪之事。中尊ハ月見ノ布袋。脇二幅ハ梅。水仙花之繪也。

中尊の花心ハ松也。山を立也。

左の花も心ハ松。同人立也。

右の花も心　松。大津右京亮立也。

一奥ノ御小座敷ノ末ニ。上之御茶湯在之。

一御座敷ノ西ノ廣縁ノ末ニ而。御座敷へ之御酒御かんをする也。

一御小座敷ノ奥ニ。御くつろき所在之。御能之中ニ御小臺なと參也。

一御湯漬參テ、御茶被聞召て以後。御馬を被御覽。贊川與次掛御目面と。右左三方計掛御目也。

一御馬之御覽時ハ。御座敷ノ末御緣ヨリ。一間計上ニ御座ある也。御一家衆も御緣へ御出あり。各御庭へをるゝ也。多賀豐後守御太刀を持て。御座所之前左ノかたの御緣ニ有祗候。

以宮内省圖書寮本謄寫校合畢

天正十年安土御献立

於安土上様。三河守殿。御中献立。

拾伍日をちつき。

本膳。

かわたてきん
たこ。　たいのやき物。　な汁。

なます。

かわたて　かわたて
かうの物。　ふなのすし。　御めし。

二膳。

をけきんゑをふきて
うるか。　うちまる。かわたて　ほやひや汁。

ふとに。

わたきんニゑをふきて
かいあわひ。　はむ。かわたて　こいの汁。

三膳。

やきとり。　やまのいも　つるしる。

きそく金銀縮有
かさめ。

わきんきんきそくゑ有
にし。　すゝき汁。

与膳。

かわたて
まきするめ。

いろへ
しきつほ。　ふな汁。

かわたて
しゐたけ。

五膳。

まなかつうを。さしミ。

しやうかす。かわらけ入こはう　かも汁。

けつりこふ。

御くハし。ふちたか足をつけて

やうひもち。　まめあめ。

ミのかき。

はなにこふ。　から花。

十五日晩御膳。

ミつあへ。　こまく。

あゆのすし。

ひたい。　御めし。

二膳。

くしあわひ。
なしつけ。　三ひしくひ。　こち汁。
かくに。
つほ。　たいのあつ物。
をり二かう。
かくもり。　ふくらいり。
つほもり。
きしませにふとう。
をり二かう。
かわらけの物。そのほかいろ〳〵い
て申候。
十六日御あさめし。
本御膳。
かわたて
うちまる。　やき物。　ます。　しる。

ふな
なます。
からたて　　きし
うと。　このわた桶。　御めし。
あしはねきん　　からたて
ひはり。　二膳。　かれい。　たいの汁。
きそくきんきん　からたて　からたて
ふのこくし。　けつり物。ひたち。　いか。　ひやしる。
三膳。
しほひき。　ふ　かんの汁。
きりかまほこ。
やきあゆ。　もりあはせ。すきかゝり。
すこはう。
かわたて
とつさかのり。
よ膳。
大はむ。
とへた。　ひしほいり。　山のいも　あまのり色々
ふ
ほろ。

(かわたて)すゝき。
たてすゝ。(かわらけ入)　かけいり。
みる。
御くわし。ふちたかあしをつけて。
うすかわまんちう。　やまのいも。
ミのかき。
ひわ。　ふあけて。
十六日之夕。めし御ゆつけ。
(ほうちやう)しほひき。(をけきん)かりのまめ。やき物。
あへませ。　御めし。
(大ちう)かうの物。(おうちう)ふくめたい。(きそくきんみゝかわらけ)かまほこ。
二膳。
(きんにたミかくにもる)からすみ。　たこ。
さゝい。(ミつ)あつめ汁。　いりこ。くしあわひ。ふ。しいたけ。大まめ。あまのり。

(きそくあしかくにすへて)こくし。　あへくしけ。
三膳　(たけのこ)はくてう。
(こかくにもる)さんせうはむ。
(ふなもり)ゑひ。
のしもミ。　こい汁。
よ膳。
かすのこ。
百菊焼。　あを鷺汁。
うりもミ。
五膳。
しきのはもり。　(うと)くしら汁。
(きそくかいもきん)はい。
御くわし。
やうかん。　(ら)ち栗。　くるみ。
あけ物。

花にこふ〻　おこし米。　のし。
御てんちん。
しやうか。
ちんふん　こんせう。
かたのり。　ふた有　むしむし五枚。
いをり　こたうふ。
しゐたけ。
御そんさかなたち花やき二本。金銀のきそく有
かくもり。　たいのあつ物。
つほもり。
おり十かうさかつきの臺。その外き
しいろ〳〵出申候。

以宮内省圖書寮本謄寫校合畢

天正十八年毛利亭御成記

御成次第

天正十八庚寅年九月十八日殿下御成。巳剋白御服黒御装束也。御劒有田李頭。御腰物長谷川右兵衛持之。御車寄迄御輿被爲召。御長刀[illegible]子也。御長柄。白帯ニ入。御獻立并進物之次第。

式三獻

初獻。

燒鳥。キアチ卷。　御雜煮。

鍋甲五種。串蚫。カツホ。ハリス。スルメ。ハモ。

御進物。

御太刀吉光。一期一振ト云。赤銅作ツフ桐。

御馬。イタヤ鹿毛ト云。

右披露。小早川筑前侍従隆景。
二献。　鯉。
中海老。
海月。桶金絵ア。
三献。
鮨。鮒。　鶴。
卷鯣。
御進物。
白銀一千枚。
四献。
ムシ麥。御添物。マナカツホ。
御進物。
金天目。銀ノ臺金ノ盃ニノセ。
御羅五十斤。品々有名。紅ノ糸ヲ亀甲ニ組。如侍ヘ細組。
五献。
御本膳。
シヲ引。桶。金銀青絵アリ。

大アエマセ。　御汁漬
香物。亀足金。
二。
焼鳥。酒浸。御汁。鱈。
辛螺。亀足金。
鯖。海月。御汁。アツメ。
三。
カラスミ焼物。御汁。白鳥。
貝鮑。内金絵輪
マナイカ鮨。宇治丸。　御汁。スヽキ。
大鱧。　御汁。クジラ。
サシ味。
小串。亀足金。　御汁。コチ。
五。
熊引。　御汁。フナ。
鴫羽盛。亀足金。羽金。

スシ鮎。　御汁。エイ。
雲雀。
六。
鯛ノ子。　御汁。カン。
七。
チン。
御汁。鮎。
赤貝。輪ニ餝アリ。
御菓子。十二種。
小串柿。龜足金。柘榴　ヒメ胡桃。七ツ帯金。
蜜柑。置二重。龜足金。ウンサウ餘　打栗。カラハフ。
豆飴。昆布。花結。薄皮　枚ト　美濃柿。
薯蕷。
御配膳衆。
御前。西洞院。飛鳥井中將。
御手長。福原右馬介。

長谷川右兵衛。
御酌。右ノ兩卿。
御加。吉川侍從元春。
御膳後御肴。
酒浸。バイ　龜足金。セイコ。
御進物。
紅糸二百斤。白糸五丸。
右披露何モ隆景也。
御相伴衆。　御配膳衆
聖護院殿。左上段　御配膳　蒔田權之佐。
菊亭。右上段。　同　山崎右京進。
勸修寺。左下段。　同　三上越前守。
中山。同。　同　[illegible]十右衛門尉。
日野。同。　同　生駒若狹守。
藤右衛門督。同。　同　石尾與兵衛。
安藝宰相。同。　福原(ロカ)右馬介。
豐後侍從。右下段　同　溝江大炊介。

龍野侍從。同。　　同　小島若狹守。
三好侍從。同。　　　新庄新三郎。
惣御酌。　　　　　　毛利壹岐守。
　　　　　　　　　　三上大藏太夫。
御加。　　　　　　　池田備中守。
　　　　　　　　　　生駒次郎四郎。
折臺出衆。　　　　　堀田圖書。
　　　　　　　　　　眞野藏人
　　　　　　　　　　黒田甲斐守。
　　　　　　　　　　生駒修理亮。
　　　　　　　　　　大溝侍從
御簾役。　　　　　　柘植右京進。
　　　　　　　　　　津田隼人正。
　　　　　　　　　　稻葉兵庫頭。
　　　　　　　　　　加藤主計頭。
　　　　　　　　　　富田左近將監。

御能。　　　　　　　　　　　　　奥山佐渡守

式三番。

高砂。シテ今春。ワキ今春源七。　大　大藏平三。太　今春又二郎。小　幸五郎二郎。笛　吉右衛門。

田村。シテ同。ワキ春藤六右衛門。　樋口石見。幸五郎二郎。笛　春日ノ禰宜。

呉服。シテ同。ワキ源七郎。　大藏。春藤與三。　三谷吉藏。備中屋一會。

御能一番終テ。舞臺江百貫被下之。

翌日上樣ヨリ昨日御成御滿足思召由。以生駒雅樂頭被仰出シテ。屋鹿毛トテ名馬沙汰有シ。御馬鞍置拜領有之。

御坐敷ノカサリ。

上段高麗緣ノタヽミ。其上ニ錦ノ御茵。御紋桐。御床立花。眞松。池ノ坊立之。上樣ハ。上段御茵ノ上ニ御坐。御膳後隱御成ノ間御休息。此時御小附上之。セイロウ棚ニ。キンシクハノ盃ニ金敷紙。其上ニ香合三也。橘金ニテ作ル。後藤也。是ニ勅作ノ

御薫三種入御成ニツキ、禁中ヨリ拜領ノ薫也。下ノ棚左ノ方ニ香爐、香箸、香合。灰押。キンハサミ、五品ヲ盆、金ノ盆也、乘。同右方金ノ御ビンカキ。御櫛臺ニ置之。上段ウンケン緣ノタヽミ二ツ。上ニ御茵役、輪違。御櫛道具。脇ニ御手巾掛。惣梨子地、マキ繪。御手巾二、白赤、セイロウ棚ノ下ニ猩々緋御マクラ二ツ。御鏡アリ、家ナシ、蒔繪、緣金。スキカラシノ方ノ床。御硯箱料紙。水引有之。長トコニ立花、眞ケイトウ、池ノ坊、上段左ノ脇。御上召一足。赤地錦。トンス、下段御臺子。御納戸構、御衣桁アリ。

右カサリ御道具被進

御風呂。

御湯桶二。御盥二ヒサク二本。水コシ御ヲリ湯桶。御手水盥。何モ梨子地、外マキ繪、御衣桁、サラシ御浴衣。二ツ有之。セイロウ棚ノ下段ニ。御包御道具。タトウ紙ニ入テ有之。

御厠。

桶。梨子地。マキ繪。タヽミノ緣金ラン。二重棚、上段香爐。香箸、香合有之。下段クハキン紙アリ。

御廐。

御馬屋　十一騎立也。

紅糸ノ腹カケ。十一。八十疋。猩々緋ノ頭掛。十一。鼻革。十一。ハツナ、スヱハツナ、紅糸、十一。馬刀。三、梨子地。紋菊桐。

馬櫛、梨子地。紋桐。

十九日内々被仰通。公家衆其外在京、大名不殘被召。御能有。

番組。

難波。シテ實菊太夫、大鞁口甚六。太小野惣十郎。ワキ春藤六右衛門。小ワクヤ與九郎。笛矢野。

狂言餅酒

實盛。虎屋立巴。石井猶一。由良平左衛門。實菊太夫。細屋與五郎。

三輪。　同大團川
矢島子猿丸。幸阿彌又五郎。東寺小四郎。
三島内三。ワクヤ與九郎。矢野。

定家。　同アンタラ絆。
寅菊太夫。桶口石見。備中屋一會。
三嶋與介。幸五郎次郎。

張良。　同ハチタ、キ。
寅菊太夫。幸阿彌又五郎。三倉。
春藤六右衛門。橋本與三。矢野。

熊野。　同ナソ。
下間少進法印。樋口石見。一會。
春藤六右衛門。幸九郎次郎。

山姥。　同忠則。
虎屋立巴。樋口甚六。三倉。
三嶋與介。鍵屋與五郎　矢野。

自然居士。　同魚セッケウ。
下間法印　石井彌一。矢野。
春藤六右衛門。ワクヤ與九郎。

弓八幡。　同石。
幸阿彌又五郎。西村左右衛門。
春藤六右衛門　ワクヤ與九郎。由良平左衛門。

以宮内省圖書寮本謄寫校合畢

續群書類從卷第六百六十四

武家部九

御内書案　一名京都將軍家古帳

爲當年祝義。太刀一腰。鵞眼千疋到來。尤喜悅候。仍太刀一振元重。遣候也。

九月　日

山名次郎とのへ

太刀一腰。恒光。馬二疋。黑毛。葦毛。到來。喜悅候。仍太刀一腰。長光。合香一。堆紅。盆一枚珪璩遣候也。

五月三日

芦名修理太夫とのへ

爲年始祝儀。太刀一腰。馬一疋。鵞眼三千疋到來。喜悅候。仍太刀一振遣候也。

三月五日

土岐美作守とのへ

爲改年禮。太刀一腰。青銅三千疋到來。喜悅候。仍太刀一振常遠。遣候也。

三月

朝倉彈正左衛門尉とのへ

爲當年祝儀。太刀一腰。青銅三千疋到來。喜悅候。仍太刀一振来忠。遣候也。

十二月八日

上杉民部太輔とのへ

太刀一腰。糸。青銅千疋到來。尤喜悅候也。

二月

京極大膳太夫入道とのへ

爲年始之祝儀。太刀一腰。青銅三千疋到來。喜悅候。仍太刀一振遣候也。

二月

朝倉彈正衞門尉とのへ

青海庄事返付吉良治部少輔趣。先年被仰出候。早々去渡候者。尤可爲神妙候也。

永正二

九月六日

上杉民部太輔との

御直在御案眞宗調之

就御卽位之義。被染勅筆被仰下候。分國幷諸家之儀。皆被申付者。可爲本意候也。

十一月

右京太夫とのへ

今度治部少輔義宗。令亂入北郡。對中務少輔高淸。及合戰之所。不移時日令合力。則敵數多討捕之。交名注進到來。尤被感思召候。仍太刀一振。貞宗。馬一疋遣之候。猶貞宗可申候也。

閏六月十九日

佐々木前太膳太夫とのへ

就義輿退治之儀。被成治罰綸旨之條。不日相談大內太郞。大友備前守父子以下。抽忠節者尤可爲神妙之旨。申含秦甫和尙候。猶右京太夫可被申候也。

文龜元

八月十日

小早川、、とのへ

武田

土屋以下共一通

今度寺領代官職事。被仰付廣戶次(マヽ)郞元繼之處。對違亂輩及合戰。被官人等忠切之由。元繼言上。尤神妙候。向後彌不可有疎略候

也。

十二月五日

三浦駿河守とのへ

太刀一腰、馬一疋黑毛。到來、喜悅之狀如件。

永正二

十一月十六日

伊勢國司之事也
北畠中將殿

去年佐々木中務少輔入道合力之事。被仰出之所。應下知急度令出陣之由注進。尤感悅無極候也。

永正三

三月

齋藤彥四郎とのへ

合躰事於被執申之者。可任意見候。慈雲院大內左京太夫可被申聞候也。

永正四

十二月十五日

細川六郎とのへ

料所播州佐土郷、的形庄泊、同國浦上賀屋新庄事、雖子細申、不能許容上者、同名道祖私不日申付候樣、急度相談上京、次郎左衛門尉可申遣之、若猶對妾東不慮之儀有出來。可有異成敗候也。

永正三

三月十四日

赤松伊豆守とのへ

今度當郡氏綱。貞宗等令出張之處。致合戰屬無爲候。尤神妙感悅候。仍太刀一振、經家。馬一疋、河原毛。進之候。猶貞宗可申下之也。

永正三

三月

佐々木中務少輔入道とのへ

就北郡沒落之儀。太刀一腰。馬一疋。鴾毛印雀目結。鵞眼五千疋到來喜悅候。猶貞宗可申候也

永正三

三月

京極中務少輔入道とのへ

就丹後入國之儀、今度使節下向之處ニ、存之旨委細被聞召訖。仍太刀一腰、青銅三萬

疋到來喜悅候。將又太刀一振遣之候。猶右京太夫可被申候也。

永正三

六月十六日

武田太膳太夫とのへ

今度加州一揆等。至當國出張之處、於豐原寺自身討太刀御之由。貞弘物語。尤可然候。向後彌相談貞宗、抽忠功者可爲神妙候也。

永正四

二月

明院

料所加州五ヶ庄事。依奉公之勞。止料所之號宛行候、永可令領知候也。

永正二

十月七日

貞達事

伊勢右京亮とのへ

御自筆御内書也御使海老名

就九州之儀、可抽忠節之由注進到來。尤感悅無極候。仍右京太夫執申筋同申候。隨分其趣重而可被仰候、猶右京太夫可被申候也。

正月廿六日

大友備前守とのへ

同御文書兩通

大友五郎とのへ

今出川入洛必定由注進條、可相支候。被催軍勢、不移時日有上洛被勵戰功者、尤以可爲本意感悅候。委細右京太夫可被（以下闕文）

永正五

二月廿日

右兵衛入道殿

今出川入洛事必定由注進間。可相支候。催軍勢不廻時日馳上抽戰功者。可爲神妙候。猶右京太夫可被申候也。

永正五

二月廿日

佐々木四郎とのへ

今出川入洛必定之由。注進條可相支候、仍催軍勢不移時日有參洛。被抽戰功者、尤以可爲神妙候也。猶右京太夫可被申候也。

永正五

二月廿三日

土岐美濃守とのへ

今出川入洛必定由。注進條可相支候。催軍勢不移時日令參洛。抽戰功者。尤以可爲感悅候。委細猶右京大夫可被申候也。

同 二月廿三日

山名治部少輔とのへ

同御文言也

佐々木中務少輔入道とのへ

武田太膳太夫とのへ

今出川入洛必定由注進條。可相支候。仍於播磨國令戰肝要之間。對次郎遣內書候。別而無疎略抽戰功者。一段可爲神妙候也。

同 二月廿三日

浦上幸松とのへ

喜多野

別所

藥師寺

同御文言也

小寺

今出川入洛。既至藝州出張之由注進間。申談大友。少貳已下不移時日切入豐筑防長。一段抽忠節者。尤以可爲神妙。隨戰功可有恩賞候也。

二月廿三日

島津陸奧守とのへ

菊池肥後守とのへ

同御文言也

阿蘇宮神主とのへ

宗刑部少輔とのへ

今出川入洛。既至藝州出張之由注進間。相談大友已下。不移時日切入豐筑防長。一段抽忠節者。尤以可爲神妙。隨戰功可有恩賞候也。

二月廿三日。

太宰少貳とのへ

今出川入洛。既至藝州出張之由注進之間。相談大友。少貳已下。不移時日切入豐筑防長。一段抽忠節者。尤以可爲神妙候。隨戰

功可有恩賞候也

同日

大友太郎とのへ

今出川入洛必定之間。相支之可及合戰候。一段抽忠節者。尤可爲神妙候也。

三月

小笠原筑前守とのへ

赤澤新兵衞とのへ

此外十二通。

就九州之儀。對大友父子遣內書ハ相談之。別而勵戰功者、尤可爲神妙候。猶右京太夫可被申也。

正月廿六日

大內太郎とのへ

就參洛之儀遣內書處。請文到來。神妙候。然者不廻時日上洛。猶可爲感悅候。猶右京太夫幷貞宗朝臣可申候也。

三月廿三日

佐々木四郎とのへ

就參洛之儀遣內書處。對加州執合之間。不可事行由注進。不及是非候、(候脫カ)然者先急上一勢。勵忠功者可爲本意。猶右京太夫幷貞宗朝臣可申候也。

三月廿三日

朝倉彈正左衞門尉とのへ

爲入洛之祝儀。太刀一腰。馬一疋到來。目出度候也、

永正五 七月 (貞宗始調進之。雖前被仰付之。)

今川何、、とのへ

爲遠江國守護職祝儀、太刀一腰。馬一疋。

同日

鳥目萬疋到來、目出候也。

今川何、、とのへ

爲入洛之祝儀、太刀。鳥目千疋到來。尤目

出候也。如件、

永正五
七月　貞泰

三條中納言殿

為入洛之祝儀、太刀一腰 鳥目五千疋到來。尤目出候也。

同
九月　貞泰

大友備前守とのへ

為入洛之祝儀、太刀一腰〻、馬一疋〻、鳥目三千疋到來目出候也、

同
九月　貞泰

土岐美濃守とのへ

為入洛之祝儀 太刀一腰。持。段子、十端。毛氈鞍一枚、赤 到來候訖。目出候、仍自然於敵出張者。馳走可為肝要候也。

永正五
十月廿六日　貞泰

麻生兵部少輔とのへ

為年始祝儀。太刀一腰。持。青銅三千疋到來、目出候、仍太刀一振助行。遣候也。

永正八
五月

朝倉彈正左衛門尉殿へ

為年始之祝儀、太刀一腰。持。馬一疋。鵞眼三千疋到來目出候。仍太刀一振〻一文字遣候也。

永正十三
五月　貞陸令調進。

土岐美濃守とのへ

禁裏御料所栗眞庄代官職事。去年度之(々カ)成敗之處。于今難澁不可然候。所詮閣是非之意趣、先以應下知。急度去渡候者尤可為神妙候也。

永正十三
三月十五日

長野與次郎とのへ

祈禱事。任例可被致精誠候。次當寺再興相談諸末寺。遂造營者可然候。狀如件。

永正十三
十月四日　貞陸御調進。
淨花院長老
爲祝儀太刀一腰ニ。馬一疋青毛給候。目出
候。狀如件。
永正十三
十月四日
左兵衛佐殿
爲代替祝儀。太刀一腰〻馬一疋ト鳥目千疋給
候。仍太刀一振弘與進候。狀如件。
十月四日　貞陸御調進。
珍王丸殿吉良□御孫。
就越前通路之儀。風度令下向對談者（景カ）京。路
次無事候者。爲諸人可然候。此段申調者可
爲神妙候。自然肝要候。猶貞遠可申候
也。
三月廿五日　御案文被出之。貞泰調進之。御使貞[illegible]也
伊勢守とのへ

爲年始之祝儀。太刀一腰到來。喜入候也。
永正十四
四月十六日　貞泰
畠山左衛門佐とのへ
爲移徙祝儀。太刀一腰。馬一疋。鵞眼萬疋
到來。喜入候也。
四月　貞陸
佐々木尼子伊與守とのへ
近年於美濃國一寺建立之由。神妙候也。敬
白。
永正十四年
六月二日　御判
他阿上人
被出旅行之由注進目出候。巨細申含使者候
也。敬白。
二月十六日　貞陸御調進　御判
他阿上人
延永修理進事。至若州和田着陣。然者不移
時日令合力武田大膳大夫。別而抽戰功者。

可爲神妙候也。

永正十四
六月二日　　貞陸

朝倉彈正左衛門尉とのへ

進退之事無望之由。大内左京大夫就申之條。
被聞食訖。猶義興可申候也。

六月二日　　同御調進

春山院畠山尾州

爲當年之祝儀。太刀一腰。鵞眼千疋到來。
神妙候也。

永正十五
十月廿八日　　同御調進

山名次郎とのへ

土岐次郎事。其國逗留不可然候。早々令參
着之樣。急度以意見者。尤可爲神妙候也。

永正十五
十二月廿六日　　同御調進

朝倉彈正左衛門尉とのへ　御案文ニ被加御筆也。

丹州倉橋城落居。先以可然候。就一色左京
太夫河越之上者。不日申談元信抽戰功者可
爲神妙候。猶貞陸可申候也。

永正十四
八月八日　　同御調進

朝倉彈正左衛門尉とのへ

被官人等遣元度々企物忩不可然。所詮於同
意輩者加成敗。天下靜謐之儀可爲神妙候。
委細猶申[illegible]西堂候也。

永正十五
十二月二日　　同御調進

赤松兵部少輔とのへ

渡唐船事。任先例執沙汰可□(被カ)出候也。

四月十三日　　同御調進

大内左京太夫とのへ

爲年始之祝儀。太刀一腰。馬一疋到來祝着
候。仍太刀一振遣候也。

永正十六
二月十八日　　同御調進

一色左京太夫とのへ

就國関無事。太刀一腰行平・鵞眼萬疋到來目
出候。仍太刀一振長光遣候也。
永正十六
二月十八日　同御調進
土岐左京太夫とのへ

爲年始之禮。太刀一腰到來。祝喜候也。
二月十八日　同御調進
畠山左衞門佐殿へ

爲年始之祝儀。太刀一腰。馬一疋黒毛。到來
祝喜候。狀如件。
永正十六
三月廿三日
北畠中將殿

就舊冬澄元與讚成敗事。遣內書處。嚴重之
請文到來神妙。尚以相尋與讚。急度加成敗
者可然候。委細讚西堂可申也。
永正十六
五月廿三日　同御調進
赤松兵部少輔とのへ

馬二疋鴾毛。鹿毛。到來。祝喜候也。

永正十六
八月廿一日　同御調進
高梨攝津守とのへ

就和州諸牢人出張之儀。急度差遣一勢。順
光ニ合力候者。可爲神妙候也。
永正十六
八月　同御調進
細川右京太夫とのへ

爲元服之禮。太刀一腰。馬一疋青毛。給候。
喜入候。仍太刀一振進之狀如件。
永正十六
十月十四日　同御調進
三郎殿　吉良殿珍王丸御事

爲當年之禮。太刀一腰。黃金拾兩到來。悅
喜候也。
永正十六
十一月三日　同御調進
今川修理大夫とのへ

馬二疋葦毛。鹿毛栨。到來。神妙候。殊見事秘藏候。
仍太刀一振守家。遣候也。
十一月三日　同御調進

今川修理大夫とのへ

就澄元出張不可致同意之由、急下[illegible]仰候趣（文明？）、[illegible]重之御請到来、尤神妙候、仍細川右京大夫不快可然候。閣萬事令和睦、天下静謐之様致忠節者可為感悦候。猶花開院可申候也。

十一月三日　同御調進

赤松兵部少輔とのへ

今度下向尤辛労候。仍再三如被仰候一途之儀、[illegible]可申届事肝要也。

永正十六

十一月三日　同御調進

花開院

其後者時宜如何候哉、無心元候。早速勝利被待思食候。猶貞鏡可申候也。

十二月八日　同御調進

細川右京大夫とのへ

連々不可存疎略之由、被聞召訖。彌致忠節者可為神妙候也。

永正十六

十二月廿八日　同御調進

佐々木四郎とのへ

就澄元[illegible]之儀、飛脚到来。尤神妙候也。

永正十七

正月十三日　同御調進

今川修理太夫とのへ

京都忩劇之條、不移時日令参洛、抽忠節者可為神妙候也。

永正十七

二月六日　同御調進

佐々木中務少輔とのへ

越水城不慮之儀無心元候。雖然諸陣堅固之由可然候。勝利被待思食候。猶堯連可申候也。

永正十七

二月八日　同御調進。御使飯尾彈正忠。

細川右京大夫とのへ

高屋城事、于今堅固之由。尤神妙候。彌被

官人等勵戰功之樣。可被加懇詞候也。

永正十七
二月廿九日　同御調進

畠山次郎とのへ

就今度京都無事之儀。太刀一腰。西長。馬一疋鹿毛。到來。悅喜候也。

永正十七
三月三日　同御調進

赤松兵部少輔とのへ

今度早速入國目出候。仍爲禮太刀一腰。馬一疋到來神妙候也。

永正十七
六月四日　同御調進

畠山次郎とのへ

京都堪忍迷惑之段被聞召訖。連々時宜相調奉公可爲神妙候也。

永正十七
六月廿八日　同御調進

細川淡路守とのへ

太刀一腰盛重。、（鷲眼カ）萬疋。唐櫃一荷。沈。（マヽ）捧蘇方　銚子　沈。堤。沈。同樽一盃一枚。堆朱。到來神妙候。仍太刀一振。久國。刀一腰安則遣候也。

永正十七
六月廿六日　同御調進

嶋津修理太夫とのへ

爲當年之祝義。太刀一腰。國吉。鵞眼二千疋到來。悅喜候。仍太刀一振遣候也。

永正十七
八月卅日　同御調進

大內左京大夫とのへ

石清水八幡宮領濃州泉江取（庄カ）事。近年被官人衣斐新左衛門尉押領之間。神事退轉之由注進不可然候。急度可去渡旨。堅加下知者尤可爲神妙候也。

文龜二
十月八日　貞遠調進

土岐美濃守とのへ

伊勢肥前守成種知行分當國松山役事。爲直務之處。被官人長尾三河入道族入部之由。

驚被思召候。仍成種下向候、急度加成敗。
直務之儀無相違候者、尤可爲神妙候也。

十二月　同調進

上杉民部大輔とのへ

就畠山兩家和與之儀。抽忠節者尤可爲神妙
候。猶右京大夫可被申候也。

十二月廿四日　同調進

大傳法院三綱中

對垣屋越前守和與事。先年被仰處。于今無
一途候。非本意候。早々令落居上洛候者。
尤可爲神妙候、委曲猶右京大夫可被申也、

永正二
六月二日　同調進

山名次郎とのへ

對次郎和睦事。先年被仰出候。無一途背本意
候。早々令落居候者、尤可爲神妙候。猶右
京大夫可被申也。

同
同日　同調進

垣屋越前守とのへ

爲家之祝義。太刀一腰。行平。馬二疋。鴾毛。黑毛。
鵞眼二千疋到來候。喜悅候也。

永正二
六月廿五日　同調進

大泉とのへ　大法寺事也。

馬二疋鴾毛。葦毛。到來神妙候。仍太刀一振長光。
遣候也。

永正二
六月廿五日　同調進

大泉とのへ

闕文

月日　御判

上椙五郎とのへ　憲秀。中務少輔持房弟也。

關東方二

長祿四庚辰十二月廿一日改元寛正。
飯尾加賀守之臣申之。以引合調之也。蜷川雅樂頭國親渡之訖
千葉介窮困事、堪忍候之様。別而被加下
知之可爲本意候狀如件。

四月十九日　御判

右馬頭殿
同奉以引合調進之事。
就成氏誅罰。度々成遣内書等事。去年於武
州太田庄。父教房討死之廻紛失之由。□被聞
食之訖。彌親類被官人名可抽忠功也。

月日　御判

上椙三郎殿中務少輔、房弟也。
飯尾左衛門大夫元植申之。蜷川□右衛門渡之。
成氏誅罰事。去年於武州上州度々合戰之時。
被官人數輩、或討死或被疵之條尤神妙。彌
運籌策。早遂落居候者可爲本意候。仍太刀
一腰正恒。遣之候也。

四月廿一日　御判

上椙兵部少輔殿房□。
同前。同渡畢。
就成氏誅刑事。去年於上州所々合戰之時。
被官人數輩、或討死或被疵之條尤神妙。彌
運計略。早速令落居者、可爲本意候。仍太
刀一腰覺圓。遣之候也。

月日　御判

上椙民部大輔殿房定。
同前。渡蜷川雅樂助國親。
關東進發事。數ケ度被仰之處、于今遲々何樣
子細候哉。所詮不廻時日令發向。可致忠節
候。被憑思召候。委曲猶勝元可申下候也。

月日　御判

伊達大膳大夫入道殿
成氏對治事、度々被仰之處。于今遲々何樣
子細哉。所詮相催軍勢。不廻時日可致進發
候。難澁之族者可有交名注進候也。

四月廿一日　御判

松壽殿蘆松殿御事也。
二本七郎殿
同前。渡手同前。
等綱死去事。被驚思召候。早速先忠之功彌
同心可致忠節候、委曲尚勝元可申下候也。

月日　御判

宇都宮下野守親類中

同被官人中　兩通也

去年十月、於上州羽繼原合戰之時、致軍功之旨房定注進到來、尤神妙、彌可勵忠節候也。

月日

上椙中務大輔殿房定上椙　民部大輔事也

八條事也。

去年十月、於上州羽繼原合戰之時。自身被疵之由。房定注進到來、以下同前。

四月廿一日　御判

上椙三郎殿

同之時致軍功。被官人數輩被疵之旨。房定以下同前。

月日　御判

上椙右馬頭とのへ

如前。渡手同前。

上椙宮内大輔とのへ

同之時致軍功。被官人數輩或討死或被疵之旨。房定以下同前。

月日　御判

上杉播磨守とのへ

如前。

同之時致軍功。被官人日山左京亮被疵之旨。以下同前。

月日　御判

上椙修理亮とのへ

如前。

去年十月。於上州海老瀨口并羽繼原合戰之時致軍功、被官人數輩或討死或被疵旨、以下同前。

四月廿一日　御判

毛利宮内少輔とのへ

如前。

去年十月。於上州羽繼原合戰之時致軍功。親類被官人數輩或討死或被疵之旨、房定以下同前。

月日　御判

矢部彌三郎とのへ

本庄三河守とのへ

如前。去年十月。於上州海老瀬口并羽繼原合戰之時致軍功。被官人數輩被疵之條。尤神妙。彌可抽追伐之謀候也。

月日　御判

長尾信濃守并飯沼彈正左衞門尉（とのへ脫カ）

如前。同之時致軍功。被官人數輩或討死或被疵之條。尤神妙。彌以下同前。

月日　御判

石河遠江入道とのへ

如前。對芦名下總守確執事。去年被仰遣之處。早速令和睦之條尤神妙。次關東進發事。遲々太不可然。急可出陣。云代々云當時。別而被憑思召候也。

月日　四月廿一日　御判

白川修理大夫とのへ

如前。對白川修理大夫確執事。去年被仰遣之處。早速令和睦之條尤神妙。次關東進發事遲々。太不可然。急可出陣。云代々云當時。別而被憑思召候也。

月日　御判

蘆名下總守とのへ

如前。去年十月十五日。於上州海老瀬口合戰之時。父令討死之旨被聞食畢。尤神妙。彌可抽忠節候也。

月日　御判

飯沼孫右衞門尉殿

如前。同日。於上州羽繼原合戰之時。父令討死之由。以下同前。

月日　御判

野澤彌六殿

如前。去年十月十五日。於上州羽繼原合戰之時。父討死以下同前。

月日　御判（四月廿一）

土鑄帶刀左衛門尉殿

（如前。）同之時。父討死以下同前。

月日　御判

池田太郎四郎殿

（如前。）同之時。父討死以下同前。

月日　御判

吉澤小太郎殿

（如前。）同之時。父以下同前。

月日　御判

中山左衛門三郎殿

（如前。）同之時。父以下同前。

月日　御判

渡邊孫次郎殿

（如前。）去年十月十四日。於武州吉田庄合戰之時。

父以下同前。

月日　御判

大石九郎殿

去年十月十四日。於武州太田庄合戰之時。

父以下同前。

月日　御判

淺羽大炊助殿

（如前。）同之時。父令討死之旨。男顯注進到來。尤

、、、

月日　御判

神保伊豆太郎殿

去年十一月。於常州信太庄合戰之時。息紀五郎。同藤增等令討死之旨。佐竹注進到來。

尤、、、

四月廿八日　御判

黒田民部丞入道殿

（如前。）同之時。父令討死之旨。同前。

月日　御判

簗備中入道殿

如前。同前時。父以下同前。

月日　御判

長沼修理亮殿

如前。同之時。父討死、、、

月日　御判

結城宮內少輔殿

如前。去年十一月。於常州信太庄合戰之時。父令討死之旨。佐竹以下同前。

四月廿八日　御判

結城刑部少輔殿

去年十月十五日。於上州佐貫庄羽繼原合戰之時。父討死之條尤神妙。彌可抽忠節候也。

、月日　御判

尻高新三郎殿

長祿三。十月十四日。武州太田庄合戰。

同年十月十五。同合戰海老瀨口。夕合戰羽繼原。

如前。同之時。父討死之條同前。

月日　御判

後閑彌六殿

如前。同之時。父、、、

月日　御判

大類五郎左衞門尉殿

如前。同之時。父、、、

月日　御判

伊南山城太郎殿

如前。同之時。父肥前入道討死同前。

月日　御判

行方幸松殿

如前。去年十月。於上州海老瀨口幷羽繼原合戰之時致忠功。被官人數輩或討死或被疵之由。被聞食。、、、

四月廿八日　御判

長尾肥前守殿

如前。去年十月十四日。於武州太田庄谷下合戰之時。以下同前。

月日　御判

長尾尾張守殿

如前。去年十月十五日。於上州佐貫庄羽継原合戰之時致忠節。以下同前。

月日　御判

長尾新五郎殿

如前。同之時致軍功。親類被官人被疵。以下同前。

月日　御判

芳賀忠兵衛尉殿

如前。同之時致軍忠。被官人渡邊主計助被疵之條。尤神妙。彌、、、。

月日　御判

一階堂小瀧四郎殿

飯尾加賀守之清申之。同之。

去年於武州太田庄谷戰之時。致忠節之條尤神妙。彌可抽軍功候也。

四月廿八日　御判

高浦加賀守殿

豐島彌三郎殿

長南主計助殿

飯尾左衛門大夫申之。同之。

就關東事。去年出陣國之旨被聞食訖。誠以神妙。其方時宜依計略。實定達本意歟。彌被懸思食上者。一段可勵戰功候。委曲尙勝元可申下候也。

月日　御判

江戸但馬入道とのへ

同前。渡蜷川右衛門尉親徹記。

成氏對治事。參御方可致忠節之旨。懇申送之趣。房顯注進到來。寔以神妙。一段運計略勵戰功者可有抽賞。委曲尙勝元可申下候。仍太刀一振長光。刀一腰國俊。遣之候也。

四月廿八日　御判

結城七郎殿

同前渡親徹也
成氏對治事。參御方去年十一月。於常州信太庄合戰之時。息治部少輔。同上總介并被官人波賀彥三郎等討死之旨。實定注進到來。誠忠節之至感悅候。次隱居事。被聞食候。太不可然。不日令出頭運計略。彌勵軍功者可有抽賞候。巨細尙勝元可申下候。仍太刀一振友成。刀一腰國吉。遣之候也。

月日　　御判

小田讃岐守殿

同前。
去年十一月。於常州信太庄合戰之時。兵部大輔入道父子三人令討死之由。實定注進到來。尤神妙。彌可抽軍功。仍太刀一腰。助次。遣之候也。

四月廿八日　　御判

眞壁入道殿

同前。
去年於武州上州所々合戰之時。自身被疵。被官人數輩手負討死之由。注進到來。尤神妙。彌可抽軍功。仍太刀一腰助次。遣之候也。

月日　　御判

長尾四郎右衛門尉殿

同前。
去年十月。於上州佐貫庄羽繼原合戰之時。父治部少輔討死之條。尤以神妙。彌可抽軍功。仍太刀一腰貞眞。遣之候也。

月日　　御判

二階堂須賀河藤壽殿

去年十月。於上州佐貫庄羽繼原合戰之時。致軍功。親類被官人數輩。或討死或被疵之由。房顯注進到來。誠以神妙。彌可勵忠節。仍太刀一腰宗吉。遣之候也。

四月廿八日　　御判

小山常陸介殿

同年同之訖。
就關東事。去年出陣國中之旨。被聞食畢。

尤神妙。別而運計略可聞戰功候。於其方時宜者被悪思召候。次江戸但馬入道事。代々忠節異于他候之條感悦候。委曲尚勝元可申下候也。

四月廿八日　御判

佐竹左京大夫とのへ（左馬頭定事也）（脱アラン）

同奉渡親衛畢。

就關東進發事。重方被遣內書候。嚴密可被相催候。永々在國辛勞察思候。（マヽ）一進候間堪忍專忠不可過之候。仍黄子三端色々。盆一枚堆朱進之候也。恐々敬白。

四月廿八日　御判

有良西當（御者書御諱。）

飯尾左衛門大夫元連申之。渡□□也。引合。

去年於太田莊貫寄合戰之時。各致忠節事。任房顯注進旨。方々遺感書候訖。其趣可有存知之状如件。

月日　御判

左馬頭殿（七月廿八日認之也。書之様同前。）

飯尾左衛門以引合認之。

就關東時宜。可被越箱根山之旨。其聞候事實者不可然候。此條先度申下之處。無左右楚忽之企一向可為不忠候。相構不能注進不可有聊爾之儀。委曲勝元可申之状如件。

八月廿二日　御判

左馬頭殿

可被越箱根山之由風聞事。實者不可然候。此趣先度申下（衞カ）之處。楚忽之企候哉。相構云々不可有聊、儀候。巨細勝元可申候也。

月日　御判

右兵衛佐殿（澁川殿事。）

就關東事。去年常州凶徒等出張之處。馳向所々致合戰得勝利云々。尤神妙。殊一族被官人數輩或討死或被疵之條。誠被感思食候。彌抽忠節者本望候。委曲勝元可申候也。

八月十日　御判

常陸大掾殿（太田大炊頭爲使節承之也。一字名乘也。先以引合調進之。）
就關東進發事。內々申子細。具被聞（賞カ）食畢。
尤以神妙。彌抽戰功者可被行忠節也。
閏九月十六日　御判
白川修理大夫とのへ
（蜷川彦右衛門尉貞次申之。）
就成氏對治事。馳參御方。可抽戰功之由。
敎朝注進到來候訖。神妙候。勸軍忠者可被
行勸賞候也。
閏九月十七日　御判
二階堂駿河守殿
（太田大炊（殿アラン）助光申之。一字名乘也。此時御書二十四通也。先改之。）
成氏刑戮事。度々雖被仰遣。于今遲々如何
躰子細候哉。所詮不日加談合二本松。被抽
戰功者尤可爲感悅候。委曲左衛門佐可被申
下候也。
十月廿一日　御判
松壽殿（鹽松[illegible]御事）（此左衛門とハ石橋殿御事也。）

同前。
成氏追罰事被仰遣之處。于今遲引如何躰子
細哉（候歟カ）。所詮不日加談合鹽松。被抽戰功者可
爲本意候也。
十月廿一日　御判
二本松七郎殿
成氏追罰事被仰遣之處。于今遲引如何躰子
細哉。不日相催軍勢令（マヽ）進發抽戰功者。別而
可行恩賞、細之段。猶貞親可被申下之候也。
十月廿一日　御判
白川修理大夫殿
同前。
小山。宇都宮。那須以下事。馳參御方致忠
節之樣。運計略者殊可爲感悅候。委曲貞親
可申遣候也。
十月廿一日　御判
同人
同
成氏刑罰之事。度々被仰遣之處。依永確執
未出陣之由被聞食候。所詮不落居間者閣諸

篇之儀。不日相催一揆等。令進發抽戰功者可行勸賞候也。

十月廿一日　御判

伊達大膳大夫入道殿（俗名持宗。法名圓宗。）

成氏刑罰事。不日令出陣。屬伊達手抽戰功者可行恩賞候也。

十月廿一日　御判

懸田次郎殿

同

成氏誅罰事。度々被仰遣之處。未進發之條。如何躰子細哉。所詮不廻時日。加談合直朝勵戰忠者。可行勸賞候也。

十月廿一日　御判

小峯下野守殿。（直朝ハ白川修理大夫實名也。）

同

成氏誅罰事。度々被仰遣之處。于今遲々如何躰子細哉。所詮加談合盛詮。不廻時日令出陣。抽戰功者可有恩賞也。

十月廿一日　御判

猪苗代刑部大輔殿。（盛詮ハ蘆名下總守實名也。）

同

成氏誅罰事。度々被仰遣之處。于今遲々如何躰子細哉。加談合直朝。不廻時日令出陣。抽戰功者可有恩賞候也。

十月廿一日　（寬正元庚辰）御判

二階堂次郎殿

同

成氏、、、子細哉。所詮不日令出陣。抽戰忠者可行勸賞也。

十月廿一日　御判

安積右兵衛尉殿

成氏誅罰事。度々被仰遣之處。于今遲々子細何事哉。所詮不廻時日。抽戰功者可有勸賞也。

十月廿一日　御判

國分備前守

石川一族中

信夫一族中

同
成氏、、、事。于今遲引如何躰子細哉。所詮加談合直朝。不廻時日令出陣、勵籌略者可有忠賞也。

十月廿一日　　御判

蘆名下總守殿（直朝ハ白川修理大夫事也。）

成氏誅罸事。度々被仰遣之處、于今遲々如何躰子細哉。加談合田村等之輩。不廻時日勵戰忠者可有勸賞也、

十月廿一日　　御判

相馬治部少輔殿

同
成氏、、如何躰子細哉。加談合岩崎等之輩。不廻時日勵忠賞可、、、也。

十月廿一日　　御判

岩城下總守殿

同
成氏、、、子細哉。加談合岩城等之輩。、、、也。

月日　　御判

岩崎修理大夫殿。（修理大夫不審 駿河守也。）

成、、、子細哉。加談合相馬等之輩。、、、也。

月日　　御判

標葉常陸介殿

成、、哉、加談合岩崎等之輩、、也。

月日　　御判

標葉伊豫守とのへ

成氏刑戮事。度々被仰遣之處。于今不令進發。剰及永弓箭之旨。被聞食之條太不可然。所詮關東不落居之間者。閣確執之儀加談（合脱カ）直朝。不廻時日攄戰功者可行勸賞也。

月日　　御判

田村次郎殿、

同前。
成氏刑罸事。度々被仰遣之處。于今不能出陣。剰及私之確執之由。被聞食之條太不可然。關東不落居之間者。閣萬障之儀、不日

加談合直朝、抽戰功者可有恩賞也。

十月廿一日　御判

田村一族中

關東對治事、度々雖被仰出之。未進發之條子細哉。不日相催國人等可致參陣、於難澁之族者、一途可處嚴科之間。可有注進交名。到勵忠節之輩者可行恩賞、此旨能々申合。早速可被抽軍功候也。

同日　御判

左衛門佐殿（大崎ヵ　奥州探題歟。）

然自訴事、連々被申之趣被聞食畢。今度一段被抽忠賞者　重而可有恩賞候、委曲貞親可申候也。

月日

左衛門佐殿

成氏誅戮事、度々雖被仰遣未令進發之條。如躰子細哉。不日屬左衛門佐手、抽戰功者可有恩賞也。

同日　御判

葛西鶴若殿

同一族中

成氏對治事、不遲時日加談合左衛門佐。其（令カ）進發被抽戰功者可爲本意也。

同日　御判

右馬助殿、（右名黒川殿。）

（同）成氏事、既被成治罰綸旨之處。猶奉蔑如朝憲之條。不可遁天譴。所詮速馳參御方。可勵忠節。委曲直朝可申遣。於抽軍功者可有恩賞也。

十月廿一日

宇都宮四郎殿

小山下野守殿

那須越後守殿

佐野伯耆守殿

就成氏嚴刑事。被成下治罰綸旨之處。于今令遲引之間。併奉忽諸天命之條。不可遁誅譴乎。所詮早速小山。宇都宮以下馳參御方(マヽ)。致忠勤之樣加談合直朝。於抽軍戰者可行其賞也。

同日

那須大膳大夫殿

成氏追討事。不日相催國人等令發向。可被抽戰功。委曲貞親可申遣候也。

同日　御判

左京大夫殿出羽探題山方歟。

修理大夫殿出羽山方伯父歟、大寶歟、

同前。以引合書進。御表書年御名乘有之。

就關東進發事。度々被仰遣之處。未事行之條。加談合諸軍勢致出陣之樣。被運計略者尤可爲肝要候。委曲猶貞親可申下之也、恐々敬白。

十月廿一日

有良西堂此御書被召返。不被下之也。

同奉。太田上野介光申之。寛正二九十六認之。

就成氏誅刑事。被成下治罰綸旨之處。蔑如朝憲。宇都宮以下于今追討延引、緩怠之至難遁天譴之至。所詮早速馳參御方。抽軍功之樣。運籌略者可行勸賞也。

寛正三十一十七日御判出之也。

同日　御判

芳賀伊賀守殿宇都宮被官也。

成氏事。既被成治罰綸旨之處。猶奉蔑如朝憲之條。不可遁天譴。所詮早速馳參御方。可勵忠節。委曲貞親可申遣。於抽軍功者可有恩賞也。

十月廿一日　御判出事同前。

武田右馬助入道殿。惡八郎事也。

當年中百二通又二通

寛正三壬午九月十二。太田上野介有本臨奉也。

成氏對治事。早速可令出羽奥州兩國軍勢等出陣之旨。被仰遣之訖。諸篇加談合白川修理大夫。抽戰功者可被行勸賞。委曲猶貞親

可申下也。

十月廿一日　御判（御判出事同前）

佐竹左京大夫殿

成氏對治事。度々雖被仰遣。未事行之間。重被仰下候。所詮不移時日。相催一族被官人等。別而抽戰功者可被行勸賞。委曲尙貞親可申也。

十月廿一日　御判（御判出事同前）

大泉右京亮とのへ　大寶寺事也。任出羽守也。同三年九月

已上百四通。

寬正二年巳。

飯尾左衞門大夫元種申之。

同名右京大夫持國父子事。對成氏內通之儀令露顯之間。致沙汰之旨。上椙兵部少輔注進至（到）來尤神妙。仍太刀一腰無（マヽ）之候也。

五月十四日　御判

新田治部大輔殿

野依主計允申之。

政憲令下向候。諸篇被加諷諫候者。可爲本意之狀如件。

十月廿三日

左馬頭殿

同前

上椙四郞令下向候。每事加諷諫扶助候者可爲本意候也。

同日

右京佐殿。澁川殿御事

同前

政憲令下向候。諸事無等閑扶助候者可爲本意也。

十月廿二日　御判

上椙兵部少輔殿

上椙民部大輔殿

上椙修理大夫入道とのへ

飯尾左衞門大夫申之。

馳參御方。近日打越武藏之旨。房顯注進到來。尤以神妙。別而可抽忠節候也。

七月廿六日　十二月九日書之。御判未出之。

結城駿河守とのへ

結城伊賀入道殿
結城掃部助殿
同前。以引合調之。

就關東事。數年在陣之間。窮困之至被察思(マヽ)召候。仍不知地事遲々糺明之可有御成敗上者。彌致堪忍。早速令落居之樣。運籌畧者可爲本意也。

十二月七日　寛正三卯月十一日出之也。
御判

上椙民部大輔殿

御成敗御文字事。中山殿へ尋申之處。未及見以審儀可尋申攝家哉之旨承之。仍伊勢守方へ相談之處。既ニ思召被聞食云々。同類歟或公家方々へ被進之御書等ならは。御文字不可書載之乎。家人等方へハ御字可書載之旨被申之間書之訖。

普廣院樣御自筆永享十一。此案文飯尾肥前守爲種書上之。

代々御內書之趣。誠戰功嚴重也。今度忠節又不相替先例候。感悅無他候也。

九月十一日

千葉介殿
野依主計允親家申之也。以引合調之。

豆州時宜事外無人數之間。早速被打越被致忠節者可爲本意也。

十二月十九日　御判未出之。同年二月十日御判出之也日數五十一日ニテ出。
御判

今川治部大輔殿

當年中以上十一通。所々被遣。六十通所々進上。御返事十一通。都合八十二通。

寛正三壬午

飯尾左衛門太夫元種申之也。以引合調之。野依主計允渡之訖。

就道朝事雜說子細候歟。被驚思食候。代々忠節者候。殊故御所樣別而御扶助事候。定不可有疎略候哉。能々可被申含候。於彼分領以下者。無相違可令下知給之狀如件。

三月六日　同十五日申之訖。同十三日御判出之訖。
御判

左馬頭殿

就關東事。年來忠節之段無比類候。殊近年

猶勝元可申下候也。

九月五日　御判

大森信濃補守との へ 明昇庵主子。

越中彦右衛門尉申之、以引合書也。
先度雜説之處、被仰遣之趣、無其儀之間、注進
誠神妙候。御太刀一腰、久國。馬一疋、栗毛。
到來候畢。悦喜候也。

十一月九日

上椙治部少輔との へ 修理大夫入道息五郎事也。是ハ未定ニ而不書上之

飯尾左衛門尉以引合書之。
關東落居事、于今遲延、所詮一
段可有計略候、不日令參陣、可致忠節候、云老
躰云遠路、雖被蒙思召候、前論之義忠節不
可過之候也。

十一月九日

明昇庵主子 大森信濃入道事也、子ハ信濃守舍兄也。

同前以引合書（マヽ）之也。
相州中豐思之事。爲兵粮料上杉修理大夫入
（去カ）
道者渡土肥中務少輔之處、近年有別之篠不
可然候。度々忠節異于他上者、如元無相違
之様可有下知之狀如件。

十二月七日

左馬頭殿（マヽ） 此御書、同四年正月六日御判。

相州大友右馬頭跡事、中ハ飯尾左衛門方へ渡畢。爲兵粮料上椙修理大
（マヽ）
夫入道者渡狩野介之處、以下同前。

同日　御判

同此御書付同前

同前依引合
武州末戸駿河守跡事、爲兵粮料上椙修理大
（マヽ）
夫入道者渡葛山遠江守之處。同前。

同日

左馬頭殿 此御書付同前

同前引合
武州河越庄事預置候、可有知行也。

同日

上椙修理大夫入道殿 此御書付同前。

被官人所帶闕所等。可有進退候也。

同日　御判
同人　同。
寛正三壬午分十四通。
寛正四癸未
飯尾左衞門大夫申之。半切。
早速馳參御方致忠節者。可行恩賞也。
四月十日
宇都宮四郎殿
飯尾左衞門大夫申之也。引合。
長尾左衞門大夫入道死去之由其聞候。不便候。心中併被察思召候也。
十月五日　御判
上椙兵部少輔殿
同前引合。
父昌賢死去事。不便被思召候也。
同日　御判
長尾四郎右衞門尉とのへ
蜷川新右衞門尉申之。引合。
近日成氏可出張之由其聞候。然間典厩無替之條。不日有豆州着陣。運計略可被致忠功候。依時宜早速可有注進也。
十一月七日　御判
今川治部少輔とのへ
飯尾左衞門申之。寛正五正廿六調進候。引合。
職事辭退之條不可然候。如先々可有補佐也。
十二月廿六日　御判
上椙兵部少輔とのへ
同前同日誘之引合也。
上洛事。先度被仰之處。以使者申上之旨。被聞召訖。何樣一途可被仰談子細候。老躰雖被察思召。早々參洛。殊可爲忠節也。
同日　御判
明昇庵主大森信濃入道事也。
同前。引合誘之。
鵞眼三千疋到來候畢。神妙候。將又明昇事。早速參洛之樣申含候者可感思食也。
十二月廿六日　御判
大森信濃權守とのへ

同前。切紙誘之訖。
就軍旅計略。連年辛勞被察思食候。致堪忍可爲神妙候。來春一途可申付候也。

同日　御判

佐竹常陸介とのへ

陣中事。依籌略于今無異儀之旨。被聞食畢。尤神妙。云先忠云當忠無比類候。彌可致堪忍候。明春一途可申付候也。

同日　御判

江戸但馬入道とのへ

右五通御書寬正五正廿六誘之。蜷川新右衛門尉方へ遣之。

已上九通。

寛正五甲申

同前
就關東時宜被憑思食之處。實賴隱遁之由其聞候。甚不可然候。所詮閣万障。早々令歸宅之樣。堅可加諷諫也。

五月七日　御判

明昇庵主

同
就關東邊事。被憑思食之處(如カ)。隱遁之由其聞候。太不可然候。縱雖有候何躰子細。挑忠心之儀。早速歸陣候者可爲本意候。委曲被仰含明昇庵主候也。

五月七日　御判

大森信濃權守とのへ

成氏誅戮事。既被差遣　綸旨幷錦御旗。勅命嚴重之處。猶以不馳參御方之間。難遁天罰。然者頃(須カ)早速可抽戰功之旨。度々雖被仰下。于今令同意凶徒等之條。不可有冥慮疑。所詮飜逆心勵忠節者。可被行勸賞也。

八月十七日　御判　十月八日御判出之也

小山下野守とのへ

同
下野守事。早速馳參御方。可抽忠功之旨。可加諷諫候。勅命嚴重之處。于今不信用之條。忽可蒙天譴之段不覺悟哉。所詮不日勵戰忠者可有勸賞也。

八月十七日　　御判

水谷壹岐守とのへ（小山事官也。）

同

就成氏誅討事、被差遣錦御旗之處、貴因徒等、本貫如前、前令之旨不可遁天誅。所詮不日馳參御方、致軍忠者可有恩賞也。

同日　　御判

鹿島出羽守とのへ

同

關東時宜於于今不事行之條、早速運籌略抽戰功者可有勸賞之、然如今者近日難落居被思召候、取分致忠節者可爲本意候也。

同日　　御判

佐竹常陸とのへ（實定。）

成氏刑罰事、于今令遲々條、堅被仰付實定訖。彌加調談、早速落居之樣可運籌計者。可被行忠賞也。

同日　　御判

江戸但馬入道とのへ（實定佐竹上総介事也。）

（飯尾左衛門太夫申之。）

上椙兵部少輔職事辭退、太不可然。所詮如元可補佐之旨、可令申含給之狀如件。

十月十六日　　御判（二月廿四日御判出也。）

左馬頭殿

（同前。飯尾左衛門太夫書之。）

職上表事、如元可令存知之由、先度被仰遣之處、猶以辭退之旨被聞食候、太不可然。任例可有補佐也。

同日　　御判

上椙兵部少輔とのへ

以上九通。

寛正六乙酉。

（飯尾左衛門大夫申之。案文到來訖。）

就關東事、連々致忠節之旨被聞食候、彌運計略可抽戰功也。

七月十九日　　御判

長尾尾張守とのへ（御判袖引合認也。）

（飯尾左衛門大夫書之。十二月六日申之也。）

松田左衛門尉事、爲兵粮料所、預置木戸三

郎實範候。嚴密可有成敗候。次關東事。連
々可運籌計之旨申候。此等之趣別而可被
加下知之狀如件。
十一月廿七日　御判
左兵衛督殿
同前引合。
關東事。相談上椙以下。早速令落居候樣。
別而運計(籌)遲々(速カ)可致注進也。
十一月廿七日　御判
木戶三郎殿
同
松田左衛門尉事。爲兵粮料所預置也。
同日
同人
同
成氏既武州太田口出張之間。早速可發向之
旨。度々被仰之處。于今遲々。何樣子細哉。
所詮不日令進發下總口可勵戰功也。
十二月八日　御判

今川治部大輔殿　兩通
武田五郎とのへ
同
木戶三郎實範申者。應永廿三年以後當知行
地事。任上椙前安房守憲實注狀之旨。令領
知之樣。可被加下知之狀如件。
十二月八日　御判
佐兵衛督殿
此六通御判翌年閏二月廿九日出之。依渡飯
尾肥前守爲種也。
已上七通。
文正元丙戌。
飯尾肥前守元種申之。以引合。
房顯遺跡事。息中一人領掌候者尤可然候。
猶被官人等委細可申候也。
六月三日　御判
上椙民部少輔とのへ　房こ。遺跡守護也。
房顯ハ上椙兵部少輔。于時關東執事。九月廿三日書改之也。飯尾ニ更正戶。
同
就關東事。長々在陣辛勞被察思食候。次長

尾因幡守與類窂人等事。自然雖有申子細。
更以不可有御許容候。若京都邊令徘徊者。
堅可被申付候也。

六月三日

上椙民部大輔とのへ

同

武衛下向之條。屬得手勵戰忠。（者脱カ）不日可行勸賞（御カ）
也。

六月二日

佐々木近江守とのへ

簗田中務少輔とのへ

同前自是各別樣

去年成氏出張之時節進御旗。于今堪忍之條。
被感思食候。各申談別而運計略。早速落居
候者可爲本意候也。

（月日脱カ）

上椙修理大夫入道とのへ

同

去年六月。馳參御方之條。誠以神妙候。然
松渡城郭肝要之由被聞食候。堅相守而兩總
州入國事。早速運籌略可勵戰忠也。

六月三日

原信濃入道とのへ（是ハ千葉被官也。）

同

去年六月。馳參御方之條。尤以被感思食候。
彌可抽忠功也。

六月三日

岡八郎

去年。於荒木要害合戰之時。致忠節敵數多
討捕之旨被聞食候。尤神妙。然城中與輩以
下被疵云々。殊被感思食候。彌可勵戰功也。

同日

小山常陸介殿

同

成氏誅刑事。早速馳參御方。可抽忠功之旨。
先度被仰候畢。雖然于今無其儀之條。難遁
天譴。黐猥達之心。勵返逆人對治之籌計者。
不日可有勸賞也。

同日

小山下野守殿

亡父等綱。於御方忠節異于他事候。然早速馳參。致戰功者可有恩賞也。

六月三日

宇都宮彌三郎殿

同
成氏對治事。既被差遣 綸旨并錦御旗。難遁勅命嚴重之處、猶以不馳參御方之間。難遁天誅。然去頃早速可抽戰功之旨。雖被仰下。于今令同心凶徒等之條。不可有冥譴疑。所詮飜横犯之意。勵忠節者可有勸賞也。

同日

結城七郎とのへ

小田太郎とのへ

同
成氏誅刑事。別而抽戰功者可被感思食候。然不日可行恩賞也。

同日

鹿島出羽守とのへ

成氏對治事。不遷時日馳參御方。可勵戰忠候。然可有勸賞也。

六月三日

佐野遠江守とのへ

同
可馳參御方之由被聞食候。寔以神妙候。然不移時日抽忠勤者可有恩賞也。

同日　御判

佐野大炊助とのへ

同
去年十二月。馳向鹽谷安藝入道并同周防守要害。度々致戰功。敵數多捕之得勝利之由。房顯注進到來候畢。誠以被感思食候。彌勵凶徒等誅戮計略者可行勸賞也。

同日　御判

那須太郎とのへ　號上那須。

同
去年合戰之時。致合力那須太郎。抽軍功之條尤神妙候。所詮早速令出陣。可運忠節計略也。

同日

白川修理大夫[illegible]結城白川也。

小峯下野守とのへ

同

就成氏對治出張事。度々被仰遣之處。未進發之旨被聞食候。言語同斷次第候。所詮不移時日令出陣可致戰功也。

同日

伊達大膳大夫入道とのへ

同

成氏追討事。度々被仰之處。未出陣之旨被聞食候。如何子細哉。所詮不移時日令進發可抽戰功也。

六月三日

二階堂遠江守とのへ

同

成氏誅罰事。度々被仰之處。一向無音之條。言語同斷緩怠候。所詮不日可有進發也。

同日

田村次郎とのへ

同

成氏對治事被仰遣之處。未有進發云々。言語同斷次第候。所詮不移時日。令出陣可勵戰忠也。

同日

蘆名下總守とのへ

同

成氏追罰事。不移時日馳參御方。致戰功者可被行勸賞也。

同日

上總介とのへ

六月三日分。以上廿四通也。

去年以來上椙治部少輔同心進陣之旨被聞食之條。誠以神妙候。彌可被勵戰忠也。

六月三日

吉良三郎殿文字如此。

今川新五郎とのへ

去年以來。同名治部少輔同心進陣之旨被聞食之條。尤以神妙候。彌可抽軍功也。

同日

上相讃岐守殿

同四郎とのへ

同彌五郎とのへ

飯肥申之
以上廿九通　此内引合四通。御判九月廿六日出之也。卽渡飯尾肥前守元種之畢。

就富士能登守忠時進退事。具承之畢。然差遣使節被相宥之處。父兵部大輔入道祐本不能承引。剩令發向神舘。顏社頭以下放火之條。言語同斷之儀候。所詮嚴密加成敗。大宮司職等申付又次郎親時候。此旨可令存知給之狀如件。

十一月十一日　御判同十五日出之。旨飯肥之也。

左兵衞督殿

飯尾下總守爲數申之。
成氏對治事。早速令進發可抽忠功也。

十二月廿九日　御判

新田兵庫頭とのへ　同上也。岩松治部大輔家純之息也。

都合卅一通。此内五通引合之。

文正二丁亥。

應仁改元三月五。　内海氏範次。花押。

こは穗積の重敎はしめつかた七揃はかり書給へるか、なにくれの事ありとて、誂たまゑるを。この品川の莊にもてまいりて寫侍りぬ。

行の上り下り。文字のおほいさちいさゝは。おほかたもとつ文によりぬ。

癸酉のとしうるふ霜月はつかのひの夜。

大脇常雄

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫。以同本幷同大學圖書館本校合畢

續群書類從卷第六百六十五

武家部十一

御内書引付 天文二三廿四貞忠御調進案

爲始而禮太刀一腰。長光。鵞眼二千疋到來。目出候。猶定頼可申也。

二月廿日

河野太郎とのへ

就官途之儀望申任彈正少弼候處。爲禮太刀一腰。吉光。青銅二千疋到來喜入候。仍太刀家行遣之候。猶定頼可申候也。

同日

河野彈正少弼とのへ

爲始而禮太刀一腰。國重。鳥目二千疋到來候畢。神妙候。猶定頼可申也。

同日

河野六郎とのへ

今度於堺津合戰不慮次第候。仍相催四國淡州。到來攝州。早速進發肝要候。猶常興可申也。

二月卅日

六郎とのへ

今度於堺津不慮之合戰無是非候。仍相談六郎。不移時日令進發。忠節肝要候。猶常興可申也。

同日

細川彦九郎とのへ

今度於堺津合戰不慮之次第候。就其對彦九郎內書遣之候。急度相談之。可抽忠節事肝要候。猶常興可申也。

同日

細川彌九郎とのへ

堺津合戰之後尙以相踏。向後可令軍忠旨被聞食訖。言上之趣尤無比類。次六郎出張時節聊不可有油斷。就其彌抽粉骨者。可爲神妙。猶常興可申也。

三月十一日

寺町三郎左衞門入道とのへ

伊丹左近將監とのへ

池田筑後守とのへ

芥川中務丞とのへ

御文言同斷

爲當年之祝儀。太刀一腰馬一疋到來候。悅喜之狀如件。

五月十二日

北畠中將殿

爲禮太刀一腰。久吉。馬一疋。鴾毛印雀目結。青銅三千疋到來訖。喜入候。仍太刀一振國友遣之也。

五月十三日

土岐次郎とのへ

波多野取懸之處。一身于今相踏之趣。粉骨之段神妙候。猶定賴可申也。

六月五日

赤津藏人とのへ

爲始而禮太刀一腰。兼吉。馬一疋。鴾毛印雀目結。鵞眼万疋到來。目出候。仍太刀一振。國吉。遣之候。猶定賴可申也。

六月十二日

六郎とのへ

周防國香積寺十刹事。如望可被任旨。可被仰

為當年之祝儀、太刀一腰。国重。馬一疋。青毛到
來候訖。喜入候也。

三月十八日

土岐次郎とのへ

為當年之祝儀。太刀一腰。馬一疋到來候畢。
悦喜之狀如件

四月十四日

北畠中將殿

為當年之祝儀、太刀一腰。元重。青銅二千疋到
來、喜入候。仍太刀一振。守家。遣之也。

五月九日

大内左京大夫とのへ

為字之禮太刀一腰。馬一疋青毛。祝入候。仍
太刀一振遣之候。猶常興可申候也

七月五日

畠山治部大輔とのへ

為當年之祝儀。太刀一腰。貞次。青銅三千疋到
來。目出候。仍太刀一振。吉家。遣候也。去年御禮也。大字披露也。

六月十七日

大内左京大夫とのへ

至坂本渡海之處為禮太刀一腰、馬一疋。鹿毛。
到來、喜入候。猶常興可申候也。

七月廿日

武田大膳大夫入道とのへ

今度出陣尤神妙、彌急度令馳走。不移時日可
退治事肝要候。為其種綱著上候。猶貞忠可申
候也。

七月廿八日

木津左京亮とのへ

為家督之禮太刀一腰。馬一疋河原毛印鹿置目結鵞眼
万疋到來。目出候。猶高信可申候也。

八月十六日

畠山左京大夫とのへ

就入沓之儀著下向候哉。然者父子之間一人在

京。尤可爲神妙候。猶高信可申候也。

八月廿一日

武田大膳大夫入道とのへ

爲入洛之祝儀太刀一腰。馬一疋。鹿毛。青蚨三千疋到來。目出候。仍太刀遣之候。猶貞忠可申也。

十一月十一日

朝倉彈正左衛門とのへ

就理性院知行之儀　勅書旨謹拜見。先以畏存候。則應　勅裁御詞申候。仍御太刀一腰令進上之段。宜被申入之狀如件。

十二月十四日　義晴御上卷ニは御諱在之。

兩傳奏中

新年之嘉慶漸雖事舊候。更不可有際限候。祝詞猶期面候也。

正月七日

六郎とのへ

爲當年之祝儀太刀一腰。青銅三千疋到來。喜入候。仍太刀一振。國長。遣之候也。

四月三日

朝倉彈正左衛門とのへ

就塗輿御免之儀太刀一腰。馬一疋黑毛、印雀目結。鵞眼万疋到來。悅入候。仍太刀遣之候。猶貞忠可申也。

四月廿二日

朝倉彈正左衛門入道とのへ

右此案文實蓮院貞忠自筆一卷。貞孝爲拜見直給之間則寫書之。天文年中之御案文也。于時永祿四二十日。

貞助

就白傘袋赤毛氈鞍覆御免之儀太刀一腰。家助。馬一疋。葦毛。印雀目結。青銅五十疋到來。目出候也。

大永二　八月十一日

三雲源內左衛門とのへ

〔頭注〕赤き毛氈のくら覆用らるゝ事は。公方樣御物の外。大名かけらる。たとへ色かハりぬるとも。昔人ハ憚しに。今ハ御ゆるしかふゝりて。誰々もかけらるゝ事不審なるへしやと。金仙寺ハのたまひし。

爲官途之禮太刀一腰。成宗。馬一疋。鹿毛。鵯毛。黄金。三十兩。到來。珍重候也。

大永三
三月廿一日

岩城修理大夫とのへ

奧州之住人京兆御申沙汰也。

爲入洛之祝儀。太刀一腰。信實。馬一疋。鴾毛。青蚨三千疋到來。喜入候。仍太刀一腰國吉。遣之候也。

大永二
二月十七日

赤松兵部少輔とのへ

爲白傘袋毛氈鞍覆免之禮。太刀一腰。眞守。馬一疋。河原毛。印雨目結。鵞眼五千疋到來。目出候也。

大永三
六月十三日

浦上掃部助とのへ

可擅忠功。可勵勳戰。可勉戰勤。
可加誅戰。若家不審在之者。可相尋之。
可專戰忠。可啓軍忠。可存勝功。

今度播州土民等豐原寺出張之處。自身大方討働。貞弘物語申入候。殊得勝利條感悅候。彌令一味貞景抽戰功者可爲神妙候也。此字不分明。可尋之。貞弘歟。

月日

明王院

右文章大方此分。但舊儀無分別候條。可談合。貞宗朝臣候字以下越度のミあるへし。

此御內書之御案。法住院殿樣以御自筆。被寄貞遠。被遊下也。末代之證文也。

押紙如此被書付訖。

讃州下からの事。先日もちきに申つる。しはらく被相延候者可爲本意候。委曲貞宗可申候也。

二月十五日

右京大夫とのへ

御自筆後消息文御書進明應十

今度越州放生津事依運計略。早速落居之條。尤被感思食候也。

康正元

八月十九日

自山長吏御房

右長吏御房事、中山殿へ尋申處。可爲御房之由承之。幷飯尾下總守爲種。同令談合之意見同前。

攷古御集文第六ニ爲貞進覽仕從之給候也。文龜元八押紙ニ如此在之。

爲初春祝儀。太刀一腰。有國。馬一疋、栗毛、到來候訖。喜入候。仍太刀一振。實光。進之狀如件。

寛正二

二月廿二日

北畠前中納言殿　攷古副進

一日向國大光寺へ御判物之事

日向國大光自國禪寺事、可令爲十刹列之狀如件。

天文十一年十月十五日　御判

當寺住持

日向國長持寺爲　勅願寺。可奉致御祈禱者。天氣如此。悉之以狀。

天文十一年十月十五日　右中辨判

長持寺衆僧中

禮紙アリ上卷

長持寺衆僧中　右中辨晴秀

當寺事被相談。前來寺可有再興儀肝要候。猶貞宗可申候。恐惶謹言。

三月七日　義―

天龍寺侍者御中

當寺事由緒異于他之上者。彌可被抽懇祈段肝要候。隨而備中實殿造替儀。各令馳走。相調

之者可爲神妙候也。

四月十四日

多田院

中院宰相中將加州知行分の事。一日も内々申され候、可時懸命奉公の事にて候へハ。いかやうにも相違なく、きと申付られ候ハヽ。悦入候へく候。あなかしこ。

御うハかき
室町とのへ

就中院家領之儀、勅書拜領、頂戴恭存候心底之趣可然樣可被申入之由如件、

十一月廿八日　義一

廣橋殿

行年之間道服可有著用候也、

十月十三日　御判

山名修理大夫入道とのへ

直綴之事、任例可有著用候也、

享徳二
二月十一日　御判

畠山左衛門督入道とのへ

就道服御免之儀。太刀一腰。馬一疋一。青蚨三千疋到來。喜入候也、

十二月二日

大内左京大夫入道とのへ

馬二疋一給候。喜入候。仍太刀一腰一進候如件。

十月四日　御諱御判

左兵衛督殿

琉球國へ御返書御料紙壽引上下ヲ少キル、横ハ其まゝ。文くハしく見申候。し、上の物たしかにうけとり候ぬ。めでたく候、

永享十一年三月七日御印判

りうきう國のよのぬしへ

白鷹二連給候、自愛不斜候、仍太刀一腰、腹卷一領、白糸 進候也。

八月二日　御諱御判

佐々河殿御事
右兵衛佐殿

尊廟鳴動之趣注進候。可被抽懇祈事肝要候。仍太刀一腰。馬一疋奉納候也。

五月十一日　御判

多田院

就八幡祝言。太刀一腰。馬一疋給候。目出候。仍太刀一腰。馬一疋進之候。誠祝儀計候。恐々謹言。

八月二日　勝元

山名殿
御返報

一進之候と被認。御八數之事。

右馬頭殿 進之候　右衛門督殿 進之候

去月卅日。今月朔日。同七日尊廟御鳴動之由。兩度注進到來候。得其意候。仍太刀一腰。馬一疋令奉納候。恐々謹言。

五月九日　政元

多田院
進之候

御室ノ
眞廣院。進之候。山名殿
金吾。進之候。以八御官ニこも在之。
畠山ノ
匠作。進之候。　山名殿。進之。

一色殿。進候。　畠山殿。進候。

武衛畠山殿山名殿其外御相伴衆へハ。皆以進候と可任之。

武衛
左兵衛佐殿。進候。

一打付書之衆。

京極殿事
佐々木治部少輔殿　仁木兵部大輔殿

伊與守殿　佐渡
本間大和守殿

富樫次郎殿　長野與次郎殿

就藝州高山城事。去三月廿七日之奉書如此。以此旨加談合。各可被致忠節候也。

卯月二日　政元

備中國被官中

去年十二月廿八日於與州泉合戰之時。種々被致忠節次第被感思食候。仍被成下御內書候。御面目之至候。彌可被抽戰功旨候。恐々。

五月十八日　政元

河野刑部大輔殿

今度甲斐出頭事。就遠州之儀。治部大輔殿執御申候　更以非異時宜候。無方之事者上意通聊無相違候。仍被成下　御內書候。治部大輔殿御申狀等。爲一見被下。一段上意之趣面目祝著令察候。此等之旨早々國中之輩被申聞候者可然候。巨細猶伊勢守可申候　恐惶謹言。

三月三日

朝倉彈正左衞門殿

當方知行分、、、可爲本望候。恐々謹言。

伊勢國司
北畠殿
御宿所

去十七日夜攻落嶽山城。卽相踏之由注進候先以日出候。雖然河州事無勢至極候間　大儀之由。自尾州被申候。彼城肝要儀候間。越智彈正忠畢（事カ）令出張者。早速馳向彌抽軍功者可爲忠節候。定而　上意一段可有御感候。猶以無等閑候者。可悅入候。恐々謹言。

五月廿四日

筒井殿　十市新左衞門殿

太宰少貳殿　土岐美濃守殿　完（マヽ）單彌三郎殿

一園城寺衆徒御中

山門使節御中　高野山一心院

東大寺供目代御坊　理覺院

新春之嘉慶漸々雖事舊候。更不可有盡期猶期面候時候也。

正月七日

右京大夫とのへ

御小袖進上尤神妙。仍刀一腰。吉光。太刀一振。國俊。遣之候。猶貞忠可申候也。

大永四
六月八日

九里伊賀入道とのへ

御重代御小袖進上、尤珍重々々。仍被遣御自筆御内書、并御腰物一腰、吉光、御劒一振。國俊、候訖。面目之至誠無比類儀候。尤以忠節之次第。被成思食之由。懇可申旨被仰出候也。恐々謹言。

大永四
六月八日　　貞忠

九里伊賀入道殿

右御内書ニ如此在之分寫置之。

可擢籌計。　可挺殺戮。可播軍功。

天王寺衆徒御中　　箕面寺衆徒御中

勝尾寺年行事　　天王寺執行房

清水寺執行房　　興福寺衆徒御中 年預御中共

四條七條上人へハ金蓮寺近衆御中とも可在之

其外之時衆ハ寺號計歟　粉川寺衆中共

東寺之僧御中　　粉川寺衆徒中 何も候や留なり是ハ御内書之事也

宮内卿法眼御房、民部卿法印御房 御室。宮門跡。

従御門跡様御卷數被下候。忝畏入候、可然之様可令披露候、恐々謹言。

十月日　　政元

治部卿法橋房

御門跡中何も一字二字おはりあるへし。何も被下又ハ拜領之旨也。又大乘院一乘院ハ九條殿一條にて御座候間。可爲園前。其時の御使の名を可被書之也。

御内書
至防州下向迄。申合畠山尾張守一段致忠節者。可爲神妙。猶大内左京大夫可申候也。

八月廿八日　　御判

粉川寺衆徒中

御内書
尾張寺在陣之處。于今無異略之由被聞召畢。尤以神妙。彌致忠節者可褒賞候也。

四月二日　　御判

粉川寺衆中

至東寺被移　御座上者。被相誘尾州。可被抽
戰功旨。爲　上意被仰出候。被得其意。此度
出陣肝要候。恐々謹言。

十一月二日　道永

粉川寺衆徒御中

新禱卷數給候　喜悅之至候。彌祈念可爲祝著
候。恐々謹言。

三月五日　晴元

粉川寺衆徒御中

公方樣至當國就被移　御座被成　御內書候。
島尾州被相談。可被抽忠節之由。上意之通可
申旨候　恐々謹言

八月廿八日　義興 大內殿事也

粉川寺衆徒御中

又粉川寺ニ預御坊中共在之。

恐惶敬白　等持寺方丈侍者御中

恐々謹言　東大寺供目代御坊

恐々謹言　理覺院

恐々謹言　天王寺衆徒御中

恐惶謹言　龍安寺方丈侍者御中御報

恐惶謹言　普廣院方丈侍者御中

恐惶謹言　妙心寺方丈侍者御中

何も細川家ゟ如此

御書謹而拜見仕候畢。仍御太刀一腰。包貞。金
十兩拜領仕候。祝著畏入候。仍御太刀一腰
末行。御盆一枚。同臺。堆紅。堆朱。進上
申候。此旨可預御披露候。恐惶謹言。

二月卅日　右京大夫政元

謹上　上杉四郎殿

是ハ關東主君樣へ御書也。表卷ニハ
御裏書在之。

就年始之儀。去年御書信。仍太刀一腰。糸。鳥
目千疋送給候。令祝着候。仍太刀一振。雲次。
進之候　祝儀計候。恐々謹言。

八月十七日　右京大夫政元

謹上　上杉民部大輔殿

爲年市之祈禱。万度御祓令。幷雁二到來候。目出候。仍太刀一腰遣之候也。謹言。

二月十日　政元

三日市庭太夫とのへ

以宮内省圖書寮本謄寫校合畢

續群書類從卷第六百六十六

武家部十二

玄以法印下知狀

一條西洞院通新町西輪事。北者限正親町通。南者土御門通ヲ限。西者廿丈。地子錢ハ往古ヨリ如有來野畠分ニ令納所。早々家々儀相立。右之屋敷者永代不可有相違之狀如件。

天正十一年

六月日　玄以

孫九郎　山城　宗幻　彌二郎

薩摩　與介

芝藥師。西町。阿彌陀寺敷地指圖事。任御下知。並村井長門守折紙之旨。彌不可有相違候。恐々謹言。

天正十一年

六月廿二日　玄以

阿彌陀寺

清玉上人

武衛樣江被召直候。御知行之內人足之事。如村井春長軒折帋御用次第可被召仕候。何角與申候者。可有御成敗候。恐々謹言。

天正十一年

六月廿三日　半夢齋

玄以

森長介殿

尙以從此方召仕候事者、切々不可有之候。
可爲惣用之時退候、以上。

美濃輕至京都相付候、間丸之事。御代々御下知之旨を以。如申付來不可有相違候、若新儀非分之族堅令停止之狀如件。

天正十一
六月廿五日　玄以

松本新右衞門殿

弁變讓渡申[illegible]工職幷買德分田地百姓職之事。任證文旨、從先々今[illegible]如申付來。不可有相違之狀如件。

天正十一
六月廿五日　玄以

大工 新五郎

上京小河百萬遍之前白物屋與一家之儀。貴庵へ賣物ニ入流候上者。被任賣券之旨。永可有御進退候狀如件。

天正十一
六月廿五日　玄以

桂庵床下

當院門前百姓他所へ被退上者。御院領田畠事。爲寺[illegible]進[illegible]之旨[illegible]屆候、上樣御朱印幷春長軒折帋遂披見候、雖如此已前、無別條可被仰付候。恐々謹言。

天正十一年
六月廿六日　半夢齋 玄以

法金剛院玉床下

今度御在所中、馬借申分事。彼近所木幡之者共召寄。遂糺明申付候、向後之儀者。彼百姓中なとの申分者、爲守護不入諸公事、直可被仰付候、其上背御意候者、可被仰聞候。聊以不可存疎意之旨、可有御披露候。恐々謹言。

天正十一
六月十七日　玄以

伏見殿御雜掌

城州伏見座之内、從西堂寺領分儀。讓狀殊被帶御朱印之條。全可被任當知行之旨候。次慈濟院之儀者、先年被得　上意、所々散在田畠山林等至迄、今以無異儀。御寺務之通得其意候、恐々謹言、

天正十一

七月廿二日　玄以

周彭首座床下

其方買得分、蓮花鐵之内。横田壹段事。小作祇園次郎四郎ニ雖申付候、曲事之子細候而。令逐電候、然上者、其方買得分無紛候間。當立毛共無異儀可申付候者也、

天正十一

七月廿二日　玄以

黑澤新二郎とのへ

伯樂座開單料事、任代々證文之旨。從前々今以如申付來不可有相違之狀如件

天正十一

八月六日

石清水八幡宮駒形神人

中井勘介入道殿

一乘寺之内にて。自　秀吉御扶助分五拾石事。帳面之通無相違可有知行候。若相滯事候者從此方可申付候、恐々謹言、

天正十一

八月十五日

木阿彌光意々

白川知行之儀任請狀之旨。當年預ヶ置候訖。裁許後年之事可隨意候。人足以下用之時者。其方へ可申付候、相觸可被出也、

天正十一

八月十五日

多淵次郎右衛門殿

自三澤方買得分七百余事、任當知行之旨。不可有相違者也、

天正十一

八月十五日

御靈圖子

了賀齋

河原院藪東之土居開之地子錢之儀、如春長軒之時無別義、每年片季ニ百文宛可有納所候。爲其如斯候、恐々謹言。

天正十一

八月十六日

淨因參る

御家領四條、并六角町ニ在之。闕所撿斷職事任御證文、分明之旨如前々可有御計候。恐々謹言。

天正十一

八月十六日

日野殿御雜掌

下白川之事、親王樣御料所御一職付、夫役並諸役等之儀、一切不可有之條。可被成其意候、恐々謹言。

天正十一

八月廿日

救庵床下

當鄉之儀、親王樣御料所一職付。夫役并諸役等之儀相除之條。成其意於御料所方之御用者、夫役以下茂諸事油斷仕間敷候、次號被官家來他所江出入一切可停止者也、

天正十一

八月廿日

下白川名主百姓中

從播州明石御領鹽屋役所、爲每年公用鹽馬三疋。則能上之由候、心得存候。自然違亂申者候は可承候。急度可申付候。恐々謹言。

八月日
飛鳥井少將殿御雜掌

其方地子錢之事、四百五拾に相定候。右之通永代無相違可運上者也。

天正十一
八月日
一條藥屋町
池上右兵衛殿

北山鹿苑寺御門前三ヶ村之事。從前々爲守護不入之段承屆候、然上者山林竹木人足其外諸役以下之儀、不可有異儀候條。爲御寺可被仰付候。恐々謹言。

天正十一
九月日
當寺御雜掌

今度櫻町科入跡職御本所分御院領付而。彼田畠名主百姓分並家等一職ニ申付、上御院納不可有異儀候。恐々謹言。

天正十一
九月十三日
妙法院御門跡御雜掌

自在竹井かきの木五本三本之事者。雖爲何之屋敷き參候へと。但違而斷申仁は、此方より可申遣候。謹言。

十月十二日
宗哲床下

東山慈照寺之儀。村井如折帋不可有相違候。然者看坊分幷山林竹木。其外下行等無他妨。堅有守護、佛供燈明勤行造營以下可被相勤事肝要候。恐々謹言。

天正十一
十月十二日
光源院侍用下

大覺寺御門跡領。高田村御本役年貢草錢。地

子錢等之儀、向後御直務申定上者。下司給五段半事茂、　、職可爲御直務。自然誰々雖望申候。御直納之上者、別號下司給事不入義候。御寺領之妨仁可成義者。自今以後も御停止尤候。恐々謹言。

天正十一

十月十三日

大覺寺殿御雑掌

中澤右近太夫殿

雲母座事、任本所之補任之旨。如座法可有其沙汰。若座人之外ニ於令賣買輩者。急度可申付之状如件。

天正十一

十月十九日

雲母座九人中

轉多打事。座中に無案内打之輩在之者。如春長暫折帋、可加成敗之條如件。

天正十一

十月廿二日

轉多打座中

自在竹井かきの木の儀、洛中洛外誰々の藪に候共。理を可被申之儀、若强而斷申方候ハヽ。此方へ可被申候。恐々謹言。

十月廿八日

藤村如笈

大覺寺御門跡領、生田村年貢地子公事錢等事。如先々之任御當知行之旨可有御寺納候、次海老名下司給貳段半。諸公事物等今度改而申付上。於自今以後者。全可爲御直務。永不可有相違候。恐々謹言。

天正十一

十一月二日

大覺寺殿御雑掌

芳田備前守殿

其方事　諸事從此方申付候　役儀安中依圓令免許上ﾞ不可有相違候也。

天正十一

十一月五日

芝藥師町三十郎殿

當坊之儀前々我々寄之事ﾞ　聞不混自余寄宿之儀ﾞ令免許之條ﾞ自然下々何かと申族候者。此方ﾆ可承候。恐々謹言。

天正十一

十一月六日

妙音坊床下

當寺大ﾞ職ﾞ儀ﾞ質物ニ三取置遣候趣承屆候。然者任證文之旨可爲御進退候ﾞ不可有相違候ﾞ恐々謹言ﾞ

天正十一

十一月七日

本能寺

御坊中

伏見鄕中西方寺分宗喜分事。被任御朱印之旨ﾞ如年々御當知行上者ﾞ諸職不可有別條候。恐々謹言。

天正十一

十一月十八日

伏見殿御雜掌

當職事ﾞ任　綸旨幷御代々證文其外補任等之旨。諸江振賣以下事ﾞ　如在來堅令停止上者。如先々爲座中可存知。若違背之族可爲曲事候。狀如件。

天正十一

十一月十八日

桶座中

嵯峨松慶院事。任當知行之旨雖可被全領知幷異松庵舊借過分在之處ﾞ　其方以弁被相濟上者。如春長軒折帋可有御存知候。恐々謹言。

天正十一

十一月十八日
貞首座床下

禁制　　妙心寺

一伐採竹木事。
一殺生事
一當寺領違亂事。
右之條々不可有相違之狀如件。

天正十一
十一月日

石淸水八幡宮住京神人油座事、帶御代々證文上者。洛中洛外可致商賣、幷破座法致商賣者於在之者可加成敗、然者今度中村賣子彌次郎毎背座法之條、人々成敗申候。彌以如先々爲座中堅可申付候狀如件。

天正十一十一月日
當宮住京神人中

當寺境内山林竹木幷寺領所々散在段錢等。不可有違亂。次捧別人夫傳馬御借材木惣而臨時之課役已下事被免除候段、御代々證文分明之上者。彌不可有相違候。狀如件。

天正十一
十一月十八日
鞍馬寺山上山下

紅粉座事任御代々證文之旨。以先祖相續之筋目可致商賣、若背座法之族在之者。爲座中堅可申付候狀如件。

天正十一
十一月十八日
上下京
紅粉座中

當寺當知行分東山堂領。所々散在分山林竹木當屋敷四十町分。幷西圍之内知德庵道場分事、度々被任　御朱印候旨。永可有寺納。非分課役陣取寄宿以下。如近年除之狀如件。

天正十一

十一月十八日

眞如堂

粟津座中事。爲　禁裏供御人帯御代々之綸旨。幷數通之證文者。彌向後至東口商賣人有之者。如先々爲座中。堅可令停止候。然而違背輩者。可加成敗之狀如件。

天正十一

十一月十八日

粟津座中

上下京惡錢賣買事。如春長軒折帋。爲前々座法。可致其沙汰。若違背之族在之者。可加成敗之狀如件。

天正十一

十一月十八日

上下京惣錢

座中

鹿王院。同諸末寺龍花院領等事。被帯御朱印。當知行無紛上者。如在來彌可被全領知。幷被領中至仙翁寺村等竹木人夫以下臨時之課役等。村井如申付時。免除不可有相違之狀如件。

天正十一

十一月十八日

慶壽院

於洛中。臨時之課役幷諸公事等之儀。任　秀吉御判形之旨。令免除之狀如件。

天正十一

十二月十五日

小西次郎右衛門尉殿

其方地子錢事。五百文ニ相定上。永代不可有相違候。恐々謹言。

天正十一

極月十八日

北小路室町

安積曾甘床下

洛中檜物屋座中事、自先規如有來、各令相談可有其沙汰、背法度新儀之族於在之者。堅可申付候狀如件。

天正十一

十二月十九日

檜物屋衆中

釜座事。任　綸旨可爲如先規有來。若被買之族在之者。三條爲座中如法度仕候。荷物可押取候　相紛儀候者。以糺明可申付候狀如件。

天正十一

十二月廿日

三條釜座衆中

大經師三嶋曆職。并居住地子錢。諸公事家役等事。任　綸旨御下知之旨。彌不可有相違候狀如件。

天正十一

十二月廿日

當藷法眼御房

洛中洛外漆家具并諸塗物以下事。任　御朱印之旨。如前々爲座中。堅可申付候狀如件。

天正十一

十二月十九日

塗師屋座中

吾方釁指爲天下一。信長被成　御朱印。諸公事御免許之上者。彌任　秀吉判形之旨不可有相違之狀如件。

天正十一

十二月廿日

石見

鹿苑院敷地事。爲先年報恩寺替地　信長被仰付之上者。境內無相違可致進退之狀如件。

天正十一

十二月十九日

報恩寺役者中

大鋸板之儀。如村井判形申付上如前々座人之外者右賣買堅可令停止。若違背之族在之者。可加成敗之狀如件。

天正十一

十二月廿日

材木座中

當寺門前事。兩度被成　御朱印。爲守護使不入之地臨時之課役御免許之上者。人足竹木以下并陣夫等相懸儀。不可有之狀如件。

天正十一

十二月廿日

梅津

長福寺役者中

上京正受庵之儀建仁寺之內仁建立之由。委曲得其意候。寺領等如有來任當知行之旨。彌可被全寺納候。恐々謹言。

天正十一

十二月廿日

靈洞院床下

當鄉　禁裏爲御料所之條。如村井申付候。人足之用捨上不可有相違者也。

天正十一

十二月廿二日

二瀨御百姓中

當寺依爲　勅願所。寄宿以下可免除之旨。叡慮之條自今以後不可有別條之狀如件。

天正十一

十二月廿日

淨花院役者中

賀茂社領境內六鄉。并所々散在等事。從先規三社之內。爲守護使不入。度々御下知被帶御朱印。殊　秀吉被遂御折帋之上者。山林竹木人足非分課役以下。如先々令停止之狀如件。

天正十一

十二月廿三日

賀茂惣中

四條之坊門祖母柳之町石風呂事、從俵屋當寺祠堂に買得之由聞屆候畢。如前々無相違可有寺務之狀如件。

天正十一

十二月廿三日

永觀堂納所

大覺寺御門跡領上嵯峨御境內事。自先々爲守護不入之地。人夫幷臨時之課役以下。如春長軒折紙令用捨上。不可有相違之旨可有御披露候。恐々謹言。

天正十一

十二月廿三日

中澤右近御雜掌

當町幷圖子迄之儀。任　御朱印御判形之旨。如前々寄宿令免除之狀如件。

天正十一

正月十一日

四條町

依爲壁塗大工頭。如前々諸役寄宿以下。令免除之狀如件。

天正十一

正月十八日

壁塗喜介とのへ

禁制　六波羅密寺千部經中

一國質所質事。

一喧嘩口論事。

一押買狼藉事。

右條々堅致停止訖。若於違犯之輩者。速可處嚴科者也。仍執達如件。

天正十二年二月日　玄以

策勝軒

當社參錢事。同二月初午共。如前々其方可爲

進退候狀如件。

天正十二

二月十五日

稻荷竈殿

去年櫻町之科ハ跡職田畠散在事。爲五條橋造營。永代令寄進候上。不可有相違候。恐々謹言。

天正十二

正月十五日　民部卿法印

玄以

清水寺

成就院 玉床下

今度茶之儀付而。秀吉へ得御意候處。借銘を打候事者禁制候。其外之事者可爲如前々旨御意候間。可有其心得候。謹言。

天正十二

三月十三日　民部卿法印

玄以

禁裏御料所

十一ヶ所御百姓中

吉祥院北條庄内并雀使職共申付候。然上者禁裏樣御料所分如前々堅可申付候。若於無沙汰者可爲曲事候。將亦當開出分者此方へ可有納所候。恐々謹言。

天正十二

三月十五日

藪田新丞殿

伏見之內霞田貳段小事當寺に寄進候。證文無紛候間。永代寺納不可有相違候。恐々謹言。

天正十二

三月廿日

知恩院之內

源宿處

地護軒分地子錢年貢所々散在事。令扶持候條。彌遂糺明。全可有領知候。恐々謹言。

天正十二

卯月五日

梅甚入

御宿所

朱之座事。脇賣於猥者。從前々今以如有來可加成敗候狀如件。

天正十二

四月七日

上下京

朱之座中

洛中洛外錫事。先祖座人之外。少茂令商賣族於在之者。從先規今以如有來爲座中可成敗候狀如件。

天正十二

卯月七日

座中

天龍寺內壽寧院領境內山下。

此已下破壞

右前田德善院玄以法印下知狀。或人祕而藏焉。予再三請借寫之。字行筆書悉如原本不差一點。無魚魯之誤云。時元祿庚辰臘月望日。

以宮內省圖書寮本謄寫校合畢

武家部十三

御的日記

元弘三年五月七日。關東六波羅同滅亡。仍同六月元帝自隱岐國在御歸洛。公家一統之御時。於馬場殿御的有之ッヽ射手皆以幷篇。其中細川侍中依三五度高名。被懸御衣畢。公家一統之御時。正慶之號ヲ本ノ元弘ニ返サル。元弘四年正月廿九日。同月改元建武。

一番
仁木伊賀守頼章　○●●●●　●●●●●　九
細川源藏人頼春　●●●●●　●●●●●　十

二番
大高伊豫權守重成　●○●●●　○●●●●　八
本間孫四郎忠季　●●●●●　●●●●●　十

三番
星野左近藏人　○●●●○　●○●●○　六
千秋左近藏人　●○●○●　●●●●○　七

四番
高豊前守　●●●●○　●●●●●　九
澁谷四郎左衛門尉重棟　●●●●●　●●●●●　十

五番
武田駿河守　●○●●●　●●●●●　九
小笠原信濃守貞宗　●●●●●　●●●●●　十

成良親王將軍之宮御在鎌倉。左馬頭爲執權(マヽ)舒蕗殿直義。

建武二年正月七日。左山貫殿御稽古之時御的。小侍所淺野殿。

番	射手	的	數
一番	仁木次郎四郎義長	○●●●● ●○●○●	七
	佐竹常陸介	●●●●● ●●●●●	十
二番	佐竹五郎四郎	●○●●● ●●●●●	九
	佐貫左衛門六郎	●●●●● ●●●●●	十
三番	長井四郎左衛門尉	○●●●● ●●●○●	八
	海老名尾張守	●●●●● ●●●●●	十
四番	金子十郎家基	○●●●● ●●●●●	九
	中村左衛門次郎家時	●●●●● ●●●●●	十
五番	細川播部助師氏	●●●●● ●●●●●	十
	眞田兵衛尉	●●○●● ●●○●●	九（マヽ）

建武二年七月。爲諏方安藝守先代方打入鎌倉之間。爲打足利殿。蒙征夷將軍宣旨。御發向關東。自駿河國高橋合戰。湯本。相模川。片瀨度々大合戰。八月十九日。諏訪勢悉沒落畢。同年中　又主上將軍御中合相違給畢、一宮幷田右衛門佐殿以下發向關東。同十二月。宮方打負（マヽ）手自箱根歸路畢。同三年正月十四日。將軍家經海道打入京都給之間。主上山門臨幸。京都合戰及度（々脱カ）。同二月廿七日。將軍家御下向鎭西。五月廿八日。御京着。仍主上又山門御幸。同十月。山門宮方皆以沒落畢、建武三年改元延元。然而武家無御用。宮方年號也。

建武四年正月廿二日。將軍家御代始御的。

番	射手	的
一番	小笠原六郎	○●●●● ●●●●●
	曾我左馬介	●●●●● ●●●●●
二番	秋山新藏人光政	●●●●● ○●●●●
	青木四郎	●●○●○ ●●●●●
三番	小笠原源藏人長[illegible]	●●●●● ●●●●●
	岡部三郎左衛門尉	○●●●● ○●●●●
	木村七郎	

四番　木村五郎
五番　小笠原太郎行嗣
　　　長九郎左衛門尉
六番　小笠原又七
　　　青木四郎左衛門尉（本ノマヽ）

建武四年十二月。顯家卿自奥州率大勢上洛之處。尾張匠作御息在鎌倉間。對大勢致散々合戰引退三浦被切腹畢。同五年二月十七日。顯家卿責上之間。武州師直。同師泰馳向。於勢州雲出川致合戰畢。宮方又南都在陣。同廿八日。師直於般若寺坂致合戰。同五月廿二日。顯家卿於堺浦戰場被討給畢。有名字侍二百餘人討死々々（云々カ）。同廿八日。宮方楯籠八幡山。六月一日。大合戰。同七月十七日。神火下テ神殿炎上畢。同廿一日。宮方悉沒落訖。八月廿八日。改元暦應。同四年四月廿八日。改元康永。仍暦應二三四五。康永ニ御的日記無之。可尋注付歟。

康永三年正月廿九日。

一番　武田甲斐守
　　　小笠原太郎次郎
二番　秋山新藏人
　　　曾我六郎左衛門尉師助
三番　設樂六郎助兪
　　　杉原淡路三郎
四番　海老名六郎季直
　　　海老名彥六郎
五番　小笠原又七
　　　青木四郎左衛門尉

同四年正月十五日。小侍所大高與州。十月廿一日改元貞和。上御門東洞院御所。

一番　小笠原六郎
　　　澁谷石見守

二番　海老名　彥三郎
　　　陶山　又次郎

三番　設樂　又次郎
　　　杉原　淡路三郎

四番　曾我六郎左衛門尉師助
　　　中村左衛門次郎

五番　小笠原源藏人長顯
　　　秋山新藏人先政（光カ）

同年二月廿七日。錦小路殿。
三條殿御所。

一番　小笠原　六郎
　　　秋山　新藏人

二番　曾我六郎左衛門尉
　　　杉原　淡路三郎

三番　小笠原　源藏人
　　　海老名　彥三郎

貞和二年正月九日。小侍所師直子越後太夫將監師秀。

一番　小笠原　源藏人
　　　海老名　彥三郎

二番　小笠原　又六
　　　中村左衛門次郎

三番　陶山　又次郎
　　　上原　孫四郎

四番　小笠原　十郎
　　　長　九郎

五番　秋山　新藏人
　　　曾我六郎左衛門尉

同五年八月十二日。（新造御所。小侍。上杉左馬介。貞和三四之日記无之。）

一番　秋山　新藏人
　　　長　九　郎
　　　島津周防三郎左衛門尉

二番　海老名四郎　●●●●●●
　　　海老名彦三郎　●●○○○○
三番　本間孫次郎　○○○○○○

同六年正月十四日。二月廿八日改元觀應。

一番　小笠原六郎　●●●●●●
　　　秋山新藏人　●●●●●●
二番　小笠原又六　●●●●●●
　　　大河原左衛門五郎　●●●●●●
三番　藤田億次郎　●●●●●●
　　　小田次郎右衛門尉　○●●○●●
四番　上原鶴四郎　○●●●●●
　　　諏訪左衛門太郎　●●●●●●
五番　小笠原源藏人　●●●●●●
　　　中村左衛門次郎　●●●●●●

觀應三年九月廿七日。改元文和。

文和二年正月廿四日。
執事仁木左京大夫。
大御所御在鎌倉之時御的。
小侍所吉良左馬助。

一番　海老名彦三郎　●●●●○●
　　　猿渡次郎　●○●○●●
二番　中村遠江守　●●●●●●
　　　安保七郎左衛門尉　●●●○●●
三番　海老名勘解由左衛門尉　●●●○●●
　　　海老名四郎　●○●○○●

同三年正月十四日。於万里小路御所。

一番　小笠原民部少輔　●●●●●●
　　　眞下彈正忠　●●●○●●
二番　杉原餘四郎　●●●●●●
　　　鹽屋勘解由左衛門尉　○●●●●●

三番　長甲斐守
　　　金子勘解由左衛門尉

●○●●
●●●●
●○●●

同四年十二月廿日。新造御所。

一番　小笠原山城守
　　　安田彈正忠

●●●●
●●○○
●○●○

貳番　安東平左衛門尉
　　　小柳左衛門尉

●○○●
●●○●
●●●●

三番　小笠原民部少輔
　　　金子勘解由左衛門尉

●●●○
●●●●
●●●●

同五年二月十三日。
小侍所[illegible]川兵部少輔顯氏。
三月廿八日。改元延元。

一番　小笠原民部少輔貞高
　　　安藤平次左衛門尉高安

●●●●
●●●●
●●●●

二番　上原小次郎左衛門尉[illegible]範
　　　諏訪次郎左衛門尉貞範

●●●○
●●●●
●●●●

三番　武田對馬守貞信
　　　小柳左衛門尉重行

●●●●
●●●●
●●●○

延文二年二月十三日

一番　小笠原山城守
　　　諏訪次郎左衛門尉

●●●○
●●●●
●●●○

二番　伊勢平三
　　　佐脇彌三郎

●○●○
●○●●
●●●●

三番　小笠原民部少輔
　　　上原新左衛門尉

●●●○
●●●○
●●●○

同三年三月廿日

一番　小笠原山城守
　　　小笠原民部少輔

●●●○
●●●●
●●●●

貳番　上原新左衛門尉
　　　中澤彈正忠

●●●●
●●●●
●●●●

三番　曾我六郎左衛門尉
　　　諏訪次郎左衛門尉

●●●●
●●●●
●●●●

中御（マヽ）義詮將軍御代始。

同四年二月十七日。細川相州依伊勢平三遲參。自子刻御沙汰。

一番　小笠原民部少輔
　　　安東平左衛門尉
○●●●
●●●●
●●●●

二番　伊勢平三
　　　仲彥四郞
●●●●
●●●●
●●●●

三番　海老名新三郞
　　　諏訪次郞左衛門尉
○●●●
●●●●
●●●●

貞治二年正月十四日。六角御所。執事[illegible]大輔。小侍所民部少輔。[illegible]。

康安元。貞治元。兩三年御的[illegible]。

一番　小笠原備前守
　　　諏訪次郞左衛門尉
○●●●
●●●●
●●●●

二番　屋代新藏人
　　　芥河源六
●●●●
●●●●
●●●●

三番　曾我長門守
　　　上原新左衛門尉
●●●●
●●●●
●●●●

同三年正月十四日。六角御所。

一番　小笠原備前守
　　　諏訪次郞左衛門尉
●●●●
●●●●
●●●●

二番　屋代新藏人
　　　朝倉彈正忠
●●●●
●●●●
●●●●

三番　曾我長門守
　　　上原新左衛門尉
●●●●
●●●●
●●●●

同四年二月十七日。新造御所。皆白（白カ）直垂。沓。立烏帽子。

一番　諏訪次郞左衛門尉
　　　朝倉彈正忠
●●●○
●●●●
●●●●

二番　屋代新藏人大夫
　　　物部壹岐四郞
●●●●
●●●●
●●●●

三番　上原新左衛門尉
　　　久下民部丞
●●○●
●●●●
●●●●

同五年正月十七日。依[illegible]木御動座。直垂。沓。立烏帽子。

一番　諏訪次郎左衛門尉
　　　物部讃岐四郎
二番　本間兵部太郎
　　　本間左衛門太郎義景
三番　上原新左衛門尉
　　　朝倉孫太郎

同六年正月廿五日。

一番　伊勢周防守
　　　能勢判官代
二番　海老名六郎右衛門尉
　　　本間兵部太郎
三番　本間甲斐太郎
　　　齋藤三郎

義滿御所御代始。

同七年二月十六日。同十八日改元應安。[illegible]事細川典厩頼之。

小笠原備前守

一番　齋藤三郎
　　　海老名六郎左衛門尉
二番　本間山城四郎
　　　屋代新藏人太夫師國
三番　由木源次郎

應安二年正月廿八日。

一番　小笠原備前守
　　　齋藤三郎左衛門尉
二番　小笠原太郎次郎
　　　小笠原孫四郎
三番　屋代藏人太夫
　　　陶山備中次郎

同三年正月廿八日。

一番　小笠原備前守
　　　齋藤三郎左衛門尉

二番　屋代越中守
　　　陶山備中次郎

三番　小笠原余一
　　　中澤六郎

四番　小笠原孫四郎
　　　庄孫三郎

五番　諏訪次郎左衛門尉
　　　上原新左衛門尉

同四年正月廿八日入夜始。

一番　小笠原備前守
　　　齋藤三郎左衛門尉

貳番　屋代越中守
　　　陶山備中次郎

三番　能勢判官代
　　　眞下左衛門太郎
　　　小笠原孫四郎

四番　大河原新五郎

五番　諏訪次郎左衛門尉
　　　上原新左衛門尉

同五年正月廿八日。入夜始。侍所山名彈正少弼。神木御動座之間。直垂着。立烏帽子。

一番　小笠原備前守
　　　齋藤三郎左衛門尉

二番　能勢判官代
　　　大河原新五郎

三番　諏訪次郎左衛門尉
　　　陶山備中次郎

同六年正月廿五日入夜始。

一番　小笠原備前守
　　　齋藤三郎左衛門尉
　　　能勢判官代

二番　三原　對馬神六

三番　諏訪次郎左衞門尉　大河原　新五郎

同七年卯月十五日。

一番　小笠原　備中守　齋藤三郎左衞門尉

二番　眞下勘解由左衞門尉　大河原　新五郎

三番　諏訪次郎左衞門尉　上原新左衞門尉

同八年二月卅日。（二月廿七日、改元永祿。）

一番　屋代　越中守　齋藤三郎左衞門尉

二番　眞下勘解由左衞門尉　陶山備中守

●●●●　●◯◯●　｜　●●●●　●●●●　●●●●　｜　●●◯●　●●
●●●●　●●◯●　｜　●●●●　◯◯●●　●●●●　｜　●●●●　●●
●●●◯　●●●●　｜　●●●●　●◯●◯　●●●●　｜　●●●●　●●

三番　小笠原與市　大河原五郎

永祿二年二月廿一日。（入夜始。小侍所、今河上總介。）

一番　小笠原　備前守　齋藤三郎左衞門尉

二番　屋代（由觀カ）越中守　眞下勘解由左衞門尉

三番　諏訪次郎左衞門尉　上原新左衞門尉

同三年二月卅日。（入夜始。小侍所同斷。）

一番　小笠原　備前守　海老名四郎左衞門尉

二番　屋代　越中守　陶山四郎次郎

諏訪次郎左衞門尉

●●　●●●●　●◯●●　｜　●●●●　●●　●●　●●◯●　｜　●●●●
◯◯　●●●●　●●●●　｜　●●●●　●●　●●　●●●●　｜　●●●●
●●　●●●●　●●●●　｜　●●●●　●●　◯●　●●●●　｜　●●●●

三番　上原新左衛門尉

同四年正月廿三日。小侍所山名彈正少弼。

一番　屋代越中守
陶山備中次郎

二番　松田兵庫助
松田又次郎

三番　海老名四郎左衛門尉
海老名八郎

同五年正月廿八日。入夜始。三月廿二日改元康暦。

一番　屋代越中守
陶山備中守

貳番　松田兵庫助
松田又次郎

三番　海老名四郎左衛門尉
海老名尾張守

康暦二年正月廿五日。酉刻始。勘解由少路殿。執事越前左衛門佐。

一番　屋代越中守
陶山備中守

二番　本間勘解由左衛門尉
松田兵庫助

三番　海老名四郎左衛門尉
海老名八郎左衛門尉

同三年正月廿三日。御的以後改元。二月二十四日永德。

一番　屋代越中守
陶山備中守

二番　本間太郎左衛門尉
陶山美作守

三番　海老名四郎左衛門尉
松山上野介

永德二年正月二十五日

一番　屋代越中守　五
　　　陶山備中守　六

二番　本間太郎左衛門尉　六
　　　本間左衛門太郎　五

三番　海老名四郎左衛門尉　六
　　　松田上野之介　六

同三年正月十七日

一番　屋代越中守　六
　　　陶山備中守　六

二番　能勢下野守　六
　　　松田上野介　六

三番　海老名四郎左衛門尉　六
　　　本間太郎左衛門尉　六

同四年正月十七日。二月廿六日改元至徳

一番　屋代越中守　六
　　　陶山備中守　六

二番　能勢下野守　六
　　　松田上野介　六

三番　海老名四郎左衛門尉　六
　　　本間太郎左衛門尉　六

至徳二年正月廿三日

一番　屋代越中守
　　　設樂越中三郎

二番　本間太郎左衛門尉
　　　和田九郎左衛門尉

三番　陶山備中守
　　　佐脇孫三郎

四番　能勢下野守
　　　小串次郎左衛門尉詮行

五番　海老名四郎左衛門尉
　　　海老名甲斐三郎

同三年正月十七日

一番　屋代越中守
伊勢内膳八郎左衛門尉

二番　本間太郎左衛門尉
設樂越中三郎

三番　陶山備中守
設樂伊賀四郎

四番　能勢下野守
小串次郎左衛門尉

五番　海老名四郎左衛門尉
海老名甲斐三郎

同四年正月十七日。（八月廿二日。改元嘉慶元。）

一番　屋代越中守
設樂越中三郎

二番　陶山備中守
佐脇五郎

三番　伊勢因幡八郎左衛門尉久
伊勢因幡九郎貞秀

四番　海老名甲斐三郎
海老名左衛門太郎

五番　本間太郎左衛門尉
小串次郎左衛門尉

嘉慶二年正月十七日

一番　屋代越中守
設樂越中三郎

二番　陶山備中守
大和太郎左衛門尉

三番　伊勢因幡九郎
佐脇五郎

四番　海老名甲斐三郎
大内四郎
本間太郎左衛門尉

五番　和田九郎左衛門尉

同三年正月十七日（二月九日改元康應）

一番　屋代越中守
設樂新左衛門尉

二番　伊勢因幡九郎
伊勢因幡八郎左衛門尉

三番　佐脇五郎
村上三郎

四番　大和太郎左衛門尉
田村三川三郎

五番　海老名甲斐三郎
海老名左衛門太郎

康應二年正月十七日

（一番脱ヵ）　屋代越中守
小串次郎左衛門尉

二番　陶山備中守
佐脇五郎

三番　伊勢因幡九郎
村上三郎

四番　海老名甲斐三郎
海老名左衛門太郎

五番　本間太郎左衛門尉
大和太郎左衛門尉

明德二年正月十七日

一番　屋代越中守
伊勢因幡九郎

二番　本間左衛門次郎
佐脇五郎

本間佐渡次郎
三番　本間左衛門太郎
海老名甲斐三郎

四番　海老名左衛門太郎　●○●
　　　陶山備中守　●●●
五番　大和太郎左衛門尉　●●●　●●●　●●●　●●●

同三年正月十七日、執行細川武州。

一番　屋代越中守　○●●
　　　小串次郎左衛門尉　●○○　六
二番　本間左衛門次郎　●○●
　　　佐脇五郎　●●●　六
三番　陶山備中守　●●●
　　　大和太郎左衛門尉　○○●　六

同四年正月十七日、執事細川右京亮。

一番　屋代越中守　六
　　　伊勢九郎左衛門尉　六
二番　本間甲斐太郎　●●●
　　　本間左衛門太郎　●●●　六

三番　陶山備中守　六
　　　大和太郎左衛門尉　六

同五年正月十七日（執事越前左衛門佐勘解由小路殿。）七月五日改元。

一番　屋代越中守　六
　　　伊勢左衛門太郎　六
二番　本間左衛門太郎（本ノマヽ）（マヽ）
　　　本間左衛門太郎（マヽ）
三番　陶山備中守（マヽ）
　　　村上三郎（マヽ）

應永二年乙亥正月十七日

一番　屋代越中守　●●●　●●●
　　　屋代四郎　○●●　●●●（マヽ）
二番　本間甲斐太郎詮忠（マヽ）
　　　本間十郎

三番　陶山備中守　六
　　　村上三郎　六

同三年丙子正月十七日

一番　屋代越中守　○○○
　　　尾代四郎　○●●　六

二番　本間左衛門太郎　●○●
　　　松田彦次郎　●●●　六

三番　陶山備中守　六
　　　村山掃部助　六

同四年丁丑正月十七日

一番　陶山備中守　●●○　六
　　　松田次郎左衛門尉詮忠　●●●

二番　佐藤總左衛門尉　●●○　●●●
　　　本間十郎　●●○　●●○

三番　伊勢九郎左衛門尉　○●●　六
　　　能勢下野四郎　●●○

同五年正月十七日。此事畠山左衛門佐基国。法名徳元。

一番　陶山備中守　（マヽ）
　　　松田次郎左衛門尉詮秀　●●○　●●●　六

二番　伊勢九郎左衛門尉　六
　　　富永五郎　六

三番　本間刑部丞　六
　　　能勢四郎

同六年己卯正月十七日

一番　陶山備中守　●●●　●●●
　　　松田次郎左衛門尉　●●●　●●○

二番　伊勢九郎左衛門尉　六
　　　富永五郎左衛門尉　六

三番　海老名新左衛門尉　六
　　　本間新左衛門尉　六

同七年庚辰正月十七日

一番　陶山備中守　●●●　●○●
　　　小串次郎右衛門尉　●●●　●●○　（マヽ）
二番　伊勢九郎左衛門尉
　　　村上掃部助　○○●　●●○
三番　海老名新左衛門尉　六
　　　佐嶋五郎　○●○　●●●

同八年辛巳正月十七日

一番　陶山備中守　六
　　　小串次郎右衛門尉　六
二番　佐脇五郎　●○●　●○○
　　　村上掃部助　六
三番　伊勢[illegible]九郎左衛門尉　●●●　　●○
　　　屋代藏人　●○●　●○●

同九年壬午正月十七日

一番　陶山備中守　●●●　●●●
　　　屋代新藏人　○○●　●○●

二番　佐脇五郎　●●●　●○●
　　　村上掃部助　●○●　●●●
三番　小串次郎右衛門尉　六
　　　朝日孫三郎　●●●　○●●

同十年癸未正月十七日

一番　陶山備中守　六
　　　小串次郎右衛門尉　六
二番　屋代新藏人　六
　　　朝日小三郎　六
三番　伊勢九郎左衛門尉　六
　　　村山掃部助　○●●　●●●

同十一年正月十七日

一番　陶山備中守　●●●　●●●
　　　大和三郎左衛門尉持行　六
二番　本間太郎左衛門尉詮忠　六
　　　朝日三郎左衛門尉　六

三番　伊勢九郎左衛門尉　六
　　　村上掃部助　六

同十二年正月十七日　執事越前左衛門佐義重。法名道孝。

一番　陶山備中守　六
　　　小串次郎右衛門尉　六
二番　村上掃部助
　　　朝日三郎左衛門尉滿秦

○●●○
●○●●
●●●●

三番　大和三郎右衛門尉　六
　　　伊勢因幡九郎左衛門尉

●●
○●
●●

同十三年正月十七日

一番　陶山備中守　六
　　　小串次郎右衛門尉詮行　六
二番　朝日三郎左衛門尉　六
　　　村上掃部助

●●
○●
●●

三番　伊勢九郎左衛門尉　六
　　　大和三郎右衛門尉　六

同十四年正月十七日

一番　陶山備中守　六
　　　齋藤三郎右衛門尉滿泰　六
二番　村上掃部助
　　　遠山六郎太郎　六

●●
○○
○●

三番　小串次郎右衛門尉　六
　　　大和三郎右衛門尉　六

同十五年四月十七日

一番　小串下總守詮行　六
　　　齋藤三郎左衛門尉

●●
●●
●○

二番　長次郎
　　　遠山右馬介

●○●○
●●●●
●●●●

三番　伊勢因幡九郎左衛門尉貞秀　六
　　　大和三郎右衛門尉　六

義持御所御代始。

同十六年正月十七日。執事越前治部大輔義淳

一番　陶山備中守　六
　　　小串下總守　（マヽ）六
二番　大和三郎右衛門尉　六
　　　遠山右馬助　六
三番　伊勢遠江守　六
　　　齋藤三郎右衛門尉

同十七年正月十七日。萬里小路御（マヽ）

一番　陶山備中守　六
　　　小串下總守　六
二番　大和三郎右衛門尉　六
　　　遠山右馬助　六
三番　伊勢遠江守　六
　　　齋藤三郎右衛門尉　六

同十八年正月十七日。執事畠山右衛門佐道誓。

一番　伊勢遠江守　六
　　　屋代新藏人

　　　村上掃部助　六
二番　遠山上野右馬助　六
　　　小串下總守　六
三番　齋藤朝日三郎左衛門尉滿清

同十九年正月十七日

一番　武田兵庫頭滿信　六
　　　村上掃部助　六
二番　齋藤朝日三郎左衛門尉
　　　遠山右馬介　六
三番　小串下總守　六
　　　屋代新藏人　六

同二十年正月十七日。執事細川右京兆富小路殿。

一番　武田兵庫頭　六
　　　村上三河守
二番　齋藤三郎右衛門尉（マヽ）
　　　藤民部五郎兪盛　六

小串下総守　○●●　六
三番
屋代新蔵人　●●）
同二十一年正月十七日
武田兵庫頭　六
一番
屋代新蔵人　六
本間新保九郎　六
二番
本間山城左衛門太郎　六
小串下總守詮行　六
三番
藤民部又三郎貞盛　六
同二十二年正月十七日
武田兵庫頭　六
一番
村上三河守　●●○
宮次郎右衛門尉　●●●　六（マヽ）
二番
安東次郎左衛門尉
同二十三年正月十七日
武田兵庫頭　六

一番
藤民部又三郎　六
屋代四郎　六
二番
小串次郎持行　六
村上参河守　●●●
三番
宮次郎右衛門尉　○●●　六
同二十四年正月十七日
武田兵庫頭　六
一番
大和六郎左衛門尉　六
屋代新蔵人　六
二番
遠山六郎右衛門尉　六
宮次郎右衛門尉　六
三番
小串次郎右衛門尉持行　六
同二十五年正月十七日
武田兵庫頭　六
一番
大和太郎左衛門尉　六

二番　屋代新藏人　六
　　　遠山六郎右衛門尉　六
　　　宮次郎右衛門尉　六
三番　小串次郎右衛門尉　六
同二十六年正月十七日
一番　武田兵庫頭　六
　　　大和太郎左衛門尉　六
二番　屋代新藏人　六
　　　遠山六郎右衛門尉　六
（マヽ）
三番　宮次郎右衛門尉
　　　小串次郎右衛門尉　六
同二十七年正月十七日
一番　武田兵庫頭　六
　　　大和太郎左衛門尉　六
二番　屋代新藏人　六
　　　遠山六郎右衛門尉　六

三番　宮次郎右衛門尉　六
　　　小串次郎右衛門尉　六
同二十八年正月十七日
一番　武田兵庫頭　六
　　　大和太郎左衛門尉　六
二番　屋代新藏人　六
　　　陶山備中次郎　六
三番　宮次郎右衛門尉　六
　　　小串次郎右衛門尉　六
同二十九年正月十七日。　執事畠山左衛門督道端。
一番　武田兵庫頭　六
　　　大和太郎左衛門尉
　　　伊勢兵庫助貞國　六
二番　齋藤又三郎　六
　　　小串次郎右衛門尉將行　六
三番　陶山備中次郎　六

同二十年正月十七日

一番　武田兵庫頭　六
　　　小串次郎右衛門尉行　○●○●○●
二番　伊勢兵庫助貞國　●●○●●●
　　　朝日又三郎　六
三番　宮備中守　六
　　　陶山備中次郎　六

同三十一年二月十日。御方御所依御違例二月迄延引

一番　武田兵庫頭　六
　　　陶山備中次郎　六
二番　大和平次左衛門尉　六
　　　小串三郎國行　六
三番　宮備中守　六
　　　齋藤又三郎　六

同三十二年正月十七日

一番　武田兵庫頭[illegible]信　六
　　　陶山備中守　六
二番　熊谷近江守　六
　　　佐々木[illegible]六郎　六
三番　屋代新藏人　六
　　　小串三郎　六

同三十三年正月十七日

一番　屋代新藏人　六
　　　宮備中守　六
二番　小串三郎　六
　　　中條左京亮　六
三番　藤兵部三郎左衛門尉貞盛　六
　　　陶山備中守　六

同三十四年正月十七日

一番　屋代新藏人　六
　　　陶山備中守　六

二番　大和平三持那（マヽ）　六
　　　熊谷九郎　六
三番　藤民部三郎左衞門尉　六
　　　齋藤總三郎　六
同三十五年卯月十四日。同廿七日改元正長。
一番　陶山備中守　六
　　　大和平三　六
二番　長彌次郎　六
　　　雅樂修理亮　六
三番　小串三郎　六
　　　屋代四郎　六
正長二年正月十七日。九月五日改元永享。
一番　陶山備中守　六
　　　齋藤總三郎　六
二番　雅樂修理亮
　　　熊谷次郎左衞門尉　六

○●
●●
●●

三番　屋代四郎（マヽ）
　　　和田中務丞　六
永享二年正月十七日。執事右兵衞尉直淳。小侍所畠山右馬助。
一番　陶山備中守　六
　　　和田中務丞　六
　　　千秋左近尉　六
二番　朝倉總四郎（マヽ）　六
　　　齋藤孫三郎　六
三番　雅樂修理亮　六
同三年正月十七日。雨降。射手皆差笠數度。
一番　陶山備中守（マヽ）　六
　　　大和平三左衞門尉持行　六
二番　雅樂修理亮　六
　　　朝倉孫四郎　六
三番　齋藤總左衞門尉　六
　　　和田中務丞　六

同年十二月十九日。上之室町新造御所ニテ始

一番　陶山備中守　六
　　　雅樂修理亮　六

二番　齋藤彥三郎　六
　　　富永彌六　六

三番　小串三郎　六
　　　千秋刑部少輔　六

同四年正月十七日

一番　陶山備中守　六
　　　雅樂修理亮　六

二番　富永彌六　六
　　　佐々木吉田七郎　六

三番　和田中務丞　六
　　　千秋刑部少輔　六

同五年正月十七日。執事細川右京亮。

　　　陶山備中守　六

一番　雅樂修理亮　六

二番　佐々木吉田七郎左衛門尉　六
　　　廣戸太郎　六

三番　和田中務丞　六
　　　齋藤三郎左衛門尉　六

同六年正月十七日

一番　陶山備中守　六
　　　雅樂修理亮　六

二番　朝倉勘解由左衛門尉　六
　　　齋藤三郎左衛門尉　六

三番　長九郎左衛門尉　六
　　　千秋刑部少輔　六

同七年正月十七日

一番　陶山備中守　六
　　　長九郎左衛門尉　六

番　千秋刑部少輔　六
齋藤三郎左衛門尉　六
三番　大和平三左衛門尉　六
雅樂修理亮　六
同八年正月十七日　六
一番　陶山備中守　六
長九郎左衛門尉　六
二番　千秋刑部少輔　六
朝日三郎左衛門尉（マヽ）　六
大和平三左衛門尉打之　●●　○●　●●
三番　雅樂修理亮　六
同九年正月十七日
一番　陶山備中守　六
雅樂修理亮　（マヽ）六
二番　千秋刑部少輔
齋藤三郎左衛門尉　六

三番　長九郎左衛門尉　六
熊谷次郎左衛門尉　六
同十年正月十七日
一番　陶山備中守　六
雅樂修理亮　六
二番　千秋刑部少輔　●○　●●　●●
齋藤三郎左衛門尉　六
三番　長九郎左衛門尉　六
熊谷次郎左衛門尉　○●　●●　●●
同十一年正月十七日
一番　陶山備中守　六
長九郎左衛門尉　○○　○●　●●　三
二番　千秋刑部少輔　五
齋藤三郎左衛門尉　六
齋藤孫左衛門尉　四
三番　熊谷次郎左衛門尉　六

同十一年正月十七日

一番　陶山備中守　六

長九郎左衛門尉　六

二番　千秋刑部少輔　六

齋藤三郎左衛門尉　六

三番　齋藤三郎左衛門尉　六

熊谷次郎左衛門尉　六

同十二年正月十七日。小侍所山名右衛門佐持豐。二月十七日改元嘉吉。

一番　陶山備中守　六

長九郎左衛門尉　五

二番　千秋刑部少輔　六

朝日三郎左衛門尉　六

三番　朝日孫左衛門尉　六

熊谷次郎左衛門尉　六

慶雲院殿御代始。

同嘉吉二年二月十二日。改元御成。

一番　小笠原民部少輔持政　五　〇●●●●●

田村治部少輔持清　六

二番　彥部左近將監持彥　六

熊谷次郎　六

三番　佐竹孫三郎元永　六

宮上野介教信　六

同三年正月十七日。執事畠山左衛門督持本

一番　佐竹和泉守元永　六

彥部左近將監　六

二番　陶山又次郎　六（マヽ）

曾我兵庫助

三番　宮上野介　六

熊谷次郎　六

當御代始日野烏丸亭御所裏打着直垂立烏帽子沓。

同年十二月廿三日

一番　陶山又次郎　六
　　　齋藤三郎右衛門尉　●●●●●○
二番　千秋民部少輔　六
　　　齋藤兵庫頭　六
　　　熊谷次郎左衛門尉　●●●○●●　五
三番　高彥部修理亮　（マヽ）

同四年正月十七日。着水干立烏帽子。二月五日改元文安。

一番　陶山又次郎　六
　　　彥部左近將監持彥　六
二番　千秋民部少輔　六
　　　齋藤兵庫頭　六
三番　熊谷次郎左衛門尉　六
　　　齋藤三郎左衛門尉　六

文安二年正月十七日

一番　陶山又次郎　六
　　　彥部左近將監　六
二番　曾我小次郎　六
　　　宮五郎左衛門尉　六
三番　熊谷次郎左衛門尉　六
　　　千秋左近將監勝秀　●●●○●●　五

同三年正月十七日。執事細川左京太夫勝元。

一番　陶山又次郎　●●●○●●　五
　　　彥部左近將監　六
二番　曾我小次郎　六
　　　宮五郎左衛門尉　六
三番　熊谷次郎左衛門尉　六
　　　千秋左近將監　●●●○●●　五

同四年正月十七日。執事細川左京太夫勝元。

一番　陶山又次郎　●●●○●●　五
　　　千秋左近將監　六
二番　朝日三郎左衛門尉　六
　　　本郷三郎　（マヽ）

三番　熊谷次郎左衛門尉　六
　　　曾我小次郎　六

同五年正月十七日

一番　陶山又次郎　六
　　　彥部左近將監持彥　六
二番　齋藤三郎右衛門尉　●○●　●●●　五
　　　本鄕三郎　六
三番　熊谷次郎左衛門尉　六
　　　千秋左近將監　●●●　●●○　五

同六年正月十七日。小侍所山名彈正少弼〔四〕（〔持〕）豐。七月廿九日改元。寶德元。

一番　陶山兵庫頭
　　　彥部左近將監
二番　齋藤三郎右衛門尉
　　　齋藤孫左衛門尉
　　　熊谷次郎左衛門尉

三番　千秋左近將監

同七年正月十七日。小侍所同。武者小路高倉四〔辻〕御所〔當〕〔時〕〔御〕〔所〕ニテ在之

一番　陶山兵庫頭　●●●　○●●　五
　　　千秋左近將監　六
二番　長次郎〔文字脫歟〕　●●●　○○●　四
　　　佐々木鹽冶四郎　●●○　●●●　五
三番　熊谷次郎左衛門尉　六
　　　朝倉齋藤孫左衛門尉　六

寶德二年正月十七日。執事畠山左衛門督德本。小侍所畠山左衛門佐義〔篤〕。

一番　熊谷次郎左衛門尉　●●●　○●●　五
　　　齋藤左衛門尉　六
二番　佐々木鹽冶又四郎　六
　　　本鄕美作六郎　六
三番　齋藤三郎左衛門尉　六
　　　屋代四郎貞淸　六

同三年正月十七日。改元享德元。

一番　熊谷次郎左衛門尉　六
　　　本郷三郎　六
二番　小早河伯耆守　六
　　　佐々木鹽冶又四郎　六
三番　齋藤三郎右衛門尉　六
　　　屋代四郎貞清　六

同四年正月十七日

一番　熊谷次郎左衛門尉　六
　　　朝日齋藤三郎右衛門尉　六
二番　宮下野彌三郎　六
　　　小串六郎右衛門尉　六
三番　千秋刑部少輔勝季　六
　　　小早河伯耆守　六

享德二年正月十七日。執事細川右京亮勝元。

　　　熊谷次郎左衛門尉　六

一番　齋藤總左衛門尉　六
　　　宮中務丞　六
二番　小串太郎右衛門尉　六
　　　千秋刑部少輔　六
三番　小早河伯耆守　六

同三年正月十七日　七月廿五日改元。康正元。

一番　熊谷次郎左衛門尉　（マヽ）
　　　小早河伯耆守　六
二番　齋藤新九郎　●●○●○●
　　　雅樂修理亮　六
三番　千秋刑部少輔　●●○●○●　四
　　　小串六郎右衛門尉　六

同四年正月十七日

一番　彥部美濃守持彥　●●●○●●　五
　　　齋藤孫左衛門尉　六

二番　小串六郎右衛門尉　六
　　　雅樂修理亮　六
一番　千秋刑部少輔　六
　　　小早河伯耆守　六

康正二年正月十七日。改元。長祿元。八月廿八日也。

一番　陶山兵庫頭　六
　　　齋藤孫左衛門尉　五
二番　宮常陸介持信　五
　　　毛利修理亮　四度
三番　千秋刑部少輔勝季　六
　　　小串六郎右衛門尉　六

同三年正月十七日。細川民部少輔教春。

一番　小笠原彌六政廣　六
　　　齋藤信濃守　六
二番　小串六郎右衛門尉　六
　　　宮常陸介持信　六

三番　屋代源藏人貞清　四
　　　小早河伯耆守　六

長祿二年正月十七日

一番　小笠原彌六　六
　　　小早河伯耆守　六
二番　河内次郎　六
　　　三吉太郎　三
三番　齋藤孫左衛門尉　六
　　　佐々木鹽冶左近將監　六

同三年正月十七日。十月廿七日改元。寛正元。

一番　小笠原彌六　六
　　　長九郎　六
二番　佐々木鹽冶左近將監　六
　　　小早河又四郎　六
三番　齋藤孫左衛門尉　六
　　　小串六郎左衛門尉　六

同十一月廿二日於新造御所室町殿。直垂裏打。

一番　小笠原彌六　六
　　　小串六郎右衛門尉　六
二番　佐々木鹽治左近將監　六
　　　長九郎左衛門尉　六
三番　小早河伯耆守　六
　　　齋藤朝日左衛門尉　六

同四年正月十七日

一番　小笠原彌六　六
　　　小串六郎右衛門尉　六
二番　佐々木鹽治左近將監　六
　　　長九郎左衛門尉　●●●○●●
三番　小早河伯耆守　六
　　　齋藤朝日孫左衛門尉　六

寛正二年正月十七日

一番　小笠原刑部太輔政廣　六
　　　齋藤彌左衛門尉　六
二番　宮備中守　六
　　　長次郎左衛門尉政信　六
三番　小早河伯耆守　六
　　　長九郎左衛門尉　六

同三年正月十七日

一番　小笠原刑部太輔　六
　　　長九郎左衛門尉　六
武番　熊谷次郎　六
　　　荒尾小太郎親忠　○●●●●●　五
三番　齋藤孫左衛門尉　○●○●●○　三
　　　長次郎左衛門尉　六

應仁二年正月十七日。依天下大亂仁御的無

之。但弓太郎小笠原刑部大輔政廣一人於御鞠懸插物三度被射之。銀劔被下。同月末本式御的在之。

大永三年十一月二日寫之。

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

續群書類從卷第六百六十八

武家部十四

百手次第

百手之次第聞書之事

一射手二十人計可然。二十人ハ十人ツヽ二ゆたちにいつきなり。

一射手ゐほしすわうゐほしかけをすべし。打上弓たをしするたいにい弓矢筒敷皮。常のことくなり。

一貳拾人。十人ツヽ兩方に坐すべし。

一兼日より二十人を定て。前後の四のかと射手可然仁躰なり。日記を付て射さる矢代あるましき也。其時ハさいはいもあるましき也。

一自然矢代ふる事もあるへし。二拾人すくりて射る矢代はつるまて有へし。

一日記ハ引合を二枚竪紙につきて。又二枚つきて。それを横に又つく。以上四枚に次てたてに書く。十人と十人のあいたを置て。一枚の紙に十人ツヽ書合へし。丸兩方に五ツつヽ十くたり。二百たる間。片名を書へし。丸十下に十の内のあたりを數次第に付て。百の所に以上の數を付るなり。或九拾。

或九十八九タテ付る。つゝハ十と計有。日記の奥に年號日付あるへし。丸物の中りはつれ五度弓の日記のことく串帰前なり。片名つゝの褒美五度弓のことくなり。

一的場の遠サ三十三杖なり。但近年廿三杖も。

一大略百手ハたちあかりに射る法度なり。可然也

一百手の的ハ大略大的にさためらるゝ也。くし以下の事、法量の物にしるすことくなり。

一あつちなくて、濱なとにてかけすかして射る事も有べし。

大的あたりはつれの事

一すこしもかけすたまらすうらへ通るよき也。近年人の力もさかりたる故に、右のことく二十三杖にもするなり。

一ぬけとをらさる事また筈の的にかゝりて。うらへ矢のたりてあらん時。けん見とて一番に定置か。しからすハ。誰にてもこうしやなるへき人あたりはつれを可見ために。的はりたる弓を常のことくにひつさけて、的の前に持て行。左のひさをつき。右の膝をたてゝ。左の手にて。的の下をかゝへて。弓の弦にて上より下へ三度なでゝみるに。三度の内に一度も弦に筈あたらねバあたり成へし。的のあたり所によりて。そとうちてもすべし。

一せミも串もはつれ也。串ハ丸の輪につくる也。

一矢のとひ帰る事はつれ成へし。然ともいたつき的に留りぬけたらハ中なるべし。又矢の中よりおるゝハよき矢也。

一的のはしにあたる矢。まとのきるゝ。何となくはつれなるへし。此外ハ大略小的同前也。

一矢取自然はすの見ゆる見へすにある。矢を

的のおもてより取るへき事しかるへからす。浦より早ク取へし。取樣心得肝要たるべし。

百手は早朝より夜に入までの的なれハ。其内しち(本ノマヽ)以下有之條。一段身をも清め。精を集也。第一爲祈念用之。五十過て座をも立てくつろき。酒なとのむ事あり。定法にハあらねとも。尤可然とし申傳へ也。

大形存知之樣。(本ノマヽ)此外口傳可候事絶なり。(本ノマヽ)

　五度弓の次第聞書の事

一射手十人たるべし。弓太郎。同弓十郎の相手せきの前。せきのうしろ。是四のかどとて。賞翫の義也。第一ハ弓太郎なり。弓太郎の心もち足ふミ已下一段の祕事なり。然る間別而之仁躰の役なり。

一射手をほし間かけずわう[illegible]るべし。的ハ三ツ的。半的。大的。小的等好次第用へし的の事法量のなき樣にしるし候ことく也。小的のせいハ不定。但一尺あまり可然。さのみはつれなき樣にとの事なり。又半的三的ハ。五度弓の外可用事いかゝなるべし。

一數塚の事。弓太郎見はからひてこしらへべし。あつちの前かとの通りより。前の數塚をつくへし。垜より數塚の遠サ卅三杖なり。但近年ハ廿三杖。又ハ小的。その内にもするなり。まへとうしろとの數塚の間。一杖なり。後の數つかを垜の方へ一尺五寸出してつくへし。又一尺八寸にもするなり。

一數塚の高サ一尺二寸。本の廻りの寸一尺計にして。上のなりハ見合候へて。次第に細くする。丸クつくへし。まへの數塚の中へ。四寸計なる石を入て。そのうへをすなにてつきかたむる。是を圓(固カ)と云也。自然數塚く

つれたる時。前の所をしらむ爲なり。また數塚の廻りほとにわけ物をこしらへて。其中へすなを入たるかよき也。數塚つく事(半イ)的かくる次第。定法にハなけれとも。數つかつかぬまへに。的のさハき有ましき也。惣而賞にく數塚弓場に有物なる敵なり。

一弓箭筒敷革等例式のことく用意してもつべし。まの(本ノマヽ)弦袋ハ有ましき也。かへの弦かけてに置ても不苦候。勝負なき間。ぬけも不入なり。射手座につくへき様躰常に不可替。

一弓太郎。弓太郎の相手向て相手座する。其次之射手二番目ハ組向合。又三番。次之四番目。關の前。關のうしろ如此。兩方に五人ツヽ座して。次第〳〵に出て射へき也。

一日記あらハ。さいはいハなし。惣別三的。半的。大的ハさいはい無用なり。日記ハ引合二ツに折て。一番より五番ニ一組ツヽ名高名實名を書て。下に丸ヲ五ツヽ ○○●○○ ○○○●○ 八。　二行ニ十をして。あたりはつれを付て。下ニ中りの數を付る。はつれたるハ丸の内ヲ黑くするなり。かくる的ハ串せみ何れもはつれ也。日記に串を串と付て。せみハ不付。年號日付片字ツヽ端作の下ニ二に可書也。

一前弓ハ前の數つかの元にうら筈ヲ四五寸程先へ出し。弓をそゆる。そへすにて畏ル。弓ハ數塚前のかたなるへし。うしろハ浦はすを數つかに付程にして畏るへし。何れも數つかを前にして。的ヲ射るたいはいハまたしち已下五度弓とてかわる事なし。常のことく也。打上弓たをしすへし。

一十人して兩人ツヽ射る。以上廿五度。矢數ハ百也。二番四番目後の弓より射る。又けいこの時ハ射手をあまたもよをして射る也。

其内をせんしいたしていさせん時ハ。二番目四番めともなくて。五度弓なから前より射るなり。

一つゝの人にろくを給る事もちろん也。

一日記付る人。庭にたゝみ敷て。ふんたいの上にて日記付へし。笠をさしかくる。的の前之中ほと可然也。もし〳〵かけ〳〵ニてハ。二けんなとも不苦か。日記付る人にもかうしや。又別ての人可然なり。

一御前的に。数年ツゝを渡したる人に。乙矢御免の事。十の矢九ツ迄あたりたる時。十めの矢ようしや有て射さする事なり。是を年労の矢といふ也。弓太郎なときほ村こきの弓も御免有也。惣別ハ村こき的か本也。其外しらきそは白木成へし。

三度弓の事。五度弓を三度につゝめて射る。是も一段の義也。此外相替儀無之。

五度弓。三度弓。いつれも身を請入秩を心にかけて射へし。

右此書ハ。武田之舊記タリ。然處ニ建仁寺十如院先住。雄長老者。武田孫子タリ。次之住永洪和尚ハ。依伯父タル故聊不殘寫之置候者也。

かす屋左近

以宮内省圖書寮本謄寫校合畢

射御拾遺抄

射御拾遺抄序

夫射御の藝ハ和漢共に用之。故に春月天子澤宮に弓習。武者一日三度武を閱す。皆安に居て危をおもへはなり。況や此國開闢の始。伊弉諾尊白羽の箭を妻依以蘆原を定。神功皇后赤弓弭を地の上に以海岩(マヽ)に流を注。爾來射御をたつとむへき道明也。射御と號(ネイ)慣する物ハ。流鏑馬。笠懸。犬追物也。然ハ則亂を治。暴を禁し。名を武籍にかへり者。慣習せすんハあるへからす。此故に名て馳逐に妙術といふ。爰に弓矢の一流を我家にあつけられてより以來。當流の所傳射道の正流とす。然は面授口訣不可勝計。至持長竊遺忘を恐て。私に記錄而作之以備。父滿長一閱。初より是をよハ過して筆削をなして云。汝是を秘せよ。非器に付事なかれ。我家の子孫敦これをおもはさらんや。仍覺悟の旨趣大概これを註す。雖然此道秘訣口傳を以て肝要とす。筆墨の及所にあらす而已。

一弓の事おこりハ。兩頭蛇を見てこれをつくる。神代にハ月の輪のことく。中にて是をつくる。神功皇后の時より弓をたらしといふ事ハ。多羅樹の事也。多羅樹ハ卽七尺五寸也。弦ハまきつる也　其後天智天皇の御宇より。今の弓の弭にきりなをす。是則蛇の頭をおそれ思召候故也。されハ隨兵軍陣なとの弓ハ。したちくろくぬりて。せんた巻をすへし。せんた巻といふ事ハ。蛇の躰を表するなり。其上にしけとうをつかふ。籐ハ寸法二寸ハかりあい五分計。矢すり五寸計也。うらはすハ少長く。もとはづハすこし短し。うらはすもとはすあかかるへし。

但武田。小笠原兩家は、もとしけ籐にきりより上二ところとうなり。

一白木。そばしらき。むらこき。これらハ的弓に用へし。おなしく丸物。草鹿。はさミ物にも赤うるし。若ハ矢すりなとをつかひたりとも。白弦をかけて用てハくるしからす。次むらこきの事。外竹の内かとをうらはすよりもとはすまてこきとをして。同内かとの木をうらはすより一尺五寸計をきて下へはかりこきおなしくにきりの上よりにきりの下まて一尺あまりこくへし。又弓の外になるかたの木を少々竹へかけて。うらはすより一二寸さけて。長一尺二寸計こきて。又にきりの上の木を一尺あまりこき。又にきりの下もとはすの上二寸計のこして。一尺あまりこくへし。都合五所也。いつれも木をやりちかへてこくなり。ぬりいろハあかうるしなるへし。

一鳥打の事。これハ天智天皇の御時よりはしまり。御敵鳥になりて天子をおそいたてまつりし時。弓にて袖うらにうち給ふ。うらハすより一尺の内也。仍弓のうらを人のかたへむけす。殊貴人大將なとに物申時ハ。弓のうらはすよこさまになし。弦を内へむけて持へし。隨兵軍陣なとの時、弓をもちてあゆむにハ。弦を下へなしてあゆむ也。床木にこしをかくる時ハ。弦をそとへなすへし。弓つえの時も同前。は武者にむかふ時の弓の持やうハ。つるをそとへなして。弓をたてゝ。かしこまらすして物を云へし。若たかひにかしこまるとも。弦をそとへなすへし。

一弓に一ちからといふ事ハ。けづりてくす一にぎりあるを一力と云也。次にきりの卷樣

の事。三まき卷て中をすこしあけて卷て。又下三まき上のことく是を卷へし。外竹の内かどよりまき初て外竹のとかどに卷留る也。くろかハなるへし。

一矢の事かぶらを以本とす。これも神代につきて種々の口傳雖有之書載に不及。然に今の世の矢ハ。征矢を以て本とす。然昔五矢。或ハ二十六くるしからす。ゐひらハさかつらゐひら本也。しゝかハゐひらなしハ略義也。但射手のこのみたらハくるしからす。上帯の事ハ。家々にかハれり。是も當家に上帯をひくといふハ。そのまゝかくる也。ほそ矢もうハ矢をはさゝす。そ矢のゆひところねのすけきハより。上一尺二寸くろかわにてゆふ也。むらさきかわ斟酌すへし。又羽の事。きりふハ大將の負征矢に用へし。平民ハ斟酌有へし。付〆羽ふくろう也。山鳥の尾ハうつほのミ。或ハそ矢なとに一二用之。魔障をしはさくる時此羽を用也。大羽長の寸法の事。犬射からにかぎり四寸二分也。又鷹の羽ハ前矢につけたるハ略義なり。犬射からなとにませはきにしたるもくるしからす候。ませはきの事。染羽眞羽。鷹の羽なるへし(むイ)略義也。鷹の羽ハかふらにも用へし。ひしやくハなを羽さきへとるへし。

一矢代の事。いつれも矢さきを的の方へ向て。下矢をすぐに上(下イ)。矢をすぢかへてふりかくるなり。上矢より立へし。又數塚のある時ハ。まへのかすつかの前のかとより。うしろのかすつか前へふるなり。十人までの事也。十人過ハ數塚をくつすへし。十人の時ハ五人ツヽ立也かすをさす事も十人の矢數也。口傳在之。同さか羽打事。主親の矢

代にうちかく(らイ)へからす。そはにうち返てをく也。一手射たる時も。我矢代はかりをうち返てをくへし。又犬追物に矢代をふるといふハ。射手撿見の時の事也。射手の引目を一ッ取て。日記付の前に矢とりふる也。十二騎の射手なりともみなふりて。十人めまて十疋ッヽ前より次第に撿見をすへし。のこる二騎ハせぬ也。

一矢のふしの事。征矢ハもとはぎのふし。的矢かふらはすけふし。犬射から笠懸からハ。羽中のふし賞翫也。又四ふし篦もくるしからす。次三立の羽ハ名の事はしり羽ゆすり。とかけ是也。四立ハかふらかりまたから也。中の羽も兩の羽のことくうらはぎまてとをしてはぐべし。又矢つかまきの事かふらにかぎれり。其身のあるは矢つかに二ふせながくして。そのきはを卷也。いとにてもかはにても卷てうるしをさす。これを矢つか卷とは云也。くつ卷の上に卷をいふ也。かねまきと云は。じんどうなどのきハ。あるひは引目のきさミめなとを卷を云へし。矢にかぎれり。ねたまきといふは。くつまきのうへにまくを云也。又一手しんとうの事。ふしかげをぬりて。眞羽にてうるしはき也。しんとうのなりさきふくらにいとめなしにくろくらう色をとりてぬるへし。矢づヽに入そゆる也。的矢もふしかけをぬるか本也。かふらハ長さ三ふせ。四ッぬためなるへし。ほうの木にてもくる事ありけり。是はやぶさめ神事の時用之。五目三目もあるべし。羽は眞鳥羽或は鷹のは。四立也。中の羽ハきじの引尾。山鳥のおなるべし。白篦也。もしは拭(ノゴヒ)篦もある(にイ)べし。略義也。かりまたから同前。又やり羽といふハ。かふらかり

またからにかぎれり。根本かふらハ八目。其後二日本也。はずぬた（ぬ脱カ）あるへし。のごひ篦の時の事也。

一引目は根本ひきかへるのなく聲を表なり。仍而ひきかへるの目共書たり。ぬり色赤（マヽ）かるへし。日五本也。卷目五所也。五音五刑をかたとれり。寸法ハ弓によるへし。笠かけ。ひき目も。根本ハひしきめなし也。實朝の御代より。今の笠懸引目にさだまる也。同犬射引目もくろくぬるハ略義也。半引目は小笠懸を射る也。長さ四寸目九或ハ七もあり。三所卷てらう色をとりて（イナシ）ぬるへし。からハこかし篦にから竹をけづらずして。はづにさす也。こがし樣ふしかげのことし。羽は眞鳥羽。或は鶴のはをも用へし。色いとはぎ也。うるしはぎもくるしからず。又ふしかげをぬりたるからに。かはをつかふとも。筈はいせんのごとくなるへし。

一うつぼに矢さす事。七九十一なとなるへし。さし樣ハ征矢とかり矢などは。下にさしてかりまたを身よりのかたをあけて。上にさすへし。しせんに一ツかふらをさす事もあり。それハかりまたのうへに中にさす也。惣してからといふ事ハ。犬射から。笠懸から。かりまたから。是也。又うつほのうへに。しんとうさす事三五なるへし。二ツハさすへからす。たとひ二さすともむちをさしそへてくるしからす。

一射鳥の物の事。鹿狐と云也。おなしく鳥兎たぬきなとこれら也。馬上にてもはだぬく物の事。臥鳥よりはだぬくへし。ふせ鳥とは雉鶉の事也。うづらにハはだぬくへからす。又木鳥をハなに鳥にてもはだぬぎて射る也。馬上同然。馬にてハまつ矢を大輪に

まハして。さて馬をよせて。鳥のかしらのかたならハ。はしを射さげ。尾のかたならバ。尾を射さげと云名目也。但あたりはつれハ　射手の三昧也。はだぬぎハ馬をうちよせぬまへに。はだぬぎて袖をおさむるなり。引さかりて弓を射かへすへし。射鳥の物に。弓を射かへすハ。此時の事也　又春夏女鳥より射　秋冬は男鳥より射る也。二ふせたる時の事也。同かけ鳥なに鳥にても、向て來る鳥をハ。其まゝハ射へからす。一手綱つかひて。鳥をよこさまになして射事也。ふせ鳥も。かけ鳥もかちにて射る時ハ。左ゆかけをさすへからす。

一矢開に用ひぬ鳥の事。うつら。鷺。いしくなぎ。にハとり。からす。ふくろふ。木ねすみ。むさゝび是也。鶉の外ハ此色惣て射ぬ事也。又矢ひらきの時。射手を賞翫する事。うつほのミ一ツつゝ出す也。かりまた若はとかり矢也。

一馬上にて弓持事。馬のミゝ二の間に可持、但何としても物射たる人の持様いかにも然へし。

一笠懸を射る時。馬場本へうちよせてまづとをすへし。一番にとをしたる人より射初て。次第に射る也。たいはいの事。馬をかへしてかき入所にて。馬手のミゝにてすこさずにうち入て。三かきはかりかゝせてひらき出しこうでをつかひて矢さすへし。矢さしハかたより水はしり也。（マヽ）手綱をむねのこをりにゆる〳〵と持て。矢さすとる所にて。すてゝひたゝれの袖をうちいたすやうにまハして。かミ中にてをし合て。うち上て三ふせハかりひきのこして。したひにねちて。（本ノマヽ）的のうしろのかとにてはなすへし。かねにてはな

すもわるし。向てあらんはいふにおよはす。くら立ハこしをすへて。鐙をそうたうのしゝにふんつけて。ひざくちをゑまて尻を鞍のしつわへすこし乗出して。くらより上ハすぐなるへし。是ハ大かたの儀也。あまたの口傳可在之。又的のあたりはつれの事。たふれたる矢につきて口傳あるへし。笠懸射手出立ひたゝれに行縢をはくへし。次神事笠懸にむかはきのきり様の事かハるへし。八幡諏方の神事是也。やふさめの神事を學ふ儀也。諏方の神事にハ御贄をかけて射る也。其外ハ射手の立願なとの儀なるへし。先ハ十度本也。或ハ百番此外射手のさんまい也。又笠懸にもうら矢あるへし。あたりてよこ綱にかゝりかからすの時の事也。同引目しりをミるやうあるへし。まへのくしより。弓の弦をわたして打也。

一笠懸の馬場の來歴の事。根本ハ浦にてすなの上を馬をとをして。其跡をさくりといへり。馬のあしあと犬のあし跡惣してさくりといふ也。其のちハ此跡を表して。笠懸の馬場のさくり出來。次馬場のあて様大かた法量物に任て。まつ馬場たけハ四十丈也。疏の廣さハ上ハ二尺。そこハ一尺八寸。ふかさ六寸也。兩方のはしに繩をひきて。馬場もとのなはをはたらかさすして。馬場末の馬手のかたの繩を。的の方へ弓杖一丈よする也。又的の前にて一尺五寸はかりよせて。それをとり合てこしらゆる也。馬場すゑも。馬場もとのことく馬返す様にすへし。ひろさ弓杖五杖はかりにして。馬のかへる方の一方をハすぐに標(マヽ)へ。今一方をはひろけてあつへし。此外口傳多之。異秘事なるあひたこれをのせす。次さしき事。的の方

の馬場もとにつくる也。又馬のひかへ所の事。馬場もともはゝ末も。的の方賞翫也。
同矢取事。上様の御矢とり馬場すへの的のきハにゐる也。又鬮文の時矢とりハ。いつれも的のうしろの方にゐる也。同さいはいふりもうしろの方に居てふるへし。くし的の時の事也。

一笠懸日記書様。端作に御笠懸射手と書之。
御○○○○○○　一○十如此書也。私のにハはし作の御の字を略する也。
同百番の日記の事付様　笠懸射手と日記一まい宛に書之。十枚あるへし。端作のかたに第一第二第十まて付へし。惣して笠懸の日記には。名字官途を書也。又七夕の笠懸上様あそハさるゝ時ハ。端つくり七夕七所御笠懸とはかり書へし。日記七数あるへし。第一にいつくの馬場。第二いつくのはゝと第七まてはし作のかたに付也。矢數の付様ハ則前のことし。又わたくしの時ハ御の字を略するはかりかはるへし。

一小笠懸の事。的くし馬場なとの事ハ。法量物にあり。的ハ板なりきさミやうハうらはかりをきさむへし。くしハ藤をくろくぬりて。はさミきわにしろかねにてせめを入也。的の立やうハ。きりめをまへの下へ成て。すこしは(そカ)むけて串の下にすりぬかを入て。其上に土をかけて立るなり。射様ハ。矢かまへもたかく。うち入もめてのひらくびのもとへうち入て。こふしをぬきあけて。さてひらき出して。是をかミ中にておし合て。犬の時のことく弓をうちおこしてひきて。さかりて弓たなしをする也。ひもおさめ様。其外の事大かたハ式の笠懸にかわるへからす。根本小かさかけといふハ。ふせ鳥を表するなり。同日記の書様。これも端作ハ小

笠懸射手と計書也。又名ハ名字にても。官途にてもかた名を書へし。惣の付様ハしきの笠懸のことし。

一らちの事。的の方ハかりにゆふへし。たかさは法量物にあり。檜木をさす也。又ハ柴にてもゆふへし。其時ハくろもんしゆといふ物をませてゆふ也。或ハ萩バかりにてもゆふへし。何も的のとをりハあくへし。馬場本より馬場末まてハ。さくりのなりにゆふ也。

一百手の的の日記書様。端作ハ百手射手とハかり書也。年號日付ハ例式のごとし。たけながき紙に可書也。射手の名ハ名字にても官途にてもかた名を一字ツヽ書也。もしハ名乗なともあるへし。其下に〇〇〇〇〇〇〇〇十如此下まて付て。つゞの人には十文字を大に書也。是をつゞとよむ也。

一犬の事。日記に大略在之といへとも。少々の口傳を註す。まづ式の御手組と云ハ。百五十疋也。射手のかず十二騎つヽ也。撿見ハ定へし。喚次ハ射手の中若輩を一騎つヽ出也。但喚次も定事もあるへし。わたくしにても。三手のた追物ハ如此。いつれも射様ハ十疋ツヽ射る也。惣して射手ハ三十六騎也。また日記の書様ハ。犬追物手組の事と書て。次の日記より中手下手とはかり書也。

一兩撿見。二騎ハ内外の撿見也。此時は喚次外。撿見をするなり。日記ハ撿見二騎の時ハ。名字をならへて書へし。此時も喚次といふ字をはかり書へし。又手ふだの事いたのうらおもてをしゆにてぬるへし。長さ一尺二寸。ひろさ八寸也。書様は最初の十疋かきを五十疋ツヽならへて書へし。

一馬場のはうじの事。まづ小繩のひろさ弓杖一つえ也。其中よりけづりぎはまて三杖中也。又けつりきハより四方へ三十三杖なり。其傍示（ハウジ）にさいはいをさす。是をさいまぎはといふ。内のはうじハ射のけよ。外はうじハ射かけよといふ名目あり。うちはうじとハ繩の事也。外はうじとはとなわの事也。次となわをひきたるをはさいまきわといふ也。となわの引様ハ。かり屋形の兩方のつまへ繩さきをひきまわすへし。此繩にかゝりたる矢ハくるしからす。内繩の引やうなわのさきをさじきの方へなさず。繩の長サ廿一尋。ふとさ一尺八寸也。さじきの右　繩さき内へ入て引へし。

一犬追物射手の出立の事。大かた射手の日記に在之。くろつばの事。男なとハ不可用。入道或ハ彈正少弼なとハ可用之。それも眞鳥（マトリ）羽をきらふにハあらす。又矢しるしハ羽中に書へし。征矢なとにハ羽中もと。はぎのきは。くつまきのきは此三所にいづくにても書へし。次入道は犬の時ハづきんをきたるが禮也。又かち立の時ハきざるか禮なるべし。同くじも入道ハ行縢のくしかみにさすへし。おとこは烏帽子の右の手の下にさす也。

一撿見の三昧むかしハひかへよといふ。中比よりひかよふ（らひイ）と云。これよ。あれよ。なわちかよ。とよ。うちの矢よ。くろつバよ。中ぐろよなどといふ。これらハミなけんみの三昧也。又御てうづといふ事ハ。上様之儀也。但當日の日記の書樣。撿見のはからひにあらす。日記のことくよバハるへし。又撿見矢を沙汰するに。沓をぬぐへからす。惣而犬追物の時も。沓をはかぬ事しゝの

鞍鐙の時成へし。たとひ親矢を沙汰すると
も。其子馬よりおるへからず　主の矢さた
する時ハおるへし。
一圍犬追物又ハ三疋勝負たうミな其様かハる
へし。三疋勝負と云ハ。矢數二疋ある人に
三疋めの犬を射てとりあへハ勝也。だゝと
云ハ。矢をとりおとしたるまて是も別の口
記に付置て。よき矢一疋に一をこむる也。
口傳可在之。
一しばの馬場にてハ。しやくりありがたし。
されハひくかと見バすてよ。つくかと見ハ
捨へしといへ共。それもしばのなき所にて
ハ。さくりの沙汰あるへし。又芝の馬場に
て引目おちしりを見るに。さがりたる矢ハ
引目のおちじりに。芝射つけらるゝ也。次
ぬれ犬の事。しせん水などへはしり入たる
犬を。又引入て射るには。引目のおちしり
を見るに。ぬれたるハ犬によくあたりたる
矢にてよし。
一矢こたへの事。高からすひきからすといへ
り。よく射たる時。馬をすへさまに弓手へ
かしらをつくりてをこゑを出へし。かしら
つくるといふハ此時の事也。又鹿射たる時
の矢こたへハ。かほをあほのけてあゝつと
はかり云也。同矢ひらきの時も。矢こたへ
あるへし。たかからすひきからすと云事。
矢ひらきにもあるへし。
一射手いちか事たつる事。撿見ゆるさずハた
つべからず。又あひて一人たてぬれハたて
ぬなり。是ハあひたの矢ともによき時。撿
見みをとしたる時之儀也。又外にてよき矢
射たる時。外ハとらせ候と云事。主親のけ
ん見の時ハ可有斟酌。惣而撿見と射手とハ。
毎度矢のさたあるへし。

一撿見見ぬ矢外にあるよし射手申事。三に一見きかハすつへからす。三なから見きかすハちからなく捨へし。三に一とハ矢こたへ矢をと弓引かとミる是也。

一つきしやくりの事。まるびしやくりにも。又羽引にもあるへし。けりやうまるびしやくりのあひとを。幾時よこてんにかうがいを又さして矢とをり。またよこてんをつきて打也。これをつきしやくりと云也。

一ひかへよといはぬさきに。むちをうちたる矢ハわるし。ひかへよといひて後。うちたるはくるしからす。これミな射手の三昧也。又弓手の物ハいかほどもおりさがりて。矢もさくりちかによくおつる様にいかにもたしなむへし。矢をさたする時尤可然也。さくりちか何としてもとくあるへし。

一撿見の次第。其日の賞翫の人にうちつれて。繩きはへうちよるへし。かり屋形の方へ向て。なわのちかひめにひかふへし。けんミハいかにも面白しなすへき也。

一おつとりくむ論の事。御手組なとにあるへからす。勝負の時馬の足いださじがため也。但矢犬によくあたりて。よくおちて馬相違なくいでバ。そのぬしたとひ落馬すともくるしかるべからす。おつとりくむとハ馬或ハ弓引目そのぬしなどをとる也。

一犬射籠手の事。せいかうをぬひてうつたれあるへし。後を前をあり。前緒といふハ。革のもんによこしやうぶを付たるをいふ也。次こみ籠手の事。五十以後の事也。こての中に綿を入たるを云也。又わかき輩なとハ紅梅もくるしからす。略義也。同夏毛の行騰廿の年迄はくへし。又わり合のむかはきおなし。略義也。

一神事むかはきのきり様事。白毛のおりめの
さきをすちかへてきるなり。
一犬追物のおこりハ。小牛を射はしめたり。
同小牛射やう。さくりにのりて追てなけ返
す所を射る也。矢所ひらくび也。
一御手組の時。犬はなしの事。ざうしき河原
の者の手よりうけ取てはなす也。ざうしき
の出立ひたゝれに。犬かたひらをかさねて。
はかまにくゝりを入申候。撿見をうしろさ
まになして。右の方へ見かへりて。御犬に
げ候と申て。撿見はなせといふ時はなすへ
し。又犬にひつてミといふ事あり。それを
もやがて射たる。くるしからす。次にげ犬
付る事ハ。あまりに矢のなきやうをもしり。
又ハ矢かすとにげ犬とをとり合てしるへき
ため也。
一大事の矢の事。八まハりの日記の外これに
おはし。仍正本の日記にありといへとも。
殊羽引又はびき。まるび。しやくり。ちか
き。とをき。をとる矢。風ふきの矢。むか
ふ矢。細とたえの二ツこれらハ相違なく口
傳に及べからず。寔大事也　可秘。〻〻。
一はさミ物と云ハ。何にても串にはさミて射
物を云、。然ともまづハ方四寸のすきいた
を。雨のはしをきざミて射をいふ也。かな
かけておしき同前。たとひ又あたりたり共。
われておちずして。かミすぢほどもかゝり
たらバ。はづれなるべし。同くしもはさミ
物の内の串に。あたりたるハよし。はさミ
物の外にあたりたらんハ。はづれなるべし。
一木の葉草のは立事。根本かしハの葉をたて
て射そめたり。何の葉にてもくきをはさミ
て。面を射様に立へし。又脊を立事。くつ
のミせを土の方へなして。ひろげてかうば(うらし)

りのごとく串を中へ入て立也。又くつのはなを上へなして。きびすの方をはさミて立もあり。何も矢所沓のうら成べし。なににても沓の中におしこミて射る也。又あわび貝を立るも。ミのかたを面になして可立。又はなかミをたつる事きりめを前の下へなしてたつる也。桐の葉惣して射べからず。又人のもんにする草木の葉をハ。其人の前にてハ立まじき也。

一弓の弦をとの事つるをとらへざる事也。三ツ二ツ成へし。口傳在之。これらハゆはひの儀也、北へ向てはるへからす。又弦くひしめす事うらはすよりもとはづまてくひしめして。ちとくひしめし返し。一方ハすべからず。如此して人にも出し。我も射る也。

一夜引目射事三ツよゝ射そめて。よの中に九度に射おさむる也、三度づゝの儀也。引目ハ犬射引目なるべし。

一産の引目の射様の事。しろへりのたゝミを立て。先二射ておく也。次射手出立は、白ひたゝれを著すへし。引目がらハ鶴の羽に犬射引目なるへし。北に向てハ射へからす。但家の作りによりて。家をいだく様に向て。産所へきこゆるやうに射る也。同鳴弦も男の時ハ三ツよりはしめて。三にてとゝむる也。女子の時ハ二よりはしめて。二にてとゝむへし。口傳在之。

一弓袋の事。しきにハ布一のにして色白かるへし。其外（本イ）ハいろ不定。ぬひ様ハうらはすの方うつたれ一尺二寸也。ほころば（のイ）かすべし。ごめんくろかハを重て。ひろさ一寸にさきをとんぼうかしらにきりて。うつたれの長さとおなし様に作也。是をけしやう革と云也。とち所の事三に折て。二ところをと

づべし。しきの弓袋はもとはずの方をむすバずして。くろかはにてとぢて。本はずのきハをゆふ也。弓袋のあまり五寸計也。是ハやぶさめ又ハ軍陣などの時可用也。次軍陣より歸時ハ　大將のはりかへの弓を袋に入て。乘替の馬にそへて持すへし。又くらおほひハ敷皮なり。白毛のかたを鞍の左へなすへし。

一矢ほろの事。衣あるひハしやなともくるしからす候。是も色不定。はずのかた一尺二寸ほころはかす。其さはをあかき糸にても。又ハあかきかわにくろき革をかさねてもゆふ也。ゑひらにかくる時ハ。ふくろのことくくゝりいとにてあるへし。もんなとハ其身の好に隨へき也。

一馬の引様の事。まつ御前へ馬のおもてを向て。ちとしさらかすへし。馬と引手とのあひ八寸計也。やがて右次後馬の右へ引廻して。左を御目にかくる也。さてもとのことくに馬をなをして入時ハおし返して歸るへし。又二引目の馬の引様かはるへし。

一軍陣の馬の引様。前へ引はかりにて。しさらかすして後を御目にかけぬ也。立砂ある所に　の引様。立砂に引かけすして。立砂二の方へちと引むくるやうにして。さて其後たてすな二の中のとをりにて。常のことく引。又たちはなの木ある所にて。馬の引様いつかたにても。橘の木ある方へこれもちとむくるやうにする也。此外ハことなる儀なし。

一懸りの乘様。ミな木たち花の木雪のあしたミなのるやう各別也。雪のあしたハ松をのこしてものり。又橘はかりをのる事もあり。いつれも口傳あり。ミな木の時ハかけ足ま

でなく。又あゆまするよりハはやく。惣のかゝりをこめて乗也。馬の折様ハ同前也。妻戸の前にて馬の乗様。貴人奥にある時ハ。つま戸に向て立さまに乗也。はしに貴人ある時ハ。例式のことく可乗也。

一かた沓とる事等輩さがりたることの候。くつをぬぎたる時。左の沓ハかりぬぐ也。

一やぶさめのゆがけさし様。れいしきのごとく。まとひてとめところ。手のこうに三所むすびてとむる也。口傳在之。

一ゆがけのゆびつく事。つがざる本也。但根本大指とくすしゆびと革こらへざるあひだ。くすしゆびばかりをはじめつぎたり。二つぐ事ハ其後之儀也。略義也。

一おりかけくしの事。竹なるへし。たかさ内のりハしきのにかハるべからす。前のくしハ後までとをして。うしろのくしをバ。中ほどにてきりて。繩にて三所ゆふへし。竹のちがひやうまへうしろにあるへし。的丸物笠懸何もこれ同じ。略義也。

一あづち高下と云ハ。小的にかぎりたる事也。的立べき物なきあひだ。つぐらといふ物をくミて立也。又ハあづちなき所ニてハすなつちなとをかきあげても射也。自然又大的をかけすかして射時もまとばなるへきか。惣而當座にてあつちをしいたしたるを高下と云也。根本も如此。其後あつちとさためたるをは。高下と云べからす。又つくらハ定れるあつちにも用へし。かきあけてといふハすなの事也。此條々取分たる秘法也。

一立あがりとて弓射事。根本弓太郎を賞翫する儀也。次第をあおひて射也。

一小的のあたりはつれの事すななとに立て射る時。矢ふかく立て。的の面をさぐりて見

るに。はすすこしも的の面へ出ざるハはづれ也。少もはず出たらんハあたらなるへし。叉かはにあたりたる矢の事。外より内へも入。内より外へも出よ。いつれもあたりなるへし。叉かミにてもかはのとちめにても。射はさまれたる矢ははづれなるへし。

一軍陣にて持へき扇の事。ほね十二なるへし。面は地をくれなゐに日を出す。うらハほしだミに月を出すへし。かなめかねなるへし。ひるハ日の方を面へ向て。ほね六ひろげてつかひ。よるハ月の方をおもてへなしてつかふへし。ほねのひろげやう同前。同しやう木にこしをかくる時も如此。いかわぬ時ハあひ引にさす也。これらハミないんやうをかたどれり。

一内馬外馬の事。内馬とは下手外馬とは上手也。弓手〱の矢なわ。同ちかさにて。ともにさくりにかゝりたる時。此沙汰あるへし。

一論の矢見るといふ事ハ。狩の時の事也。まづハ鹿を射たる矢の事也。かりまた若ハ鏃なとのも。ちのつかぬ事あるへし。其時ハ羽くきと篦とのあはひをかミにてのごひてミるに。ちすこしもつけバあたり矢に用也。血つかずバはづれなり。

一三的の事。大中小三をならへて立也。ならへ様小を上になして。中大ハ両方の下になして立る也。串は的一ッに一ッづゝあるへし。但立様は射手のこのミによる事もあるへし。三ならびたる的のあはひへ入たる矢ハ。はつれなるへし。是もくし的の時の事なり。かけの事ハ小的をたかくして。次第にそれをおふて沙汰すへし。

一軍陣の出さまに。馬いばふ事むまやにていばふはよし。引出してのる時。同乗時いば

ふは凶也。此時ハ具足の上帯をときてむすびなをすへし。同腹帯をもゆひなをすへし。又自然はなをひる事もあるへし。其時も上おびなどゆひなをすへし。此儀ハ旅などに出時も可然也。

一馬を引立て乗事。中門の妻戸のまへにて乗へし。馬のかしらみなみかしらに引立也。但家の作によるへし。それハぬしよく心得て可乗也。惣而軍陣へ出時ハ。中門のつま戸より出也。

一はらちやうこゆる事。中門へ出。妻戸の内のさいのきハにさきを左へなし。はを向てをきてこゆる也、歸る時ハはを外へ向てこゆる也。

一祝の事。是も中門にて南へ向ていはふ也。さかなのやうかなかけにかわらけ三、うちあハひかちくり昆布是也。各三所におくなり。一にうち鮑、二にかち栗。三に昆布也。うちあハびのうちてかちてよろこぶ儀也。うちハ數三本。又ハ五本。かちくり七こぶ三きれ也。うちあハひよりくひ初る也。歸りてのさかなのもやうかちくりこふうちあはひ是也。又敷皮を床木にかくる時ハ。白毛を前へなして白毛をちときひすにてふむ程に敷也。たゞ敷時ハ白毛を左へ成へし。

一ほろかさじるしハ赤が本也。本說あかきはかまといへり。

應永廿九年

三月五日　　前備前守源持長在判

典元　在判

右一卷雖斟酌候。數年一段御執心之條令進獻之候。聊以不可有他見者也。

永正二年三月三日　　進含寄刀左衛門尉

[illegible]隆在判

以宮內省圖書寮本謄寫校合畢

弓馬問答

小笠原信濃守入道清順の御方江子息兵庫助長秀弓矢并馬の事尋被申不審之條々

一行騰をハ籠手を指候ハて。犬射る事有間敷候哉。答曰。犬なとハ法禮なく候。

一撿見縄張へうち入候時。叙を手に可持候哉。腰に可指候哉。無用に可仕候哉。答曰。撿見縄へ打入候時ハ。鞭を拔出して可持也。腰にも可指候。但し撿見なとハ鞭を持候て可然候也。

一縄にて鞭を打事。馬のかきたる後ハ打間敷候哉。けづりぎわより內にて鞭を打候へハ。矢よく候とも可捨候哉。答て曰。縄より出る犬を射。鞭を打間敷候。

一犬を射て撿見の方を見て馬をゆする共。弓手より見馬手を射ては弓手より可見候哉。答曰。犬をバ射て馬を留メて撿見の方を見候事。弓手馬手を射てハ馬を馬手へ返し。妻手を射ては弓手へ折候間。左様ニも可然候。

一弓手に相て物左を射事有。其時ハ撿見弓手馬手と向て弓手とも答す。矢所を仕候と答へし。頭の下に走り入を深くさかりて。弓手より射時の物左へ矢かへる事有。大方の日記にハ記す事なし。

一握革の數の事七九十二十三也。七九ハ草鹿の爲也。十二を丸物軍弓矢の時ハ革を細く切て卷也。

一的のせいハ五尺二寸也。同串の寸法の事。中ハ七尺八寸。內法り六尺八寸。立串ハ地の上六尺六寸。太サ切口ニ而貳寸也。貳寸貳分共云。一寸八分もよし。横串ハ八尺の內を兩方へ木の先を六寸宛出すへし。以上八尺の事也。横串を七尺八寸にして。兩方の木の

先き五寸宛と云事有。但是ハあしく候。的ハ三方八寸下六寸と掛る也。

一的場の遠さ三十三杖に打て。二杖よせて串を立レハ。三十一杖と可心得。串長サハ土の上六尺八寸也。三方同前也と心得へし。串の太サ六寸五分也。的皮ハ水色に連銭を所々に付へし。長ハ七尺二寸也。緻は六の半と云。六の成と可心得也。

一的場といふ事ハ惣名也。的かくる方をとりわけ的場といふ。射方をハ弓場と云也。筒木より的串迄三十三杖也。

一蟬の事寸法一寸八分也。八分を反に作る黒クすへし。表の廣サハ八分。面ハ三面に削て先を一刀にはくへし。蟬ハ三ツ有へ。

一数墳（カズヅカ）の事。高サ七寸と心得へき也。九寸ともある也。

一射の日記の次第如何にも能々半檀紙を一重懐紙の様ニ押折て。弓場始の日記と書。年號日附と。以上五くたり書へし。

弓場始日記

一番　名字官　○○○　數　中ハ白。迯ハ墨也。

　　　同断　○○○

二番　同断　○○○　數　弓始の時ハ中ハ

　　　同断　○○○

三番　同断 ○○○　同断 ○○○ 數　墨。迯ハ白き也。

年號月日

一草鹿の事。堋[アヅチ]は十杖に打て。九杖串を立へし。草鹿の長ハ一尺八寸。竪さまハ八寸。頭の長さ八寸五分。ツラ三寸五分。脊通に星七ツ。矢あての星。四寸まハりに星八ツ。大に四ツ小に四ツ。矢あての星の前後に星四ツヅヽ也。脊とあわひ五寸。裏に二所ニ干を横ニして引とをす。是則腰裲也。串ハ丸物と同事也。

一草鹿の事埒は圓物のごとく也。

一丸物の事。的の勢ハ裏八寸。矢たまり四寸串五尺。内のり四尺。たて串土の上三尺七寸。又ハ三尺八寸もよし。太サ切口一寸四五分。又ハ三分もよし。埒の遠サ十杖に打。九杖に立る也。白革にて如此。くゝり紋をかやうに押て董候也。

一小笠掛の事。笠懸の馬場をさかさまに入て射也。的ハ四方四寸。くしハ一尺二寸土へ入。二寸ハ的をはさむ。串ハ藤鞭也。的の遠サさくりより八寸。

一笠掛の事。的の勢一尺八寸定也。串ハ六尺。內のり五尺。串土の上四尺。廻太サ二寸二分。的革ハ六綴。一尺二寸置てとづへし。的革のたけ五尺。內一尺五六寸の間。的前八杖。馬場の遠サ一町。さくりの廣サ一尺五寸。馬場本。馬場末同前なり。口傳有。九杖に打て。八杖に的を立はつし。弓にて打へし。馬場本より的通りまで廿四五杖也。横串六尺。內のり五尺。立串ハ地の上四尺五寸。太サ切口一寸二分。的革六綴也。上より一尺二寸下をとずへし。長サハ五尺。色ハ水色。さぐりの廣サハ的通りハ一尺五寸。馬場本より的道まで遠サ。馬返し所より的の後の串まで三十杖也。馬場ハ五十杖に打て。さくりをバ馬歸りて。さくりてかき立所を少し廣キやうに。又見能やうにすへし。馬場末も又如此。其故ハ歸る時小笠掛を可射爲也。又さくりハ馬場本。馬場末ハ一尺八寸。的通一尺五寸也。的懸候長サ笠懸的草鹿の的も皆大的のことく下六寸と立へし。馬出し所より矢はなち所まて。はつし弓廿七杖也。矢放チ所より。埒へハ九杖。弓中寄て串を立れハ八杖半也。七杖半にもよし。串ハ土の上四尺二寸。三方同ことく也。横串兩方へ一寸五分ツヽ出して。串の內三尺九寸也。串の太サめぐり六寸と可心得。笠懸乘樣馬場本へ打よせて。馬の頭を立なをさせて。墓目尻をうちたれて。くるりとかへして立すかして前輪にかヽりて。墓目尻を耳の二ツの間へ少しひらを

さくり入て。打いれて三足かゝせて。耳の先をなて様に。にほ〳〵とひらいて。三足かゝせて。髪中へ入て。手をすて候へハ。はすなとり三足かかせて。もロうちあけ。二ある程打あけ。引おろしとてかつ手に付て。其後馬二ッめさせて。さくりならハ後ロのちの方の矢所十文字ならは。後の腰のつかひ中の矢所にあつへし。矢放て弓のうらを少しなひけて。両方同しことく手綱を取て。二足三足が内にてとむへし。的の勢ハ三六寸。横手と可心得。串ハ黒くぬるへし。

一手綱の長サハ一丈二尺五寸。又三尺五寸ともあり。はしを七寸殘して。筋を付へし。腹帯一丈一尺五寸也。又四尺五寸も。有口傳。

一笠懸墓目のかハはく事。本皮半分に裏皮をつかふへし。ねた巻とハす巻と同し分黒き也。羽ハ鶴のスりッ羽を本とする也。

一丸物の串を立たらハ。挟物を串の間に立へし。又串なくハ埒のきわにも立へし。

一丸ものゝ懸やう下四寸に懸る也。但三きの丸ものハ八寸。矢たまり四寸也。口傳有。

一流鏑馬ハ二町の内に馬場殿をつくり。七間の内をしきり。主人ハ面にて出立。惣の射者ハ其後ロにて出立へし。

一挿物の事。堋ハ七枚半に打て。ゆんたけ寄て。串立ハ七枚にこしらへべし。

一挿物と云時ハ。小折敷のふちをとりて挟む也。四半といふ時ハ。小折敷を四ッに切也。九半といふ時ハ九ッに切也。挟物のはさミきわハ五分也。四半の挟物のはさミきわハ二分也。両方をきさむ也。串の長サ四寸と心得べし。

一切的の事。地より上はさミ所まて四寸五分。長サ八寸。的をはさむ事一寸。上へ二寸五分入へし。

一鼻紙を立事。(折カ)切めを前の下へ立也。扇を立ル事。夜ハ裏を五間。晝ハ表を三間立へし。同しく木の葉を立ルにも如此也。先をつミきりて立へし。同からがい裏表扇のごとし。

一御産の蟇目の事。五月の帶の祝の時射手定也。射手の用意すへき物。白直垂黒直垂白木弓白木のひきめ山椒の木にてつくるへし。ゑほしの小ゆひも白かるへし。ひき目からの立羽ハ。鷹の羽鶴の羽ゆすりハ眞羽也。ひきめ一臈とも可持。其日の守神に向ひて射へき也。男子ならハ白ひたゝれにて三射。女子ならハ(以下誤脱アラン)黒直垂にて二射へし。射へき物にハ御座の時敷役人不然ハ行騰を射也。御座の疊にチト解也。□(箭カ)一筋持て可射。鋌を兩手にて解也。是則御座の學儀也。若今一度と有ハ。ひき目の音をとめて可射也。

一引出物の事太刀をハ左膝の上に置て。太刀を兩手にてたまハりて。弓に取副て歸るへし。小袖をもそのことく給りて。弓の上に置。男子ならハ右へかへり。女子ならハ左へかへるへし。馬をも我と請取可申也。

一騎馬靫の事。鹿皮猿皮也。上十五日ハ鹿皮也。月星を表也。下十五日ハ猿皮也。闇を表也。靫の前をはる事。赤地の錦にて張へし。まふたきハ月を表也。あしろハ浪を表也。

一小的の繪に雁かね書事。三月三日より五月五日まで。其前後ハ不可書也。

一撿見の事。數うちやうハ。やかて撿見も打寄へし。扨射手を待。射手又打寄は先犬を

縄のうちへ打入。引こませて撿見鞭を拔出して。縄の內へ打入へし。十疋の間ハ平屋形へ向てひかへし。十疋過て鞭を腰にさして。其後何方に馬を立ても不苦候。但主人の方へ後をすべからず。

一撿見ハ日記を一見して。日記のことく喚へし。日記に殿文字あらハ。日記のことくよばハるへし。同喚次も撿見のことく喚へし。

一縄に矢の有時よはハりつぎに。名字を申時は。犬を縄へ引こして犬を放。請取せて縄より外へ打出。喚次に名字を申つく也。

一縄によき矢有を見定すして。射ておけと申て後に。外によき矢有を以て。打歸りて見候時。縄によき矢あらハ。外の矢をハ捨て。縄によき矢をよぶ也。

一喚次の沓はく事。若とうハはくべからず。家の子親類ハはくへし。

一縄の方量の事。太さ三六寸。長サ廿七(一イ)。廣十杖(弓イ)五尺也。けつりきわ縄のきわより三杖なるへし。十二騎の縄の內ハ四杖半也。

右一卷者。從源朝臣貞宗之時信濃守相傳仕候書也。道言如千顆之玉爰(降イ)涂染玄者。若一入再入之紅所望依難者。雖爲當家之髓腦被許所也。努々他見有間鋪候者也。

以宮内省圖書寮本謄寫校合畢

續群書類從卷第六百六十九

武家部十五

佐竹宗三聞書

一射手の敷皮をおりぬさきに。兩方の矢取射手の脇の前へ出て畏。互手を地につきて。前弓の矢とりは的の方へそろ〳〵と走。後弓の矢取ハ的の後の方に的の前の方に畏。後弓の矢取ハ的の後の方に畏てあるへし。

一前後の射手見合て。同樣に敷皮の前へおりて畏。相手同やうに立て。數塚へ行て前弓ハ前の數塚のかとに。弓のうらはす一尺計下をもたせかけて置。左のひちしりにて弓を膊にをし付るやうにして。さて水干の紐の結目を右の手に矢を持なから。少前へ引出して。左のひものさきをハ。左の手に取。右の紐のさきをハ右の手にとりて。兩方おなしやうに引ときて。右の紐をは弓に打かくるやうして。右の手の大指にて弓に取くわへて。持て左のひもをハ刀のこしりをまはし。くりかたのとをりの葛袴の帶にをしかひておさむる也。又右の紐をは左の手にとりて。右の肩より後へなけやりて。左の手を後へまはして。ひもを取て刀のこしり

をまはして。前のひもと一所におさむへし。
同後弓ハ數塜の根にうらはすのとゝきとゝかさるほとに地につけて置て。紐のおさめやう前弓に同前也。
一直垂の紐をハ前のことく。左右の手にて引ときて。右の紐前のことく弓にとりそへて。左のひもをハ刀のこじりをまはして。くりかたのとをりにて。帯におさめて。右をは直垂と内衣の間の紐の付たるさをりの前。こしの右の脇のまちより取て。帯におさむへし。
一すわふの紐をハ。前のことくときて持。左をハ前に申ことくおさめて。右をハはひもの中ほとを左の手にてとりて。又その上を右にて取。兩方へ引わけて。左の手にて順にまわして。四の指に卷て。右の手をよせて。たけたかゆひくすしゆひとにゆひ。三ッの拳引ぬきて。人さしゆひをハぬかすして。そのまゝ手の内に拳(ニギリ)て持。右のすわふのゑりを右の手にて引上て。紐をすわふと内衣の間の肩をこして。をしやりてをくへし。水干直垂すわふ三ッの紐の納やう如此かはる也。
一同大的の射様之事。
前弓ハ左のあしよりふミはしめて。三足に數塜へ行て。あしを一所へふミそろへて的を見て。其目を左の足本へやり　左の足を先ふミ出して。又右のあしをも見て。八文字のことくふミ定。沓すりをして。右の手へ弓を取て。數塜と我立たる間を本はすをやりて。かすつかの内かとの根に。弦のかすつかにあたらぬほとに。惣の身にてもとはすをしいとをし付て弓をたてゝ。さて左の手の大指を拳(ニギリ)かへして。腕頸(ウチ)を小袖の襟

へおしかけて。ゑりををしさまに。額にて的を見て。はたぬきて水干の袖を後へ押やりて。さて右のゑりの上より下へ次第にをしかひて。又左の襟をも上より下へ次第に能をしかひて。袖の上の折目のとをりのはつれを取て。刀のこしりを廻て。くりかたの邊の大口の帶によく〳〵をしかひて。さかりてある袖のあまりをハ。大口のもゝたちへをし入て。上よりしたへをし付ルやうになてくたして。左へ弓をよこたしてわたし。拳の上をむすと取て。早矢を目のとをりにてつかひて。人さしゆひとたけたかゆひ二ッの間にはさみてもちて。右の指三ッにて取て。筈のかたへなつるやうにして。はすのとをりをミて。ゆミのかたとはすのかたおなしやうによせて。つるにはすをはけて。いる時のことく。つるとはすと指三にて取て。本はすを左のひさの皿と。膊の付もとゝの眞中のとをりに立て並て。的を見て。その目をはけたる矢の羽へやりてはを（と歟）まりつめて後。弓の早矢をつかふを尋へし。的見る事三度也。

一後弓も前弓と同様に立て。左のあしよりふミはしめて。三足に立て。前弓のことくいつれもかはる儀あるへからす。さて前弓早矢にて。的を射とおもふ時。矢はさミたる人さしゆひを。矢より下へこして。弓をよくにぎりて。的を見つめて。左右の手をおなしたかさにおもふさま打あけて。的を射的を見つめて。弓たをしすへきなり。さて乙矢（ヲトヤ）をつかふて。前のことくもとに弓をたこゝ。後の早矢を待へし。後早矢を射。乙矢をつかひたる時分に。前弓いかにもしつめて。前のことく乙矢を射。弓を右へとり。

前のことく弓杖をつきて。はさミたる袖を左の手にて引ぬきて置て。右の方の襟より引くつろけて。右の脇の下へはたにつけて。手をやりてひちを左襟入て。手を引さまに下かへのゑりをとりて引なをして。左へ弓をとりて。左のゑりを右の手にてなをし。又水干のゑりをも上より下へ引なをし。袖を弦の上へ引かけて。左の足より引そろへ。左より五足に歸りて。本の所に長弓をかすつかに前のことくうらはすをもたせて置て。相手のかへりを待へし。弓杖たをしするとて。うつ所を見る事わろし。まとを見つめてすへし。同後弓も乙矢を射。前弓のことくたいはひして足を引事ハ。右の足より引揃て。又右のあしより五足に退て。前のことく畏て相手を見合。前弓ハ順にむきて敷皮へ歸る。又後弓ハ逆にむきて。前弓と同様に敷皮へかへる也。しきかハの前に畏て。左のもゝをくしくやうになをりて。左の足を上にくミて座すへし。

一矢をはけて。羽を守つめてあるへし。餘所を見る事努々あるべからず。

一早矢をはけてある間に。乙矢をとりなをし度事あらハ。くすしゆひと小ゆひとの間に矢をはさミて取直すへし。

一矢執ハ矢一を一度々々に前も後もとるへき也。

一矢取ハ射手の敷皮へ歸りたるを見て。右の手の指三にて持。羽を上へなして。いたつきのかたを左の手にもちて。そろ〳〵と走。ひさ射手の右のかたの後のかたへよりて。ひさを地につきて。左の手にて射手の袖を上て。いたつきのかたをわたし申へし。前も後も同前たるへし。

一二番めには前も後も早矢を射始也。三度めハ一番のことく射也。三つかひともにかくのことく。後弓ハはしむへき也。

一三度射はてゝ。敷皮へ歸りて。紐を結て扇たとう紙を取て。扇を左の手に持なから。水干のゑりを引上て。たとう紙を水干と內衣の間へ入て置。扇を右へとりて腰にさすなり。

一射手の持たとう紙。たゝみやうハ折つゝくるやうにうすしろ三枚にて。四方にたゝみて中を糸にてとちて持事故實也と云々。御所的の時風吹て弓場うちを吹ちらして見くるしかりけるとありてとつると云。

一同射手たとうかミを。內衣と水干との間に入て持也。

一的はてゝ三番なから一度に敷皮をおりて畏見合。一度に立て左へまはりて。しきかはを取。前のことく四折にたゝみて持。互に左へむき。相手を肩より見こして。おなしやうに左へまはりて。むかひて三つかひなから。同やうにする次第にさきへ歸るへし。十したる射手ハ左へまはる也。はつしたる射手ハ右へまはる也。つゝと云字祕事也。ひすへし〳〵。

一播副罷出て射手より弓矢を請取次第之事。

一番に敷皮をとりて。前にもちたる者に渡す。二番に矢を取て。矢筒に入るにハ。筒の口に手をあてて。殘たる矢をおしかけて置て。今の矢を入。緒を結て前の者に渡也。おしかけて置て。矢を入る事は殘の矢の筈羽なと損かさしため也。三番に弓を取て前の者に渡也。

一的を遠く見る。我物に見る。近く見ると申事大に祕事也。一番に見るハ遠く見る。二

度め我物に見る。三度めをハちかく見る也。
如此的見る事三度也。
一同射手弓と矢と敷皮を持事。弓ハ左の手。矢ハ右の手に持。敷皮の脊折の方をハ射手の右の人さしゆひにかけて持。兩方よりうち合たる所をハ。左の人さしゆひにかけて持。くしかミの方ハわか身にそへて持也。
一射手の出立の時。袷著する事なし。小袖ハいくつもきよ。一ッ襟に折て著すへし。物おほく著する事わろし。
一的の時弓矢を持て弓場へ出るには。後へなる弓の本はすと。矢の筈のかたと同高さに持て出へし。かたさかりなるハ見にくき事也。
一射手の衆腦の下の毛ぬく事法也。
一的射はその敷皮を中に持て。たゝむハたゝみにくき間。地に置なから。四折にたゝみて前に持たることく。左右(サウ)の人さしゆひにかけてもちてかへるへし。射手の衆いつれもかくのことし。
一御所的の日記被付事ハ。強杉原(コハスイハラ)一枚如折紙二ッに折て。奉行二所にしきかはを敷て居て。一所のハ當座。にて公方樣へ奉行直に御目にかけらるゝ也。今一所のをハ當管領へ奉行持參ありと。云々。
一射手初參之人にハ。從管領以御教書被觸と云々。後年の射手へハ。從奉行短冊にて被觸と。云々。年々に如此。
一正月十七日御的過て。夜に入て小笠原御的を誂(コシラヘ)置て。かけかへられて爲ニ御佳例。御所樣三弓立あそはさるると云。御相手にハ細川殿。又ハ一色殿。一家中被參也。御矢をハ小笠原とらるゝ也。御相手ハ我ととらるゝ也。此時ハ敷皮しかるゝ事もなし。又矢申

なともなし。
一同十七日に。自然さしあひある時ハ。二月三月まて相延（ノブル）例ありと。云々。
一御所的をハ。下地よりも朝夕役（チャウシャク）として。誘へて白布をかうくしにはりて。其上に的をかくる也。腰縄ハうちませの縄也。此したて當流にハあらさる也。
一同十七日に。自然俄雨ふる事あらハ。かさをさしかくる也。前弓にハ左の脇の跡より。弓にあてぬやうにさしかくる也。若黨さしかくへし。幷打板をハ射手の右の後に矢にあてぬやうに膳すへることく持て行。射手相手にむかふ時。面の方より前に置て退へし。同後弓射手の右の脇の後の方より。矢にあてぬやうにさしかくる也。打板ハ左の方へ寄て後を行。相手にむかはるゝ時。弓のうらはすにあたらぬやう。面よりをきて退へし。打板も若黨役也。
一荒座を敷事は的始さる前に。弓場の一方に六人なから敷皮四折のまゝしかるゝ也。其時奉行より相手又立所をさたむる也。同雨ふる時ハ打板をき所を所見合て置て退也。さて敷皮を打板に打かけて。板の上にて數塚の方と。的の方とを如常見て。少つゝ引合てをき座すべし。寄退の事ハ前に申ことくたるべし。本座の時も前に申ことくたるへし。
一同的の時雪雨ふるにうるしはきの的矢たるへし。
一同はき糸を栗梅に染て。くたにまきて持て。雨の時糸にくすねをひきて。上はき本はきの眞木桃の上をまきている事祕事也。これ弓場にて儀の時の事也。此糸にてまきたるを條所よりハうるしはきの矢と見ゆる也。

一的の時の矢申二人共に朝夕(チヤウシヤク)の役也。一人ハ數塚の方の後に畏。今一人ハ的の方の前に畏時分に。的の方の矢申走ハせす。足はやに射手の二番三番目の間に畏。矢取射手の脇に畏時分に。的の方の矢申足早に行。又數塚の方の矢申。數塚二ッの間をとをりて。塚數より三間くち計行て。兩方の者同様に畏。兩人なから手を地につきて。的の方の者前も後も矢四ッ的にあたる時ハ。ミなあたりところを高く申を。數塚の方の者承て。又かすつかの間をとをりて。日記付る人の前に畏。兩の手を地につきて。聲を高くみなあたりと申て。前の所へかへりて畏也。

三弓立なからかくのことし。

一矢申の次第あたりはつれに寄て申へき様の事。

一みなあたり。

一前も後もミなはつれ。

一前ハミなあたり。後ハはやもをと矢もはつれて候。

一前ハは矢もをと矢もはつれて候。後ハミなあたり。

一前ハミなあたり。後ハは矢かはつれ。

一前ハはやかはつれて。殘りハミなあたり。

一前ハ乙矢かはつれて。殘りはみなあたり。

一前ハ早矢かはつれて。後ハ乙矢かはつれ。

一前ハ乙矢かはつれて。後ハはやかはつれ。

一前も後もはやかはつれて。のこりハミなあたり。

一前も後もをとやかはつれて候。

一矢申も矢取もみしかきあしなかをはくへし。ぬく事なし。

一同矢申ちいさき刀をさすへし。大刀ハ數塚にあたりてわろし。

一的射手的の前後を行とをるへし。垜(アツチ)と的の間を行とをると申事わろし。當流にハなき儀也。

一同射手の外の人も。的の前後を行とをるへし。

一的はてゝ。射手敷皮へ歸て。紐を結ひ。扇たとう紙を取。如常して敷皮をたゝみたる時。打板前の役者とりて持へし。

一弓だこ(ユン)のうミたるにハ。くしかきのさねをくろやきにして。そくひにおし合てうミ候上に付て。しのぶさをあつる秘事也と。云々。

一御所的の射手のはかるゝ沓ハ。柳の木にてくりて。上を丸(マルク)して。らう色にぬりて。うらにハいため皮をあてゝ。かなくきにてまハりをうち付る也。内にハいむしろを切合てしきて。其上を絹にてはりて。家の紋を墨にて書なり。

一同的の時。失念にて紐をおさめずして立たる時ハ。數塚に弓をたてたる時。左の手に紐を取て。ゑほしのまねきを後へこして置て。はたぬぐべし。射はてゝ敷皮へ歸て。本式におさむへし。

一同紐自然むすほおれてとけさる時ハ。人の見ぬやうに腰刀をぬきかけて。はゝききハにて。右の方のひものむすほゝれたる所より切て。左のひもをこしりをまはして。如常おさめて。右のひもを肩をこして。おさめて的を射(イテ)しきかハへ歸て。切たる紐をむすひつきておさむへし。

一弓を取落して。足をはたらかさぬ程にあらハ。本はすをとりて。引寄て握(ニギリ)をむすと取て。乙矢をつかふへし。

一同弓とりおとして。三足まではたらかす時

ハ。肌を不入して立ながら握をむずと取て。むさと本の所へ歸り。弓を右へ取。弓杖をつき。ゑりをもおしなをして。はたぬきたる躰をして。さて弓を左の手にとりて。乙矢をつがふへし。又乙矢の時。取おとしたるにハ。弓をとりて本の所へむさと歸りて。弓を右へとりて。常のことくおさめて歸るへし。

一前弓早矢にて失あらハ。後弓ハ早矢を射畏也。後弓早矢にて失あらハ。前弓乙矢をさしはつして射畏へし。さて前弓張替を取て立ハ。後弓も立へし。以て畏いで畏と申ハ此儀也。

一折弓のたいはひの事。うらはすよりおれて弦かゝりてあらハ。弓たおしをそとして。弓を右へとりてはたを入。左へ弓をとりて。つるをはづして地におとしをきて。弓をもちて歸りて畏時。搔副張替を持て來。射手の後と〳〵合やうに左の方へ寄て畏。右の膝を地に付て。弓をふせて折弓の上よりわたして。折弓にとりかへて。右の手にて張弓のことく持て。地にある弦をとり。弓にとりそへてかへるへし。乙矢の時折たるも。張替を持て行。前のことくわたしてかへるへし。つるもきれ。弓もおれたるをもちてかへる。見にくき間かくのことし。

一圓弓二ッ三ッに折て。弓杖につかれさるにハ立所の地ニ置て。肌を入てかへりて畏へし。搔副張替を持來て。右のことくわたして。おれ弓を取あつめて。右に持て弦をは左にもちてもかへるへし。

一弓を取落て三足に行てとるほとなりとも。肌を入たる時ハ。四足五足に行て畏。左の手にて弓を取て。數塚へ直にかへり畏。前

のことく立てをと矢を射へき也。
一かへり弓も張弓のことく弓杖をもつき。はだを入て。張弓のことく持て歸りて。畏てはりかへを取へし。
一早矢にて失ある時ハ。肌を入て下かへの襟計引なをして。かへりて畏へし。乙矢にて失の時ハ。上かへ下かへをも引なをしてかへるへし。
一早矢をつかひたる時。乙矢を取なをす事法にあらす。取なをし度事あらハ。もとはき邊を左のたけたかとくすしゆひの間にはさミて取なをすへし。
一御所的の時。搔副の若黨ハうらうちゑほしこゆひあるへし。
一同的の時引はなす。矢弓場中過てある時ハすつる矢也。弓場中すきすハ。肌を入て行て矢を右になして畏。いたつきを取て持。數塚へ直にかへりて畏。さて前のことくたちて射へき也。又うちあけて引おろしさまに。矢あし本へおちたりとも。すつる矢にて。矢取にとらすへし。
一同的の時弦切の事。
前弓早矢にてきれたる時ハ。弓をはりたる時のことく持て。肌を入。數塚へ歸り畏也。さて後弓ハ早矢を射。肌を入數塚へ歸り畏へし。前弓の搔副張替を右にかつき。射手の後へ行て。前にも申ことく左のかたの脇へ寄て後を合様に畏。右のひさを地につきて。弦切弓の上よりはりかへ被參せてわたすへし。さて弦切弓を取。張弓のことく右にかつき歸さまに。つるみしは左の手にとりてかへるへし。見えすハ見うしなひたる躰にてをくへし。
一同乙矢の失の時も。數塚へ立て射なをす時

ハ。的見る事も。足もと見る事も。早矢の時のことくなり。

一同前弓早矢の筈もぬけ。又ハかけなとして矢をさしはつしてはたを入て數塚へかへらハ。後も矢をさしはつし。肌を入て數塚へかへりて畏へし。搔副替の矢を射手のもつことくもちて。右の脇の後の方へ寄て。畏てわたして損じたる矢をとりて。前に持たることくとりかへるべし。

一いたつきのぬけたる時ハ。そのまゝ射へき也。

一早矢の時弦の本はず。又ハうらはずきれて。五寸一尺うらはすにかゝりたるをは。肌を入て弓を左へ取。弓を後へくり入て。つるを地へおとし置て。歸て張替持て來。搔副にとらすへし。

一同乙矢の時。弦切て見うしなはれさるをハ射手取てかへる事もあり。うらはずのかたより切たるをハ。弓を右へとりて弓杖をつき。肌を入て弓左へとり。切口(キレクチ)をうらはすの方へなして。弓に取そへて。もとはすのかたへ長くあまりたる分を。大輪にまはしとりくはへて。はり弓のことく持て。襟引なをし袖をつるへ引かけて。左のあしより引揃。五足に歸りて畏へし。又本はすのかたより切たるをハ。切口を本はすのかたへなして。大輪にまはし弓に取くわへ。前のことくしてかへり畏へし。

一早矢の時弦切て歸るへき道に落てある時。足引揃歸さまに弦を右の手にて傍へ退(ノケ)て置て歸り。畏て張替持て來る。搔副にとらすへし。つるをこゆる事なし。

一矢を取落て。いたつきをとられぬほとにある時ハ。矢を引寄ていたつきとるへし。

一同弦切てとらすともの所にあらバ。見うしなひたる躰にてかへるへし。播副も同前たるべし。

一乙矢の時弦切て遠くありとも。見うしなわれさる所にあらハ。歸りて畏て。さてつるある所へ行てとりて。敷皮へ直にかへる事もあり。

一御所的の相手の事前にも申ごとく。前より定事(サタマル)なし　荒(アラ)座になをりてある時。御的奉行書立(カキタテ)にて。當座に被定事もあり。叉參勤次第に定事もあり。弓太郎の事ハ前より定也。

一御的の裏打の直垂を著したる時ハ。左右(サヤ)卷の刀をさす。持太刀ハ黑太刀たるへし。

一晴の時の役者の烏帽子のてうつかけハ五分。またらのさけをのことくに細くうちたる組(クミ)也。色ハ白赤青也。但色ハ人のこのみたるへし。的の射手ゑほしの時ハ。ゑほしかけあるへし。

一御所的の時。弓太郎つゝたちの早矢一あたる事肝要にする儀也。殘の矢五なからはつれたりとも。つゝ同前にて祿を御給候と云々。其外五人の射手は。一はつれたりとも祿被給事なし。近年のろく人にハ。白太刀被御給候也。しろかねのやうにあかかねにて作たる太刀也と。云々。皆つゞの時ハ六人なから祿を被給也。

一同祿を御給の時は。ゆかけさしなから弓矢を持て。敷皮より直(スク)に被參。沓をはくつぬきにてぬきて。御前の廣縁にて御給候て歸て紐をむすひて扇たゝうかみを取て。懷(フトコロ)へ入あふきこしにさして。敷皮をたゝみて。六人なから一度にかへる也。

一同祿に御太刀を被給時ハ。弓矢を的のこと

く持て。沓ぬきにてくつをぬき置て。沓ハ中間とりて持也。さて御前の廣縁へまいられて。御前を見つけ候てより。弓のうらはすを御前へむけぬやうになして。弓を少横たへもちて。御前にむかひ畏。軈て右の膝を板につきて。矢を右の腰にさして。弓をハ左に持なから。さて右の膝を上て畏。軈而立あかり。左の足より三足にさきへ行て。又畏處。申次の人御前の右の方に伺候ありて。御太刀のあしあひより下を。右の手にて持。射手の左のかたへさし寄。左の手と左の膝を板につきて。弓の上より射手の面へさしいたさるゝ時。右の手にてあしあひへ手をあをのけて取てふりかへして。右の方の髆の上に持て。御前を拝て順に廻てかへり。履をはき敷皮へ行て。水干の紐をむすひて。扇をこしにさし。たたう紙を水干と内衣の間へ入て。しきかわの前へおりて畏。相手を見合立あかり。左へまいりてしきかハたゝみて持て。相手を見合。おなしやうに廻て。むかひておなしやうにかへりて。一番に敷皮を搔副取て。前に持たる者にわたす也。二番に矢をとりて。矢筒に入。緒を結て前の役者に渡也。三番に弓をとりて。前の役者にわたす也。三番共にかくのことくあるへし。

一小御腰物を給時ハ。前のことくして畏時。申次太刀のことくさしいたさるゝ時。右の手をうつふけて逆手にならぬやうに短を取て。弓をハ左の髆にもたせ置て。左の手にてくりかたの下をもちて。つかかしらを上へなし。さけをを右の手にとりつかかしらへかけて。はゝきのとをりにて。順に廻て刀の裏の方に卷ととめて。右の手をうつふ

けて。逆手にならぬやうに。こうかゐのあたりをとりて。ふりかへし。短(ツカ)を下へなして。水干の襟左の手にて引明て。水干と内衣の間へさし入ておきて。右の手をハ矢持たる時のことくもちて。御前を拜して逆に廻て。前のことく敷皮へかへるへし。

一五明を祿に給時も。前のことくして。御前へ參畏時。申次かなめのかたをさきへなして。刀のことくさしいたさるゝ時。手をうつふけてかなめよりうへを取て。左の手にて水干のゑりをも引明て。水干と内衣の間へかなめを下へなし。さし入てをき。御前を拜して逆に廻て。敷皮へかへる也。

一御小袖を祿に御給の時も。前のことくして被參畏時。申次御小袖の襟の方をさきへなして。右の手にかけて。左の手をつきて。弓の上よりさし出さるゝ時。射手も右の手を出し。いたさるゝ人の手にそへてやりて。手にかけて請取なり。ゑりのかたハ我前へなし。袖ハ外へなるへし。さて右の肩より上へさしあけて。手を外へ打返すやうにして。肩に打かくれハ。かさおりとうしろへ小袖かゝるへし。あけたる手をも其まゝ肩に置て。御前を拜て逆に廻て。敷皮へ歸るへし。御小袖たゝみめみたれぬやうに。糸にてとちらるゝと。云々。

一甲冑を祿に御給の時も。前のことくして。御前に畏て。弓を左の後のかたへくりやりてうらはす。一尺計下にて。弦を上へなし。つるの外より弓と弦との間へ。左の腕ヲ入る時。一番に脇楯を申次。わたさるゝ時。右にて請取。右の手の小指にかけて畏。甲冑唐櫃の葢に置て。射手の前に向ておかるゝ時。左右の手にて兩方の袖の下より。わ

たかミと冑の緒をとりくわへて。左右の手の大指にてふきかへしを押て。持畏なから御前を拝て。腕にかけたる弓を引すりて。逆に廻て敷皮へ歸るなり。冑はたらかぬやうに。かうよりにてわたかミに結付と云々。

一同篠に御太刀を給時計順にまはりて歸るなり。其外ハ何の時も逆にまはりて歸るなり。

一埓の方にて矢折。又いたつきも殘くる事あらは。矢取矢を搔副にわたすへし。さて矢筒の替の矢を取出して。射手の持ことくいたつきのかたを搔副持て行。射手の右の脇に畏。左へ矢をとりて。袖を右の手にて持上て。わたすへし。

一正月十七日の御所的過て。同廿六日於八幡神前。三番なから御的を被勤也。是ハ射手の宿願にむかしよりいらるゝ儀なりと云々。今ハ上意様に成來と云々。

一二月九日に。三井寺於新羅神前も被勤。これも射手の立願のよし云々。

一右兩社にて荒座しかるゝ事と。日記被付る事もなし。同矢申する儀もなく。三番三弓立被射也と云々。

一此時的奉行なと行るゝ事もなきと云々。

一たいはひするといふ儀を。他流に式躰と申なり。

一同御的の時。雷雨ふる事あらは。作糸（ヘキ）を栗梅に染させ。てくすねを引てくだに卷て持て。當座にかミ作。本作のま弓のかはの上まかせて。射儀秘事也。余所より見れハ。うるしはきの的矢と見ゆる也。的矢を糸にてはかせて。赤漆のかはき色にぬらせてもたすへし。この矢大に秘する事也。

一大的を俄射させらるゝ時。かうくしなきに

は。竹をゆひわたして。的を懸て射させらるゝ例ありと云々。竹結やう定法ハなし。

一弓場始の御的の時ハ。かうくしを毎年新しく削らるゝ也。かうくしをゑらすると申也。串の寸法秘する間。本式にハせす。番匠にしらせしため也。少つゝちかへてさすへし。

一大的の下地を誘事。檜の板を薄削て。ひかきに組て。五尺二寸丸番匠にさせて。表のかたを紙にて三重はらせ。又裏を一重はりて。面計にこのりをひかせて。小眼の白二尺七寸置て。一の黑三寸五分。二の黑二寸五分。三の黑三寸に繪を出さすべし。小眼の方より一二三と心得へし。ひかきすちかへて。かくるやうに蟬を二寸五分にして。二の黑にせミの頭を上へなし。下二のせミも上へ頭をなし。二のくろに三所に三ツ付て。頭の分ハ白所へなるへし。あとの分ハ黑所へなるへし。的裏の方より白さし繩横にあてゝ。せミの腰に細き苧繩にて。二重に廻して。的の裏にて結とめて。あまる分ハ切てとるへし。三所のせミの付やう同前也。横綱上も下も三所くしに結付る事。口傳ニあり。的の表より見れハ。三重に結たると見ゆる也。大的懸儀三方八寸。下六寸と申也。的のせゐ同繪出す。寸はう秘事也。

一大的の繪本に出事。小眼二尺七寸の分を黑する事本式也。其外ハ白かるへし。敵調伏の時の的ハ。是を加へて射さすへき也。其時の矢ハふしぬりたる小赤染羽を付る計也。節も羽も血の付たると云心也。この繪の出しやう大に秘事也。此儀存人まれなるへし。

一御所的を拭篚にて勤せられたる例。度々ありと云々。

一的御覧せらるゝにハ。前の數塚のとをりにて。御見物有て可然と云々。

一的の日記一人して被付にハ。數塚二の眞中のとをりに引敷の毛さきを敷。人の前へなるやうに。緒の方を六寸計上へ折返して。しきて付るもよし。又毛さきを敷人の左へなして。しきたるもよし。左へなして敷時ハ。折返す事あるへからす。むかしハ敷皮を本にしきて。被付といへ共。近年ハ引敷のよし。云々。

一的の小眼にあたる矢とひかへる事あり。的に矢のあとあるハあたり也。あとなきハはつれたる矢になるへきと云。

一大的の時の搔副ハ。親類又ハ若黨すへき事と云々。

一同的の時皆つゝとつゝ重て申わるし。皆つゝと句をきりて申へし。

一十と云字これ也。百と云字も同。此字何も秘事也。

一大的の時替の鞢ハ。赤小文革にて指を紫革なとにてつきたるくるしからす。緒ハ必紫かハたるへし。矢筒の緒付の鐶（クワン）にゆかけのをゝ引とをし。引とくやうに出るに結付る也。一方のくわんに一も付る也。兩のくわんに二も付るなり。

一同的の時。弓をたをしをするとて。打所を見るハ悪し。的を見つめて打へし。

一同弓を打上さまに。的を見る事わろし。打あけ候ハん前より。的を見つめて打あくへし。

一日とり弓のたいはい。本式にする事なし。數塚二の中に長紐をさむる事常のことくして。中のたいはいおして射也。御所的を一人して勤時の事也。三弓立獨して仕儀也。

一大的の地を番匠におろするにあしろにくむ
そえし。前にも申ごとく。ひかきにおろすへ
し。くみめ十文字ニ見ゆるやうに懸へから
す。くミめすちかふやうに誘てかくへし。
的をかくるやうに立かけて置て。下より上
へはりてあかるへし。繪出様右に申ことく
たるへし。

一垜の寸法定事なし。見てよきやうに上すは
りにして兩方の上かとをたかくつくへし。
小的の垜ハ庭の廣さにしたかひつかすへ
し。矢落ハいつかたへもくるしからす。座
敷を射手のいたくやうにつくへし。後向に
ハつくましき也。又産所の引目の時ハ。北
矢落を忌也。弓場をつく的場をつくとハ不
申誘ゆるとハ申へし。

一大的の垜の遠さ。昔ハ三十三杖に打て。一
杖寄て的をかけたる也。今ハ廿三杖に打て。
一杖寄て的をかくる也。弓場を打にハそり
あさき弓にてうつへし。弦をはつして弦か
けなから。垜の方より數塚の方へ打也。そ
りふかき弓にて打ハ。物あひちかき也。

一數塚をつくとも。又をくとも申へし。

一敷皮ハ的の時にかきらす。何時もしきて居
へき事ぼん儀也。引敷ハ略儀なり。

一的場にて大前大後と當流に申也。他流にハ
外前外後と申也。他流の詞かりそめもつか
ふ事なし。

一敷皮の寸法。たての長サ二尺九寸。横廣サ
一尺六寸五分。裏布二はゝ。白布にこのり
をつけてぬい合事眞中也。くしかミの方を
上へなし。毛を身のかたへあてゝ引立て見
れハ。左の方上へなるやうにふせぬいにす
へし。糸も白き布糸たるへし。縁は菖蒲革
を敷皮の前にゐもきかハ。後のかたの縁に

引敷のへりのことく取へし。縁のおもてへ見ゆる方の廣五分にすへし。うらへ成かたハ不定也。但六七分計に有へし。彼縁の取やう前弓の敷皮と。後弓とハ菖蒲革前へ成様に取間。同様にハ有間敷也。取やうかわるへき也。

一打板の長さ廣さ敷皮にしたかひてすへきなり。足ハ板をゑりて。脇よりさすへき也。三所にあるへし。板うすきハゑる事ならぬ間。くきにて打付たるもくるしからさる也。

一御所的日記被付事。并射手立所次第本日記にこのくたり書事なし。

弓場始射手。明應十正十七。

一番

一射手。早矢。乙矢。早矢。○○○　乙矢。早矢。乙矢。○○○　十。早矢。乙矢付様かくのことく也。何の射手も此分ニ付へし。

三射手。○○○　○○○　十。本日記ニ十と云ふ字かゝぬ也。六と書付へし。十と云字祕事也。

二番

射手。○○○　○○●　五。はつるゝ矢如此墨をぬる也。あたるにハすみぬる事なし。

射手。●○●　●●○　二。

三番

二射手。○○○　○○○　十。

四射手。○●○　●○○　四。三番共射手の名字官途各々に日記に書付也本日記ニ射手とハかゝぬ也。

是を四のかとゝ申立所也。

明應十年正月十七日。如此射手と云字より一字さけて奥ニ書事有也。前ニ年號日付を書時ハ書へからす

强杉原一枚如折紙折て。射手名字官途書て右のことく矢數付へし。本日記の時一二三付る事なし。又早矢乙矢之事不可付也。早

矢乙矢と上より下へ付る也。乙はへはやをとやと付る事努々なき事也と。云々。百手日記も付様如此有へし。筆のちくにて丸する事なき也。筆にて右のことく付る也。笠懸の日記付る時も。筆にて丸を付る也。

一數塚つく事。繪圖云。

一夜的明燒時尺事繪圖云。

一的の串之事別紙ニ注之。

一大的の串寸法事

横串七尺六寸。內法六尺八寸。

立串六尺六寸。此外地へ入分有へし。

口二寸。檜にてゑらせて白かるへし。秘事なるにより番匠にしらせしため也。本寸法を少つゝかくへし。

一垜の方に大的串立に。前の方より先立初へし。

一垜の方を矢落と申事くるしからさる儀也。

一大的串にかゝるにハ。横綱を立。くしにまとゐめを三ニ見ゆるやうに。面にて引とくやらにわさひに結て。わさを一に取て中程にて一重結てとゝむへし。まとゐやう結やう三所同前也。口傳にあり。又上の綱を本にてかきをして懸事わるしと云。

一大的の垜たかさ廣さ不定。但廣庭にハ高さ一丈二尺計につかすへし。横の廣さハそれにしたかふへき也。座敷をいたかせてつかすへし。後向にハつかせす。

一的あい二十三枚に打て。一枚よせてかくれハ廿二枚成射手の立所ハ。廿三枚の外たるへし。

一御所的の射手の被乗馬に。毛氈鞍覆させらるゝと云々。

一的弓ハ白木たるへし。自然弓に疵出て巻時ハ。くすね糸にて巻へし。若人の弓をハ赤糸。青糸。黄なる糸。白いとにくすねを引てまくるへし。黒糸にて巻へからす。余所より見れハ。糸の上をぬりたると見ゆる間斟酌すへし。宿老の弓ハ白糸にくすねを引て巻へし。白木を糸にてまきてぬる事なし。同籐つかふ事あるへからす。

一大的稽古の時。上の方をかきにかくる事あらハ。的の面ハ見へぬやうに裏にてかけへき成。本的の時ハかきにかくる事なし。

一敷皮を秋ふた毛の薄きかわにてすへし。あつきはおもき也。もまする時強ふしにもま

すへし。やはらか成ハ折目つかすして惡也。
一むかはきも同所成。
一白木の弓ハさめにてそとみかきておくへし。とくさにてみかけハ弓しとりて惡。此儀秘說にする事成。
一大的の時雨ふる事あらハ。射手へかさゝしかくる事前にも申ことくさしかけへし。此時ハ紐を敷皮にて納て。數塚へ行て畏時。かさを後へのけて畏有へし。早矢を射。乙矢をつかひたる時。又寄てさしかけへし。又乙矢を被射候ハん時分にのけて。又畏てさてはたを入て數塚よりかへりて畏時。寄てさしかけて歸る也。前弓も後弓いつれも同前成。
一黑漆にぬりたるそは白木の弓にてハ。的を射也。
一赤漆のそは白木の弓にて射事斟酌有へし。
其子細ハ村削の弓にまきこゝ謂成。村削ハ道の人ゆるされ候ハてハいぬ弓成。此儀によつて斟酌可然と云。
一步立のとき。弓の本はすおさまると申ハ。左の方の膝より內へ本はす成を申なり。膝より外へ成ハおさまらぬ成。
一弓の音うつを音木とハ申へし。手音と申事なし。
一弓の弦しかくるに寸法なし。はすきぬつるきぬなとゝ申事なし。つるさいてと申へし。五色の絹にてすへし。若人のハ赤色なと可然也。的弓の事也。ぬり弓に色のつるさいてする事なし。
一打上て射と申ハ。的と笠懸射時の事也。
一打おこして射とハ。犬追物と。小笠懸の時の事也。
一弓の握卷事。黑革をふとくたちて。外竹の

前かとより。巻初て上三巻ハあはひをつめてまき。中三巻計ハ細々と間を明て。又下三巻をハつめて巻て。外竹の後かとにてとゝむへし。握巻天鼠をハ別にして置たるよき也。弦よこさしため也。染弓も白木もくろかわにてまく也。又常の弓ハふすへかわにてまく事くるしからす。

一烏帽子に調度懸する時ハ。こゆひなし。調度懸ハ五分またらにうちたるくみにて。ゑほしかけのことくにかくる也。大的の時の役者の中間も調度懸すへし。

一烏帽子懸の馬の尾を組てする事本也。又こゆいも馬の尾にて巻たる本也。こゆいハゑほしかけをはつして。まねきの上に打懸て置たる躰也。云々。

一的射手腋毛置事なし。ぬく事法也。

一御所的と申ハ。大的の事也。小的をハ不可申。

一大的射手。弓場にて敷皮しく事如斯。

的日記付奉行引敷しくにも如此。毛さき左へなしてしく也。御所的日記ハ二人付らるゝ間上へあけてしき。今一人ハさけてしかるへし一人被付時ハかくのことし引敷ハ毛の方を地に付て敷へし。

此縁菖蒲革

扇たゝう紙ハ奥にあり

後弓

的方

三番射手三所に如此敷て座すへし。前弓の

射手ハ數塚方より一二三と敷へき也。後弓の射手も數塚の方より一二三と敷也。

一御所的正月十七日射手弓場へ被出ぬ前に。弓太郎精進の湯漬を射手の衆へふるまはれ候也。六さいにする事。矢數の心也。かひしきあるさいあれバ。しだゆづり葉にてすへし。又一物ハ二三まてハあるへし。

一同かよふする人ハ。小笠原弟子の内に無等閑衆の若人ニ望てせらるゝ儀也。云々。此かよふ規模成謂也。此時立動ハ逆に廻也。此廻樣つゞしたると云祝言の心也。かりそめも順に立動する事。射手の懸氣儀也。射手十したるハ逆に廻。はつしたる射手ハ順に廻謂也。

一同酌執人もくはへする人も寄退ハ逆に廻也。盃に御酒入る數始に二度又。二度めに二度入てくはへて。又二度入る也。如此候へハ六度也。これも矢數六と云祝言の心なり。御酒再邊の時も如前二度つゝ三度參るへし。御湯まいりて膳あかるへし。此時ハ菓子まいる事なし。

一同弓場へ射手の衆被出樣に。一弓立ならして被參也。是こふしかためと他流に申也。さて射手ハ何もいけゝをはきて馬にて被參。惣門の外にて下馬ありて。いけゝをぬきて履をはきて。唐門迄被參。御出を待被申也。御出の由ある時。唐門の外にて搔副罷出。弓矢敷皮を射手に渡し申て。唐門より弓場へ被參。荒座を敷て座せらるゝ也。其時相手被定て。本座へ行るゝ也。弓矢敷皮渡しやうハ前に云。

一公方樣御弓場ハ。御座敷の前北天落に當座に垜をつかせらるゝと云々。御的過て垜をくつさせらるゝと。云々。小的を射させら

るゝにハ。片陰に埰をつかせられてをかれ。射させらるゝと、云々、

一大的の時早矢にて肌を入る程の失ある時ハ、數埰へ歸て畏也、其時後弓も早矢を射肌を入て畏を見て。弓にても又矢にても替を搔副持て行てわたし。弓にても矢にても取てかへるへし。渡様持やうハ前に云。さて前弓後弓立て乙矢を射へき也。此時ハ前に立時のことく的見る事も足本を見る事。同前たるへし。

一前弓早矢にて失ありて肌を入ぬ時ハ。本の立所へむさと歸て立て、乙矢を射へき也。此時ハ的見る事なし。はた入ぬほとの失の時ハ。後弓たいはひするにおよはす。乙矢を射つへき也。前にも書のするといへとも。重々注し置也。

一さけをゝからミ候事。刀の小尻をまはしくりかたより上へとりて。袴の前腰と內衣の間へさけをのさきをし入て置也。

一犬追物の時のさけをからミハ。小尻をまはし。くりかたの下を直に前へやりて。はかまのまへこしと內衣の間へをし入てをく也。常に馬乘時もかくのことくからむへし。又御走の時さけをからむもかやうにからむ也。

一步立の時。小袖の下に袷著する事なし。又小袖二ッ計著すへし數多著立たるハ惡物也。

一式裝の出立の時ハ。白小袖を著る也。小刀をさすへし。長かたなさす事なし。

一的射時。三拍子と申ハ。ひやうずいはた也。ひやうとハ弦音。すい、矢の走羽の音。はたハ弓たをしの音也。

一正月十五日の朝御所にてきさつちやう五本

はやさせらるゝと云々。同十八日の夜大にさきつちやう三本はやさせられ。其あかりにて御的三弓立いかにもふた〳〵といさせられ候。射手ハ一番と云々。細川殿。畠山殿又ハ一色殿一家中也。此的を御公事始の御的と申。云々。

一的射手の衆惣而余所目をする事有間敷事と云々。

一御所的誘てかへる事。むかしより朝夕の役と云。串に白き布をはりて。其上に的をかくる也。よこ綱は打ませ也。當流のかけやうにハあらす。

一御所的拭篦の矢にて被勤例ありと。云々。

一くたふしかけハ略儀の矢也。但彼矢にて御的被勤例ありと。云々。くたふしハ上下おなし色に。三ふせにぬる也。

一節影をこき色にぬりたるをハきつ ふしと云。うすくぬりたるをうすふしと云。是等の矢長さ三ふせにぬる也。少の短長ハくるしからす。三ふせより長ハ作の矢にてあるへからす。指三さしのべて。一下のきたミめにくらふへし。中三のゆひのきこミの事也。此寸法秘説なり。

一長節影と申も三ふせの事也。

一小節影と申ハ。ふしの下に丸やうにぬりたる矢也。略儀也。晴の時の的にハ不用。

一節ぬる矢のかハを。皆みかきおとす事なし。節の下にハかハをのこして。皮へかけてぬる也。ふしより下の外ニかハをのこす事なし。

一節塗事的矢にハきらす。征矢一手。四日の柄一手箭頭ノ矢笠懸柄とかり矢是等也。

一大的の時雨降にハ。韘にをんしくやを粉にして引へし。水走てぬれさる謂也。

一御所的射手の衆荒座に被射候時。的日記被

付候奉行兩人。數塚の方的に向て二所に引敷をしきて居て。御的漸の時分見合。上の方に被座。奉行一人當管領の前へ行。畏テ手を地に付て。詞をハ不出。御的始候ハんかとうかこふ躰をしてある時。管領いちつきて見ゆる時。御前のとをりへ參畏。首を地に付て。うかゝひ申躰をして罷立て。敷皮へ歸て被座所へ。矢申する朝夕一人奉行の前に畏處。御的はしめそうらへと。一こゑ高／＼と被申時。朝夕弓太郎の前へ行。畏。手を地に付て御的はしめそうらへと申時。弓太郎を始射手の衆荒座を立。本座へ行。敷皮をしきて。左の足を上へにくミてたゝう紙を取出して。扇をぬき。たたうかミの上へ置て。右の手に持。左の手にて敷皮の右の角を持上て。扇の上のはし見ゆるやうに押入て置也。六人共にかくのことく也。さて座せらるゝ時。其方／＼の役者行て。射手の後伺候ス。管領いちつきて見ゆるとハ。御的始候へハ領掌の事也。

一日記被付奉行兩人も。うらうちの直垂に。烏帽子かけあるへし。

一矢申する朝夕二人も。白直垂に大帷を下に著。ゑほしかけあるへし。

一正月十七日御的公方樣御見物ある時。前弓の數塚のとをりの御座に。圓座をしかせられて御座ある御事もあり。近年ハ妻戸の內に御座あると。云々。

一同御的の時。三管領其外大名著座の次第出立ハ。裏打に烏帽子懸あり。當職の管領一人御前のとをりよりも前へすゝミて。引敷を折返し。毛さきを前へなされて。敷て扇を被持て座せられて伺候あると。云々。又兩人の管領ハ當職よりも。間を被置。引入

て。引敷をしかれ。著座あり。其次に各大名衆引敷をしかれ著座あると。云々。其次に外さま衆むさと伺候あり。此著座的の方あかる也。射手の時ハ數塚の方を上座に用る事。云々。

一前にも如中。日記被付兩人の奉行。二所にて被付也。御的過て。上の方にて被付日記を持て。妻戸の御縁の上よりさしおよひて御覽せらるゝやうに置て。御前を拜して退出あり。いま一の日記をは。當管領へ奉行裏打のまゝ御所より直に持參あると。云々。

一管領當職被持事。五年十年又ハ一年半年もたせらるゝ也。三管領うちかへ〳〵被持。云々。

一御所的射手の出立。白小袖の上に大帷の上に水干を著して。水干の衣紋を大帷に取副。大口の上に葛袴を著あると。云々。大帷ハ白帷のみし。きを如板に。いかにも糊を強付たる物也。

一水干の色ハ年齢に相應すへき也。宿老ハぬきしろ以下。若人は紅梅等たるへし。何も家々の文を綉(ヌヒモノ)にすへし。水干の色ハ時代に寄。又ハ依ニ人躰ニ可著歟。射禮の記にかくのことく。同水干朽葉にもして。地に家の紋をおり付さすへし。紋の大小ハ人のこのミたるへし。水干の裏にハ續たる絹裏て付也。菊とちこハ生衣(スヽシ)のかたの糸をふしかね染にして。長絹に付ことくつくへし。紐ハ經の組のことく。平組にちとりかけあるやうにうたすへし。同葛袴にも。裏に絹を付へし。ももたちの縫はつゝにと。膝のとをりの縫合目にと。一方に二つゝきくとち付也。色ハ同。

一同射手の被持たたう紙ハ。あつきかミ又は

しきらすと云紙なとにて。長のゝけて折て見えぬやうに糸にて中紙とちて。四方に折てもたるゝ也。中をとつる事故實也。たたうかミの中をとつる事ハ。御所的の時。俄風吹てたたう紙弓場うちを吹ちらして見にくかりし事也。其時よりとち來故實と云。たたう紙とハ鼻紙の事也。

一敷皮を一ッ二ッと申へし。

一歩立とは歩にて的歩射なと射を申也。

一歩射と射禮に書たるも。かちたちの事也。

一歩射と神事の時。中もかちたちの事也。

一的矢のふしぬるにハ。羽中のふしのある篦にてぬるへし。羽中のふし中程よりハ。ふしたけほとさけてふしをとるへし。

一何の矢も羽本を細くおす事わろし。

一同的矢のまきのかはハ。左巻のやうにまきたるよし立さまに巻事なし。

一かさおりの烏帽子懸ハ。水削(ミツコキ)したるこうよりにてすると。云々。

一御所的の當日に。射手へ御酒給事なし。次日御禮に出仕の時。御盃を御給。云々。

一矢多弓弦葉を。正月に用事。表し弓矢祝言也。此字書様祕事也。云々。

一大的草鹿。丸物懸時の串立にハ。前の方より立物也。笠懸の的の串ハ。後の方より立こむると。云々。

一矢をはくる。又はむるとも云。

一矢をさしはつすと云ハ。つかひたる矢を取事也。さしゆるすと云ハ。引たる矢をゆるす事也。

一矢の羽三の名。走羽。外かけ。弓すりと云。外かけにハ何の羽。弓すりにハ何の羽を付たると云。四付たるをハ上を走羽。下のをやり羽と云。外かけの小羽。弓すりの小羽

と云。

一御所的直垂にて勤らるゝ。射手履はかるゝ事なし。素足たるへし。

一同的の時。相手に目禮すると云事なし。目を見合てとハ申へし。

一鞢の緒とむるに眞草行と云事。當流にハなし。

一的矢につかふまゆミの樺。まきのかば共申也。

一御所的の時。乙矢御免の所ハ。弓太郎三度めの六めの乙矢と。三番めの後弓の六めの乙矢と二也。以ニ御使一乙矢御免と射手の前に畏て被申時。詞をハ不出。目を見合て。畏と申躰をして。はけたる矢を左の腕頸計順に廻樣に。急度かゝめていたつきを。右の手にて取て。弓をも右の手にとり。弓杖をつきて左の手にて。水干と内衣左右の襟を引くつろけて。肌を入て引手にて。右のゑりをとりて引なをし。弓を左へとりて矢もちなから。内衣のゑりと水干のゑりを引なをし。又袖を弦の上へ引かけて。數塚より五足に歸りて。前に畏たる所に畏。矢を右の腰にさして立あかりて。敷皮へかへる也。さて前に射たる早矢を矢取、牧來を取てこしにさしそへて。弓を左の手に持て。御前へ參て祿を前に如申御給候也。三番めの後弓の六めの乙矢御免の時も右に同。

一御所的の射手揃と云儀ハ。兼日に射手を集て。其内六人撰て被定。云々。

一同前にも如申。射手數塚へ立て。弓杖をつく時。弓の本弭を射手と數塚との間を直にやりて。數塚のねにたてゝ。右の手にて弓をとりて持。高さ水走に腕をなして持也。數塚を廻て弓をたつるハ惡也。

一水干の紐後へうちこし。左の手にて三度かきてかきあてすハ、其まゝ立て射敷皮へ歸りて右に申ことくおさむへしと。云々。

永正十二年十二月日　康理在判

右條々從佐竹宗三相傳申聞書。如斯一書次第前後相違在之。能々可有分別。歩立之事今天下ニ存知人可成稀。云々。然間率爾ニ不可有他見者也。可秘。々々

以宮内省圖書寮本謄寫校合畢

武田弓箭故實

一弓之事。是ハ黑キ兩頭ノ蛇ヲ見テ是ヲ作ル。神代ニハ月ノ輪ノ如ク中ニテ是ヲ付グ。神功皇后ノ御時ヨリ弓ヲ御多羅シト云コト多羅樹ノコトナリ。多羅樹ハ則七尺五寸也。絃ハ卷ツルナリ。其後天智天王ノ御宇ヨリ今ノ筈ニ切直ス。是則蛇ノ頭ヲオソレオボシメス故ナリ。去者隨兵軍陣ナドノ弓ハ、下地黑クヌリ。千旦卷ヲスベシ。千旦卷ト云コト蛇ノ體ヲ表スルナリ。其上ニ重籐ヲツカフ。寸法二寸ハカリ。間五分ハカリ。矢摺五分計也。ウラ筈ハ少長ク。本筈ハ少短シ。ウラ筈本筈赤漆ナルヘシ。但武田小笠原兩家ハ。本重籐ニ握ノ上三所籐也。

一矢ノスケ節ヲ射付ノ節ト云コト。的矢ニカギリタルコト也。其謂ハツグラヲ射付ト云。夫ヨリ的矢ニカギリ。射付ノフシト云コト

ナリ。異矢ヲ射付ノフシト云コト有ベカラス。的矢ヲスケ節トモ可言ナリ。

一半的之事略義ナリ。二尺六寸金ノ定メ、其謂ハ大的ノセイ五尺二寸ナリ。亦其半分也。繪ノ出様モ。大的ノ半分ヅツニ出スベシ。是ヲ口傳ノ的ト云。但略義ノモノナル間。ヨキ程ニ見ハカラヒテ繪ヲモ出スヘシ。セミハ大的ノヨリ少チイサクシテ。付様ナトモ大的ノゴトク可付。串ハ大的ノ串ニ可懸ナリ。

一小的ヲ立テ鬮的ヲ射ル時モ。數ヲサシテ射ルナリ。射手十人シテ五度射ルナリ。數ハ百ナリ。前ノカズ五十。後ノカズ五十也。十人シテ五度ノカズ百ナリ。矢代ヲ振テ射ルナリ。先一番ノ上矢ノ人一番ニ前ニ立テ射ル也。下矢ノ人相手ニテ後ニ立テ射ル也。其次二番目ノ矢代ノ人一番射ル也。矢代ノ次第五番マデ五度射ルナリ。上矢ノ人ハ前ニ立。下矢ノ人ハ後ニ立ナリ。矢代ヲハ一番ニフリタルマヽニテ置キ。五度可射ナリ。十人シテ一ツガイツヾケ的ヲ射ルコト、カズサス時ニ限リタル事也。是ハ異ナル秘說也。日記次第ニ御的ノ時ノ如ク坐シテ。布革ナドヲモ前後共ニ白毛ヲ的ノ方ヘナシテ可レ布。カズノ置所同。カズサスベキ様ノコト。歩射ノトキニ前後共ニ不可替。カズサスコトハ。中ハヅレニハヨラズ。射タル度コトニサスナリ。是ヲ式ノ鬮的トイフナリ。

小的ニ法量ナシ。但アタリ多キ様ニ一尺アマリ大キナルヲ立テ射タルガヨキ也。此時者矢代次第ニ日記ヲ付テ射べシ。端付リニカイノ五度弓ノゴトク立紙ニ可レ書ナリ。小的射手ト可レ書。其ノ日記ノ書様ハ、五ツ一數サヽサル時モ。十人射ルマデハ。數ヅカヲハ其マヽヲキテ。矢代ヲフリテ射ルナリ。

數ヅカヲハ弓立ニイツモツキテ置事ナリ。矢代ヲハカズ塚ヨリ先的ノ方へ、弓杖一杖ハカリ出シテ振ルナリ。後ノカズ塚ヲハ一尺五寸的ノ方へ出シテ振ルベシ。ソノトキモカズ塚ノ有時ノゴトク。前ノ矢代ヨリウシロノ矢代ハ次第ニ的ノ方へ出シテ振へシ。カズ塚ナキ時モ弓立ヨリ弓杖一杖バカリ的ノ方へ出シテ振へシ。矢ト矢ノアハイハ矢代多キ時ハ間ヲ近ク寄セテフル。少キ時ハアハイヲ遠ク振ルナリ。

一カズ塚ヲ其ママヲキテ。カズヲバサヽデ。十人シテ五度トモ十度トモ度ヲサダメテ。圖的ヲイル時ハ。矢代ヲフリテ。矢代次第ニ日記ヲ付テ射ルナリ。定メタル度射果ツルマデハ。矢代ハ一番ニフリタルマテ也。定リタル度スギテ。亦射ハ矢代ヲモフリナヲシ。日記ヲモ書ナヲスベシ。日記ヲ付スシテ射ルトキハ。度毎ニ矢代ヲフリナヲシテ射べシ。

一十人シテ射ルトキ。數塚ノ有トキ立テ可射樣ノコト。マヅ上矢ノ人五人立テ可射ナリ。其後下矢ノ人五人立テ射ル也。前ノカズ塚ノ前ニ。カズ塚ヲウシロニナシテ一人立ツべシ。亦數塚二ツノ間ニ二人立べシ。亦ウシロノカズ塚ノウシロニ二人立べシ。前後射手ハ例式前後ノ足ブミタルベシ。中一二人ハ中ニ立テ射ルトキノ足ブミタルべシ。何レノ射手モ數塚ニハ向ハヌナリ。カス塚ハナキト同事ナリ。亦只五人立テ立アガリニ射ル時モ、カズ塚ノ有時ハ如此立テ可射ナリ。總シテ廿人三十人立テ圖的ヲ射ルトキモ、五度トモ三度トモ度ヲ定メテ射ルトキハ。日記ヲ付テ射ルナリ。日記ヲハ矢代次第ニ書ナリ。日記ハシ作リハ書。若シカ

、デモ日記ヲ書ナリ。
一數ヅカヲツカセ。數コシラヘ出スコトハ。弓太郎ノ役ナリ。矢代フリ初ムルコトモ。弓太郎振リハシムヘキナリ。
一小的ノ時ウツミ火スル事人ノ故實ナリ。法ニハ無キコト也。何トシタルモクルシカラズ。
一的ハ蚩尤カ三ノ眼ノ中ノ目ヲ表シテ。射ハジムルナリ。
一丸物草鹿射ルトキ。四月ヲ射ルニハ。乙矢ヲハ早矢ヲツカイテ後。右ノ如クニ寄セカケテ置テ。早矢射テ後射ルナリ。四目ノ方ヲ上ヘナシテモ下ヘナシテモ寄セカクル也。手ハサム時ハ。四目手ノ内ニアマリテ弓射ラレヌナリ。矢頭ニハ大キニ替リナリ。四目ノ方ヲ上ヘナシテ。筈ノ方ヲ下ヘスルトキハ。筈ヘ砂ナド入テ。如何ナレトモ。昔ヨリ何方ヘモスルナリ。矢頭モ手ニアマリテ射ニクキ時ハ。右ノモヽニ寄カケテ置ナリ。
一丸物ノ内一尺二寸。鏠ノ定ニモスルナリ。矢ダマリハ式ノ丸物八寸ノ如クタルヘシ。但一尺二寸ニスルコト略義ナリ。
一丸物ノ式ノ寸法ノ下ハナン寸ニモシテ可射ナリ。サダマレル寸ナシ。八寸ノ半分四寸ニスルコトアリ。其時ハ矢ダマリモ四寸ノ半分二寸タルベシ。
一トガリ矢寸法異ナル祕事ナリ。大形ナリハ如此候。
一トガリ矢ハ矢籠ニサスナリ。廿五ノ時ナラテハ指ヌナリ。空穗ハ中〳〵サスマシキナリ。
一弓ノコシラヱヤウノコト。下ヲ糸ニテ巻テ。上ヲ黑ウルシニヌル也。矢摺カブラドウノ

謂レハ。矢指ハ矢ノスル、イハレ也、カブラ籐ハ蛇ノイロコヲマネビタルモノナリ。ヌリゴメニスル謂ハ。蛇ノ黒キ故ナリ　筈ヲ巻イワレハ蛇ノ鱗ノカタチナリ。總シテ弓ヲハ男女トモニアタルモスサマジキナリ。其謂ハ天ノサカホコト申ハ。弓ノコト也、世界出來ルハ天ノサカ鉾ノ集ナリ。其本ノ弓筈ハ。蛇ノ口ノヤウニテ。筈ニ絃ヲカクル様ニシタルナリ。然ルヲ韓功異盾恐レ玉フ故ニ。今ノ筈ニキリ成シタルナリ。木ト竹ニテ打事モ、陰陽ノ二ナリ　サレバ陰陽ノ二ニモレタルコト有マジキナリ、棟上ナドノ時モ。•弓ト矢トヲスル。陰陽ヲカタドル義。亦ハ天ノサカホコヲ表スル故ニヤ。本筈ハ女蛇。ウラ筈ハ男蛇ナリ。

一トカリ矢　百矢ナトヲハ押取ノフシヲ本トスヘシ。

大射柄。笠懸柄　小笠懸柄、鏑柄。狩膛柄ナドヲハ羽中ノ節ヲ本トスルナリ。的矢矢頭ヲハ助節ヲ本トスヘキ事、

已上十六條、

正方

按此集既ニ□集武家部ニ出タリ。射禮私記ト題シテ。小笠原家ニテ蔵シモノナルハ。前端ノ文ニテ明ナリ、奥ノ年號ニ。永享五年トアリ、今是ハ題號ヲ改メ。末ノ年號文明十二年トスレハ、四十餘年オクレタリ、且誤字多ク落脱ナトアリ。前端ノ文ニ心ツカテ。書名年號耳ヲ改シハ。拙陋イハン方ナシ。

以宮内省圖書寮本謄寫校合畢

武田射禮日記

一夫射禮者。公家武家トモニ用フル事久シ。毎年正月十七日大内弓場殿ニ於テ。羽林ノ器用ヲ撰テ。是ヲ行ハル、間。木工的ヲ懸ク。此禮スタレテ百餘歳。等持院殿ノ御代。公家武家一統ノ御的アリトイヘトモ。其例相繼ズ。今ハ併武ノ為ニ例行所也。歩射ハ根本神社ノ禮トシテ。濟禮ヲ備ヘ。神事ヲ成ト見ヘタリ。是偏ニ國家ヲ治メ。魔障ヲ退クル祭禮ナリ。依之或ハ鳴弦シテ皇家ノ御腦ヲ靜メ。或ハ矢ヲ發シテ禁中ノ異類ヲ平ラク。先蹤是多シ。此道ノ可尊事既ニ明也。且是鎌倉右大將家ノ御代。文治五年正月二日射禮ヲ行ハル。弓太郎下河邊莊司行平當御代御的始。建武四年正月廿四日。弓太郎曾祖父小笠原六郎。長高。任美濃守。又貞和元年正月十五日ノ御的始。祖父小笠原又六氏長。任備前守。如此相續シテ是ヲ勤ム。此故ニ吾家ノ所傳足ノ所踏。目ノ所見。弓ノ所引。矢ノ所放悉規ニ當リ。矩ニ當ル。只百發百中ノ妙ノミニ非ズ。各々身ヲ正フスル要旨也。就之射義之式目不可勝計。上古以來面授口訣シテ。具ニ不能記事。是深ク道ノ聊尓ヲ戒ムルニ依テ也。雖然非長非器短才ニシテ不達此道。況後世之子孫イヨ／＼僻案ヲ生ン歟。以是思ニ彼不可不記。仍為末代明鏡粗撰一卷。以備上覽者也。

一御的射手ノ裝束ノ事定レル法有ヘカラズ。右大將家ノ御時文治五年正月二日。御弓場初ノ五番ノ五度弓也。其時射手出仕ノ裝束ヲ改メズシテ參勤ノ儀。嘉例トシテ今ニ至テ水干立烏帽子ヲ用フルナリ。然者直垂立烏帽子ニテ勤仕ノ先例モアリ。又折烏帽子直垂ニテ仕タル事モアリ。此時ハ素足タ

ルベシ。近年ハ皆水干立帽子ニテ勤仕タ者ナリ。時ノ弓太郎年齢宿老ナドハ。ヌキ白以下老(オトナ)シキ裝束相應スベキカ。若キ射手紅緋桃ノ水干ヲ着スルコト常ノ義ナリ。何レモ縫物ヲ可付。且ハ時代ニ隨ヒ。且ハ人體ニヨツテ可着也。

一弓之事白木側白木村ゴキナルヘシ。五度弓ノ時ハ。弓ノカズ十張ナリ。張リテ持タスベシ。絃ハ何レモ白絃タルベシ。

一矢ノ事五手用意スベシ。篦ハ節蔭ヲヌルベシ。羽ハ切符中黑以下ヲ可用。殊ニ小中黑ハ昔ヨリ執シ來ルモノナリ。

一弓ガケノ事。五用意スベシ。革ノ色定レル法有ヘカラス。雖然無文紫錦革可有斟酌。指ヲ繼コトハ略義ナリ。サシテ苦シカラス。介添ニモタセ。或ハ矢筒ニ付テ持スルナリ。

一弓掛ノ指樣。先一卷左ヘ廻シテサケ。手ノ內ヨリ大指ニ懸テ。亦引通シテ三卷ニ留テ。緒ノ先ヲ引合セテ。下ヨリ上ヘ押入ルナリ。

一出仕之次第。弓十張五張ヅ。番(ツガ)ヒテ持スベシ。弓ハ左。射弓ノ張ガヘハ右。何レモ張テ持スベシ。太刀布革ハ左。矢筒沓ハ右ナルベシ。介添ノ若黨コキ直垂大帷子ナルベシ。中間七番直垂ナルベシ。

△番次第。右張替。同。同。射手。矢筒。沓ノ　左張替。同。同。射手。太刀。布皮。　馬。傘袋白シ。

一馬ヨリ下テハ。頓テ沓ヲハクベシ。其後弓ヲ取。次ニ矢ヲ取テ。弓手ノ方ヘ取渡シテ片矢ヲバ弓ガケノ內ヘ板付ヲサスナリ。サテ布革ヲ取ベシ。四折ニシテ背(セ)通リヲ右ヘナシ。白毛ヲ左ヘナスベシ。弓ト布皮ハ左ノ介添ノヤクタルベシ。

一小アカリノ座(アラ庵ト云モ)付ヘキ樣。布革ヲ四ノマヽ布テ。セドヨリノ方ヲ廻リテ坐スベシ。

逗留アレバ。沓ヲヌグ也。然ラスハヌグヘカラス。沓ハハクトキモ。ヌグニモ左ヲ先ニスベシ。

一式ノ座ニ可着次第。布革ヲバ前弓モ。後弓モ白毛ヲ的ノ方ヘ向テ。布テクシカミヲ廻リテ着坐シテ。ヤガテ沓ヲヌグヘシ。サテ疊紙ヲ取出シテ。扇ヲヌキテ。疊紙ノ上ニ少シ直違テ置。前モ後モ右ノ方ノ布革ノ下ヘ押入テ。少見ユルヤウニ置ベシ。

一數塚ヘ寄ルベキ様。前弓ハ弓ノ末筈一尺ハカリ數塚ノ本ニ打懸テカシコマリ。後弓ハ末筈數塚ニトドクトヾカスニ畏マルヘシ。

一紐納メヤウ。先左ノヒチニ弓ヲカヽヘテ。兩方ノ手ニテ紐ヲトキ。先ツ左ノ紐ヲバ刀ノ下ヘ廻シテ押カヒテ。右ノ紐ヲ左ノ手ニテ肩ヘ打越テ。頓テ左ノ手ニテ取テ。左右ノ紐ヲ一ツニナシテ。葛袴ノ腰ニヲシカウベシ。打越タル紐三度マデカキテ。夫ニカキアタズハ。其納ル様ニテ可仕。布革ヘ皈リテ。式ニ納ルナリ。

一直垂ノ紐ノ事。是モ左ノ紐ハ刀ノ下ヘ廻シテ押カウベシ。右ノ紐ハヒタヽレト。內衣トノ間ヘヲシ入テ。サテ直垂ノ脇ヨリ取テ。袴ノ腰ニ納ムベン。

一足踏ノ事。前モ後モ左ヨリフミハシメテ。前弓ハ數塚ヲ廻リテ。三足ニフミヨリテ。サテ小豆ヲツカヒテ。其後左ノ足ヲ的ニ向テ蹈テ。サテ右ノ足ヲ蹈定ムヘシ。後弓モ左ヨリ蹈ハジメテ。三足ニ數塚マデフミヨリテ。小足ヲツカヒテ。左ノ足ヲ的ニ向テ後。右ノ足ヲフミ定ムヘシ。サテヨク〳〵沓ヲ蹈入ベシ。總シテ左ノ足ヲ初メニ蹈コト祝ノ時用フル義也。右ノ足ヨリ蹈ハジムルコト。魔障ヲ退クル時ノコトナリ。

一弓場ニ立ベキ様ノコト。先數塚ト三カナワニ立テ。數塚ノ内ノ角ニ弓ヲ立ヘシ。弓ノ取リドコロ。肩ヨリ少タカヽルヘシ。袂ヲハ身ノ通リノ方ヘ向テタツルナリ。サテ肩ヌギテ。袖ヲバ刀ノ下ヨリ廻シテ。葛袴ノ腰ニハサムベシ。袖ノアマリヲハ。モヽダチヘ押入ナリ。

一射果テ。肩ヲ入テ。其後足ヲ引べシ。足ノ引様。前弓ハ前ノ足ヨリ引。後弓ハ後ノ足ヨリ引テ。小足ヲ引合テ。モトカシコマリタル所ニナヲルベシ。前弓ハ一足ヨリテ飯ル足アリ。

一自然弓モ折。弦モ切ル、コト有ヘシ。凡相手シチアラバ。射手畏ルトイヘリ。サレドモツヽ立三度目。五度目ノトキ前ノ射手矢ヲ放サスシテ。シチアラン時。後ヨリ射手畏ルコトハアルヘカラズ。二度目四度目ノトキ。前ノ射手亦同前タルヘシ。

一射手自然ト弓ヲ取落ス事モ有ヘシ。三足マテハハダヌキノ不入シテ取ヘシ。三足過バ肩入テ歩ヨリテ取ヘシ。

一同矢モ弓イマダ打上テ引ヌ前ニ。フリヨニ引ハナスコトモ有ヘシ。其時ハ的場中程マデハ射手ハタヌギヲ入テ。自身歩ヨリテ矢ヲ取ヘシ。早打上ニ引ニ後ニ中ハナシタラバ矢近ニ落タリトモ矢トリニトラスベシ。是ハ射手ノ不運タルベシ。

一弓ノ飯ル事モ有ヘシ。其時ハタヾカヘラヌ弓ノ如ク立テ。肩ヌギヲ入テ畏リテ。張ガヘヲ取ベシ。張ガヘ持ノ介添。右ノヒサヲ付テ。弓ヲ取カユベシ。張替ヲハ飯リタル弓ノ上ヨリ出スヘシ。介添左ノ手ヲツキテ。同左ヘ飯ルナリ。

一弓ノ折タルトキノ事。鳥打ノ邊ヨリ折タラ

バ。常ノ如ク立テ。肩ヌギヲ入テ提ルヘシ。サテ張替ヲ取ナリ。アマタニ折タルコトアラハ。折ヲ取ルニ及バズ。肩ヲ入テ提ルベシ。折タル弓ヲハ介添ノ者トルヘシ。

一的矢自然風ニモ吹折。亦ハ放トモ。カケトリニクキ事モ有ベシ。其レモ肌ヲ入テ提リテ替矢ヲ取ヘシ。替矢持タル介添。左ノ膝ヲ付テ矢ヲ出スベシ。同板付スヘ。或ハ弓カケニ留ルコト有ヘシ。其時ハ替矢ヲ取ニヲヨバズ。ソノ儘可仕ナリ

一雨雪ノ日ナドハ。布革ノ下ニウラ板ヲ布ナリ廣サ長サハ布革ニ合スベシ。定ル寸法有ベカラス。

一布革ノコト。鹿ノ革ナルベシ。縁（ヘリ）ハ黒革也。前緒後緒ノ通リヲサスナリ。前緒ハ横シヤウブ。後緒ハ立シヤウブナリ。クシカミヨリ左ヘナル方ヲ前緒ニテ取ベシ。

一射果テ後。布革ニ着坐シテ。先沓ヲヌクベシ。其後ヒモヲ結テ。ヤガテ疊紙ヲ懐ニ入サテ扇ヲ指ベシ。

一祿ヲ給フ時。參上ノ樣ノコト。御劔ヲクダサルル時ハ。弓矢ヲ持。沓ヲハキテ。サテ沓ヌギノ下ニヌキテ參上シテ。右ノ膝ヲシキ。左ノヒサヲ立テ。弓ヲバ肘ニテ能カヘ。矢ヲ腰ニサシテ。歩ヨリテ。弓ノ上ヨリ御劔ヲ給ルナリ。右ノ手ヲ御劔ノ足ノ間ヘ入テ。取直シテ。上樣ヲ拜シ申テ。マカリ立也。同右ヘカヘルナリ。

一祿ノコト。文治ノ御的ニハ。下河邊庄司御刀白サヤ卷ヲ被下。一黨ノ御的ニハ。細川源蔵人御衣ヲカヅケラル。建武ノ御的ニハ。小笠原六郎御親（鎧ヵ）ヲ給フ。又先代ノ時。肩（扇ヵ）ヲ出サレタルナリ。祿ニヨリテ給樣。各別ナリ。先ツ刀ヲ給ル時ノ次第。矢ノ指樣ヒサノ

ツキ様ハ。銀鋏ニ同前。サテ右ノ手ニ請取テ。左ヘ取渡シテ。柄前ノ方ヘサゲ緒ヲ廻シテ。亦柄ノキワニ横様ニ巻テ。下緒ヲ刀ノウラニ巻留テ。サテ柄ノ方ヲ水干ト。内衣ノ間ヘ押入テ退出スベシ。亦御衣ヲ給フトキハ。右ノ膝ヲツキテ。右ノ手ニ請取テ。同右ノ肩ニ打掛テ罷出ルナリ。亦鎧ヲ給フ時ハ。先脇ダテヲ右ノ小手ニ懸テ。甲ヲ臺ノ上ニ置テ。吹ガヘシヲ左右ノ大指ニテ押テ。忍ノ緒ヲ取テ。鎧ヲ吾カ方ヘ向テ出スベシ。亦扇ノ給様ハ。右ノ手ニ請取テ。要ノ方ヲ懐ニ押入テ退出スベシ。

一射ハテヽ退出ノ時ハ。敷皮ヲ相手トムカヒテタヽミテ。始ノコトク四折ニ折テ。御門前ニテカヒソヒニ渡ヘシ。

一相手ト向テ後ノ禮ノ事。ツヾノ人ハ左ヘ廻リ。ハヅシタル人ハ右ヘマワルナリ。

一數塚ノ高サ一尺二寸。金ノ定メナルベシ。前ト後ノアワイハ。弓杖一杖ハジシ。弓ノ定メニ打テ後ノカズ塚一尺五寸的ノ方ヘ寄スルナリ。

一數塚トイフハ。歩射ノトキ數サスニヨリテノ名ナリ。弓太郎ノ役トシテ。篠竹ヲ長サ一尺二寸ニ切テ黑クヌリテ置。塗ラヌモ有ベシ。前後トモニカズヅカノ後ノキワニ置ナリ。早矢乙矢ニヨリテ。前後ノ射手五十ヅヽ指カフル様アリ。秘說タル間。巨細書載ルニ及ハス。異ナル歩射ノ時用フルコトナリ。

一獨弓ノ禮數塚二ノ内ニテ。的ノ方ヘ向テ少シ御前ヘ對シテ畏ルベシ。足踏ハ是モ左足ヨリ踏ヨリテ。同左ヲ的ニ向テ後。右ノ足ヲ踏定ムベシ。射果テ引足ノ事。大形前弓ノ引テ歸ル足ハナクシテ畏ルベシ。

一獨弓ニ數サスコト。是モ數ハ五十ヅヽナルベシ。置樣前弓ノ數ノ置所ヨリハ。少後ヘヨルベシ。指樣ハ同前。

一雨雪ノ日ナドハ。漆ハギノ矢ヲ用意シテ可仕ナリ。サレバ古人ハ必此矢箭ニ入ルナリ。

一乙矢御免ノ事。先蹤是多シ。弓太郎セキノ後ニカキリテノ事也。御免ノ由被仰出トキ。肌ヲ入畏リテ。聽テ矢ヲ腰ニ指ナリ。サテ布革ニナヲリ。片矢ヲ取テ。同シク腰ニサシ添テ。御前ヘ參リ禄ヲ給ハルヘキ者也。

一射手ヲ撰スルトイフハ。五度弓ニテモ。三度弓ニテモ。兼テ度數ヲ定メラルヽヲ。其後十ヽノ射手ハカリヲ撰シテ射サセラルヽナリ。

一射手ノ立所ノ事。一番弓太郎。二番セキノ前。三番弓太郎ノ後。四番セキノ後ナリ。是ヲ四ツノ角トイフ也。立所ノ高下ハ參次第ノ手次ニヨリテ被定ナリ。雖然時ニ當リテ。殊ニ上意ナドハ各別之義ナリ。去ハ人體ニヨリ。亦ハ器用ニ付テ被仰出。先例モ有リ。是等ハ非制限。

一御的恩賞ノ事。十ヽ三ケ年。亦參勤十ケ年ニテ蒙恩賞也。是ヲ參勤ノ勞ト號スト。云々。

如此雖註置。口傳等不可勝計。上古以來面授口訣我家ノ庭訓也。非所可筆墨盡。只愚昧之子孫。荒々可心得次第書載者也。以是豈成滿足之思哉旨趣且少序殘

文明十二年

三月八日　　元長（花押）

以宮内省圖書寮本謄寫校合畢

續群書類從卷第六百七十

武家部十六

弓張記

一弓をはりて。弦をとをするをハ。弦音と云也。又つる打共云とも。常にいはぬ也　口傳有之。

一むちむすひに。左まへと右まへと有へし。人の物きたる如くに成やうにむすひて。左の方の上へ成様にむすふへし。むすひたるあまりかけめの方を。少きりて。上のかわをのこして。折返して。むすひめの下へおし入て置へし。それをそくひにて。よく／＼おしかふへし。

一とつかの下には。竹をわりて。にかわにてふせて。其上をとつかの少中程に。しゝの有ことくけつりて。其上を籐にて巻て。其上をかわにてぬいくゝみたるかよきなり。くれなゐのから糸にてぬふへし。

一しおくのむちは。平人はもたぬ物也　公方様さては。きう殿ゝ持たる也。

一手しとうのこしらへ様の事。下地はいら木。亦よのきにてもするなり。三所きり入てまきて。巻めの見へぬ程に黒くしんにぬ

る也。また目のかふにてもする也。

一山鳥の尾にてはく矢の事。前に注す如く。かりまた。からかふらのから。とかり矢のからなと也。是もはしり羽やりはに。鷹の羽を付て。小羽に山鳥の尾を付る也。此外。別に定りて本式の矢につくる事なし。ことに皆山鳥の羽にて。はく事はなし。

一ませはきにするときも。いつれも眞羽一ッ入たるかよし。鷹の羽も入たるか本也。但ませはきなとは。本式になき間。何としてもくるしからす。去なから鷹の羽をはみはしりはに付へし。鶴(マヽ)の羽二ッ。鷹のは一ッ付てもはくへし。なにへむこれも略儀也。

一下人にうつほ付させて。弓持たする事別條なし。うつほをつねのことく付て。弓を弦を上へなしてかたけ(く)へし。

一主人。鳥をあそはしたるを持て行事。矢目を上へなして持て行也。つよくいぬきたる矢をは矢をぬかすして。其まゝ矢共に持て出る也。此時も矢目を上へなすへし。

一つくらと云ものゝ事。ねこかきにしてきり／＼と巻て。こくちを射る物也。高さは三尺計。長さは二尺計にして。所縄にて結也。是をいつけとも云なり。

一布かわの事。かさかけ。草鹿丸物なとに有之事也。本のくしの外。又別に竹にて。くしをしてたつる也。くしの内のも長さ上下本くしのことく也。布かはも。むかしは五のにて有し也。少はゝせはきとて。中比六のになりたる也。色淺黄たるへし。長さはくしのたけたるへし。上をはぬい目の中へよこくしの入やうにする也。すそをは内へぬいかへすへし。五所に菊とち有へし。黑かわにてすへし。

一まとしろむるといふ事。くれに成たるうらをおもてへなしてたつるを云也。ねこづゝになり候時。まとをしろむると云也。

一夜前の時。あかし燒事。くれての事也。あつちゟ一つえはかり前へよせて燒へし。つよく見へさる時は。うしろにも燒へし。よき程ならは。うしろには燒はわろし。前計りに燒事本也。去なからかつて見へさるときは。うしろにも燒といふ也。

一はさみ物といふ事。板をはさみて射る也。檜木也。むかしは四寸四方にて有し也。去なから除これはちいさく有あひた。今は八寸四方にしてたつる也。四半と云は四寸四方也。是もむかしは四寸四方を。四ッにきりたるもの也。

一はさみ物のくしにする木の事。檜木也。はさみ物も同し。

一くしの長さの事。一尺二寸計也。土よたに上を六寸立へし。

一濱きはなとにて。はさみ物射るにくしなき時の事。婦にくしのなき所にてのしやうとてなし。

一前くしのあらむ所にて。はさみ物たつる事別僻なし。其まゝ置ても。とりのけても立へし。本くしより前へよせてたてたるかよし。

一くしたつる事。たてあけのきひすの方をはさみて。くつのうちの矢おもてへ成樣につま先を上へなしてたてへし。又馬上なさかりて射る時に立樣の事。此時は。たてあけのうちへはらをこみ。竹をくしにて。兩方より二ッ中へ入て。是もくつのうらを射る樣に。つまさきを下へなしてたつるなり。

一櫻なとの花たつる事。常のくしはよこにはる。花の時はくしをたてにはりて。はな

の本のくきをはさみて。花のおもてを矢おもてへなして立へし。

一いもの葉たてやうの事。是もはくきを見てたて。葉おもてゝ矢をもてに成やうに立へし。いもの葉にかきゝて。葉先を下へなしてたてへし。

一かしはの葉の立様の事。これも葉おもての矢おもてに成へし。これはさきを少きりてさきを上へなして立へし。くしハよこにわるへし。

一貝あわびのからの立やうの事。内の方を矢表になして。あとのうすくほそき方をはさみてたてへし。

一栗の葉の事。かしの葉。いつれもかやうに木のるいたてへし。去なからしせん仙道の人。はかまかたきぬもんなと。もとよりその所にいられ候。非貴人なとの紋は用捨すへし。

一草の葉なと立るとき。枝ともないの花のあまりなかきをは。先をきりて本を立へし。又すゝきのたて様の事。そのまゝおのれなりに生ながらのこして。一本のうちをも葉ともをきりて。二ツ残して。雨のはしを上にてむすひて。其むすひたる中を射る様に立る也。人しらぬ事也。むすひやうの事。まむすひにしてきるへし。中をいかほと大きにむすふとは定らす。まわりに薄おほくハ。おしあたりをきりのけて。一本きらりと見ゆるやうに立へし。

一立て射ぬものゝ事。松の葉。楓の葉。菊の花。椎。椿。うちは。扇。太刀の道具。又肌のうちもなとも立ぬもの也。

一おもて寒に。うつにひかゆるといふは。馬に乗事なり。しかきにたつといふは。かちた

ちの事也。

一かりくらといふは。そゝふの名也。きのふのかりくら。けふのかりくらといふなり。

一いちはきの物といふは。一はれにとをえるものをいふ也。まつれとは二はんめに行をいふ也。然間。いちはきの物をとをして。おつれより射てなとゝかたる也。

一大むれといふは。あまた庭に行を云也。大つれともいふ。何もおなし。

一まへをきの物といふ事。鹿。猪。狐。兎也。

一射とりの物といふは。鳥。兎。狸。狐也。

一かりこ薬に。さかない馬といふは。ここな馬の事也。是はかりの時にかぎりたる事也。常には努々いふまじき事也。

一尾をこす物といふは。山のをかたをこす物の事なり。

一おこしたて。射るといふは。まへおふの物をおこしたてゝ射ると云也。

一小勢で射る鳥ハ。鶉と雉子也。然間。小勢鳥といふは。この二ッをいふなり。

一主貴人の馬にくらを置て可乗事。是は馬に時宜にかつてなし。鞍あふみへの事也。たとへ馬は主の馬なりとも。我かくらあふみならは。更に時宜なし。我馬なりとも。主の鞍鐙ならは。時宜有へし。その時宜の事。當世あふみなとに手をかけて。いたゝきて乗人有。わろし。乗に寄てからにはこを付へし。へりの取様の事。もの方を上へなして。くしかみの方をかみへなし。す弓を下へなして。右へ成方をよこしやうふ。左へなる方をたてしやうふにて。へりを可取。如此せす。池のとをりにてもとり。又すみと／＼にてもとりかへゝし。

一射はてゝしきかわに着座之事。たゝう紙を

ふところへ入　弓矢持なから。敷皮を前のことく相手を見合て。おなし樣にしてたゝみ。扨は手を見ておなし樣にかへりて。かけにてかひそいに渡すへし。

一膝の給ふ樣の事。ものゝによるへし。扇子を給ふは。ふところへかな目の方を入て罷立なり。又御衣をかつけらるゝとて。小袖を給はる事も有。亦刀を給る事も有。いつれも弓を持なから。おとや御免のときは。かた矢をこしにさすなり。さて敷皮になをりて。かた矢を取。同腰にさしそへて。御前へ出。さて右にて請取て罷立なり。御衣のかつきやう。刀を取やう。種々しな〳〵口傳ありて書乘かたし。

一相手とむかふあふての事。いつれも前もうしろも。敷皮をひろくる時も。たゝむ時も。又立て數つかへよる時も。皆同し樣にすへし。相むかふ時は。目と〳〵見合て如此する也。

一數つかといふ子細之事。數をさす事有。はやおと矢によりて。さし樣なとちかふなり。口傳有之。

一的にうるしはきの矢を用事有とは。的の時。儀に雨なと降事有。其時射へきためなり。

一射手をせんするといふ事は。射手を餘多あつめて。其中によき射手をゑり出すを云事。

一的そろへと云事。射手の善惡を可見ために。大勢そろゑて射さするを云也。二ヶ條なから秘事也

一おと矢一発　云事　是ハ御前的の時の事也。五度弓のとき。九ッ射あてし時のこるおと矢。御免有といふ也。三度ゆみにも五ッあたりたる時のことなり。但弓太郎せきのうしろにかきりたることなり。弓太郎はあな

たより御免ある。せきのうしろはこなたより申て御めんあるなり。

一御的おんしやうといふこと。つゝ三ケ年。参勤十ケ年にてとり。おんしやうをかふふるなり。これをさんきんのつかれといふなり。

一人の弓を見て。よき弓とほむることはわろし。よきかちたち。よきむ(マヽ)弓。又はよき射手なとゝはいふへし。よき弓といふは。弓計の善悪のやうにきこゆるなり。

一弓の一力二力なとゝいふこと。これもむさといふましきことなり。何をさし、いかほとをさして。一力二力といふは。弓をけつるとき。木と竹のけつりくつを。手のうちににきりて。一はいあるを一ちから。手の内に二ツあるを二力といふなり。手の内にきりやうのこと。つよくもにきらす。又よはくもにきらす。よきほとに一はいあるをいふなり。これにて一力よわくなり。二力よはくなりたるといふなり。

一二人はり。三人はりといふ事は有へし。四人はり。五人はりとなといふことあるましきなり。其故は弓一張に左様に大勢とりつかぬものなり。一人して弦をかけ。二人弓に取付たるこれ三人はりなり。二人にては一人して弦をかけ。一人弓をおす。これ二人はりなり。また木なとのくるいてはりにくきは。又かく別の儀なり。

一口とるへきやうの事。主貴人のめすときは。ひつてたちきゝにとりそえてとるへし。平人の乗るとき。ひつて計をよこになるやうにまてにとるへし。これものくときは。年(マヽ)をつま(きイ)て退へし。

一鞍。くつは。一くちといふ也。

一あふミ。しりかいは。一かけ二かけなとゝ

いふなり。
一きつつけ馬はたのくつ。しほてなとの類は。いく口の分と云なり。
一むちをうてにぬき入て持事。犬追物の時と。かりの時とならてハなき事なり。人の前にて馬なとに乗時は。うてにぬき入て持事有へからす。とつかに緒をとりそへてもつへし。
一むちの緒をゆいかけの有事。犬射むちに有物也。
一むちの長さの事。常に持は三尺計可然。犬射むちは一寸の取やう有て。なかき物なり。みしかくむちのさき。鐙の中へは入てわろき物なり。
一むちに用木の事。くま柳本也。但此木なまれ成もの也。略儀にはくみの木にてもするなり。布をきせて黒くぬるなり。
一とつかのかはの事。むらさきかわ本也。但略儀に常にせめむちなとには。ふすへかわ又は黒かわなとにてもするなり。緒のかわ。とつかのかわと別々の皮にてせぬ也。いつれも同かわにてすへし。おもてかわ。しやうふかわなとにてせぬものなり。
一何むちにてもあれ。とつかわ有か本也。去なからそれも略儀に常々せむるむちなとには。緒計しても乗也。努々はれかましき時は持へからす。
一竹の根のむちの事。是も長さは同し物也。去なからふしを半に切る。左様に長さの定りたるはなき間。竹の根の鞭は。少の長さみしかさは有へき也。くるしからす。ふしを半にすると云も。とつかの内はのけての事也。但とつかなくて。略儀に緒計有むちならは　そふふしを半にすへき也。とつか

のぬいめは。竹の根のひの通りに有へし。その通にをのあなをもあくへし。塗鞭もくけめの通に緒の穴あるへし。
一とつかの長さ六寸計。緒の長さむすひめの内四寸程にすれは。大略の手はいる物也。緒のくけめうちの方へ成様に可結。
一射手の立所高下の事。一番弓太郎。二せきのまへ。三弓太郎のうしろ弓。四せきのうしろ是なり。
一大的のせいの事。五尺貳寸也。
一弓場のとをさ三十三つえにうちて。三十二にたつへし。
一丸物の的は。とをさ十一杖にうちて。十杖にたつへし。
一武具はいつれもたよりはしまる也。きかの事。是は定法なし。但むかしより定たる事も有へし。もの〳〵によるへし。

一かりことはにも。又只常にもしかと計は云かたし。かのしゝ。いの宿なとゝは。物かたりにもすへき也。但これも又事によるへし。めかとも。おほめかともいふ也。めかといへはとて。おかとはいはす。大おしかと云也
一幕　出入之事。いち上のは物見二ッ有。是を日月のと云也。此ものみのとをりの下より出入すへからす。その二ッの物見のとをりをよけて。眞中のとをり出入すへし。但その眞中のとをりに。主貴人なとの御いりあらは。その時はいつかたより出入しても不苦。それをかへり見す。物知かほに主貴人のきわをすりまわりて。むりにとをりありく事わろし。主貴人のなき時の事也。又まく一てうと云事は。二ッの事也。一つは方々と云也。一帖うつ時。その打違たる間をとをらぬもの也。此うちちかへ様の事。常

に人の物着たる様に。まくを打てより見て。遠めの分は左の方を先へ成様にうつへし。間なか計程しかるへし。

一出陣の時。馬のいはゐにきつけうの事。我が家を出て。一町之内なれはけうなり。いわキなくして可出。こゑを出したるも同事也。

一四季によりて賞する鳥の事。是も雉子の事也。春夏はめん鳥を賞すへし。秋冬はおん鳥を賞すへし。

一はさみ物。あたりはつれの事。たとひあたりて射ぬきたるとも。われねはあたりにならぬ也。しかる間。はたをきさむも。わらさむかため也。矢とり心得て。射ぬきたる矢をぬきさまにおしはりて。矢ぬくやうにとる物也。

一馬上へ弓を參らする時。左の方に堀川なとありてよられさる時の事。加樣の時は。右から成とも。何程に成とも出すへし。立かみの上をこして。弦を上へなして。左の手にて取よきやうに出すへし。是は法之外の儀也。

一矢代ふる時。貴人の御矢代可取樣の事。是は前に注す如く。一はんにふる時は。貴人の御矢を請取て。それを持て行て。そふの矢を取へし。若又矢代あまたはやうけ取たる所へ。御出あらは。其時は。餘人貴人の御矢持て來るへし。然時は惣の矢代を。根の方を的の方へなして下に置て。貴人の矢代を一ッうけ取て。扨下に置たる矢代に一にして。ませて持へし。いまたその跡にも。射手あまたあらは。その矢を請取へし。若なくは貴人其矢代を請取て。ませて前に注スことくふるへし。縦貴人の矢なり共。先にふり出すやうにする事わろし。ならは先に出るやうにしたるかよけれとも。ならん

をむりに。先にいり出す様にはせぬもの也。
一舟にて弓射る事。射かへさぬ物也。但是ハ一番の矢一つの事也。後々は何ほと射てもくるしからす。かへすと云事をいむゆへなり。
一軍陣ゑの弓。こしらへ様とて。別になし。常の塗弓を持へし。前に注スことく大略はしけ籐の弓を持へし。但それもゑひらおはすは。如何可有や。
一つるまきの事。是はゑひらに有物也。弦袋はうつほに有物也。つるまきはかたなのさやへいるやうにゑひらおせふ也。
一なにゝてもあれ。かちたちにて物を射る時は。右ゆかけ計さすかよし。その分にても。去なから前に注スことく。馬よりおりたつて。矢一ツ二ツなと射ん時は。左おも其儘置てもくるしからす。矢数あまた射へきとおもふ時は。左を取たるか能也。それも一ツ二ツ成とも。大事の矢を射ときは左を取へし。前様より弓を射へきとおもふ時は。勿論ゆかけをすへき事也。
一軍陣にてしやくの事。別條なし。但さらぬ様にたちまわりをすへし。くわへするも同事たるへし
一弓場にてしやくの事。是又別の事なし。主貴人あれは。その前へ出て。存事もことに成事なし。等輩はかりなれは。射手の前へ盃を持て来るを存計也。その内にも。少うやまふ人なとあれハ。敷皮よりおりてのむへし。又くわゆる事なとも。貴人の前計にてくわへへし。但事により時によるへし。
一軍陣にて昔状なとのたり次。又はなにゝても披露の事。別に替事なし。去なからよろつに心をつけへし。
一具足持て出る事。先是はかふとをわたかみ

の上に。よくおちぬ様にからみて。扨両方の袖をもよく常のごとくに。わたかみに付へし　袖のをなと。あけまきに付やう。又前の緒のとめやう有。口傳有之。しのひの緒留様以下に口傳有て。ちいさく外へ見へぬやうにとうたてして。其よこ木によくしのひの緒をとむへし。扨二人してかきて出る也。いむけの方を先へ成様にかきて出すへし。具足にかぎりて。客人の居所によりて。何共いたされぬもの也。かつてあしき時は。断を云て客の座をかへへし。前のごとく両人してかきて出て。客人の前に具足の前をむけて置也。かやうのもの出すときは。酒をくわへに立たる跡にて。持ていつるかよき也。扨具足を客の前に置て。亭主と禮のすみて。てうし(マヽ)を可出。銚子出て客人のまれ候とき。あとかき、人出て。具足を射むけの方の客人の方に成様に。そとへなをすへし。直し様の事。具足からひつのふたをおほふけにすゆる物成間。ふた共に順にいれるへし。両人してかきて出て。先かきたる者は。少かけまてのく。跡かきたる人。方わきに残りて。右のことくつとひねる也。扨客人のさかつきを亭主にても。又いつ方へ成共さしたるを見て。扨前のごとく両人しかきてもとるへし。帰るときもうしろの見へぬやうに。よこになりてかへるへし。

一具足を人の見んとあらは。持て出る事。當世の具足なとならは。わたかみをひつさけて見せ申へし。先前左右を見せ申なり。うしろは見んと所望ならは見すへし。さやうになくは。うしろハ見せぬもの也。若又からひつのふたなとに入テ。持て出るとも別の事なし。一人してもたれは。一人して持

へし。それにおもくて。もたれすハ。二人してもかきて出へし。こて。はいたて。ほうあて。わき引加様のるいをも。からひつのふたに皆すへて持て出すへし。是は當世の具足の事也。甲計を見せ申事。しのひの緒を左手に持て。甲の内ゑ左の手を入。右の手にては。しころを持てかぶとのおもての方を。人の方へなるやうに持て出る也。取廻て見せ申時も。具足と同事也。先そのまゝむかふ左右を見せ申也。是もうしろをと所望なければ。うしろは見せぬ也。持て出。下に置時も。むかふをおもてへなして置也。此時も。しのひの緒は。かふとの内に有へし。

一馬上へ何にてもあれ。或は扇子。鼻紙の類なと出す事。これも右より出すへし。左より出す事は。弓もしは鷹なとの事はしらす。大略右より出すへし。左より出ス物まれ也。

一鞭を馬上へ出す事。是も右ゟ出すへし。出し様之事。鞭の緒をとつかにとり添。右の手に先を我右のうしろへなして持てより。右の方。兩の手にて。とつかの方を。人のとることくに出すへし。若口とる人なき時は。むちを左の手に中程を持て。右の手にてハ右のかたの口をとりて。左の手にてとつかのかたを手にて出すへし。惣別鞭なと。主貴人に馬上差出す時は。馬のそはへふと持てゆけは。馬ふりよに驚くもの也間。馬にかくして。靜に持てより出すへし。庭乘なとの時ハ。是も進さまに。手をつきてのくへし。

一馬上と〳〵行あひて禮の事。たとひあひてむき成共。人によりて下馬勿論の事也。もし又。おりぬ程の人ならは。馬上にて禮をしてとをるへし。その時も。我ゟも賞翫の人ならは。道のよき方をとをし。我は道の

あしき方へよけてとをすへし。いつれもれらは人により。あひてによるへし同し道ならは。左をとをす様によけてとをるへし。

一矢つか巻と云事。かふら矢にかきりたる事也。よの矢になき事也。かふらより筈の方へ少のけて巻たるを。矢、かまきといふ也。

一木草の葉に當はつれの事。是はたゝあたりたるかあたり也。別條なし。

一かりまたのねたまきの事。かふらまき共云。ねた巻共云也、是らは又名所をかきたる物に委見ゆ、

一かりまた。けんしりこしに指て。腰よりぬき出してつかふこと別條なし。去なから。かやうの根は腰にさしてつかふ時は。よく心を付ねはあやうき有物也腰にさす時は蟇目のことく筈のたな端にさしたゝかよし、根の方なハさしにくき事あり。

一かりまた、けん尻たはさむ事。加様之様は。羽ゐ方を持物也。まとや又はひやうなとの類は。根の方を持もの也。

一うつほつけて白木の弓持事。はれかましき時は、ゆめ／＼有ましき事也。塗弓にて的射るは、縱してもこしらへ様にて射る事あれとも。うつほ付ては、白木持事有へからす。的の時のこしらへ様。前にあり。

一うつらにめをつくと云事。是は見付たる事を云なり（弓カ）

一二の矢といふ事。是は一つ射て則射るを。一の矢と云也、すこしあとうりうあらは。二の矢にてあるへからす。またいてと物かたりなとにもかたるへし。

一すかりまたと云事、かふらの有所にての事也、かふらのなき所にて、すかりまたと云事なき事也、云ましき事也。

し。人の方へ前と後方との見ゆるやうにすみかけておくへし。さて鐙をくらのしつわのとをりへ。是も両の手にてはとむねの方を。少すみかけて。鞍のなみにおしよせておくへし。是も鐙りさまには。いつかたへ成共おき。かたへまはりて歸るへし。惣別何にても人に如此様成物を出すには。あまり近くははなつきに置たるはわろし。下に置て少先へ押出様にすへし。

一かやうに人の出すを請取やうの事。先鞍を両の手にて。前輪としつわの何方成共。かつてのよき所を取て。逆に返して。我右のかたに前輪を先へ成様に置て。鐙を左の手にてした先にても。又はやないはにても。是も持よき所をとりて。我左の方におきて。扨まへ持て出たる如取て可歸。

一鞍はね計持て出様の事。是は両の手にて左右の居木を持。是も前輪を先へなして持て出る也。居木をは上の方よりしかとにきりたるかよきなり。下のかたよりはもたぬもの也。

一しほらの鞍持て出る事。左の手に前輪のもんのある方を先へなとして。わにくちの所へ手を入て持。しつわは紋の有方を。我か前のかたへなして。鞍のうちと〳〵を合て。いつれもわにくちを持て。右の手にてはゆき二つを一つにもちて出ること也。一つにうちかへて持時ハ。左を上へ成とも。右を上へ成共持よき様に持へし。さりなからゆきの先をさきへなして持へし。両方のゆきは。いつれも上のかたうへに成へし。扨人のまへに置様の事。先二ツのゆきを我か右の方に下に置て。先前輪を。人の右の方を上へなし。つゐの方を人の方へなしておき。その間ハ

たに又しつわを　もんの方かたを下へなして。うちを上へ成様に置て。ゆき二つをくらの両方にもおき。又我か右の方に二つなからならへても置也。ならへておく時は。いれ右を右に。左を左におくへし。此時もゆきのさきの方を先へなすへし。是もしはりたる鞍のことくおてして見れハ。少すらかふやうにおくへし。扨とりてかへるときも。持やうまへのことくたるへし。又請取ときは。先しつわより取。さて前輪を取。ゆきにさきか我か前へ成て有物。先さきをさきへ我右へ二ツなからとりなをして。前のこと〱二ツなからとり違て。持てのくへし。

一或ハ箱のふたなとにならへなとする時は。ゆきを両方にならへたるかよき也。前輪。しつわの置様。前のことく也。

一鞍計持て出る事。是も切付馬はた有時は。左の手を両方の馬はたの間へ。しつ輪の方ゟ入て。右の手にては。右の方の馬はた切付へかけて持て出る也。人の前におきやう見せやうまへのことし。

一あふみ持て出る事。左右の手にて両方のしたさきをもち。はとむねを先へなして出る也。但それゟもあふみを二つならへて。左右の人さしゆひたけたかゆひ二つを入て。左の手にてあふみのうちおそとかゝへて出るよし。人の前におきやうは。前のことくちとすみかけておくへし。

一くらをいたすに。前輪を我左へなして。左の手を前輪のすわまかたへ。右の手をしつわのすはま方へ入て。鞍をよこさまに持ても出ル也。扨人の前に置様ハ。いつそのことく也。但かやうに持たるよりは。まへに注す如持たるかよき也。去なから人のかや

うに持。不審有間。昔のする也。

一かい具之時に。くつわもそふる也。くつわは手綱を上へこひぼにてむすびて。さてはつなはまへわにかけて。くつわの下へさかる様にして置也。手綱のたくり様も。おもかいをもつて。先へ残りたる方のたつなは。我かまへゝとり。まへ成方をは先へやりて。さて小ひぼにてゆひたるかよき也。むなかひをは。くらの左へまわして。右のさかりたるわなへ入て。鞍へ打かけておき。尻かいをは前輪へ打かけて置也、腹帯をはよくたゝみて。うはしきをあけて。前輪との間に置也。腹帯はたゝみそう。[illegible]なし。

一輿の出し様の事。手綱おもかひなと有をは。前のことくひほにてゆひたる也。右の手に持はみをとり。左の手にすへて渡す也。もし又下に置く時も。加様に持て出て。そのまゝ下におく也。又手綱おもかいなくて。くつわ計の時は。左の手に両方のひつてと両方のたちきゝ。是四ツを持。これも左の手にはみをすへて出す也。下に置時は。前に注す如也。

一鞍置馬御目に懸る事。ひきて出様なと候。前に注すことく也。むかふはかいを見せ申也。然共。御覧せられんとあらは。はたゝ馬のことくお目にかけへし。

一馬よりおりて當世は手綱をむかいへこす人おほし。わろし。たとへ主貴人の馬なり共又は如何成人の前成共　おりては其まゝおきて退へし。目にたつもの。必手綱を前へこしてひく物也。但口とる人なくて。我と牽て帰るには。手綱を前へこしてひきて帰るへし

一つゝらきつ[illegible]け。[illegible]らむしろの事。いつれも

くるしからす。殊にひたゝれの時は。必つゝら切付たるへし。つゝら切付の時も、からむしろの時も、力皮はしろかるへし。去なからさらにしろきはわろし。くちなしたうすく用いて。ひきたるかよき也。はれの時は。なほ以て如此したるかよき也

一馬をよそよりひきて来るを請取に。當世いろ〳〵のわんせつ(マヽ)有。たゝまへに注スことく請取て。先手綱を前のことく取定めて。扱しさらして。主人の其場に居られたらは。其方へむかふを鞭むけて。扱右のわきへ少よりて居て。主人のかたを見て。やかてつきまわして歸るへし。若主人其場に居られねは。前のことくしさらかして。右の脇へよるに不及。頓てつきまわして歸るへし。手綱の取様以下前に注すことく也。

一青き尻懸から茶もへきなとの色を。當世皆人のする事也。又遁法師ならては、さのみもの也。はれの時はゆめ〳〵用へからす。殊更むらさきのいろなとには猶以すましきなり。

一鞦の内を黒くする事。是もなかひと同前也。但紋様なとにては。判官又は彈正少弼其弼なとゝ名を付ものにする也。彈正左衛門はせぬ也。去なから是もむらさきの尻懸をは。かけましき事也。浅黄。もへき。ちやなとの色はかけへし。

一鞍計うけ取事。前に注す如。逆にまわして。是も人の持て出たることく持てかへるへし。但人の持様ちかひたらは。それは各別也。たとひ逆持て出たるを。人の見てむさとしておくとも同をたるへし。

一鐙うけ取事。是も別條なし。はとむね我前へなりて可有間、これもひねりなをして。又はとむね先へ成様に持て歸るへし。但こ

一五方の口の事。まつさけめ。左の上すみ。右の上すみ。右の下かと。左の下すみ。これも五方の口。又五方とはあいくちなり。いつれも上すミの口はおれにくし。そのゆゑは。上すみの口をおれとも。縁のはみをすこし置ても引詰ことによりて。口かへりてつよくなるなり。されはよくのり心ミて。くちのつよからぬやうに。またよはらぬやうに乗へし。口のこゝろ得かんやうなり。いかに千万の手綱をしりても。こゝろ得ちかひけいこなけれはいらぬことになり。其くせなきものなり。よく〳〵つねにこゝろにかけへし。

一貴人と相手になりての事。矢代も相手かふるかけおも。あいてかとるなり。さてれうそくをはんふんにわけて。かいそいそはにあけは、それにもわたし。又貴人のまへにも。たかくつみても置なり。

一射手大勢にて四度五度も打かちにたつ事。主君にむき事也。諸事かるく奉行のこゝろにたつへし。四十人ならは。上矢とをり十人。その下矢とをり十人にのこりの射手かくのことくたつへし。五十人の時もおなし。但あと十人は上矢下や〳〵と前の三弓のことくなるへし。

一かけのとりやう之事。貴人なれはかけを持て行て。射手の前に置。等輩なれは人の前へとりに行也。右にはゆかけをさす間。左にて取て右の手へうつす也。摂右に注すことくよみはせて。大方半分にわけて。一分を人の前におき。一分とりてのくへし。

一籐はなしの弓二張三張も人につかはすへし。其こしらへやうとて別儀なし。縄にて二所も三所も。弓のなかなかを真やうにゆひて

出す也。縄のゆひめ。いつかたにありてもくるしからす。定る法なし。能やうにすへし。

一口に九ほんと云。是は上の上。上の中。上の下。中の上。中の中。中の下。下の上。下の中。下の下。是九ツ也。去なから加様にこまかに乗覚事。今はかり有かたし。しかれ共。まつ大かたか様に心得たるかよき也。

一こかけまわしと云乗様之事。すくにやかひつかへし〳〵同し跡へ乗を云也。なかまわしをほそなかく乗たるもの也。わろくのれはくひなへたかる物也。きつはなちもつよ(マヽ)くほくともさしたる馬をのれは。やわらく物也。きつはなちとは ほう見をいふ也。同くとらはかしらとくひとの間をいふ也。

一同加様之馬なとには。四方口と云手綱を可乗。四方くちとは馬を四角に乗て。其かと〳〵にて見じとおり〳〵乗は。きつはなちとほくともおれ。角の口も能おるゝ物也。左右のうちかたくちならは。それにしたかひこ如斯可乗。これはくちむきには一段と秘事にする乗やうなり。内藤流にも用也。

一かけおりといふ事は。かけいたして足をためさせすして。ひきおり〳〵左右へおり返し〳〵乗を云也。しりあしもよくきゝて能もの也。さりなから是も悪布のれは。かへりてくち悪敷成事有よし。よく心得てのるへし。

一すへおりと云事は。馬をかけ出してすへてかいおりて。又かけ出してすへており〳〵して。角のくちを引て。又かけ出すをいふ也。いつれも乗やう如斯替れとも。よく〳〵心をかけてのらねは。かへりて口わろく成物也。加様之事も稽古なけれはのられぬなり。

一つゝら折と云事。かけ出して山道のつゝらおりをのほることく。左右へみし／＼とおりてのためかたにかけおりを乘へし　これもきの口のつよき馬にのるへし。

一主貴人の前にて馬に可乘樣之事。先懷中鼻紙を取出し、座前なとにては。ゑんの下へかなめの方を入、鼻紙の上にすみかけて置へし、但見るやうに入て可置。常樣にあれとも。必すすみかけておかてかなわぬ事にもなし。見はからいて。あまりに手前にまのいらぬやうにしたるか能也。著たる袴長くは。前を兩方なからおしかひて乘へし。扨馬の右の方に居たらは。その儘よりて可乘　うしろの方にいたらは。それも右へよるへし。又馬の左の方にいたらは。うしろへまわりてよるへし。とかく馬と貴人との間をとをらぬ物也。若馬のかしらの方にいたり共。右へちかくはそのまゝよりて乘へし。さて口を取たるも。手綱をかけて置たらは。そのまゝのるへし。若いまた手綱をかけすしておきたらは。馬のそはへよりて手綱をかけさせて乘へし。若前輪まてはかゝらす。たつかみ（てカ）の邊にありとも。我とよりてかけて乘へし。但一段とつくる馬なとをしりたらは。手綱をは乘て後にかけさすへし。惣別に乘やうに。馬のそはに逗留の有事を嫌也。する／＼とよりて頓て乘へし。扨乘て鞍なをりさまに袴のもゝたちを前へ。右の手にて引出すへし。鞍なをりて後にひきいたせは。馬によりてさをいたす事有。乘樣には手綱前輪にかけて我前へ引。其手綱を前輪に取添て乘へし。能々鞍（腕アラン）を敷定て後。手綱を取定目をはなさすへし。

一手綱の取樣之事。右のたけか指と。くす

しゆひ二つに手つなのまかりをかけて。手の内を我前へ成様にして。手綱をとくしゝ(マヽ)め左の手にては。両方の手綱を持て。扨右之手を先へのへ。左の手もはなりて能程に手綱を取定へし。手つな長き時は。右のゆひにかけたるをはなたす。その儘わなにして持へし。若たつなみしかくは。右の指にかけたるをはなちて。手綱を取へし。馬あまり(マヽ)すきもせ手綱をひきるゝ事も有ましきならは。大指にかけすして。たつなを取たるもよし。去なからさるる(言アラン)心有さうならは。大指に懸へし。しやうとくはかけすして乗たるは。手の内も能もの也。しかれ共。初心の時はかけたるかよし。

一あいしらい之事。こゆひくすし指二ッにてつめゆるしをすへし。當流は大略こゆひをはつして乗人多し。當流に一段嫌ふ也。惣うてにてつめゆるしをする事。第一ひけうな事にする也。去なからことにより馬によりて。うて共にゆるす事も又有。前に注すことく一篇に定たる事わみし。馬によりて乗様替わるへし。然共うてにゆるす事は好ぬ也。

一手綱取てうてのかまへ之事(マヽ)をこうしの立たるもわろし。一文字にふしたるもわろし。すみかけて八文字に有様に手綱を持へしか様に持事は。たてたき時たて。ふせたき時ふすへきため也

一鐙踏様之事。こしりをはるひのゆひとそうとうのしゝにふんつけて。これは文字にふむへし。きひすおはこしりのすみへよせ。大ゆひと人さしゆひにて。あなはをつよくはさみて可乘。

一鞍かまへの事。くゝますそらす。ありのとは

たりにて。くらをよくしきて。ひさかしらより下こふらなきひすにて。馬をよくはさむへし。鞍の上はいかにも〳〵すくに成様に乗へし。かやうになければ。そりたき時そられす。又く〻みたきときく〻まれぬもの也。

一手綱の高さひききの事。きつきけみにあて〻其上にては。馬によりてたかくひきくも有へし。是も定めかたし。去なからいち上ハ大略乗ての乳のとをりなるへし。又いち下口は。しほての上をりよりはさかゝらぬなり。

一馬に乗ては。よく鞍なをりて。先貴人かたへ引むけて。少口をひらきて。二足三足程しさらかして。さて左へのり出すへし。去なから口をひ時。何としても。しさらぬ馬あるもの也。それをむりにしさらかさんとするもわろし。しさらかして見て。さらすは。そのまゝ乗可出。其しさらぬ口一段のよくもなくて。しやうしくしさる口のなくて。しさらぬ馬も有。是も定かたし。扨左へ乗出して三鐙可乗。さては座敷へひきむけて。おりんとする時。今少のれとあらは。其時は右へもいか様にも可乗。いつれも一はんには左へ乗出し。小路又はなかき馬場なとにてもおなし事成へし。

先主貴人の方へ引むけて。さて左へ引おりてのるへし。たとひなかくともわに乗心おなし事なるへし。なかき小路にて乗時は。先一はんにわみしかく乗たるかよきけ（マヽ）道のるへし。はしめに餘なかく〳〵と乗たるはわろし。先みしかく乗て。扨先おりんとする時。今少と所望の時はなかくも乗へし。かやうの事は。猶（一本猶在今置）きてんにて乗るへし。

一必かやうにいうちより外へ乗にてはなけれとも。かすふえぬまゝかくのことし。

庭乘之圖
斬

一四本かゝりの乘樣之事

春
斬

楊
柳
松
楓

夏
斬

楊
柳
馬
道
松
楓

秋
斬

柳
楊
松
楓

冬　斬

一みな松きつたてとて。竹をたてたるにはにては。そうをこめて前に注すことく三篇乗へし。それも今少とあらは。前のとくいか様に成共乗へし。

一鞍置馬にハ手綱をかけて乗へし。扨ておりても手綱をこさすともそのまゝおきてのくへし。のきさまに是も左右いつれ成共。近き方の手をつきて退へし。當世おりて後。手綱をこす人有。わろし。

一はたか馬に乗やうの事。先手綱をかけすして乗て後かけへし。おり様に先手綱をこして後おるゝ也。おりて歸りさまには。これも庭なとならは。手をつきてのくへし。乗掌の事。鞍置馬にいつれも替事なし。又洗鞍ならは手綱のさきをむすひて。こしにはさみて乗たるか能也　左様になけれは。手綱の先長くて下へひきつけて。馬のふむ事ありてわろし。

一たゝすな。くつぬき。たちはなゝとの木の有庭にて乗様之事。其の其方へひきむけて。扨後ハ常のことく乗へし。是乗やうのならい也。秘事也。

一軍陣にて乗様之事。初にもしさらかさす。後にもおりさまにもしさらかさすして。大將の方へひきむけておるゝ也。幾度乗ともおなし事也。

一りうこに乗事。目を引おり／＼のりたき馬

には。加様ニ乗たるかよき也。すみのおり所にて乗心よき所要也。引おりかへの折たる手を。やかてゆるすへし。其もゆるすに一段口傳有之。あらけなくゆるせは。口一段いたみてわるし。いたむ口なとにはつけてゆるすへし。よはき口には。おり所をいかにもきふにおらすして。まわしおりにして。口にすこし處とも。ちからの有とおもふ時。其くつわをゆるせはわろし。ちからのある時つけて引へし。此引様肝要の事也。一段つよき口なとをひき出る時なとも。ゆるす手の内にてたふんおるゝ也。然間。つめゆるしと云事を肝要にしたる也。

一片口成馬に乗様之事。いたむとよはきとにたる事にて。しれかねる物也。去なからまつゝ時に可心得事は。馬のつら右へゆかめは。くつわのはみを右へぬき。右ゝみを左に當て。右の手をたかく。左の手をさけて。馬のくひをおしなをすやうに乗へし。左へつらをゆかむる馬。これにてしるへし。同事成へし。但それも右へゆかむるつらの馬は。左の口にかゝみをあてゝ乗てきく馬も有。か様之事は前にしるすことく馬による事にて有間定めかたし。乗て見ねハしれぬ物也

一かやうし左にても右にても。はみを引ぬく事大事なり。左へはみをぬかんとおもふ時は。いかにも右の手綱をつよくして。いつこもなく左へぬくる様にのるへし。右へぬく時も是に同し。あしくはみをぬけは。馬ゐまわり。結句つらをむりにゆかめてあしきなり。とかく外手の手綱の心得かん要たるへし。

一存のあしかの庭乗の事。一段大事なり。一段にてたる時のならになきやうに。おなし

跡を乘か。しからすは一足も同し跡を乘す。何篇度とも。數の別にこゆる樣に成とも乘へし。輪に乘とも。又はなかくのるとも同心得也。

一はたか馬をひきて出て御目に懸る事。先たつなのまはりを右の手にとりて。左の手にては右のひつてを持て。手綱長ければ。兩方にわなをする也。若みしかければ。右の手にてまかりを持たる手を。其まゝわなにして。其手を則左のひつ手へ渡し引へし。若たつな長くて兩方にわなをする時は。右の手にてまかりを持たる手を。左の手にわなの出來る樣にして。扨右の手をそのまゝ前に注す如。左のひつてへうつして是もわなにしてひくへし。さて主人の前へひきて出。座敷のせうめんへ引むけて。むかふに立て。馬をしさらかして足をそろへさすへし。是も前に注す如くしさらす馬を。むりにしさらかす事わろし。二足三足程しさらかして。扨右の方へよりて座敷の躰を見る。扨馬の右の方を見せ申。此時は馬のむかふに立。馬をかねに立て見せ申也。しはらく御覽せらるゝ程置て。さて馬のうしろ。此時は一もんしにうしろは見せす。すこしすしかへて立て置て。やかて座敷の方へ引むけて。馬の左を見せ申。此時は又右のことくかねに立て。しはらく有て又むかふを見せ申て。扨はしめのことく馬の右の方へよりて。座布のていを見つくろいて引てかへるへし。何時も歸る時は。先へつきまはしてかへるへし。

一四本かゝりの事。四季の木をのそきて。繪圖のことく乘時は。一篇のりておりんとする時は。是も今少のれと所望たらは。後に惣の四本の木をこめて乘へし。所望なくは

一篇にて置へし。

一かけとまらぬ馬の事。いかにも〳〵よく手のうちおつよくして。かけてゆく内に。足をあくるときとめへし。あしの地につく時とむれは。落付たる足なる間。いまたかけてゆかてかなわぬもの也。留時つよく口にあたりて。いかにも〳〵たるみのなきやうに引へし。去なからひく計にては。とまらぬもの也。ひきてゆるし〳〵すへし。ゆるすときも。此時はあらけなくゆるしたるかよきなり。口に付てゆるすへからす。第一とむる時の秘事にする也。上口にてつよくひく時は。中の口か下口かへ。くつわを渡してとむへし。是はとまる口のつよきをしらぬ時の事也。中の口のつよく。下口つよき時も。是におなし。

一しやうとく上口にてひくとおもふ時は。かけ出す時より。下口か中の口かに。はみを引あてゝかけいたすへし。そのわく引口をかへてかけいたす也。是も秘事也。馬はそのつよき所へ引あてゝかけたかる物也。その口へはみのあたらぬ様に乗へし。

一かけやうの事。いかにも〳〵手綱のゆるまぬ様に前に引留て。くらをたてすして。け道の内より。そろ〳〵とはやめてかけ出すへし。きうにかはとかけ出せは。きれもし又はかけかねる事も有なり。但かけの内にもいよ〳〵手綱をゆとりのなき様に。口に引あひて乗へし。かけあしの内になをる事も可有。はくらうのあをるやうに。せはしく馳しおほくはあをらぬもの也。内いたるみさうなる時か。又は行内にもはやくなさんとおもふ時には。あらけなくつよく一つにても二つにてもあほるへし。又あをりた

一鞭をこしにさす様の事。前へよりたるも見にくし。うしろへよれは。ぬく時ぬきにくき間。三とをりにすくにさすへし。扨ぬく時は。むちと我身の間へ手をいれて。前へぬくへし。ぬく時もうてぬきをとつかに取添て持へし。

一馬に乗時は。むちをさしてのり。馬上にている時は。ぬきて持ておりさまに。又こしにさしておりて。やかてぬきたるかよきなり。

一馬上にてむち持時も。むち先のさかりたるもわろし。餘あかりたるもわろし。手綱持こぶしの八文字に成ほとにもては。鞭さきよきほと成へし。

一腰にさす時も。あまりむち先のあかりたるもわろし。餘さかれはぬきにくき物也。是も見てよき程にさすへし。はかまのうしろこしの帯にさしたるかよき也。

一馬を乗て行時。ついち又はへい。はしらなとに馬そふる有。其時はいつ方にてもそふ方の手綱を。へい。ついちはしらのやうなる物につゝはりて乗へし。何とつよくそふ共。馬よけて行もの也。一段よき手綱也。是を内藤流にはにすりと手綱の名をいふなり。

一此前に手綱のとり様。又は馬を御目にかくる時。手綱なかくは如此。みしかくは如此とかきたり。それは當流計の手綱にてのるにても。又ひくにてもなし。他流の手綱腹帯の長さなとの寸法もしらす。又は加賀のしほりの手綱なとに。事之外長みしか有間。如此書たる也。

一生だけかたな。

一はたけはら。

一つめうちつち同かたな。

一ばりひしやく。

一はつな。
一はつなさき。
一はゝかけの長さふとさ。
一はなねち。
一しかり杖。
一馬ふね。
一くし。
一うらほり。
一馬ひしやく。
一つめうち板。
一とちかねの大きさ。
いつれもかやうの物は、當流にこしらへ様。寸法以下定ル法なし。何とこしらへてもくるしからす。
一ほそ道橋なと乗へき様之事。如何にも鞍鐙たうかまへなとも。少もゆるまぬやうに乗へし。ゆかめはかならすふみおとす物也。

手を内をつよく。馬をひつすくひて乗へし。あぶみもかたひらきのなき様にふむへし。心のたるむ事をきらふ也。
一足入なとを乗時も、いかにも身をすくに。身をかろくうきたてゝ乗へし。手綱ともひつたて。惣別馬をうきたてのらねは、足ふかく入てわろし。いかにも〳〵すたゝ（マヽ）てゝ乗へし。但足入なとは第一。又馬によゝる物也。
一かけそはを乗事。岨の方をあふなかりて。山の方へ身をよすれは。上につりあひて。猶馬がけの方へよる物也。結句岨の方へかたふけは。馬かならす山のかたへよりたかる物なり。
一惣別かけを馬によくみすれは。大略いやかりて。かけの方えは行ぬもの也。
一鐙のふみやうの事。右へ輪を乗時、左のあぶみをふせてふみ。右の鐙をひらきてふむ

へし。左へ輪を乗時も。同かけを乗ときも。かけの方をつほみてふみ。山の方をひらきてふむへし。

一きふき所を上りめに乗事。鞍の前をしき。前輪へかゝり。手綱をひつたてゝ。馬をすくひ上るやうに乗へし。若坂とをくていきをいれは。馬をよこになしていきを入へし。おなしくはかけの方へひきむけて。いきをいれたるか能也。かりそめにものほりめになして。いきをいるゝ事は悪布也。但それも道せはくて。馬よこにならすは力不及。坂のきう成をのほる時は。只一人のれは力なし。若同道あらは。先をくつろけて。さきをすけて。きうに鞍手綱あふみをもみて。たるみのなきやうに乗上て。扨少休へし。

一下めを乗事。此ときは。如何にも鞍のうしろを敷て。しつわ□(にカ)て手綱をもつめてくり。足を敷て。おるゝ様にのるへし。餘つよく手綱をつめたるもわろし。能程に引つめて可乘。

一惣別乗り様にも。手綱のゆるまりたる。はかなかりて上りにくかる物也。これもよきほとに手綱をつめて。引たてて可乘。いつれも／＼加様の事は。よく／＼稽古せされは。乗得かたき事也。

一しやくつゐ之事。長さ四尺を尺とする也。されは四尺ある馬をはしやくと云。三尺九寸有をかへり一寸と云也。尺より上は。一寸。二寸。三寸。四き。五き。六き。七き。八寸九寸と云。此上五尺と云ふ也。今人のときなとゝいふ事はなき事也。

一遠き道を急きてゆかんとおもふ時は。息をいるゝ事も。又はいきあひをかふ事も。自由にならぬ時は。いきあひを衣に包て。くつわのはみにくゝり付てのるへし。第一秘事也。

一惣別あひしらひ之事。馬よりあひしらふ様に乗へし。乗てよりあひしらふ事わろし。去なから前に注すことく。それも馬によるへし。馬よりあひしらいする時は。如何にも手のうちをつよく持て。手本を定てはたらかぬやうにのれは。馬とあひしらふ物也。手の内よわけれは。馬よりはあひしらいにくき物也。いつれも手のさたまらぬ事を。比興成事にする也。去なから初心の程は。定りにくきもの也。

一馬をとはする心持之事。是も如何にも鞍中に乗居て。我身おもともにうきたつ心持をして乗へし。手綱もとに引あくる様に乗へし。むかひへとひ付て。大略馬もころひ落もする物也。落つくとおなし様に。鞍をも然としき。あふみをもつよくふん付へし。とはする時は。餘鐙をふみつけはせて。さなから鐙のうかぬやうにふむへし。ひらかせ一寸つほませて踏へし。とひさまに大略鞍はなるゝ物也。其時は轡のゆとりなきやふに引つめはせて。口にひきあてゝとはする也。是も常によく心かけねは。俄には乗にくき物也。

一よこうねを乗事大事也。この時はいかにも〳〵鐙手の内をつよく持て。よこさまに成。うねをとふ時。くら手の内鐙もさからぬ様に。馬の足をはこふに付てはこふ様に乗へし。一段乗にくき物也。たやすく乗人まれなるへし。

一上のつかゆる所をうつふく事。前輪の上にうつふけは。大略せなかをする物也。左へ成とも右へ成ともさかるへし。さかる時は。ふともゝ前輪のたかき程にて。ふともゝをする事まれ也。是は上計つかへて。はたによ

けいの有所にての事也。左様之ときは俄にはならぬ間。かね〳〵心にかけねは。時にあたりてあやまちをせてかなわぬものなり。

一惣別馬をせむるときは。主貴人所を。間をとをくかけて乗へし。あまり近くのれは。はねも上り。又は馬不慮にきれ。又はかけ出なとする間。其心得をして可乗。古實也。

一當世人のあまねく云と葉也。馬によきかん。かん過たるかん。はりたるかんはや道なとゝ云。中なか云ましき事なり。心よき共。又は能心とも一段氣かよきと成ともいふ事也。過馬といひてもくるしからす。

一きのなき馬をうち成きうちて又うちきなとゝいふ事。いつれも〳〵云ましき言葉也。かやうのものかたりにて。人のふく中よくしらるゝ物也。惣別人中にて雜談萬たしなむへき事也。

一鞍はたと云事。是もなき事也。馬はたと云也。

一あをくろといふ馬の毛之事。當世人あまねく言事也。青ならは青。くろならは黒とはかり云へし。よの毛は。かけかすけ。くりけかすけ。又あをむらくりけ。月毛。ふちなとゝいふはあれ共。青と黒とのましり毛は。くわしく見わけかたかるへし。さる間いはぬもの也。

一ひたいのしろき馬を。大しやくと當世云也。

一かうしらぬこと也。たゝひたいの(を)しろき馬といふへし。すこし丸くしろきおはきくひたいとは云也。右の大しやくと云をは。なかれひたいと云也。但それもひたいのしろきと云よりは。すきはせぬなり。

一どまり口とも。すはり口とも。いつれをい

ふてもくるしからす。昔よりこれは云傳たり。

一いか（マヽ）しする馬の事。心せきてむりに先へやらんとおもへは。なを行ぬもの也。いかにも心をしつめ。しり輪を敷。手綱にゆとりのなき様に引つめて。けつくしさらかして。しはらく乗出さすして。馬の出たかる共。いまたしさらかすへし。さてゆる〳〵と乗いたすへし。いかにも手綱をゆとりのなき様に。しめ付てのりて出すへし。乗出してのちおりをのるへし。まわす時も。手綱にゆとりのあれは。そのまゝたまる物也。然共又。一へんに定かたし。馬にもよるへし。

一まわし様の事。前に注すことく右へまわす時は。左へはみをぬき。如何に、外手綱の手綱をつめ。右の手綱をあまりつよくひかす。能程に引て。こしをもともによりてまはすへし。鐙をも右をはひらき。そとをはつほませふむへし。たゝまわすとき。是又同前。去なから手をたかく持てまはすも。ひきく持てまわすも。是も馬によるへし。内の手を又つよくひきてまわす事も可有。いつれもかやうにはあれとも。外手の手綱のつきてまわりてよはくてよき事は不可有。

一如此まわす時。はみをちかへてまわす事も有。又たへ〳〵と乗てゆく。其口をちかへすして。そのはみを其まゝあてゝまわす事も可有。とかく馬による事也。おり付てまわすは。口をのりおらんとおもふ馬なとは。そのおるへきとおもふ口にあてゝつよく引おるへし。又たすけむとおもふ口をゆるりと大輪にまわして。前に注すことくその内の少にても。ちからの有とおもふ所の口を。

そゝとゆるして乗つけへし。いつすへてきつとまわすと。おらす輪にまわすとのもよふあるへし。是もとかく馬によるへし。

一手綱腹帶の長さの事。手綱は七尺五寸計。腹帶は八尺計也。但はるひは馬によりてみじかき間。よき程に見はからいてすへし。常の手綱腹帶は。たかはかりの生にてしるへし。軍陣の手つな腹帶は。かねの定たるへし。

一染やうの事。手綱も腹帶も兩方のはしを。一尺計淺きにても。もへきにても地色にして。扨筋をほそく成とも ふとく成とも。このみ次第に付へし。去なからひきりやうすしとて二筋つゝ間をおきて所々に付る事は嫌也。是は人によるへし たて筋も付ましき事也。當世かきの色をする事。本色にはゆめゝすましき事也。淺きもしハもへきの中へよせてもすましき事也。殊に兩方のはしなとには。かつてすまじき事也。加樣に兩方のはしにすれは。地色に成間きらふ也。

一はたか馬と云は能也。去なからはたせ共いひはすれ共。同しくははたか馬と云かよき也。

一當世かみをきりたる馬を。やりほうしと皆人の云事也。中々いふましき事也。かみきりたる馬共。又はかゝみ共いふ也。すこしなかく成たるをは。こかゝみともいふ也。

一かみをはまくぬくといふ也。かみをおこすなとゝいふ人有。なかなかいふましき事也。

一くつをはうつ共。又はかくるともいふ也。取をはおこすといふ也。

一ちみちと今人のよくいふ言葉也。けみちといふへし。ちかんなとゝいふ事。なかなか

いはぬ言葉也。なき事也。

一當世かりまたを。たゝまたとはかり云事。おかしき事也。いふましき事也。

一鞍おき馬御目にかくる計ひきて出様已下。前に注すことくむかふ計見せ參らする物也。但それも御覽せられんとあらは。はたか馬のことく御目かけへし。

一馬の請取渡し之事。右に注すことくひきていたして居を。うけ取人。主貴人なとなれは。兩の手のわなを。其まゝもとなから。左の手より先へ出す也。もしそれより下の人ならは。左の手をは其まゝわなに持なから。右の手のわなおはははなして。手綱のまかり計を持て。しん躰をいんきんにして渡すへし。等輩ならは渡し様は同し事也。しんたいをちとふれいにして渡也。又我ひくわんうちのものなとにひきて居る馬を渡す時は。何と渡してもくるしからす。請取時もうちのものなとのひきて居るをは。何と請取てもくるしからす。惣別前に注す如く。何たる道具成共。内のものなとの方ゟ受取は。何とゝりても渡してもくるしからす。殊更主貴人の渡す時は。何方成とも出す所を。受取たるかよきなり。

一同受取へき様の事。主貴人の引て御入ある時は。馬と貴人の間へはいりて受取たるか能也。又それより少下の人の受取時は。まかりを出さる時。先右の手にて手綱のまかりを。左の手にては手綱の下をつたいて。右のひつてを取て。扨て引たる人のゝく時。前の如く左右の手にわなをして。前の如く引也。又等輩の時ハ。右の手にてまかりを取。左の手にて手綱を下より手をやりて。右のひつてを取て受取也。惣別受取時も渡

す時も。よく馬によくそひたるかよき。馬と人との間とをけれはふまれもし。又は馬あつかひにくき物也。引時にかきらす。乗に行時も。馬のかしらの方ゟ馬に添てより て乗たるかよき也。乗に行まゝに油斷して行間。きやうてんしたるか見苦敷なり。乘て其心を持。乘に行へきなり。

一馬を主人よりよそへひかせて行時。迎の人待出て受取は。こなたゟ待渡へし。馬屋の者受取は。馬屋のものに渡さすへし。いつれもあひてによるへし。

一五度弓。三度弓に。弓持數の事。五度弓の時は十張。三度弓の時は六張持たすへし。何れも張て持物也。同矢も六度弓の時は五手。三度弓の時は三手用意すへし。御所的の時は。矢筒くつわ馬の右。太刀敷皮は左に行なり。

一弓場に可立樣の事。御所的の時は公方樣ゟ次第を被仰出間。夫に隨也。常ハ（の脱カ）時は鬮をも取。其時の主貴人なと下知に依可立。

一うつほに矢指へき樣事。他流には四季に指樣替るなとゝ云。さら／＼當流に其儀なし。次第々々に身よりの方をあけて指へし。厂股の身よりの方を。かた／＼あけて可指。

一同矢數之事。七ツ九十一なり。七つのときは。先かり股貳ツ。丸根五ツ。九ツ之時は丸根七。かりまた二ツ。但丸根六ツにて。かりまた三ツもさす也。十一之時は。必丸根八ツ。かりまた三なり。さしやう口傳。

一うつほにかくる皮の事。から皮（マヽ）平人掛酌すへし。常とは猪鹿又はくまねつふあさらしなとのやうなる皮にてすへし。そふをもかわにてもし。又先計もかわにて。かまとのかたを。或はせい漆。或は赤漆なとに塗て

もくるしからす。大略ほそうつほはさきを猪のかわにて。かなとを青漆なとにする也。

一うつほうけ取渡しの事。むかしはかけ緒を二筋なから。こしにまとひて。左の手にて則緒をまとひたる所を持　右の手にしはつきをのせて。矢のこゝ左の膝をたてゝ出す也。但今程はかけ緒を左の手にまとひ。則左の手にてこしを持て。まへのことく渡すへし。いつれも先のかた我左へなして渡すへし。うけ取様の事。両の手を出して右の手にてわけたる緒にこしをとり添。左の手にてしはつきをとりて。やかてとりなをし。前人の持たるときのことくもちなをすへし。とりなをす時。あらくすれは緒ほとけて悪敷成也。よく／＼緒のわけたるところえ手を入て。心をつけてうけ取へし。

一馬上にてうつほの上にしどうさすへき事。数は三ッ。二ッ。一ッもさすへし。但宿老なとは一ッさしたるもよし。若き人なとは一ッさしたるはあまりいたりたるやう也。むちを身よりにさして。しとうをそとにさすへし。うつほのまん中に有やうにさすへし。三ッの時は。はや二ッ。又二ッの時ははやおとや。一ッの時ははやをさすへし。又しとうをさゝすしてむち計さす時は。それもむちをうつほの上に成様にさすへし。又しとうをうつほの上にさゝすして。うつほの内にさす事はなし。但略儀にはさも有へきか。

一うつほをは。つくる。とる。といふ也。

一うつほの身といふはそや也。但そやの時は。おつとりのふしをそろへて。うつほのみのときはそろゆる也。此ちかい計也。是によりて略儀にはふしをぬるにも。うつほのみ

の時は。すけふしを塗。そやの時はおつとりのふし計をぬるも有。但是は一段の略儀也。

一うつほハ一ツ二ツと云也。他流には一ほ二ほといふ也。かつてなき事也。

一うつほかり矢計出してなとゝ。物かたりにもする也。ゑひらよりはぬき出してと云也。

一しめをうつほの上にさす事はなし。但これも野山なとにてはれの時にてなくはくるしからす。御供なとの時は無用也。

一あつちといふは。的をたてゝ射る所を云也。又いはと云は。的を射るそうやうの埒をいふ也。當時はあつちを弓場といふ也。ゆみ〳〵いふましき事也。然間。あつちをはつくといふ。ゆみをはこしらゆるといふ也。

一矢じるしの事。羽中には三方にかく也。是は人も如此有へし。おつとりのふしの邊にかくは賞翫也。それか賞翫はすけふしの色にも出也。おつとりのふし。すけふしの邊にかく時ハ。はしり羽のとをり一方にはかり可書。惣別は名乘計かく物也。當世ハ國所主の名字くわん。其内の誰と我か名をかく。中々本式なき事也。

一小的の時。矢をふりやうの事。一はんには先こうしやおふる物也。後々はあたりたる人ふる物也。ふりやうの事。一番より我矢代をもちても出。又いちのちに知音の人して。とりよせてもふり候也。先あつ地を左の方に見て。少あつちの方へすちかひてむかひて居て。惣の矢代をつけ取て。もうはや射手なき時（マヽ）さてろくに的の方を左にして。よく居なをりて。矢代を能一つにして。さて惣の矢代を三度引わけ〳〵して。扨又一つにとりて。兩の手を下へおしさけて。

立さまに矢代をうしろへまわして。矢の篦の方を左の方の下へ成樣に持て。さて射手すくなき時は。少先へ出。大勢の射手の有時は。一段と先へ出て。矢二ッとりて出して。目のとをりに持て。的の方を一目。矢の方を一目見て。扱つくはいはせすして。腰をかゝめて。下矢をすくに。上矢をすしかへて置也。如此いくつ有共。次第々々におなし樣にふるなり。扱はてに矢一ッ餘からは。左の手にては根を持。右之手にては根の方より篦の方までなて下して。右の方にはすを持て。此時はつくはいて。兩の手にて下に一文字に置也。扨のく時は。手をつきてのくへし。右の手にても左の手にても。ちかき方の手をつきてのくへし。人數すくなき時は。上矢をすこしたてさまになるやうにふる。大勢の時は上矢をよこめになるやうにふるなり。

矢をかけ合せ見るといふ事。是は的矢なとのかたおものなきやうにとの事也。但大事の矢をは。むうしにかけぬもの也。もし／＼かくる事あらは。兩方の筈をよく／＼しめしてかけて見へし。ふしなとぬりたる矢をは。かけあわせぬかよきなり。

一矢ころ矢たけと云ふ事。むさと云ましき事也。我ふんさいによるもの成間。人の矢ころ矢たけをなにと知てはすへきや。わか矢たけわか矢比といふへき也。

一的矢之羽の事。當世鷹の羽。雉子の羽。またはからすの羽を付る事。ゆめ／＼あるへからす。眞羽を付へし。

一矢によりてしやうするふしの事。前に注すことくそやはおつとりのふし。うつほのみはすけ節。的矢は射つけのふし也。筈をつ

きたる矢は。羽中にふしを置物なり。
一矢つかなんそくといふ事。是もむさとは云ましき也。人の手に大小殊外有物也間。我か手なんそくといふへし。當世人のあまねく云事也。十三そく。十二束ひきてといふ。こくうなりいひ事也。おかしき事なり。
一的矢ませはきにする事。前にしるす如くゆめ〳〵有ましき事也。内々のけいこの時は。さも有へか。的矢にかきらす。よき矢をませはきにする事なき事也。
一矢ごらきにせぬものゝ事。鶉。うくひす。うさきなとをすましき也。鹿。すゝめなとを本に用へき事也。はうちやう又餌のくい様なとに、種々口傳在なり。
一かふら矢の音の事。ひいふつといきりてと云。はつしたる時は。ひすつとはつしてと云也。

一矢とりの矢音のひいしとゝもいふ。はつしたるときは右におなし。
一しめの矢音の事。しとうにおなし。
一かり股の矢音かふらにおなし。但はつしたるときは。ひやうすつとはつしたるといふ也。
一そやの矢音ひやうすはといてと云。はつしたる時は。ひやうすつとはつしてといふなり。
一的矢の矢音ひやうふしと云。はつしたる時ハ。右に同事也。
一矢のたるといふ事。かさかけ大的草鹿丸物以下のよこつなにあたりて。落るをいふ也。
一大的のくしはしろかるへし。丸物のくしは黑ぬり也。
一うつほの上にさすしとうの事。しとうをしろくしてとり入てまく。そのまきめを赤漆

にぬる也。篦はしらのたるへし。是も羽は眞羽をつくへし。

一丸物日記の事。別條なし。事と云字はなし。はしつくりに丸物射手と云へし。人の名の下に丸をして。はつれをくろむへし。大的の日記。又笠掛以下。はしつくりこそちかへ。つけ樣おなし事也。いつれも丸は矢數ほと有へし。

一かりまたからの事。白篦たるへし。羽は鷹の羽をはしりはとやり羽に付て。小羽にはやまとりの尾を付へし。

一大的のくしの有所にて小的射る事。くしをとりのけても射。又はそのまゝ置ても射るなり。

一はたぬきて射る鳥の事。鶉より上の大きなる物は。はたぬきて射る也。鶉よりちいさき鳥は。はたぬかて射る也。うつらははたぬかて射る也。

一常に人のわり合のからを云事なき事なり。ゆめ／＼いふましき事也。ませはきといふは。ませはきの内に三とり合て云事有。鷹の羽染羽なとにてはきたるを。三鳥あいといふ也。羽は何羽にてもあれ。三色の鳥の羽にてはきたるを。三鳥合と云也。

一常にしとうをいて。しめを射て。といふ事。人の云事也。しとふをもつて何を射て。しめをもつて何をいてといふへし。去なからとを矢なとをは射るともつはらいふ也。これはほん式にはなき也。

一かりと計いふは鹿の事也。當世人の鹿かりなとゝいふはいふましき事也。殘りは鶉かり。鳥狩。たぬきかり。狐狩なとゝ。その名を付て云也。狩と計云は鹿の事也。

一おりかけくしといふ事。草鹿丸物に用る事

也。くしなとなき時の事也。竹を用也。ふとさ長さは。本くしのごとくなり。たつくしの長さ。横くしの内のり以下本のくしに同し。兩方のすへを折かけて。まへのくしの末をハ。うしろのくしまてとをし。うしろのくしをは末を中程にてきるへし。前のくしの末をは前に置。うしろのくしのすへをはうしろにおきて。お繩にて三所ゆふ也。むすひめうしろの方に付へし。三卷まきて男むすひにして切へし。又繩目の下におもてへ見へぬ樣に。竹くきをさすへし。兩方の立くしのもとに。一寸計置てふしを置へし。是を折かけてくしといふ也。丸物草鹿笠懸には有。大的には有ましき也。本くしの寸法の事。横くし五尺計。但内のり四尺三寸計。立くし土より三尺七寸計。くしのふとさ口一寸四分計也。

一笠懸のくしの㕝。よこ六尺一寸計。但内のり五尺二寸計。立くし土より上四尺五寸計。くしのふとさ口一寸六分計也。

一的丸物草鹿は。はさみ物以下に射手大勢成とも。日記の付樣とて別に替事なし。

一五ツものと云は。大笠懸。小笠かけ。うちたち是也。

一三ツものと云は。大かさかけ。かちたち也。

一武田と當家ちかひの事。やふさめの時。矢のぬき出し樣。矢まはりニ在之。みくみの矢ゆかけの緒の留やう違よし也

一からと云矢の事。かりまたから。しめから。ひきめから。なとの類也。のこりはのゝ字を入て。けん尻のから。かふらのから。しとうのからなとゝ云なり。殊當世は何ともなくたゝからと計人ごとに云 中々おかしき事也。

一かすつかの寸法の事。まはり三尺計。高さ

一尺二寸計也。大的のとき弓立の方に。すなにこして二つ有もの也。うしろのかすつか一尺五寸。的の方へより。二ッの間弓杖一つ之にうつへし。

一人の矢を見るに別條なし。ふしなと塗たる矢なとは。つまよりなとする事。ゆめ〳〵有へからす。ふしなとにあらけなくあたらぬやうに。能々心をそへて見へし。ぬくいの成ともつまより事あるへからす。

一射る物によりて矢の替事勿論也。草鹿丸物ふり〳〵なとのやう成ものは。一手しとう。一手しめにて射るへし。大的小的ハまと矢也。魔えんの物なとの様成ものは。かふらにても。又はとかり矢にても射る也。犬追物。笠かけ。こ笠かけなとは　それ〳〵に蟇目有之。

一そやといふは。ゑひらにさす矢の事。此數は廿五廿六也。但このうちとかり矢二有へし。

一弓の本すへとはいへとも。本筈とはいはす。うら筈本筈といふ也。

一大的草鹿丸ものなとは。かくるといふ也。取をはあくるといふ也。又はずすとも云なり。

一小的はたつるといふなり。

一ゆはたけと云事。昔は小的のとをさ十八杖程也。去なから今はそれほとは遠き間。十七杖。十六杖程。そのほとらひをはからひて。ゆはたけと云へき也。

一弦を一筋二筋。或は五十筋百筋と云也。但なんちやうと。今人の云事いはれなし。去なからなんちやうと云へき。なんちやうの分と分の字を入て云へし。只なんちやうとはかりは云ましき事也。

一𠂋股は一ッ二ッと云也。是も當時一枚二枚と人毎に云。謂無事也。

一はやおとやと云事。內むきと外向と云にハちと間違有事あり。弓にはけて羽裏の前へ成たるを。甲矢としるへし。是を以て乙矢もしるゝなり。

一とうゆいと云事。本式に無物也。何とこしらへてもくるしからす。多かた大きさ。又ゆい所なとも。又は何にてもゆひてもくるしからす。

一馬をはかけまわせ。はしらかせなとゝ云也。かけ足共云也。

一馬ふせおこしの時。繩さはきの事。別にしやうとてはなし。とかくむすほふれぬやうに。繩の先なと馬にあたらぬやうに心かけてすへし。但是ははくらくのする事也。

一鐙かゝへやうの事。おさゆる共云。まつ乘て馬の側へ行を見て。鐙をおさゆる人も行也。あまり強くはしりよれは。ふと馬驚事有。あまりねりたるもわろし。乘人の鐙足をかけて乘時。鐙を押へへし。あまりつよく引ははかひなとのゆるまりたる時は。けつくたえ鞍を引かえらす事有。こなたへ引はせて。あなたへゆかぬ様にかゝゆるか能也。左の手にては。ちからかわの中程を持。右の手にてはかたくひを握りて。かしこまりはせて。腰ををかゝめて押えへし。馬によくそいて押えたるかよきなり。扨のきさまに我か居所に寄。左の手にても右の手にても。手をつきて退へし。若馬の右のかたに居たらは。馬のうしろへ廻りて押えへし。馬と座敷の間を通るへからす。

一□（原本闕ク）合てつくはい。前弓は數つかにとり打の邊を打掛てつくはい。うしろ弓はうら

はつのとゝく。とゝかさる程につくはいて。扨見合て足ふみをたかひにして見合射へし。

一足踏の事。前弓の足踏しるしかたし。かた足踏出す時は。右の足を少しよせ。左より踏出すへし。後弓も踏出す事はおなし。但引時。右の足を引へし。

一射はてゝかへるときの足の事。前弓は一段むつかしき足なり。かきのせかたし。うしろ弓前に注すことくなるへし。但是もかきたる計にては。合點ゆきかたし。口傳有之。かへる時も。前弓もうしろ弓も見合ておなし様に。時宜おしてかへるへし。

一的に三度の目つかいと云事は。はたをぬきかけて一度に。足をつかひて一度。扨射さるに見て射ると。これにて三度也。

一弦きれたる事。きれ所によるへし。上のつくりよりきれたらは。下にとふ物あり。うら筈のつる輪のこりたらは。しらぬかほにて足を引。土にてすりおとすへし。三度まてすりて。それに落すは。その儘しらぬ顔にて置へし。若又うら筈の方なくは。左の手にとり弓に添て歸るへし。弦のきれ足本にあらは。矢をも取添。なかくはうけて持へし。扨座へかへりて。はり替を取て射へし。但はやの時ならは。座へかへらすはりかへを取て。おと矢を射へし。

一弓のおるゝ事。弓杖につかるゝ程ならは。弓杖につくへし。もしつかれぬほとにこまかにおれたらは。かたを入て。（以下原本闕ク）

一（原本闕ク）右の手を。鐙にそとかけてのるへし。つくはひもせす。たゝこしをかゝめて。手をかけて乘へし。扨おりて後。又主人の被乘候事有へし。其時は鐙の内をもはらひ

てのすへし。さりなからそれも時によるへし。主貴人はやのらるゝを。それを又おしのけて。むりに鐙をはらふもなにと哉覽。物しり顔にてわろし。乘にゆかるゝ時も。間なと有。時宜もよくはとの事也。加樣の儀は萬事おりにしたかふへし。

一ふくろふ。みゝつく。鳥。とひなとの羽を矢に付る事なき事也。當世こし矢おとゝ哉覽。ちうやと哉覽のるいは。せいのかきりにあらす。

一的のときはく沓も。左よりはき。ぬく時もひたりを先とすへし。馬上にはくくつもおなし事也。

一こあかりの座。あらさともいふ事は。御所的の射手の次第を被仰出を待て居る座をいふ也。

一しきの座といふは。右の次第定りて射に。同時つく座をいふ也。

一同とき。扇子たゝふ紙を可置樣の事。敷皮の右のすみに置也。しきかわの下をもちあけて。あふきの半分ほと見ゆるやうにおし入ておくへし。前弓うしろ弓同前也。

一かすつかへよるへきやうの事。弓矢をとりて。前弓は前の數つかえよりうしろの射手はうしろの數つかえよりて目を見えはり替持て來り。そこねたる弓を渡しはり替を取へし。はり替の下よりそんしたる弓を取てかへるへし。

一かひそひはりかへ持て出る事。弓を右の手にうら筈を先へなし。弦を下へなし。にきりより一尺計上を持て。ひつさけて射手の左の方へより。右のひさをつき。弓を左へ取渡し。うら筈を我か左の方へなし。弦を上へなし。右の手にてひたゝれにても。す

わうにても袖もあけてはりかへを出す。射手も心得て袖をあくる。扨そこねたる弓を右のとくはり替の下より右の手にて請取て。左へまはりかへるへし。但まわり樣は所によるへし。

一的矢自然風にも吹おられ。又筈なとかけ板つきぬくる事も有へし。此時はかた〳〵は取替ぬもの也。一手なから取替へし。但はやを射て後ならは。おと矢計取替へし。少はのきれ又は何にてもすこしのそこね樣によりて。見ぬかほにているも。ときによりてよし。

一いたつきゆかけに留る事有へし。是も前に注すとく大かたならは。そのまゝいへし。

一しきかわの事。鹿のかわたるへし。秋二毛とてほしの所々有かよし。なかさ三尺計。廣さ二尺餘見はからひてよきほとにすへし。但二尺三寸も可然。去なから御的の時は。我とたゝみ候間。少ちいさくしたるかよき也。裏は布也。しろくすへし。ふせぬいにすへし。

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫以同本幷同大學圖書館本校合畢

續群書類從卷第六百七十一

武家部十七

矢代之記

一矢代に神頭の身ト云事。神頭の内に細ク似合たる根を神頭の内に作はめて持也。自然の時神頭をぬきても亦ぬかすとも射也。大秘事也。指矢代の事。征矢を矢代にする也。武用事にする也。又居なから我矢を見知る也。指矢代を出事。我身を卑下する心也。根を出せばいんぎんの義。神頭を出せハ理運の儀也。

一矢代に神頭なき時は。びやうなとを出し候義も可有之。

一矢代神頭とは中間敷也。秖神頭を矢代に出すと云也。

一矢代持て出て神頭を先へなし。我か右の方の手ニ而引提て持て出。矢代の所に神頭を的に向て置へし。又其所に矢代振る人あらは。左右の手にて渡す也。

一矢代振る事。先貴人の御前に參り御矢を取、振る所に畏り。餘の矢代を待也。扨貴人の矢能覺へ後に上矢にふる也。

一射手の面々一人宛持て來らん時。ふる人の

右の手にて下手に取。左の手へ取渡して矢代皆々濟候はゝ。ひとつに取合つき揃。三度計押ませ。左の手の下を右にてさか手に取。うしろに廻し。後にて左の手へ取渡し。右の手にて二つ宛取出して。下矢はすくに神頭の方を的の方へなして置也。上矢少すちかへて上にふる也。

一矢代ちかへ様の事。下矢のはきゝはより六寸置て上矢を置也。上矢は神頭の方八寸置也。打重る也。又下矢ト上矢の神頭の間は八寸也。

一落の矢代候はゝ。立なから片手にて置て矢代の惣の矢次を見るやうにして。我か居る座に歸る也。歸道に貴人なと御座候はゝ。手を突罷通也。貴人なくは其儘通るへし。

一落の矢代を提なとして。左右の手にて持。的の方を見て置人は。大きにあやまり也。其儘置事也。

一矢代振る時取落事。此時は其儘右の手ニ而取。後へまはし取添てふる也。

一矢代ふる時。我か矢は下矢におくべき也。

一矢代振る時。貴人の矢程上におくなり。

一矢代の數は三ヲ嫌ふ也。人に遣もきらふ事也。

一風吹の矢代は。振る内に四くみより上は皆

矢代を取て振直すへし。
一風吹の時。矢代二組三組吹散したるは皆ふり渡し。弓立（ユヅチ）の方へまはりてはすをとらへて。其儘上矢に直すへし。
一犬の時。矢代ふると中間敷也。引目ふると云へし。
一射手小勢の時は。矢代をならへて一つ宛ふるへし。持様振様常のことし。

図

一富士なりの矢代の事。矢代百も二百も有時置様有。是は勝定院殿御代。應永三年圖的射させらる時に。奉公衆こと〳〵く仕らるゝ時。前小笠原加様に置れ候由。無上秘事也。富士成と是をいふ也。

射手
早矢

図

是ハ多数の時如斯也。縦ハ十人立。動木に四十人有時如斯也。扨兄矢の人ハ十人動木ニ付。十人ハ動木の弓太郎より躰拜を始る時。次第ニ脇に付たる人迄はらりとする也。弓太郎矢をはめ候時。動木より脇まではらりと矢をはむる也。動木に付たる人ハ。兄

矢も弟矢も如常射候、射取候て如常座敷になをる也。其時脇に直る人立あかり。弓に矢をはめなから妻手にはおと矢を持。我かむねに手を懸てはらりとなをる也。其時弓太郎よりいつものごとく射候也。弓太郎の人。初の動木に付時は。此一人ははめたる矢をはつして。弓の外竹に取添て常に取渡時のごとく持罷出候。

一矢代多候而。一じゆんに餘り候はゝ。下より三分一計殘して。一番の矢代の前に振るへし。一番の矢代は上矢一度。下矢一度也。後の矢代は上矢下矢一度に射る也。是を三弓立といふなり。

上矢下矢　上矢下矢　上矢下矢　上矢下矢　上矢下矢　上矢下矢

上矢下矢　上矢下矢　上矢下矢

一矢代取さまに一度にうたれ候はすは。右の手ニ而筈の本はきの邊を持。左の手にて射付のふしの上を持。羽先を少あけて持。矢代のかみに筈の方を弓立の方になして直に置へし。

一多人數の矢代あはせ申事。左のうてに羽の下おつとりの邊を持せじゆんにあはせ候なり。

一矢代振る時。貴人矢代を持。御出候ハゝ畏りて我持たる矢代下に置。筈を弓立の方へなして置。常のごとく取て下ニ置キ。取上合候也。

一さか羽うち様の事。上矢ハ如常うつへし。
但一手矢の時は羽中をうつへし。
一下矢のさか羽打様。上矢を如前上へのけて下矢を如常打て。上矢を上へ直すべし。同一手矢の時ハ如前上矢をのけて下矢にならべて打へし。上矢も下矢も一手の時ハ言葉吉。
一射當テ。さか羽うつへき様ハ。上矢に立時ハ射當テあらは皆肩を入式躰をして。射當つる人は其儘座敷へ歸る時。當たる人は的の方へ向て弓持なから畏て。かた矢射當たらは何とも不言してつか羽うつ也。初振て置たることくニ。程らいハ一手射當たらハ。人の聞様に一手仕たると云て打也。片矢も一手も打様は同ことく。人すくなくハ一度に立時ハ上矢に立て射當たる共。まきれさる間さか羽うたす共也。

一此打様ハ我か下矢に御主にても亦我よりも上手の人にてもあれ。一組ニ成て上矢の時相手たらは加様に打へし。上矢の事にて有間。下矢の上に矢にもたせす。直クにならへてさか羽に打也。是も一手仕たると云て打也。片矢の時ハ何とも不云打也。

下矢 上矢　下矢 上矢　下矢 上矢

下矢 上矢　下矢 上矢　下矢 上矢

一矢代ト云時ハ打と云。くしと云時ハふると

云へき也。

一人多キ時ハ三弓立たちても射る也。さか羽打様むつかしきもの也。人數三十人計あらハ矢代廿人はかりならへてふりて。扨又一組矢代置程間を置て。十人の分をならへてふる。人數三十人にハかきらす。二弓立にちとせはき様に有ハ。如何程成共三分二計ヲ一番にならへてふりて後。三分一をハ兩人しては振へからす。矢をは一度に取て三分二計を振て。扨先一ッ間をおきてふる也。三弓立に立様ハ三度に立テ射る也。三番ニ三分一ふりたる矢代も。上矢下矢一度に立也。三十人計人數あらは一度に十人計宛三度に立て射る也。

上下　上下　上下　上下　上下　上下　上下　上下
矢矢　矢矢　矢矢　矢矢　矢矢　矢矢　矢矢　矢矢

図

一下矢の人一手矢あらは。上矢共にかへすへし。

一三弓立の時ハ。一手矢有時ハ我矢計かへすべし。（頭注）射手方聞書に六。一手矢したる時。相手の矢迄さか羽ニ打事いはれなき事也。若其人ゐあてたらは。何をさか矢に打へきぞやと。

一一組ツヽふる内にも。後には次第に的の方へしさらかして振る也。扨亦ふりなをす時ハ初ふりおさめたる方より。上矢下矢一組宛手に取て。一番のことくに幾度ふるともつき揃ておしまはしてふるへし。又的南にあらん時。西に向て出て矢代ふりに立時ハ。

一番に振たる方より取てもふるべし。一組つゝふる内におきても。上にをく矢をはなして弓たをしして。弓のうら弭にかゝらぬ程に間を置て振るへし。矢代いかほどもあれ如此ふるへし。すちかへて上に置は一番に立ッ矢也。大勢ならは上矢計立而。下矢ハ又一度に後に立へし。人すくなくは一組〳〵ならひて立也。矢一ッあまりたらはまつすぐに置也。

一九足七足五足の足ふみの事別紙にしるす。

一立あかりねぶり矢代とて有。別紙にしるす也。

以宮内省圖書寮本謄寫校合畢

圓物之事　上田越前守

一夫丸物ハ遠笠懸の風情を以て。初心の人に矢所をしらせんが爲也。然間矢の沙汰に於て黒の子細なし。他家にはいかなる矢の沙汰ありといふとも。當家にはさのみさたすべき事なし。

一丸物を三度弓に射る時の次第の事。御的のごとくなるべし。三番三度。弓の射手の人數は六人。弓太郎あるへし。立所も御的の如く成るべし。たいはいも相かはる事なし。矢は一手じんどうなりといへども。是を知人なし。又知と云ともたやすく用る事あるべからす。矢のこしらへやうは。神頭の本などに付ても最秘の大事なる上。常に用意しては侍若人なるべし。一手四目又神頭一手にて可射くじ的のごとくにも射る也。又七所勝負にも可射。人數は不可定常に心に

任せて人數以下相調べきか。五度弓の時は二度め計うしろより可射。

一圓物のあづちの遠さ十一杖に打て。十枚に可立。あづちと串とのあはひハ矢だけより少しちかし。

矢取之立所

一丸物の法量の事。丸物の勢八寸。れんせんの白シ一寸。矢たまを四寸。ちのなかさゆひ二ツふせ。よこ串五尺。內のり四尺三寸立。串土より上三尺七寸。土に入分一尺二寸計。串のふとさ口一寸。檜木にてすべし。丸かるべし。扨黒くぬるべし。土に入分八角なるべし。

一あつちの高サ三尺九寸。横四尺八寸。兩の脇ひろさ三尺五寸宛也。上のよこは六寸計つくべし。あまりにはすれはあづちのなりわろし。大かた此分にて見て能樣ニ可拵。

一的の內。あづちのきはより的の大事なるべし。繩に當たるの矢なと用事努々不可有。矢のあかたへも落たれば。それを以前かいふとふれたといふなり。

一丸物の懸樣の事。的をけのふたに置て持て

可懸。出様は的をうつふせておきて。扱繩をまとのうらにかけて可置。的をかくるときはおけのふたをは取て。兩手にてかゝへてつなぐべし。後のつなをよくつなきて後に。的をいたきをこして。前のつなをつなかせて前後の的をよく中ニおきてつよく引はりていたきおこして。上のつなをつなくとき引はりてつなぐべし。かくてこそ下六寸になりてよく繩もはりぬれ。上のつなは前後の繩つなくまでは分てかゝへて可持。繩は三あはせのあさきの小さしなわ也。こんに染べし。何も的つなく繩を可取。かゝへたる人は分て持計也。

一丸物革布(布革イ)の事。革布(布革イ)は四ツ(四幅イ)のなり。色は淺黄可爲。上をはかまのすその如く縫て。其くゝりの內より横串を指入べし。下をもくゝり縫にして。細なわを引通して其繩のあまりを布革のくしに二まとひまとひて。其あまりを的かけたる串に二まとひして結留べし。なわのふとさは。的かけ繩のふとさ程成べし。革布(布革イ)の上の縫めより八寸さけてとち革可有。其革は弓袋のとぢ革の樣にして。三所に可有。串をは竹にてすべし。同は根ほり竹を可用。串は的串四尺六寸。內のり四尺二寸。立くし土より三尺六寸。土に入ぶん一尺二寸。ふとさ口一寸二分計。革布(布革イ)の有丸物をばかちかさかけと可云也。圖のなり如此。七所に勝負之的可執。串は竹にてけつるべし。うちをは少丸くして。黑ぬるべし。つゝはくし的同圖の長サ同前也。

右此壹卷小笠原播磨守元長相傳之寫也
天正二年七月吉日　上田越前守貞詮
以宮內省圖書寮本謄寫校合畢

挾物之記

一はさみ物いわれの事。故實は小笠懸の的に板をはさみて射たるより初る物也。年頭の弓始にも又勝負にもいる也。はさみ物射初る時代もいつより共なし。

一はさみ物あつちの遠さの事さたまらすとわいへとも。六杖七杖程に立へき也。的場なとの時はあつちによせて立へし。其時は弓立をよりて射る心也。路次等にては山のきは也とゐや（本ノマヽ）岸なとをもうけ立へし。弓杖にて遠さをうちてなりとも不然は見計ても立へし。

一大的の串。草鹿丸物のくし立てある時にはさみ物を立候は。其立たる串の通りの中に立へし。不然はあつちによせて立へし。これ草の葉いつれも同じ事也。

一はさみ物串の事。永さ一尺二寸計。はさみきわ一寸計。口五分計。土とはさみきはの間六寸計に立へし。はさみきわをかうよりにて。二重まはしかめくゝりにうらにてとめてきる也。丸くひの木にてけつるへし。おもてになる方をかへしてとく也。物によりてわりはさむやうかわるへし。立候時わ。別のくゐにてうちて。其あなへ立へし。板の時は必木のくしたるへし。山野路次なとにて俄の時は。竹にてもくるしからす。竹の時は生つきたるやうに本を下になし候也。是もはさみきはをかうよりにてゆひて。さきをはおもてをみしかくきる也。所によりはさみ物くし替候事なし。たとひ木と竹とは時により用候事かわるへし。何時もなにゝよらす。串とはさみ物のあひ土との間は六寸也。

一はさみ物とハ方四寸の板本也。ひの木まさたるへし。うすくへきてかんなめなしに。

其まゝへきたるまゝにてはさむ也。おもてへ見へぬやうに。板めのかたにうらきりめをつけ候也。かやうに立候也。

あたりはつれの事。まつ中にあたりても。われてのかさるハはつれ也。われてとひ候へは勿論。われて少かゝるはあたりならす。又はさみたるくしの板のうちにあたりたるハ。あたりなりとれも板われてのかすははつれ也。板われたるハあたり也。ゆひめより下ハ串にあなりてもはつれ也。板われたりともはさみきわより下にあたりたらははつれ也。

四半といふ事ハ。方四寸のはさみ物を四ツ一ツにして立也。然ハ二寸四方の心也。

一はさみ物射る弓の叓。的射る時の弓たるへし。自然路次なとにては。俄の時ハぬり弓にしらつるをかけても射る也。

一はさみ物射る矢の叓。四目又はしとうたるへし。

一はさみ物射るやうゆかけの叓。ひほの叓かちたち萬まとの時にかわるへからす。

一はなかみ立やうの叓。

一はなかみはあたりたる跡なきは。まつ中にあたりてもはつれ也。それによりしとうに土を付射る共いふ也。故實也。やふれ候へは勿論。串よりはつれておちたりとも。やめなくははつれ也。

一かしはの葉。其外物の葉を立候やう早やう

なり。葉の表を射る方へなす物也。

又草木の葉にても。大なるをハ木のかた
をつめて葉をみしかくしてはさむ也。

一あわひのから。其外貝のからはさみ立やう
なり。

かいのうちを射るやうに立候也。串
を少のけてたわめまむきになるやう
に立へし。

貝の類いつれも如此立也

一立て射間敷かいの事。ほたてかい。いたや
かいなとはたつへからす。ほたて貝をいた
やかいと云歟。

一草木の花をはかやうに立へし。
こなたより射へし。花のりんを一ッはさむへし。

一花にも櫻花なとハ立ましき也。あたりみへ
す。

一草木の葉にも。桐の葉。松のは。杉の葉立
へからす。桐の葉ハ御紋なる故に立す。又
松杉葉はあたりみへす。其故に立す。

一其座中にある人のかたきぬ。すわふの紋に
つきたる草木のはをも立ましきと也。殊に
賞翫の人の紋共に付候ハ。尚以可斟酌。

一路次なとにて木草の葉を自然に枝や又其ま
ゝ花にても葉にても。其枝に其まゝきりつ
けて立候事其ねらふへき葉也共花成共。一
ッ殘して。其外のをは皆きりすて立候事も
あり。其時も其ねらひ候葉よりも。下土の

間六寸ほと計に切て立へし。

一いもの葉をはさみて立候叓も。花のことく串をたつにわりてくきをはさむ也。はさき下へなるへし。畠なとにあるをねらい候時。まはりのいものはをきりのけて。たゝ一ツねらひになり。

一沓を立叓。かやうに立へき也。

うらを射るやうに立也。串を立にわる也。左の方へ立ゝなり。

うらのふたを射る

かやうに立候時ハ。うちへわらなとを入て。串二ツにてつつはつてたつる也。もなを地につけて立へし。二ツのくしハ両方へわきへひらく也。上下へと心得ハわろし。

一くつにはあたりたにせハあたりなり。

一あしなかの立やうかやうに立候へし。

あしなかにうらを射るやうに立る也。串をたつにわりてはなをゝむさむ也。はなを下へなすへし。

一あしなかに二様あり。貴人の御あしなか立ぬ物也。又貴人游候時。我あしなか立ぬもの也。

一あふきもうちはも立ぬ叓。

一むち。かうかひ。こかたな。其外武具の類立ましき也。

一はさみ物あたりはつれの叓。板にはあたりてもわれされハはつれ。はなかみはやふれすに跡もなきは中にあたりてもはつれ也。其外はあたりてたにあらはあたりになるへし。

一年頭なとに。三度弓に射候時ハ。板をも三度なから立かへ候也。但やことそのかすに度々立かへ候也　三度弓ならは六まい用意して立へし。いつれも風なと吹わり候かへのために七八まいも用意すへし。串ハ同くしにて立替候也。但くしもそこねたらは取かへて立へし。

一はさみ物立かへ候やうの㕝。板はかりはさみかへ候時は。こなたよりも板を一つもちてよりて。串より前にもちて行たる板を右にもちてはさまれ候板をうしろへはつし。右にもちたるを右より入かゆる也。前よりも引はさむへし。又皆射わりてとひ落なとしたる時は。先あたらしきを前より引はさみて。後にわれを取歸るへし。板を立かへ候者ハ。うしろにゐてうしろより出すへし。

一板に矢を射かけてあらは。矢取心得て板を矢にておしわりとるへし。

一年頭にははさみ物。三度弓に射候㕝。ひとり役也。ゑほしすわふはかま也。敷皮にて座にも着候㕝なしか日きもなし。矢取かいそひつねの如し。ゑほしすわふ也。鎌やなとの紙は御的同前なり。銀鍔也。拜領のやうも御的の時のことし。

一はさみ物かきの㕝。勝負に射る時は付候也。勝負にはは射㕝候得共。小的なとのことくかけに射る事なし。若勝負に射る共。度かすを定たらは日きは有へし。よのつねの時も勝負の時はかやうに日きあるへし。

挾物射手

桑太
○○○○○
○○○○○

略儀ならははしかきの下にかやうに年號月日書へし挟物射手天三六廿之略義也。直ニ書時ハおくに年號月日

一くたりに書也引合を一ま

中兵○○○○い立に書候也折て其裏なし

○○○○年頭なとに御所様にて射候

時は日記なし

年號月日

常はさみ物射候時ハ射手いくつかひ

共不定。又立ならひて射るとも主次

第也。小的なとの如くしたるへし。

一御的の事、御近代にハ惠林院殿様御代始正

月十六日又御年頭十七日也。御満弓太郎十

九歳也。其後ハ御挾物也、はさみ物を年頭殿

中にて射候時ハ。はしめハ彼中に祗候まて

御出之時　射手縣中門へ出、そこにて肩盤

帯をかひとめにわたしても、ゆかけをさして

弓矢をもて出、其まゝ弓立によりて、紐を

おさめてにて射て射はて、あしを引、其

紐をむすひ。御ゑんへあかりし　祿を被下候

時立よりてなして、弓持ての事なれハ。い

たゝかす押領まて縣出中。縣中門の外にて

弓矢祿をも渡しゆかけを取渡して。又御前

へ出御盃なといたゝく也。

一ふせ鳥の事、臥鳥ハ雛子の事也、

一臥鳥射る弓箭の事。弓はさたまらす。矢は

雛子をはうつほのみかりまたにてもそやに

てゝ射へし、うつらならは四目かしとうに

て射へし。

一ふせ鳥射やうの事。きしならはかたぬきを

して。鳥を弓手に見てまいてふせて可射な

り。うつらならハかたぬきはすましき也。

鳥をまわす時は矢につかゐて廻也

一おとりあとり二なからふせたる時は。春夏

の間めんとりより射へし。秋冬ならはおん

とりを可射也。然ともはやたち出候へは、

先いつれにても立出しを射へき也

一臥鳥矢ところの事。はしを射さけ。又ハ尾

を射さくへしといへ共。はや飛立なんとせは。それに不及也。
一うつらきじを見付たるをは。肉をついたるといふ也。
一ふせて射る物ハ。きしとうつらまてなり。
一うつらをは。かたぬきせすふせて射へし。四目しとうなとにて射へき也。
一雲雀射様の事。別儀なし。かたぬきハせすしてしめしとうなとにて射へし。
一鳥射る時。かたぬきのたてわきはうつらよりも上。大なる鳥にはかたぬきて可射也。うつらよりもくたりの小鳥ならは。かたぬくへからす。
一地にある鳥の事。ねらいより射るまてなり。小鳥ならハかたぬくへからす。
一木鳥の射様の事。よこに見て射へし。小鳥ならはしめしとうなとにて射へき也。馬上の時は弓手へ見て。右手へ引てよかり射る也。馬上かちにはよらす。とかく木鳥にはかにむくへし。
一木鳥射様の事またさる儀なし。[illegible]には鳥の木に入たる時弓を引て。よりまちてあかるところを射ると也。鳥さかりてかたぬき弓を射返すへし
一主人木と鳥を被射候時。鳥と矢を取参事。矢のはすをさきへなしの中のへんを右に持。鳥のかしらのかたをさきへなし。矢のを上になし。左の手にすゑもちて参るへし。矢目なくは鳥のむねを上になし。もち参るへし。矢目なきとて矢目なとつけ候共有へからす。鳥いまた死せぬ事あらはねしころして。矢にそへて可参候也。主人高くに取られは。もちてまいりたるまゝにて両方もちなからさけ申へし。

是をほしと云。或はりの白き所をハ連錢とと
云也。大方笠懸の的のことし。的の裏板に
三所に乳を付て綱を通す也。
一的綱ハ白青黒三色の布を三くりの綱にし
て、三筋用る也、笠懸の的の如し。又紅な
る糸の四組なるをも用る也
一的串の事、横串五尺、但竪串を立たる時は
内のり四尺三寸也。竪串土より上三尺七寸
也。串のふとさ口一寸四歩。又ハ五歩。又
云串のふとさ五寸五分廻り也、式の丸物は
八寸と串也。大的の串ハ白かるへし　木地
の色也。丸物笠懸の串ハ黒ぬりたる也。何
れも木ハ檜の木本也。日記には何木を本と
するとハなけれとも、昔より用付たる也。
一丸物の串。竹を折懸て用る事もあり。前の
串をハ上へなして通すへし。後の串をは下
になして中にて切也。扨綱端にて三所結也。

一丸物大的草鹿なとの的ハかくると云也。取
をはあくると云也。又はつす共云也。小的は
さみ物なとは立ると云也。
一丸物懸へき事、築地と串との間より持て出
へし、心の内に目あてかひて下に置、左の
手にておさへ。右にてうしろの串に付。扨
前の串　付け、扨上をつるすへし。はつす
時ハ前の串より後たとき、扨上をとくへし。
懸時下四寸也。
一布皮の事、笠懸丸物。草鹿。大的なとにあ
る也、的串より一杖。又ハ半杖後へのけて。
竹にて串をして立る也。串の内のり長サ以
下本串の如し。布皮ハ昔ハ五幅にて有し也。
少幅せハしとて串頭より六幅に成たる也。
色ハ淺黄たるへし。長サハくしのたけたる
へし。上をハ縫めの中へ横くしの入樣にす
る也。すそハ内へぬひかへし。五所に菊と

も黒革にてすへし。大的の布革に同し。

一射手出立ハ烏ほしひたゝれ。又ハ素襖に小袴を着し。かた〳〵ゆかけをさすへし。大的に同し。

一弓ハ白木本式也。赤うるしは矢すりかふら籐をつかひたりとも白つるをかけられハ、丸物草鹿はさみ物。射手にくるしからす。但略儀也。

一矢ハ一手四目。又は一手神頭にて射る也。草鹿丸物ふり〳〵皆同し変也。

一一手神頭こしらへ様。ひいら木にて作るへし。長サ二寸はかり。二所巻て糸の見へぬ様にうるしにて黒ぬるへし。篦はさハ篦たるへし。又ハのこひ篦にもするふしかけをとりぬるへし。筈ハふし筈也　こしまきうるしためへし。羽は眞羽たるへしはきめハうるしはき也。黒くぬる也。但こき栗色也。

一一手四目こしらへ様。長一寸五分計りひいら木にて作り。目を四ッあくへし。又目三ッにもする也。是は略儀也。目の上頭篦口貝上三所ふし、糸にて巻て。まきめのみへぬ様に地をしてうう色を取て黒くぬる。又きうにこしらゆる時ハ、あかうるしにぬりて巻めはかり地をして黒くぬる也。是ハ略儀也。かふらはふしかけをとりてぬるへし。羽は眞羽うるしはき也。筈はつのにてもする也

一ゆかけの緒とめ様。草鹿。丸物。其外かちたちは皆大的の時に同し変なり。

一神頭の矢音を語るには。ひいしとゝあてゝと云へし。亦ひやうしとゝも云へし。はつしたるをはひいすつとはつしてと云へし。四目の矢音も同し変也。

一丸物の日記の事。大的なとに替る事なし。但端作に丸物射手と書へし。大的のやうに射手変と事の字を付さる也。人の名の下に丸をしてはつれを黒むへし。大的の日記。笠懸以下。端作こそ違へ。付様ハ同し事なり。何も丸は矢数程有へし。

一丸物。草鹿。はさみ物以下に。射手大勢成共。日記の付様とて別にかわる事なし。

一小的なとは面平なる物にて。矢もいたつきにて射るにより。端にあたりても矢は立也。丸物ハ丸き玉のことくふくれたる物にて。矢も一手四目。一手神頭にて射るは。端にあたりたる矢は必すへりてなくれる也。星にあたりたる矢はなくれる事なし。あたりはつれ明に見ゆる也。是丸物の主意也。

一丸物をしうむると云事。引合なとにて包て射る事あり。是ハ鏃をおしむ時の事也。

一丸物のあたりはつれの事。笠懸の矢沙汰と同事なるへし。沙汰する時は二の立串に。弓の弦に添て。大の時十文字の横點のことく裏弓を渡して。矢の筈にても神頭の方にても懸りたらハ能矢也。不然ハわろき矢也。此外矢の沙汰の事ハ。笠懸の矢沙汰に同し。笠懸の書に記す間爰には略之。又草鹿の矢沙汰も同し事なり。

一大的。草鹿。丸物を。歩立の三ツ物と云也。

武州ミミの事

一ふら〱も丸物に同しくして。尚ちいさき物也。こしらへ様丸物にかはらす。徑三寸四寸の間也。綱は一筋を両の乳に引通して。左右の両柱の串に結ひて的をつるしてをく也。稽古ハ弓力つよき也。的に矢あたる時は的はねかへりて。綱ハ串をまとふに。其まとひ様の多くあるを賞翫する也。別成手

細なし、弓勢をへらでゝ至也。是ハ矢口丸
物に同じ

草鹿の事

一草鹿の始たしかならず。建久二年八月廿日。
鎌倉右大臣實朝生れ給し時、時政家御産所に
渡り給ひて。父母叢書の射手等をめし、草
鹿の勝負ありし也。其時の日記に見へたれ
は。はや其比既にありし事也、其始に尚そ
れよりも以前の事にてありしなるへし。
一草鹿と名付る事ハ。夏野の草の中に立たる
鹿を射る心也。されは的の鹿の形も。足を
ハ作らぬ也、足は草にかくれて見へさる心
也。草鹿射る事狩の爲也。
一草鹿の的は鹿の頭をもたけたる形を。檜の
木の板にて作り。是を裏板となし。牛の白
革を表に張りて。革と板との間に綿を入て
ふくらかし。まはりを縫ひ合する也。胴の
眞中に矢あての星あり、其外に大小の星を
書く。星は皆白く色とり殘して。惣體は栗
色にぬる也。鹿の頭は弓手へむくへし。唯弓
手にあふかことし。
一草鹿の惣長一尺八寸、廣さ七寸計。頭の長七
寸五分。面の長三寸五分。矢あての星徑四
寸かねの圓也、廻りの星八ッ。此星ハ大成
へし。前後四ッ宛也、其外に又前後四ッゝ
星あり、是は小シ、背通りの星七ッ。是も
小シ。矢あての星の外の星。大小合て廿三
也、裏板に乳を四ッ付る、乳の間五寸計、綱
を二筋胸の方にてすちかへに打ちかへ。四
の乳に通して串に結付る事也。同所也。
一綱の事、黒白青三色の布を三くりの縄にす
る丸物の如し。
一草鹿の的串。并布皮等丸物に同し。
一草鹿の前間の事丸物に同し。又或書に。鎌

倉右大將家富士の御狩の時。すかゝる弓手の物に射はつし給ひて。小笠原次郎に尋ね給ひしかは。馬と鹿とのさくりを打てゐるに。何れも十一枝そありける。是はいける鹿也。今の稽古は死せる物なれはとて九枝半になされしなり。本説ハ十一枝也。云々。

一草鹿射る弓矢の事。丸物に同し。

一草鹿矢沙汰の事丸物に同し。

一草鹿日記の事丸物のことし。但端作草鹿射手事と書へし。此外の事とも丸物の所に委記す略之。

草鹿之圖。

鹿之足ヲ作ラス事ハ草ノ中ニ鹿立テ足ハ見サル心也サレハ草鹿ト云草ヲ東テ鹿ヲ作ル事ニハ[illegible]ラメ

草鹿も圓物も勝負に射る事もあり。たゝ射る事もあり。勝負の時ハ矢沙汰あり。弓ハ白木也。若シナクハソハ白木ヲ用。弦ハ白弦。矢ハ一手シントツ一手四目ヲ用ユ。マル物フリ〳〵同之。

法量物云。乳ハ背通リノアハヒ五寸。横サマニハウラノ乳ノヤウニシテ二所引トホスヘシ。

圓物之圖

ムキ玉ヲ二ツニ割タル如ナル形ナリ。サレハ圓物ト云。

的ノ裏

乳ヲ引トヲシコヽニテ結留ヲク。ウラ板ノハショリヲヲ通シタル所マデ一寸八分ハカリ。

的ノフクレタル形。

乳

武利之図

的フリ〳〵ト廻シテ横串ヲマトフユヘフリ〳〵ト云文字ノ義ニカヽハル事ナシ。

串 圓物同

ツチ 圓物同

的コシラヘ圓物如シ

的下六寸

的径三寸向也

的ウラノ方

乳二ツ

ツナヲ端ヘ引トヲシテ此所ニテムスヒ留ル黒皮ヲワナシテ付ルマルモノヽコトシ

草鹿曲物フリ〳〵三品共ニ的ノ後ニハ同皮ヲ立ル也。式ノ的ノコトシ。布皮ノ後ニハアツテヲ[illegible]。

續群書類從卷第六百七十二

武家部十八

岡本記

一ひとてしんとうにていゐる物の事。まつはは
さみもいくさしし以下なり。又ことのかけ
候へは。まるもののふり／＼なとをもいへし。
口傳あり。
一ひとてしめにていゐる物の事。まる物ふり
／＼なとなり。口傳あり。
一しゝのつゐこいちさきの方の事。あめさす
つのといふ也。一段のひじ也。
一馬の上へゆみまいらする事。ゆみ右にもち
て。しゆ人の左へまはりて。さてつるを上
へなして。にきりの上を左にてもち。右に
てにきりの下をとりて。しゆ人ににきりと
らせ申樣にいたすへし。なを口傳にあり。
一こからめの馬といふ事は。こからと申鳥の
めににたる馬の事也。かしめなとにてはな
し。
一矢にはかぬ羽の事は。とひふくろふにはと
り。ゐをさき以下なり。たいし口傳あり。
奥にも猶書也。
一ふせとりいやうの事。ゆみもちなから。ひ

たりへまはし。まわし〳〵かたぬき〳〵まはして。まはし〳〵矢をつかふて。つかひ〳〵ひきて。ひき〳〵まはし〳〵。そのまゝたちとまるあしにて。鳥のよことりになりたる時。右のはたゝみをいる也。又おのかたかしらのかたよりいる事もあるへし。當流にかくのことく兩やうあり。まつはちし之倫はよことりと云々。その外ははしをいさきおゝいさくとなり。又人のまはすに。口合てといふ事あり。そのきにおよはす。たゝゆんてへまはして可然となり。その故は。めてへまはり。もとるとき。しせん鳥たてはいにくき也。條々口傳これあり。

一そてしるしのつけやうの事。一のいたに。うらのかたに。みところのおゝおひすることくにむすふ也。いつれもけをかけて。うらへ引とをす也。猶口傳あり。

一川をわたすあふみの事は。かこあふみとて。かねにてかうしのことくしたるあふみの事也。

一しちく（紫竹）のむちの事は。公方様の御さゝ候むちの事也。ひせつなり。

一むらさきのむちの事は。このしちくのむちの事なり。まことにひし也。

一馬上にて兩方れいの事。ゆんてと〳〵とをあはするやうによくへし。條々口傳あり。

一くんちんにて。人に太刀。かたなほうひに出し候とも。たゝつねのきにおなし。口傳あり

一とかり矢と申は。わたくりににたるねの事也。なをさつて口傳これあり。

一ふんとりかうみやうといふ事は。そのくひのひとりのふんを。一人してとりたるを。ふ

んとりかうみやうと申也。然はくそく以下こと〳〵くとりたるを申なり。いまとき人ののとは。わきつめ以下とりて。くびをはゑとらて。ふんとりなとゝ申事おかしき也。

一もしくびなとてきのこふ事あるへし。その時ハ。いくかにいつくへいてあひ候へと申合て。陣僧又は。そのほかさしてもなきものにもたせて。つかはし候までなり。別にやうはなし。しんたいの手はたしなとにする事。ゆめ〳〵あるへからす。猶口傳在之。

一くんちんにて。つかはぬかみの事。ひきあわせ也。これひくといふみやうせんのきらいての事也。ひじと云々。

一おしかけと申はわるし。おもかいと申へし。

一馬のたてたるを見る事。一はんにむかふ。二はんに右。三はんにうしろ。四はんに又左。五はんにはか[illegible]。その[illegible]ゝ馬の馬屋につなけたるは[illegible]うこ[illegible]なり。右を見るめに[illegible]うしろを[illegible]ゝ見へし。これたゝ馬ひいて人に見する次第を心へ候事也。

一ひきめ一ぞくとは。廿の事也。

一ひきめ一こしとは。四ツの事也。

一ひきめからすかり候はすは。たゝ一そくの分と申也。

一同から廿ありとも。これも一そくの分たるへし。たゝ一そくと申は。ひきめからすかりての事也。第一の口傳也。

一同一こしもから。すかり候はては申かたく候。

一くんちんにて。とりさかなの事。のしこぶあるいはかつほ以下を。ひら〳〵とけつりていたすへし。これについて條々口傳あり。

一同はさみいたしやうの事。中をはさむへか

らす。まわりよりれん〳〵にはさみていた
すへし。第一のかくこ條々口傳あり。
一矢ころといふ事は。その人々にあるへし。
わか心にも物をはいはつすましきと。存ほ
とのを矢ころと申也。然はこひやうつよ弓
にも。この矢ころかはるへし。一段の口傳
に小笠原元長はりまどの被仰事也。
一たゝふかみたてゝある時。あたりたるをは
善惡そのまゝひきちらしてすてへし。然は
くしなとをもおりてすてへし。第一の口傳
也。しる人すくなし。心すへし。
同はつれたるをはとり候はんするとも。又
はこれもすて候はんするとも。これはぬし
のまゝたるへし。まことに子細しる人すく
なし。ひすへし。
一惣してたゝふかみたつる時は。おほきとて
のくゝる事なし。又すくなきとてそゆる事な
し。折たるをそのまゝたつるまてなり。別
而の口傳ひすべし。
一具足にほめ所あるといふは。あけまきの
事也。あけまきをほむれは。はや具足おしつ
けを見せたるといふ心をきらひて。さてあ
け巻をはほめす。おなしいとにて候へは。
ひしぬひそてのおゝほめて最可然事也。と
しつのやうにて候へとも。かくのごとくか
くてかんよふ也。ひせつ也。
一惣してくひをもとれ。又は手をもおへかし。
たゝたにんのほむるには。御高名と申へし。
かくのことくほめてなんなし。たゝしなを
口傳あり。
一ぐんぢんにて。まくのたゝみやうの事は。
もとよりまくもとからまくをはとれとも。
ひやうふたゝむやうに。そとへまつおりは
しめて。そのまゝゆきもとり〳〵。かすもな

く折て。さてしたかゝまくりあけて。さて手にて中をくる／＼とまき。つんかひてをくべし。但口傳條々あり。

一同常にまくとりをく時は。まつもとのかたをときて。さてするもときて。もとするひとつにあはせて。おもてと／＼あふ。さてそのまゝかすもなく。ひた物おりてゆきて。まへにかくことく。又うへ＼おりあけ、ふたつの手をもちてくる／＼とまきて。おしかいてをくへし。猶口傳在之。

一くんちんにて馬をお目にかくる事。一はんにむかふ。二はんに右。三左。さて又おもてを御めにかけへし。いつれもひきいたす。すゝむあしにて御目にかけ。そのまゝ左へおしまはして。いるゝ也。猶口傳條々これあり。

一からさん人に。しやくしてのまする事。道具をとりたらは。わか刀をよくとむへし。供めしうとにとられしため也。一段のかくこ也。

一くひをならへておく事。北へむけておくへし。これくひそろへのときの事也。一段のかくこひすへし。なをてう／＼くてんあり。

一てきにとりこめられて。きつていつる方の事。南へきつていてへし。心てう／＼口傳あり。

一あをのと中條事は。ほんきにあらす。たゝしさいくのいけうなり。

一うつほにひけしろなとかけへし。

一ひつしきかけておく事。きたにしへむかへて。かけてをくへからす。

一うつほをも北西へむかへて。かけておく事は。ゆめ／＼あるましき事也。

一まくのいたしやうは。まくのすそのかたを

人のかたへなして右の右方をよく右にもち。左の手にすけて。いつれも手をおしかひたる方を上へなして。いたすへし。第一のかくこ也。知人なし。

一同うけとりやうとて。さしてへちにかわる儀なし。たゝそのまゝうけとるへし。

一馬上にても手をいたして禮をする人有。をかしき事也。馬上にて手をいたして禮をする儀は。ゆめ〳〵なし。

一勢ひやうのためしは。まつ三間まなかおきて。たゝみを一てうよこにたてゝ。さてあひたを又一けんつゝおきて。二てうたてゝ。さて人にしやするに。かは[illegible]ぬく[illegible]る事。勢ひやうの儀也。一たんの儀しる人なし

一つよ弓と申事は。ゆみはつよけれとも。ものゝぬきぬぬを申事也

一つよ弓せいひやうと申事は。弓もつよくて。物もよくぬく事也。かやうにかわる儀なり。

一馬を貴人のまへにてひくへき事。しきしやうの時は。ららうちのひたゝれにてひくへし。又はこすあふにてもひくへし也。ひたゝれの色の事は。さたまらさる事によりて。しろきひたゝれを用るこもあるへし。ゑほしかけをし。ひたゝれのそはをたか〳〵とこしにかひて。可引也。たつなをさして。とねり二人してひきいたしたらは。一馬をひきて請取て。たつなをとらせて。一人してひきて見せ申へし。左の手にて。右の水付をとりて。ほうみにさし付。右の手にてたつなのまかりを輪にとりて引へし。馬かしらむきし[illegible]に[illegible]たり、ひきあひのき手にそはゝ口にあたりて。ひきすゑへし。

のけ引てしさらは。右の手にてかたたつなにまかりをとりて。さしゆるして口にあたりてしつめてとり。よりて引へし。

一馬にたつなをさして。二人してひきていつる時。たつなのはしをかうきはに打かけて。頸の下にてむすび。くつわの左のくわんにとをして。ひくなり。たつなとりてひくものは。れいしきのことく。馬の右のかたへたちそひひく也。たつなとりたるものは。左の手をさし出して。たなわをとり。右の手にてたなはのするを。なかくは輪にまとひてとりて。馬にむかひてひく也。此時はたなはとりたる人は下手也。たつな取たる人は上手也。又かうきはにたなはを引かけすして。くつわの左のくわんにむすひ付ても引なり。貴人の前へ引時。たなわをとらせて。かならす二人して可引事也。

一たなわの事うちませ本也。しろくろあさき三色たるへし。此時はぬのにてするなり。又おゝそめて色々に色をする事畧儀也。但白きたつなはくろきたなはを用きたる子細あり。しろくするときはぬのを用へし。

一馬をうけ取時は。馬と貴人とのあひをとをるへからす。馬のうしろをまはりてよるへし。さて引手の右のかたへさしよせて。轡の右の水付と。左の手たなはのまかりを。左右の手をさし出して一度にとるへし。又貴人ひきたらは。引手のうしろよりよりて。馬と引手とのあひよりうけとるへきなり。

一馬を貴人にのする時は。馬を引てひつたてたる人には。そのまゝ馬をひかへさせて。餘人に馬の左へよりて　右の手にてたつなをくらつほにかけて。左の手にてはおもかひにても。むなかひにてもとりて。右の手

にてあふみをおさへてのする也。
一同一人してひかへたる時のするには、馬の左へたちそひて。左の水付をおもかひに、左の手にてとりそへて。右の手にてたつなをくらつほにかけて。左のあふみを。右の手にておして乗なり。
一主のまへにて庭のりする時。ぬしの馬にてもわたくしの馬にても。くらもわたくしのなりともくつをはくへからす。すあしにて乗へし。
一同此儀を小笠原宗信備前守申されしは、公方様の御馬をせむる時も。わかくらにては、くつをはきてせむる也。たとへわか馬なりとも。ぬしのくらをおきてはすあしにて可乗也。但備前にて御らんせらるゝ時のるには、無別義をはくへからす。馬をせめかゝりたる所へ、御出ありたりとも。ここにてはくつをぬくへからす。皆々色々に申されし事なれとも、公方様には此分定なり。
一主の馬をしらの庭にてのるとも。ぬし見物なき時は。わたくしのくらならは、くつをはきて可乗。のるなかはに、ぬしいてゝ見物あらは。馬よりおりて。くつをぬきて。又のるへし。
一ぬしの馬にても。わたくしの馬にても。ぬしのくらをおきてのる時は。かけにても沓をはくへからす。
一主のくらをおきたる馬に乗時は。あふみに少手をかけて乗也。
一鞍をく馬にのる時は。むかしは沓。むかはき。むち。押かけをいたして乗ける也。当世は左様の事なし。ひとへあらは。たゝう紙をとりいたし。鞘をぬき。たゝう紙の上にをき、いつくにもをきて。むちをこしに

さして。はかまのそはをこしにかひ。さしよりて。なにとなき様にて。はらおびを[illegible]こかして見るに。よはくはしめさすへし又水付をとりて見て。よきほとに。つめゆるしをして。さてたつなをかけさせて。右のたつなをは。前輪の右の手かたにとるそへ。左の手にては。尻輪をおさへ。あふみをふみて乗へし。くらなをらは。たつなをかひくりて。はかまのまちをまへゝ引いたし。たつなをとりて。定て一そく折をして。馬の心をしへめよといへり。一[illegible]持とはあゆみをつよく。左右のたつなを。かとゝりて。手のうちをつよくもつ也。たとへはたつなの間に一そくの木を折かことしといへり。くらに乗ゐて。馬をさきへもやらす。かゝへて其の心をしつめ。口のさす所を知也。ことに人引馬。はやり馬。すぎ馬なとに

心をしつめて。しつかに打出してあゆますへし。かゝりあらは。それさまを乗へし。事くはれいしきのことく可乗。のり様はたにとものれ。一けんには尻を右へ折也。乗はてゝ。はしり出たる時へ付よせて。二あし三あしさらかしてをるへし。をるゝ時も。たつなを左の手かたに取そへてをるゝ也。馬とゐものは。たつなをはこすへし。貴人なとよりのれと所望あらは。其時はなにとも可乗か。又むちをさしても乗へし。扇をさして。むまくせはむ時。むちに用て。こしよりぬき出し乗人有。大にあるましき事也。又くつはく事。貴人の前にて乗時はくましきなり。さなき時ははきて可乗なり。

一貴人の弓いて見よとある時。第一こひきにすへし。ことにしめてはなす事あるへから

す。一段のかくこなり。
一同まとなといる時は。又かはるへし。其時はよくしめて。ねらいてはなすへし。さる程に。しゆ人貴人の御前とても。常にかやうの時はかはる儀也。よく〳〵分別すへし。第一のかくこ猪口傳これあり。
一入部のくらの事。うみのあるくらをのるへし。これさたまる方にはなけれとも。人の知行には。海山かけてといふ心。ことにくらもうみのあるか本也。うみなしは略儀也。文章なとにも御うらやましく存候なとゝかく事も。うみやまかけて。物のしゆふなる心をかくゆへなり。
一懇別存ては。わかりやうのおはわかむちにはせぬこと也。餘所にて所望して。つかまつるへき事也。
一しつしたる弓矢を。遠國へつかはし候時は。はこなとにもいれ。ゆるかぬやうにしてつかはす事よし。さしてさたまる法にはなけれとも。たゝかやうの物をしつする心也。さる程にこしつと大法とをよく〳〵心得へき事肝要也。
一猪のをきたるをは。むくとおきてとかたるへし。口傳在之。
一鹿かのしゝのおきたるをは。かさとおきてとかたるへし。口傳在之。
一うさきのおきたるをは。ふりとおきてとかたるへし。猪口傳在之。
一かふとをたかゝほにかくるといふ事は。かふとをぬきてうしろへなし。しのひのおをたかひほにむすひつけへし。たゝし條々口傳有。
一えるにくひいれやうの事。くひのいれやうとてなし。たゝくひおけはかりに　やう

あり。

一當世うつほのけしやうむすびなと〻申て色々あり。これ本のきにあらされは。中々しるすにおよはす。

一はなかみにあたりたる矢をとの事。ひやうしとかたるへし。

一まとにひとめつかふと申事は。まへなるいてのいはて〻かしこまりたるを。一め見てうちあけ候。その見る口の事也。

一同はつとのめといふ事も。此一めつかふも。はつとのめのうち也。はつとのめとは。さたまりたるめつかいの事也。別而の口傳也。

一馬にねこあしといふ事はあるへし。馬のねこのはしるやうにはしるを申也。いつれもはやねこあしいてき候へは。馬のりいれ候と心得へし。

一具足かたひらといふ事なし。こかたひらとこれいふ。然に此かたひらをきて。その上によろいひたゝれをきて。さて具足をもきる物也。いつれもこかたひらのこしらへやうは。はた袖たるへし。すそのなかさは。ひざにくらふへし。いつれもわかもんをつけへし。らんもんにも又はぬいめつけなりとも。その主のこのみ次第也。

一同すそのぬいやうは。そとへひねりてぬふへし。色の事はかちんにも。しろくも。あさきにも又はうすむめ。くろむめ抔もその主のこのみ次第也。いつれも御當家の衆は。かき柿はいむと也。猶條々口傳あり。

一弓うつほつけことは。たゝみひの事。弓のつるをうちへもちて。てさきをそとはめて見て。さてうつほのかまとに手をかけへし。これは矢をおひてありともおなし事也。

一本にある鳥には。善悪かたぬくへし。惣別

小鳥はかたぬきの事本なれとも。本にある鳥にはかたぬく本也。第一の口傳也。

一ひとてといふ矢の事。ひとてしんとう。ひとてしめおひ矢のうはやまとや也。

一同はりま（播磨）殿は。かりまたをもひとてといふ矢のうちへいれて被仰事也。一段のひしと也。たゝし口傳あり。

一具足のつじといふ事は。ひしをわろくぬいたるもつじ也。又こさくらなとにて。しゝのめをうちつふしたるもつし也。しる人すくなし。

一具足きてしやくする事。たゝうすゐ（蹲居）たるへし。しせん人なともおほくてしやくする時は。のち〳〵はひさをつきてもくるしからす。猶條々口傳あり。

一つるひきはつしてのしんたいの事。まつ弓をたてゝ。かたいれ。さて弓を左へ取なをし。たちなからそのまゝつるを前へまきて。さてかあしひきあわせ。三あしにのきて。さてかしこまり。其まゝちやくざへゆきて。はりかへ取てきたり。おとやあらはいへし。もとよりおとやなくは。はりかへ取にゆくにおよはす。猶口傳あり。

一しりかいなとさしきにかけてをくとて。さしてさたまれる法なし。しかれはわけたるをそのまゝかけへし。又もとよりみな取はなしてあらは。そのおもむきにてかけへし。

一くつわなとさしきにかけてをくやうの事。たつなをしつけてあらは。たつなをかけへし。又くつわはかりならは。兩方のたちきゝにかみよりにてむすふやうありて。そのかみよりをくきにかくるなり。

一かりのときは。弓ふくろをはゆめ〳〵もたすましき事也。此儀しる人なし。

一かちたちに。左おゝひのかへりたる事あるへし。そのまゝはかまにてすりて吉。もしそれになそらぬ事あらは。ゆかけのぬけかへりたる時のことく。めてへむきてくわへて入へし。誠ひせつ也。

一しろにてつねに馬引事。たゝ常のことくたるへし。在城なれは。常のことく也。

一同此とき乗事も。たゝ常のことくたるへし。ひきやうにつれて。乗事也。第一のかくこ知人少し。

一同在城成とも　はや世上に物ゆひなとありて。からはたゝ軍陣の馬の引やうにひくへし。へつしてのかくこ也。但口傳有。

一同乗やうも。ひくにつれてのるへし。第一のくてんなり。

一もし出門なとありて。そのまゝその所に人のゐて。馬共をいたし候事もあるへし。かやうの時も。たゝ軍陣にひくへし。

一同もとより此とき乗事あり共。ひくにしたかふて。軍陣の乗やうたるへし。

一さふ所の時　ふるたゝみたてゝいる事。たうりうにはいかゝに存候。たゝ十二さすたゝみのうちをたてゝいる儀なり。條々口傳あり。

一弓をもちてかささす事。かさをそとに。ゆみをうちにもつ也。いつれもつるを大ゆひの上にをきて。さて人さしゆひと。たか〳〵ゆひとのあひへつるを持(そか)すゑ。はすをかさのきのしたへいれ。弓をはしもへさけてわきにはさむ心あるへし。猶條々口傳これあり。

一しゝ(鹿)をいて。矢こたへの事あゝといふへし。これはいぬおふ物の時にはかはる也。口傳條々あり。

一同かりに一の矢(や)二の矢と中事ろんあるへし。まつ弓のはりかゝをくらへて見るにはたかきゆみまへ矢をつく也。これ大法也。猶口傳これあり。

一こまとのかわには。かならすゑをかく。たりうにはから草なとをもかく。又ひしなとをもかく。當流にはたゞひのきをかく。又はみとり松をもかく。いつれもまとの大小によりて。三所五所の儀有へし。條々口傳これ有。

一弓をよくひきたるをは。まんまるに月のわのことくはきふくらめて。なとゝかたるへし。これは打きゝたる所は。たゝことは如やらなれ共。一段の子細ある。よつてたくのことくかたると也。條々口傳これ有。

一かふとの手へんへは。惣してゆひともいるゝ事あるへからす。其子細は。くんじん(軍神)ぐんてん(天)をくわんしやうするゆへなり。然は四ツのほしには。四天にて四方のしゆごじんの心也。猶以口傳是あり。

一かぶらとゞめといふ事は。かぶらのきはに。かぶらのかたを高く。はすのかたをひきく。まくいとのこと也。

一馬につましろといふ事はなし。四ツしろの馬といふへし。此馬をよ所へつかはすに。雪ふみなとゝかきてつかはし候事也。第一の口傳也。

一矢代をくつかたにふるといふ事は。むかしは中をゆたちのかたへたわめいれて。まるくふりたり。いまはうしろをれん／＼にまとのかたへよせて。あつちのはむきのことくふる也。古今かやうにちかふこともあり。分別口傳肝要也。

一まとにもふうん(不運)の矢。かううん(好運)の矢といふ。

事有。たとへはなりよにしち矢ありすたる矢は。みたふうんの矢也。又はつれたる矢を。矢とり見そこなひて。あたりとおもひ。さいはいあけている矢を。是かううんの矢也。あまねく此事知る人なし。ひすへし。但猶口傳あり。

一あぶみを取て。しゆ人にのせ申事。左にてちからかはを取て。右にてあふみのやなひはをおさへ。こしをかゝむるやうにして取て。いつれも御あしのまはりてあふみにかゝる時。手をしたへまはしてあふみをかゝへ申也。

一次はすの物の事は。大射から。笠懸から。小笠懸のから。四目のから常のもゝとより。一手四目のからも次へし。又一手しんとう。又こしさしのじんとう。常にいたす。くしまとハ矢代しんとうかりまた。からかふらのからまとやなとは。みな〳〵つぐへし。

一いかものつくりと申事は。太刀のさやふくみを。刀。くまなとの皮にてしたるを申候也。

一いくさはつくりものと申事は。あやつりをもつて。かちまけあると申事也。

一しけりを乗に。弓もちてのかくことある事。たとへはするはす物にかゝり候事あるへし。しかれはうらはすをおもかひの間へ入てもち候へは。しけりもよくとをらるゝ事なり。一段のひじ也。但條々口傳在之。

一御前なとにて。馬にのる事あらは。かけへ行ておひをもしめなをし。刀なとにもさやとめをもし。もとよりあふきたゝふ紙をもおきて參乗へし。

一同此ときには。さけを下緒ゝもはかまのもゝたちへ入。内にて袴のこしにかゝふ事也。これ

一段のかくこなり。猶口傳在之。
一しんとうのこんけんの事。大りの大ゆかに。犬あかり候。まことのけうし也。しかれはけいくわと申ものを召て。御いさせ候事なり。そうしてししん天なとには。ちをてほし候はす候。七しやくほりてのくる事なれは。血をこほさぬやうにとありし時。くらに付たるしほでをぬきて　そやのさきにすけい射たる事也。もとよりけしやうの物なれは。則うせにけり。それよりも。しんとうははしまるとなり。一段ひじ也。但猶條々口傳在之。
一こしばりくらと申事は。むかしはさいくも上すにて。なまこをわらしへにてくゝりて。なかく成たる所をとりて。それにてくらをしはりたるゆへに。こしはりくらとは申候也。今はさいくへたにてこしばりくらなし。能く可心得事也。

一馬のしゆみのかみと申候をは。わらはとりとも申へし。
一まとの時。弓たをしする時に。しせんと草のはなとをうらはすに。うちはさむ事あるへし。弓をたてゝかたを入ゆんてへ弓をとりわたして。さて弓をくり入。草のはを取て。めてのかたへすてゝ。さてあしひきあはせ。三あしにのきて。畏て。やかて惣のいてとおなしくつれたちて可歸。たゞしをとやあらは。くさの葉をとりてすてゝ。やかておとやをつかふへし。能くかくこすへし。第一ひせつ。猶口傳有。
一かち立に。しせんにさるゝつるの物なとに。たかくかゝる事あるへし。たゝ其儘見ぬかほにておくへし。一段のひせつ也。猶條々口傳在之。
一かちたちによそゐをつかふと申事は。つる

なとのきれ。もとるほどらいにあまりて。取に行れぬ時は。そのまゝよって口を違ふて。その物をはとらぬ事也。第一のかくこひすへし。猶口傳在之。

一矢ひらきに。鶉をはすましき事也。射る鳥の内にてはされとも。矢開にはすましきと也。一段の口傳也。

一たてのあなをは。一切ふさくましき事也。これふしあなのこと也。ふしあなをふさき候へは。必手をおふ事也。ふしあなよりも。矢の入事なし。條々口傳在之。

一そうじてたてなどをもあらふ事。本儀にはなき事也。但當世みな人のあらふ事は略儀也。

一惣してたてと申物は。へつして子細あれとも。手おひなとをはのせてかく事也。條々口傳在之。

一同死人をものせてかく事苦からす候。條々子細有也。ひすへし。

一惣してたてに。くわんらく(歡樂)するものを入て。かく事はゆめ／＼有ましき事也。口傳在之。

一同くわんらく者の死たるは。もとより入てかく事あるへからす候事なり。

一かりこと葉にしゐしめに。鹿にやめのあると申事は。けきりのあはすやめのあさき事也。又矢さきのしゐし目なる事もあるへし。一段とせい兵なとにてはなし。何れも一の矢二の矢のろんの時。此ことは有へし。第一のかくこ也。

一同毛をふきてきすをもとむると申事は。一の矢二の矢をろんしてある時に。たとへしるしめ成共。一の矢に候は一の矢になるへし。

一かりに毛さきさまくものなとゝ申事は。ちと

しゝにあとめより射たる心たるへし。毛のさきをまき返して。射たると申ところ也。

一岡毛さきまかせの物と申事は。もとむかふて毛のまゝにいたると申こゝろ也。條々猶口傳在之。

一卷かみをはゆかみとも。立かみとも。まきかみなとゝ申へし。

一にべ口とりたる弓は。ぬりたるしゆんきよたるへし。條々口傳在之。

一ふし卷の弓は。まゐふし。とふしともにまくへし。前ふし計人のまく事はわろし。

一かりまたを。常に人の。一まい二まいなとゝ申候事わろし。一ッ二ッたるへし。

一こしうつほ。なとゝ申候事なし。

一うつほにとひやう。なとゝ申候もなし。

一かこうつほ。なとゝなおし申候ては。くるしかるましき事にても候はん哉。猶口傳在之。

一しほてのへうし物は。四天又はしゆみのしゝうを。へうしたる儀也。但口傳在之。

一軍陣の馬のをにをふくろを入候事。ゆめ〳〵有へからす事也。

一馬のをのかとなとをとるをは。めんをふすると申へし。昔かふさるよしあり。

一惣別入部のむちには。竹のねよしと也。

一兩方とも船いくさの時は。兩方とも弓を射返す聞敷事也。第一のかくこ也。

一ちんにてのかんきんは。たゝ心ぎやう三くわん。よしながかんきんわろしと也。

一陣にては第一こりをかく事。きたうの事也。よく〳〵かくごすへし。

一馬にかけたるあぶみとりて。きよと人の申候事もあるへし。左あぶみをはつすへし。

一圓木もてきたるやうは。たゝかこあふみまて也。

一惣別あふみは。右よりかけて左からはつし候事なり。

一惣してあふみをはつせと申候。子細は。かくると申候ゆへに。はつすと也。鞍はおきおろす也。

一常に軍陣へあを毛の馬の駄をはのるましき事也。あをたにのりてなどゝみやうせん(名誉)悪也。あなかちにさたまる法とはなけれとも申ならはして皆人いむ事也。

一鞍のしらほねもそうして乘ましき事也。すへてあかうるしさへも略儀にてわろし。たゝ黑くぬるへし。

一うつほの身ませはきにする事なし。

一けしやう。はらかけといふ事は。うちませにして。さるみゝにかけて置。常のことく又こしらへて。それをはらゝけにはすへし。

一かいの取わたしの事。ふくかたを人のかたへなしてわたすへし。猶口傳あり。

一かいのふきやふの事。三ッつゝ何時も吹へし。

一まと矢惣してませはきにする事なし。小笠原はりま殿なとも。ひとゝせおはいへ御下向ありて。皆〳〵ませはきのまとやくせ事と被仰候事也。第一の口傳たり。

一かいかけてをくやうの事。北西へふく方をなしておくへし。これは吹人を則南東へむかはせんため也。いつれもかいをは口をかきにそへてかけへし。第一の口傳あり。

一かいさしきにをく事。ふせてをくへし。いつれもふく方を北(西)にしへなしておくへし。かくるとも心おなし。

一馬のうちおゝつかふといふ事は。はしる時おゝひきこみて。うちもゝをうつ馬の事也。

一馬のおさゝらをすりてとかたる事は。馬の

おのおゝきをくちあしのそろふたるをよき
のりてがひやうしをつかせてとめたる時。
馬のうしろをすゆる時。おと〳〵すりあふ
が。さゝらをすることくなるとたとへに。馬
をもほめ。乗てをもほめたる事也。
一あしかるは惣してしきのたなはなとはさす
ましき事也、然はさすともたゝかもさしな
わをさして可然事也、
一馬のおなみをうつといふ事は。是もむまほ
むる事也。馬のお、おゝくてはしるか。お
のうへしたへあかりさかるか。なみのうち
たるやうなると。たとへに申事なり。
一馬のくつかけたる歟。あしの、ふれたるを
はくつむきかありてとかたる（義）へし。
一はねゆかけの事は　みちのきになし。これ
は具足弓おしへ候ものゝしたしたる事也。
かとへはせみをきたひたる心、鐸はぬくる
心あり。是も矢のみやうせんにかくのこと
く。又せひはからよりぬくるとてもせなか
われ候。然はいてもよくひきまはし。ゆんで
めてをかため。うしろなるみそをちやうき
にしてはなせは　矢さきちらぬといふ心也。
はねゆかけを人のみちへまぜて申間。みち
にてなき子細くはしくしるしわけ候事也。
一本（ほん）かねといふ事は。馬の左の事也。これを
ほんかね共おもてのかねとも申也。ゆめ
〳〵もとかねと言葉にいふへからす、字は
ほんとも、と共よめとも。かくのことく人
のいひならはしたる所。しるし分候事也。
一水の上にてゆんつへうつ事は。およそ水の
上につるをおろして。すゑはずのかたに。
別人にくしをさゝせ〳〵すへし。これ水の
上にてしるしならさる故也　まことに一段
のひし。猶口伝有。

一ぬきの上にても。ひかたにいても。ゆんつへのうちやう。たゝ木上におなし。庭にひしなり。

一ひたと惣にかいすりたるくらも。たれものるへし。たいかいむかしくら。くげ（公家）ののらるゝにおるゝし。

一惣して人の所へゆくに。その宿所のおるゝほとらひの事。凡一町はかりたるへし。但人によりて猶とをくおるゝ儀もあるへし。

一惣してしたのりといふは。そのしたのり〳〵なり。

一すのりといふ事は。なにのよふもなきにのる事也。

一庭のりといふ事は。もとよりかゝりあれはせひなし。かゝりなくとも。庭のりはしゆうの前にてあるへし。猶口傳あり。

一かゝりのはな。又はもみちなとのさかりには。むちをさゝす儀。いつれも心はもし木にむちあたりて。花紅葉ちらてはとのきつかい也。第一の口傳。猶條々にせつに難書也。

一あいつのかいのふきやうの事は。たゝ二ッも。又は一ッも。又はしきりにかすもなくふくとも。心まかせやくそく次第也。

一うつほつけて弓をは人にもたせ候事わろし。うつほつくる程ならは。弓もわれともつへき事なり。

一馬上にて物をいるに。おてへさかるといふ事は。木にある鳥をこの木からさしあけていれはいにくき間。おてへさかりてさしあけている事也。是第一のひじ。但猶口傳これあり。

一かけ鳥いやうの事。鳥にむかふてもいかゝ。又おのかたからもいかゝにて候間。鳥をさきたてゝ。すこしあとよりひとたんな（手綱）つか

ふて。いへしかくのことくあれは。矢みちおゝき心也。いつれもちとすちかふ心也。但口傳有。

一しねくちといふ物しめなから。かしらの一段ほそきをしねといふ。ねすみの口ににたるとて。さてしね口とは云也　猶口傳あり。

一木ほうしやうなふすやきなどと申物ハ。一向共みちになし。

一みやわたしの祝言に。大くにいたし候。馬の事ゆめ〳〵火性の馬をいたすへからす。水しやうの馬をいたすへし。第一のかくこ也。

一同家なとをつくりて。大くのいわひにいたす。馬も水しやうの馬をいたすへし。第一のかくこ也。

一惣して北むきにむまやをつくる事なかれ。馬は天竺と。唐土のさかひ地德山より出たるもの也。あのちくるいも。古郷をおもひてこかれしぬる也。猶しぬる事は先をきぬ。一段と馬やせ候事也。これ故に北むきをはいむ也。但口傳在之。

一馬屋にさるをかく事も。此地德山にてかんのふていに。一はんにさるか馬をひきてきたりまいらせしその故也。しゆご神の心に用也。

一同馬屋にせきれいをかく事は。はれきしん（馬櫪神）のしや（使者）なり。又へいをもたする事は。はらいをさする心也。

一あをりの見せよふとて。定れる法とては有へからす。左手すけ。右にてふたつをひつそろへて。すそへなるかたを人のかたへなしていたす也。

一わが性にあひたる馬をは。まんなかなんけん馬屋なりともまんなかにたてへし。

一くつわぬる事はれのいぬかさかけの時の事

也。其外にはぬるましき也。
一惣別まくの手とものとのあひよう。物を見る事あるへからす。口傳これあり。
一うつほにかけはじめたるかは〻。かのこのかわなり。八幡太郎殿の御代よりの事也。猶口傳これあり。
一惣してそや羽の事は。まとり羽をそめた〻事也。こう又たかなとのお羽をそめて。矢につくる事はまはのしるをそめたる心也。猶口傳あり。
一こうのしらお〻。そのま〻矢につくる事なし。
一には鳥。ふくろう。とひ。あをさきなとは惣して矢につくる事なし。た〻しあをさき。ふくろうなとは矢によりて一色つ〻につき候也。
一あつちには別になもあり。まとやまとも申也。
一惣して矢のなかにては。いつれよりもまと矢をいちしつしたる矢也。
一ふしはすといふ事は。まと矢のはすのことくけつりたるを。ふしはすと申也。これをけつりにすと申人もあり。
一ふたはすと申は。かは〻（皮）けつりのこしたる。ひきめからなとのことくなるはすの事也。
一矢代しんとうにきさめみの毛を。昔人のつけていたしたる事あり。これわろし。はやく見らる所は。さる事なれとも。しせん鳥なといる事あれは。た〻まとり羽をつけへし。第一のかくこ。猶口傳あり。
一うつほのふたに。別に名あるかの事。まふさぎと申へし。別て口傳あり。
一うつほをつけさせ。弓をもたせてなと〻申人あり。あまりにこじつすきたることはに

てわろし。たゝ弓をつほつけさせてなとゝ申へし。

一つるの出しやうの事。さして法なきと申なから。つるわの有かたを。人の方へなして出すへし。

一馬のかねはおもてのかねとは。左のかた右のかたをは。うらのかねとも。又うちこしとも申也。

一弓はよりきたる弓を人に出たすには。たゝ三所をほそなはにてゆふて。かきむすびにして。とたけのかたにてむすひてきるなり。いつれもあまた弓ゆひあわせたる時。かくのことく也。一ちやうなれはせひなし。

一弓のにへおりといふは。いまたはすをもきらす。しなへてゝ見ぬ弓をたゝみ。又はいたなとにおしあてゝすゑはすを人にとらへさせて。さて弓をおして見る事を。にへおりなとゝ常に人の申也。

一同しなへてなとゝ申は。又あらはすをきりて。さてしなへ。弦をかけて見る事を申なり。

一かふとにしやぐまつくる子細の事。はごくねつなとの時。かふとのはちなまらさせしかためなり。又は城なとをせむる時。いし弓とう木なとのあたりてみたれ候はん。さゝめのやうしやうにとも申也。口傳あり。

一八方しろのかふとには。惣してしやくまつけぬ事ほん也。

一にしのかい。惣してたてゝいる事なし。

一ほらのかいも。惣してたてゝいる事なし。

一さゝいのかいをも。たてゝいる事なし。

一同にしのかい。ほらのかい。さゝいかやうのるい。たてゝいぬと云事は。しんとうしめにて。かやうの物いる間。矢そんし候間。

さてたてゝいぬ事也。別面の口傳也。
一かしはのはは。いにしへたてたる事あり。しかれともいまはまりしてんの御持物にて候あひた。さてたてゝいぬ事也。子細條々口傳在之。
一あらいくつはにて。馬のる事あるへし。此時は兩方のたつなのはしを。たゝなほとにむすひあわせてのるへし。これあらいくつわにて馬ののりやうなり。一段の口傳有。
一ちからかはのいろいとぬいの事は。からむしろのきつつけ。又つゝろきつゝけのにかけへし。口傳これあり。
一ぐんちんにて。あせのこいのもちやうの事なし。然共ゆんてのわきのいたのむひへ入て。もちても可然といふぎあり。またまる法儀にあらされは。しせんの時のためにかきをく也。

一ぐんぢんにてなのりては。かならす左へおるへし。
一かたいつはうきしか人。馬にのりて下馬して禮をするに。舟なる人ももとよりたちてれいをすへし。そのまゝゐなから禮する事なし。ひろう也。
一うつほにかふらさす事。一ッさすへし。口傳これあり
一おひやにかぶら一ッさすへし。口傳條々あり。
一ゆかけのおにことかくる儀あらは。きかはなとすへし。口傳あり。
一にきりかはにことかくる儀あらは。むめそめのかははもちゆへし。口傳あり。
一くらにさかわに口いるゝ事くるしからず。是けつこうなる故也。いぬかさかけ。ぐんぢん等には最可然事也。たゞし御はれの時

は口傳有。
一余所えつかはすうつほにには。矢を一すちいれてつかはすへし。たゝしよきうつほのみなともあらは入てつかはすへし。惣別は是はふるきうつほの事也。あたらしきうつほの京みやけなどは。矢をいるゝに不及。まことにこれ第一のかくこ也。
一うつほはほれの時には。小者中間につけさすへし。ちん又遠野なとの時は。わかとうにもつけさすへし。條々口傳あり。
一御ともにこしあてする事は。常のにはあるへからす。なか旅の御ともの時はする事もあるへし。
一御參宮の御ともなとには。なかおひに上に十德きて。しろきこはおびをして。きてこしあてをし。むしやわらんづをはいて。むちもじんとう。うつほのうへにさして。もとより

かさきて御ともなり。弓はくろくぬりて。三所とうたるへし。條々口傳これあり。
一ぐんぢんにて。三ツの切所といふ事は。はだのおひ。うはおび。わらんつのお。いつれもこれを。まむすびにしてきるへし。第一の口傳なり。
一同かくのことく。三所きる子細は。大事のかつせんことには。今日さしをくるゝ儀あらは。一定うちしにすへきと存時。このしんたいなりとても。すつるいのちをかくこと。人にしらせんため也。此三ツのきり所について。せんねん相國寺のかつせんの時。やすとみ民部しんたいについても。此さたあり。口傳是有。
一馬にくつをば。うつともかくるとも中也。一武の庭のりといふ事に。くつかたのありやうなり。然は右へ三へん。左へ四返也。い

つれも二へんめにくつわにて入さすへし。條々躾口傳あり。

一同式の庭いりは。なにの時も辰なり。霜にわたる庭のり也。たゝしくんちんにては両面のかくこあり。しるすに不及

一御ともの次第の事二色あり。五きなれは。御馬そへ。いち賞翫にて。次第に五きあか五はんにさかるもあり。又御そへいち賞翫にて。又五はんめ二はんの賞翫にて。さてれんばんのことく次第にさかるもあり。いつれも條々口傳もつて申候間。御ともくしんかんよふ也。

一上より御くらくだされ候時は。もとより御くらあたらしく候とも。又ふるく候ともいたゝくへし。

一とうはいの人のくれ候し時。あたらしきをはいたゝきてよくそといたゝくへし。

一主人より御あぶみくたされ候はゝ。ふるきあたらしきによらすいたゝくへし。口傳是あり。

一とうはいよりあふみ給時に。ふるきあたらしきによらす。いたゝくへし。その故はあしにふむゆへなり。かやうの時はいたゝかぬ間。ふかく禮をすへし。第一のかくこ也。

一まとあらふといふ事はたりうの事。當流においてなし。いつれもはらなをすといふ。

一ゆかけのゆひは。くすしゆひよりぬきはしめ候事也。一段のひし也。但口傳これあり。

一馬上にて物いる時。もとより両方さしなからいる事也。

一同下馬している時は。左のゆかけをとりて。右ゆかけをさしなをす也。おゝかちた地のことくとめていへし。第一のひしひすへし。但口傳にこれあり。

一同下馬して左ゆかけ取。右ゆかけおゝとめなをすほととうりうなくは。そのまゝなりともいへし。まことに是はせつ也。
一惣かまへといふ事は。たとはゝこし水なとにてはいちはなとを申也。惣くるわの事也。
一前をきの物といふは。しゝ。らさき。狸。きつねなとの事也。口傳あり。
一矢ひらきに用事は。一鹿二雀也。猶口傳是あり。
一弓にひとふくらといふ事は。いぬおふ物の時用ことはなり。然はこれ矢のささの時。ひとつへすきてすたる矢あれは。けんみといてともんたうの時いることは也。但口傳あり。
一惣別竹の紅のむちは。惣のふしのかす半なり。又とつかあれは。とつかより上を半にふしをするなり。ふしのもとと。ひん／＼とかそゆへし。
一うちのくろきあふみをは。くろぬりのあふみとて。出家よりほかはのらさる事也。
一さるのかはゝ。もとよりうつほにかくる也。ゑんこうのかはも。公方の御うつほにかゝりたるよし有り。口傳に是有。
一うつほにかけぬかはの事に猪羊くしま。うし。ねこのかはからかはにはひつし。これらはかけぬなり。又狸のかはなとを。人のかくる事。これ又さら／＼ほんぎにあらす。
一うつほより。矢をぬきいたすともいふ。又かりだすともいふ。くわしくは口傳にあり。
一月見花みの時まくのうちやふの事。たゝさうのまくのうちやふ也。
一同此時の出入とても別になし。たゝぐんちんのことく也。但かやうの時は。すこし物のちかひてもくるしからす。ぐんぢんにて

はすこしもちかふことけうし也。常の時なを／＼くるしからす。

一すかりまたといふ事は。常のかりまたの事也。又かふらのつきにいたる。かりまたをいふ。猶條々口傳あり。

一かりまたからきはしのにする事は。これしらのをひしてする心也。ほんはしらのなり。條々口傳有。

一かふらたちさはしのにする事あり。これもたゝひしての心也。猶口傳これあり。

一神事のくらいこしらへやうの事。たゝいかにもけつこうにすへし。

一つるきいでには。もんのある物をはすましき事也　割出　からきなとにかけしろう儀にあらす。猶口傳あり。

一しやうふく。わかたのへうし物の事。たゝしやうふをひやうしたる事也。

一ふきとり。かけとりなといるにもしくははあし羽かはなといきる事あるへし。その時は人にいたすましき事也。第一のかくご也。

一同もし又人なとゝ同道しての儀にあらは。その時はいたしもすへし。かやうの事はしきによる事也。一へんに心へへからす。第一の口傳也。

一御ともの時。もし雨ふりて。御こしにあまおゝひかゝり候はゝ。御とも衆の事もおさをさすへし。あまおゝひかゝらす候はゝさすへからす。第一の口傳也。

一けいとうけもたてへし。いつれも花のよくむかふたるをたてへし。

一てまりけもたてへし。そのまゝたてへし。

一舟のせいは惣している事なし。

一同せいいぬ子細は。くわん音のみくしをへうしたる事也。まことに一段のひせつ也。

ひすへし。
一册のかちなとは。めあての物にもいましき
もの也。第一のかくご也。
一のやといふはしらのゝそやの事也。たりう
也。
一あらのといふ事は。たちたるのゝまゝの事
也。
一のをたち候所を。はのまちと申也。
一のとるといふ事は。たいかは矢つかをきた
めて。のゝもとすゑをきりて。さてたむる
事をいふ也。
一同つめきるといふは。よく〳〵ためてのをほん
矢つかにつめきる事をいふ也。
一くつのおい所は。おはりめきつかと申所の
くつ也。
一いつもくつわといふ事は。かち上手にてな
らさすもすゝむ也。これようちにもちいるく
つわ也。
一弓の左まきのこしらへやうの事。これもほ
んきにあらす。人のいさうのこしらへやう
也。
一弓たん〳〵にこしらゆる事も。人のいさう
にて。これもこのみたる事也。つら〳〵ほ
んきにあらさる事なり。
一弓をいろこのみたにしこみ候事。これは心あ
りしこめたる弓はじやをかたとるゆへ也。
まことにおもしろき事と。云々。
一弓をたいきいにする事。まことに曲事のよ
しこれより言被仰事也。又京都にてきうしや
うい九霊御弓をたいきいに御させ候を。宗
精御らんして一段の曲事と被申候に。や
かて人にくたされ候を。其時しんかい越前
守。御前へに候しうけたまはりたるよし物
かたり候。かくのことくの時は。おもおい

ながら同前の心得也。同而口傳有也。

一ねんの物をいる矢はつくる羽の事。まとりの大鳥計に心つけへし。

一同子細の事。此矢をもてひやうつといとをしたる時。さうふ此羽にてきるゝこゝをもつて。かならすしるしをつくる也。

一城の一のきど。二のきと。三のきとなとゝ申ハ。一のきとこは一さし口のこと也。三のきとはつめのきとなとゝ。常人の申きとの事也。

一たちはなの木のある所にて。馬ひく事まつそのかたへ馬のかしらをひきむけて。さてそのゝち常の如く御目にかけ候也。是一段のひし知人すくなし。條々補口傳にあり。

一まと弓人の所望の時。しらき。そばしらき。むらこきをいたすへし。たゝしむらこきは。子細ある弓。それは。よの常には有かたし。

一まとをはふむとも。いるゝとも申ましき事也。たゝくむと申へし。

一まくの事。いとのかくこはりかへしせす。いるまでの本のやにをもつて。いとをもとむる也。

右此條々注記。云々。若於相違之儀者。重而令筆削可參者也。

天文十三年十二月三日　岡本美濃守
重傳（花押）

右一帖。仍御懇望令傳寫候畢。　伊勢万助

寛政四年壬子八月十六日　貞春（判）

松岡平次郎殿　參

以宮内省圖書寮本謄寫校合畢

齋藤松太郎
田中敏治　校
大和田五月

大正十三年十月廿一日印刷
大正十三年十月廿五日發行

發行者　東京府西巣鴨町宮仲二千五百七拾番地
續群書類從完成會代表者
太田藤四郎

印刷者　東京府西巣鴨町宮仲二千七百拾二番地
原子廣宣

印刷所　東京府西巣鴨町宮仲二千七百拾二番地
無我山房印刷工場

發行所　東京府西巣鴨町宮仲二千五百七拾番地
續群書類從完成會
振替東京六二六〇七　電話小石川一三〇八